

約款番号

E-2

# 旧セゾン生命契約用約款

ジブラルタ生命 コールセンター

**0120-981-088** **通話料無料**

受付時間 平日 9:00~18:00 土曜 9:00~17:00  
(日・祝・12/31~1/3を除く)

2024年3月版<sup>®</sup>



**Gibraltar**  
ジブラルタ生命

# 目次

## ■普通保険約款

ライフサイクル無配当定期保険普通保険約款	1
医療給付金付無配当定期保険(95)普通保険約款	18
ライフサイクル無配当入院保険(01)普通保険約款	39
新ガン保障付無配当定期保険普通保険約款	59
ガン入院保障付無配当定期保険普通保険約款	75

## ■特約条項・特則

保険金等の支払時期変更特則	87	無配当女性入院特約(01)条項	203
保険契約の失効取消に関する特則(V)	89	無配当通院特約(01)条項	213
未経過保険料の取扱に関する特則	90	無配当退院給付特約(01)条項	221
定期保険特約(93)条項	91	無配当特定損傷特約(01)条項	226
保険金買増特則(93)条項	98	無配当無事故給付特約(01)条項	234
5年ごと利差配当付定期保険特約条項	104	無配当こども入院特約(01)条項	238
5年ごと利差配当付保険金買増特則条項	111	無配当通院特約条項	253
無配当傷害特約(94)条項	117	無配当女性特定疾病特約条項	260
無配当災害割増特約(94)条項	130	リビング・ニーズ特約条項	271
無配当新災害入院特約(94)条項	140	個人年金保険料税制適格特約(60)条項	277
無配当新疾病入院特約(94)条項	148	ライフサイクル特約条項	279
積立特約(94)条項	159	保険料口座振替特約条項	280
ガン専用積立特約(94)条項	166	クレジットカード払特約条項	282
無配当長期入院特約(01)条項	172	団体扱特約(年払・半年払)条項	284
無配当ガン治療給付特約(01)条項	178	団体扱特約(月払)条項	285
無配当急性心筋梗塞・脳卒中診断給付特約(01)条項	185	特別集団扱特約条項	287
無配当ガン入院特約(01)条項	191	指定代理請求特約条項	289
無配当特定疾病入院特約(01)条項	197		

# ライフサイクル無配当定期保険普通保険約款 目次

この保険の趣旨

## 第1章 この保険契約の給付

- 第1条 保険金の支払
- 第2条 保険料の払込免除
- 第3条 保険料の払込を免除しない場合
- 第4条 戦争その他の変乱の場合の特例
- 第5条 保険金の支払方法の選択
- 第6条 保険金等の請求手続、支払時期および支払場所

## 第2章 会社の責任開始期

- 第7条 会社の責任開始期

## 第3章 保険料の払込

- 第8条 保険料の払込方法<回数>
- 第9条 保険料の払込
- 第10条 保険料の払込方法<経路>
- 第11条 保険料の一括払または前納

## 第4章 猶予期間および保険契約の失効

- 第12条 猶予期間および保険契約の失効
- 第13条 猶予期間中に保険事故が発生したとき

### 第4章の2 保険料の自動振替貸付

- 第13条の2 保険料の自動振替貸付
- 第13条の3 保険料の自動振替貸付の取消

## 第5章 保険契約の復活

- 第14条 保険契約の復活

## 第6章 保険契約の取消および無効

- 第15条 保険契約の取消および無効

## 第7章 告知義務および告知義務違反による解除

- 第16条 告知義務
- 第17条 告知義務違反による解除
- 第18条 保険契約を解除できない場合
- 第19条 重大事由による解除

## 第8章 解約および解約返戻金

- 第20条 解約
- 第21条 解約返戻金

## 第9章 保険契約の内容の変更

- 第22条 インフレ・ガードとしての保険金額の増額
- 第23条 インフレ・ガードとしての保険金額の増額ができない場合
- 第24条 保険金額の減額
- 第25条 保険契約の更新

- 第25条の2 払済保険への変更

- 第25条の3 復旧

- 第25条の4 他の保険契約への変更

## 第9章の2 他の保険契約への加入

- 第25条の5 他の保険契約への加入

## 第9章の3 保険契約者貸付

- 第25条の6 保険契約者貸付
- 第25条の7 貸付金の返済

## 第10章 保険契約者および保険金受取人

- 第26条 保険契約者または保険金受取人の代表者
- 第27条 保険契約者の変更
  - 第27条の2 受取人の変更
  - 第27条の3 遺言による受取人の変更
  - 第27条の4 受取人の死亡
- 第28条 保険契約者に対する通知

## 第11章 年齢の計算、年齢または性別の誤りの処理

- 第29条 年齢の計算
- 第30条 年齢または性別の誤りの処理

## 第12章 その他の事項

- 第31条 保険契約者配当金
- 第32条 時効
- 第33条 管轄裁判所

## 第13章 ライフサイクル無配当優良体定期保険からこの保険への自動変更

- 第34条 ライフサイクル無配当優良体定期保険からこの保険への自動変更

## 第14章 ライフサイクル無配当優良体定期保険からこの保険への加入

- 第35条 ライフサイクル無配当優良体定期保険からこの保険への加入

## 第15章 受取人による保険契約の存続

- 第36条 受取人による保険契約の存続

## 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

- 別表1 対象となる不慮の事故
- 別表2 対象となる高度障害状態
- 別表3 対象となる身体障害の状態
- 別表4 請求に必要な書類(○印は必要書類を示します)

# ライフサイクル無配当定期保険普通保険約款

## この保険の趣旨

この保険は、被保険者が、保険期間中に死亡したときまたは所定の高度障害状態になったときに保険金を支払い、家族の生活の安定をはかる保険です。

## 第1章 この保険契約の給付

### (保険金の支払)

第1条 この保険契約の保険金は、次のとおりです。

名称	保険金を支払う場合(以下「支払事由」といいます)	支払金額	受取人	保険金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます)
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	保険金額	死亡保険金受取人	被保険者が次のいずれかにより死亡したとき (1) 責任開始(復活が行なわれたときの保険契約または復旧が行なわれたときの保険契約の増額部分については、最終の復活または復旧の際の責任開始。以下同じ)の日から起算して3年以内の自殺 (2) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意
高度障害保険金	被保険者が、責任開始期以後に発生した傷害または疾病により保険期間中に高度障害状態(別表2に定めるものとします。以下同じ)になったとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病(責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限り)を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態になったときを含みます。	保険金額	被保険者	被保険者が次のいずれかにより高度障害状態になったとき (1) 被保険者の犯罪行為 (2) 保険契約者または被保険者の故意

2. 被保険者の生死が不明の場合でも、被保険者が死亡したものと会社が認めるときは、死亡保険金を支払います。
3. 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合でも、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、会社は、その残額を他の受取人に支払います。
4. 免責事由に該当したことによって死亡保険金を支払わないときは、会社は、保険料払込中の保険契約についてはその払込年月数により、その他の保険契約についてはその経過年月数により計算した責任準備金(会社の定める方法によって計算される保険契約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ)を、保険契約者に支払います。(前項の規定により死亡保険金の一部が支払われない場合には、支払われない死亡保険金部分の責任準備金を支払います。)ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合には支払いません。
5. 死亡保険金が支払われたときは、その支払後に高度障害保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
6. 死亡保険金を支払う前に高度障害保険金の支払請求を受け、高度障害保険金が支払われるときは、会社は、死亡保険金を支払いません。
7. 高度障害保険金を支払ったときは、被保険者が高度障害状態になった時にさかのぼって、保険契約は消滅します。
8. この保険契約の保険期間の満了日(更新限度となる最後の保険期間の満了日をいいます。以下同じ)に、高度障害状態のうち回復の見込がないことのみが明らかでない場合でも、その後もその障害の状態が継続し、回復の見込がないことが明らかになったときは、保険期間の満了日に高度障害状態に該当したものとみなします。ただし、保険期間の満了日後に新たに生じた原因により、回復の見込がないこととなった場合を除きます。
9. 保険契約者が法人の場合には、第1項の規定にかかわらず、高度障害保険金の受取人を、保険契約者とすることができます。
10. 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者が責任開始期前に発病した疾病を直接の原因として責任開始期以後に高度障害保険金の支払事由に該当したときでも、責任開始期以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
  - (1) その疾病について、保険契約の締結、復活または復旧の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
  - (2) その疾病について、責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されなかったことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

**(保険料の払込免除)**

**第2条** 被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故(別表1に定めるものとします。以下同じ)による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に身体障害の状態(別表3に定めるものとします。以下同じ)になった場合には、会社は、次の払込期月(払込期月の初日から契約応当日の前日まで)に身体障害の状態になったときは、その払込期月)以後の保険料の払込を免除します。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態になったときを含みます。

2. 前項の規定により保険料の払込が免除された場合には、保険料は、以後払込期月の契約応当日ごとに払込があったものとして取り扱います。
3. 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込の免除事由発生時以後、第22条(インフレ・ガードとしての保険金額の増額)、第24条(保険金額の減額)、第25条の2(払済保険への変更)、第25条の3(復旧)、第25条の4(他の保険契約への変更)および第25条の5(他の保険契約への加入)の規定は適用しません。

**(保険料の払込を免除しない場合)**

**第3条** 被保険者が、次の各号のいずれかによって、前条の規定に該当した場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

- (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- (2) 被保険者の犯罪行為
- (3) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
- (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

**(戦争その他の変乱の場合の特例)**

**第4条** 被保険者が、戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態になった場合に、その原因により死亡または高度障害状態になった被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めるときは、その程度に応じ、死亡保険金または高度障害保険金の金額を削減して支払い、またはその金額の全額を支払いません。

2. 前項の場合、死亡保険金を支払わないときは、責任準備金を保険契約者に支払います。
3. 被保険者が、戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により身体障害の状態になった場合に、これらの原因により身体障害の状態になった被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めるときは、保険料の払込を免除しないことがあります。

**(保険金の支払方法の選択)**

**第5条** 保険契約者(保険金の支払事由発生後は、その保険金の受取人とします)は、会社の定める方法により、保険金につき、一時支払に代えて据置支払の方法を選択することができます。

**(保険金等の請求手続、支払時期および支払場所)**

**第6条** 保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者、被保険者または保険金受取人は、すみやかに会社に通知してください。

2. 保険金の受取人または保険契約者は、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、すみやかに必要書類(別表4)を提出して、保険金または保険料の払込免除を請求してください。
3. 死亡保険金の受取人は、死亡保険金の支払事由が生じたときは、会社の定める範囲内で、会社所定の金額を上限として、死亡保険金の一部または全部を請求することができます。
4. 保険金は、その請求に必要な書類が、会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所において支払います。
5. 保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
  - (1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合  
支払事由に該当する事実の有無
  - (2) 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合  
保険金の支払事由が発生した原因
  - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合  
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
  - (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合  
前2号に定める事項、第19条(重大事由による解除)第1項第4号(ア)から(オ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実
6. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
  - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日

- (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
- (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
- (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
- (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
7. 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
8. 第5項および第6項に定める確認を行なう場合、会社は、保険金を請求した者に、その旨を通知します。
9. 第4項ないし第8項の規定は、保険料の払込免除について準用します。
10. 官公署、会社、工場その他の団体(団体の代表者および個人事業主を含み、以下「団体」といいます)を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等(以下「死亡退職金等」といいます)として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金または高度障害保険金の請求の際、第2項に規定する書類の他、第1号または第2号いずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
  - (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
  - (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
  - (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

## 第2章 会社の責任開始期

### (会社の責任開始期)

**第7条** 会社は、保険契約の申込を承諾した場合は、次の時から保険契約上の責任を負います。

- (1) 第1回保険料を被保険者に関する告知以後に受け取ったときは、第1回保険料を受け取った時
- (2) 第1回保険料を被保険者に関する告知の前に受け取ったときは、告知の時
2. 前項の規定による会社の責任が開始される日を契約日とします。
3. 保険期間および保険料の払込期間の計算については契約日から起算します。
4. 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を発行します。保険証券には、次の各号に定める事項を記載します。なお、保険事故・給付事由および保険給付の方法については保険証券に記載しません。
  - (1) 会社名
  - (2) 保険契約の名称
  - (3) 契約日
  - (4) 保険料およびその払込方法
  - (5) 保険契約の終期(保険期間)および保険料払込期間
  - (6) 保険金額
  - (7) 保険契約者の氏名または商号等
  - (8) 被保険者の氏名および契約時の年齢
  - (9) 保険金等の受取人を定めたときは、その氏名または商号等
  - (10) 特約が付加されたときは、その特約の名称、終期(保険期間)および保険金額等
  - (11) 保険証券の作成地および作成年月日

## 第3章 保険料の払込

### (保険料の払込方法<回数>)

**第8条** 保険契約者は、契約申込の際に、次の各号の保険料の払込方法を選択することができます。

- (1) 月払(以下「月払契約」といいます)
- (2) 半年払(以下「半年払契約」といいます)
- (3) 年払(以下「年払契約」といいます)
2. 保険契約者は、会社の定める範囲内で、前項各号の保険料払込方法を変更することができます。

### (保険料の払込)

**第9条** 第2回以後の保険料は、払込期間中、毎回第10条(保険料の払込方法<経路>)第1項に定める払込方法にしたがい、次の期間(以下「払込期」といいます)内に払い込んでください。

- (1) 月払契約の場合  
月単位の契約応当日(契約応当日のないときは、その月の末日とします。以下同じ)の属する月の初日から末日まで
- (2) 年払契約または半年払契約の場合  
年単位または半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

2. 前項の保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者(保険金を支払うときは保険金受取人)に払い戻します。
3. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を保険金から差し引きます。
4. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険契約者は、未払込保険料を払い込んでください。
5. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第13条(猶予期間中に保険事故が発生したとき)第2項の規定を準用します。

#### (保険料の払込方法<経路>)

**第10条** 保険契約者は、会社の定める範囲内で、次の各号のいずれかの保険料の払込方法を選択することができます。

- (1) 会社の指定した金融機関等の口座自動振替により払い込む方法
  - (2) 会社の指定した金融機関等の口座に郵便振替または銀行振込により払い込む方法
  - (3) 所属団体または集団を通じ払い込む方法(所属団体または集団と会社との間に団体取扱協約または集団取扱協約が締結されている場合に限り)
  - (4) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
  - (5) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
2. 保険契約者は、会社の定める範囲内で、前項各号の保険料払込方法を変更することができます。
  3. 保険料払込方法が第1項第1号、第3号または第5号である保険契約において、その保険契約が会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料払込方法を他の払込方法に変更してください。この場合、保険契約者が保険料払込方法の変更を行なうまでの間の保険料については、会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。

#### (保険料の一括払または前納)

**第11条** 保険契約者は、保険料の払込方法<回数>により、次のとおり、将来の保険料をまとめて払い込むことができます。

- (1) 月払契約の場合  
12カ月分までの保険料を一括して払い込むことができます。この場合、一括して払い込む保険料が3カ月分以上あるときは、会社の定める率により保険料を割り引きます。
- (2) 年払契約または半年払契約の場合
  - (ア) 将来の保険料(半年払契約のときには、1年以上)を前納することができます。
  - (イ) (ア)の場合、会社所定の利率で割り引きます。
  - (ウ) 保険料前納金は、会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、払込期月の契約応当日が到来するごとに、保険料の払込に充当します。
2. 保険契約が保険料の払込を要しなくなった場合に、一括払分保険料または保険料前納金に残額があるときは、これを保険契約者(保険金を支払うときは保険金受取人)に払い戻します。

## 第4章 猶予期間および保険契約の失効

#### (猶予期間および保険契約の失効)

**第12条** 第2回以後の保険料の払込については、次のとおり猶予期間があります。

- (1) 月払契約の場合  
払込期月の翌月初日から末日まで
- (2) 年払契約または半年払契約の場合  
払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで(契約応当日が2月、6月、11月の各末日のときは、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで)
2. 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間の満了する日の翌日から効力を失います。
3. 保険契約が効力を失った場合には、保険契約者は、解約返戻金を請求することができます。

#### (猶予期間中に保険事故が発生したとき)

**第13条** 猶予期間中に保険金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を保険金から差し引きます。

2. 猶予期間中に保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

## 第4章の2 保険料の自動振替貸付

### (保険料の自動振替貸付)

- 第13条の2** 保険料の払込がないままで猶予期間を経過した場合に、この保険契約に解約返戻金があるときは、保険契約者からあらかじめ反対の申出がない限り、保険料に相当する金額を自動的に猶予期間の満了する日に貸し付けて保険料の払込に充当し、保険契約を有効に継続させます。
2. 本条の自動振替貸付の取扱は、貸し付ける保険料(月払契約のときは6カ月分)に相当する金額とその利息の合計額が、解約返戻金額(その保険料の払込があったものとして計算し、本条の貸付または保険契約者貸付があるときはその元利金を差し引きます。以下、本条において同じ)を超えない間、行なわれるものとします。
  3. 本条の貸付金の元利金が解約返戻金額を超えるときは、会社は、事前にその旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、会社の定める金額を払い込むことを要します。
  4. 前項の会社の定める金額が払い込まれない場合には、保険契約は、本条の貸付金の元利金が解約返戻金額を超えるに至った時から効力を失います。
  5. 本条の貸付金の利息は、年8%以下の会社所定の利率で計算し、猶予期間が満了するごとに元金に繰り入れます。
  6. 本条の貸付金の元利金の返済は、第25条の7(貸付金の返済)に定めるところによります。

### (保険料の自動振替貸付の取消)

**第13条の3** 保険料の自動振替貸付が行なわれた場合でも、猶予期間の満了する日の翌日から起算して4カ月以内に保険契約者から次のいずれかの請求があったときは、会社は、保険料の自動振替貸付を行なわなかったものとして、その請求による取扱をします。

- (1) 保険契約の解約
- (2) 保険金額の減額
- (3) 第25条の2(払済保険への変更)の規定による払済定期保険または払済終身保険への変更

## 第5章 保険契約の復活

### (保険契約の復活)

- 第14条** 保険契約者は、保険契約が効力を失った日から起算して3年以内は、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。
2. 保険契約の復活を請求するときは、保険契約者は、必要書類(別表4)を提出してください。
  3. 会社が保険契約の復活を承諾したときは、保険契約者は、会社の指定した日までに、延滞保険料を払い込んでください。
  4. 第7条(会社の責任開始期)第1項の規定は、本条の場合に準用します。
  5. 復活後の保険契約の保険証券は、旧保険証券と復活の通知書をもって新保険証券に代えます。

## 第6章 保険契約の取消および無効

### (保険契約の取消および無効)

- 第15条** 保険契約者または被保険者の詐欺によって保険契約の締結、復活または復旧が行なわれたときは、会社は保険契約(復旧のときは、その際の増額部分とします)を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。
2. 保険契約者が保険金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって、保険契約を締結、復活または復旧した場合は、その保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

## 第7章 告知義務および告知義務違反による解除

### (告知義務)

**第16条** 会社が、保険契約の締結、復活または復旧の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で質問した事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社指定の医師に告知するときは、口頭によるものとします。

### (告知義務違反による解除)

- 第17条** 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約(復旧のときは、その際の増額部分とします。以下本条および次条において同じ)を解除することができます。
2. 会社は、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても、保険契約を解除することができます。この場合、会社は、保険金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、すでに保険金を支払い、または保険料の払込を免除していたときは、保険金の返還を請求し、または保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または保険金受取人が証明したときは、保険金を支払いまたは保険料の払込を免除します。



3. 保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金受取人に解除の通知をします。
4. 保険契約を解除したときは、解約返戻金を保険契約者に支払います。

#### (保険契約を解除できない場合)

**第 18 条** 会社は、次の場合には、前条の規定にかかわらず、保険契約を解除できないものとします。

- (1) 会社が、保険契約の締結、復活または復旧の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき
  - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。 )が、保険契約者または被保険者が第 16 条の告知をすることを妨げたととき
  - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第 16 条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
  - (4) 会社が、解除の原因となる事実を知った日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき
  - (5) 責任開始の日から起算して2年以内に保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じなかったとき
2. 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第 16 条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

#### (重大事由による解除)

**第 19 条** 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金の受取人がこの保険契約の保険金(死亡保険金、高度障害保険金および保険料払込免除をいいます。本項において同じ)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合
  - (2) この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
  - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
  - (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が次のいずれかに該当する場合
    - (ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。 )に該当すると認められること
    - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
    - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - (エ) 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 会社は、死亡保険金もしくは高度障害保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、死亡保険金もしくは高度障害保険金(前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号の(ア)から(オ)までに該当したのが死亡保険金受取人のみであり、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき死亡保険金をいいます。以下本項において同じとします。)の支払または保険料の払込の免除をしません。また、すでに死亡保険金もしくは高度障害保険金を支払い、または保険料の払込を免除していたときは、死亡保険金もしくは高度障害保険金の返還を請求し、または保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金の受取人に通知します。
  4. この保険契約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
  5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、死亡保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない死亡保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金を保険契約者に支払います。

## 第8章 解約および解約返戻金

#### (解約)

**第 20 条** 保険契約者は、将来に向かって保険契約を解約し、解約返戻金を請求することができます。

### (解約返戻金)

- 第 21 条** 解約返戻金は、保険料払込中の保険契約についてはその払込年月数により、その他の保険契約についてはその経過年月数により計算します。
- 前条による解約返戻金を請求するときは、保険契約者は、必要書類(別表4)を提出してください。
  - 解約返戻金は、前項の書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所において支払います。
  - 保険契約者が本条の規定により解約返戻金を請求した後は、保険契約の復活を請求することはできません。

## 第9章 保険契約の内容の変更

### (インフレ・ガードとしての保険金額の増額)

- 第 22 条** 保険契約者は、契約日以後3年ごとの契約応当日(以下本条において「増額基準日」といいます)に、会社所定の増額申込書を提出して保険金額の増額を請求することができ、会社はこれに応じます。
- 増額の請求は、増額基準日の前日までに行なってください。
  - 増額する保険金額は、会社の定める方式により計算した過去3年間の物価上昇率を、当該増額基準日の保険金額に乗じて得た金額(10万円を単位とします)とします。ただし、算出された金額が50万円に満たない場合は、50万円に繰り上げて取り扱います。
  - 会社は、増額する保険金額および増額にもなう保険料の増加金額を、あらかじめ保険契約者に通知します。この場合、増額した保険金にかかる保険料は、当該増額基準日の被保険者の年齢によって計算します。
  - 増額した保険金にかかる第1回の保険料は、増額基準日までに払い込んでください。
  - 本条の規定によって増額した保険金については、前項の払込があったとき、当該増額基準日から保険契約上の責任を負います。この場合、会社は、増額証書を発行します。

### (インフレ・ガードとしての保険金額の増額ができない場合)

- 第 23 条** 次のいずれかに該当する場合には、前条に定める増額を請求することはできません。
- 前条に定める増額を、2回連続して行なわなかったとき
  - 被保険者が、18歳未満のときに締結した保険契約であるとき。ただし、被保険者の18歳の増額基準日からは、保険契約者は、会社の定める方法により、被保険者の健康状態を証する書類を提出することによって、前条に定める増額を申し込むことができます。会社がこの申込に応じたときは、その時以後、前条の規定により取り扱います。
  - 当該増額基準日において次のいずれかに該当するとき
    - 被保険者の年齢が45歳をこえるとき
    - 最近2回の増額基準日に増額した保険金額が、その後の減額により全て消滅しているとき
    - 第12条(猶予期間および保険契約の失効)第2項の規定により、効力を失っている保険契約であるとき

### (保険金額の減額)

- 第 24 条** 保険契約者は、保険金額を減額することができます。ただし、減額後の保険金額は、会社の定める金額以上であることを要します。
- 第22条(インフレ・ガードとしての保険金額の増額)の規定により増額された保険契約について、その保険金額を減額するときは、最終の増額分より順次に減額されたものとして取り扱います。
  - 保険金額を減額したときは、その減額した部分は解約したものと取り扱います。
  - 保険金額を減額するときは、保険契約者は、必要書類(別表4)を提出してください。

### (保険契約の更新)

- 第 25 条** 保険期間が年満了の場合、保険契約者が、保険期間の満了する日の2週間前までに保険契約を継続しない旨を通知しない限り、保険契約(保険期間の満了する日までの保険料が払い込まれていることを要します)は、保険期間の満了する日の翌日に更新されるものとし、この日を更新日とします。ただし、次のいずれかに該当するときは、更新できません。
- 更新後の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が、会社の定める範囲を超えるとき
  - 払済保険に変更されているとき
  - 更新後の保険期間および保険金額は、更新前と同一とします。ただし、前項第1号の規定に該当する場合には、会社の定める短期の保険期間に変更して更新されることがあります。
  - 保険契約者は、保険期間の満了する日の2週間前までに、会社の定める書類によって申し出ることにより、会社の定める範囲内で、保険期間の変更および保険金額の減額を請求することができます。
  - 前項の規定は、保険期間が歳満了の保険契約にも適用するものとします。
  - 更新した保険契約の保険料は、更新日における被保険者の年齢によって計算します。
  - 更新した保険契約の第1回保険料は、更新日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合には、第9条(保険料の払込)第3項および第4項、第12条(猶予期間および保険契約の失効)第1項ならびに第13条(猶予期間中に保険事故が発生したとき)の規定を準用します。
  - 猶予期間中に保険料の払込がなかったときは、保険契約は、更新日にさかのぼって消滅するものとします。
  - 保険金の支払および保険料の払込免除の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは、継続されたものとして取り扱います。
  - 保険契約を更新したときは、更新後の保険契約には更新時の普通保険約款が適用されます。

10. 更新後の保険契約の保険証券は、旧保険証券と更新の通知書をもって新保険証券に代えます。この場合、更新の通知書には、次の各号に定める事項を記載します。
  - (1) 被保険者の氏名および更新時の年齢
  - (2) 更新後の主契約の名称、終期(保険期間)および保険金額
  - (3) 更新された特約の名称、終期(保険期間)および保険金額等
  - (4) 更新後の保険料およびその払込方法
11. 更新時に会社がこの保険の締結を取り扱っていないときは、この保険契約は更新されません。この場合、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、更新の取扱に準じて、会社の定める他の同種類の保険を更新時に締結します。
12. 前項の取扱に際しては、第8項の規定を準用します。

#### (払済保険への変更)

- 第 25 条の2** 保険契約者は、将来の保険料の払込を中止し、保険料払済の定期保険(以下「払済定期保険」といいます)または保険料払済の終身保険(以下「払済終身保険」といいます)に変更することができます。ただし、払済保険金額が10万円未満となるときは、この取扱をしません。
2. 払済定期保険または払済終身保険に変更後の保険金額および保険期間は次のとおりとします。
    - (1) 保険金額は、第21条第1項の解約返戻金額(保険料の自動振替貸付または保険契約者貸付による貸付金があるときは、その元利金を差し引きます)によって定めます。
    - (2) 払済定期保険の保険期間は、変更前の保険契約の残存保険期間と同一とし、払済終身保険の保険期間は終身とします。
  3. 払済定期保険または払済終身保険に変更するときは、保険契約者は、必要書類(別表4)を提出してください。

#### (復旧)

- 第 25 条の3** 保険契約者は、保険金額を減額した日または払済保険に変更した日から起算して3年以内は、会社の承諾を得て、原保険契約(直前の保険契約をいいます。以下同じ)に復旧することができます。
2. 本条の復旧を請求するときは、保険契約者は、必要書類(別表4)を提出してください。
  3. 会社が本条の復旧を承諾したときは、保険契約者は、会社の指定した日までに、会社の定める金額を払い込んでください。
  4. 第7条(会社の責任開始期)第1項の規定は、保険契約の復旧部分について準用します。

#### (他の保険契約への変更)

- 第 25 条の4** 保険契約者は、会社の定める範囲内で、被保険者の選択を受けることなく、この保険契約の全部または一部を他の保険契約に変更することができます。ただし、変更後の死亡保険金額は被変更部分の死亡保険金額を限度とします。
2. 前項の変更が行なわれたときは、被変更部分は変更後の他の保険契約の責任開始と同時に消滅します。この場合、この被変更部分は解約されたものとし、その部分に対する解約返戻金を保険契約者に支払います。
  3. 変更後の保険契約については、変更時におけるその保険契約の普通保険約款および保険料率を適用します。
  4. 本条の変更を請求するときは、保険契約者は、必要書類(別表4)を提出してください。

## 第9章の2 他の保険契約への加入

#### (他の保険契約への加入)

- 第 25 条の5** 保険契約者は、この保険契約の解約または保険期間の満了による保障の消滅の日から1カ月以内であれば、会社の定める範囲内で、被保険者の選択を受けることなく、他の保険契約に加入することができます。ただし、新たに加入する保険契約の死亡保険金額は、解約の日または保険期間満了の日におけるこの保険契約の死亡保険金額を限度とします。

## 第9章の3 保険契約者貸付

#### (保険契約者貸付)

- 第 25 条の6** 保険契約者は、解約返戻金額の7割(保険料の自動振替貸付または本条の貸付があるときは、その元利金を差し引きます)の範囲内で貸付を受けることができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、本条の貸付を取り扱いません。
- (1) 貸付金額が1万円に満たないとき
  - (2) この保険契約の残余保険期間が10年に満たないとき
2. 本条の貸付を受けるときは、保険契約者は、必要書類(別表4)を提出してください。
  3. 本条の貸付金の利息は、会社の定める利率で計算します。
  4. 保険料の自動振替貸付および本条の貸付金の元利合計額が解約返戻金額を超えるときは、会社は、事前にその旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、会社の定める金額を払い込むことを要します。
  5. 前項の会社の定める金額が払い込まれない場合には、保険契約は、保険料の自動振替貸付および本条の貸付金の元利合計額が解約返戻金額を超えるに至った時から効力を失います。

#### (貸付金の返済)

**第 25 条の7** 保険契約者は、いつでも、保険料の自動振替貸付または保険契約者貸付の元利金の全部または一部を返済することができます。

2. 次のいずれかのときは、会社は、支払うべき金額から貸付金の元利金を差し引きます。
  - (1) 保険金の支払事由が発生したとき、または保険契約が消滅したとき
  - (2) 保険金額を減額したとき

## 第 10 章 保険契約者および保険金受取人

#### (保険契約者または保険金受取人の代表者)

**第 26 条** 保険契約について、保険契約者または保険金受取人が2人以上あるときは、各代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、それぞれ他の保険契約者または保険金受取人を代理するものとします。

2. 前項の代表者が定まらないかまたはその所在が不明のときは、会社が保険契約者または保険金受取人の1人に対して行なった行為は、他の者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上ある場合には、その責任は連帯とします。

#### (保険契約者の変更)

**第 27 条** 保険契約者は、被保険者の同意および会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

2. 本条の変更を請求するときは、保険契約者は、必要書類(別表4)を提出してください。
3. 本条の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

#### (受取人の変更)

**第 27 条の2** 保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。高度障害保険金の受取人については、被保険者以外の者に変更することはできません。ただし、保険契約者が法人の場合には、高度障害保険金の受取人を、高度障害保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、保険契約者に変更することができます。

2. 前項の通知が会社に到達した場合には、死亡保険金または高度障害保険金の受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、当該通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金または高度障害保険金の受取人に死亡保険金または高度障害保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金または高度障害保険金の受取人から死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

#### (遺言による受取人の変更)

**第 27 条の3** 前条に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。高度障害保険金の受取人については、被保険者以外の者に変更することはできません。

2. 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 前2項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

#### (受取人の死亡)

**第 27 条の4** 死亡保険金受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。

2. 前項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合には、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
3. 前2項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

#### (保険契約者に対する通知)

**第 28 条** 会社は、保険契約にかかる必要な諸通知を、保険契約者の住所または居所(通信先を含みます。以下本条において同様とします。)宛に行ないます。

2. 保険契約者は、住所または居所を変更したときは、遅滞なく、会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。
3. 保険契約者が前項の通知をせず、保険契約者の住所または居所を会社が確認できなかった場合、会社の知った最終の住所または居所宛に発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

## 第 11 章 年齢の計算、年齢または性別の誤りの処理

#### (年齢の計算)

**第 29 条** 被保険者の年齢は満年で計算し、1年未満の端数については6カ月以下のものは切り捨て、6カ月をこえるものは1年とします。

2. 保険契約締結後の被保険者の年齢は、契約日の年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

### (年齢または性別の誤りの処理)

- 第30条** 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合に、契約日およびその誤りが発見された日のいずれの日においても、実際の年齢が、会社の定める契約年齢の範囲外の場合は、保険契約を無効としてすでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻し、その他の場合には、実際の年齢に基づいて、会社の定める方法により処理します。
2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、会社の定める方法によって処理します。

## 第12章 その他の事項

### (保険契約者配当金)

- 第31条** この保険契約に対する保険契約者配当金はありません。

### (時効)

- 第32条** 保険金、責任準備金もしくは解約返戻金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

### (管轄裁判所)

- 第33条** この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または保険金の受取人(保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者として)の住所地を管轄する高等裁判所(本庁とします)の所在地を管轄する地方裁判所(本庁とします)をもって、合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

## 第13章 ライフサイクル無配当優良体定期保険からこの保険への自動変更

### (ライフサイクル無配当優良体定期保険からこの保険への自動変更)

- 第34条** ライフサイクル無配当優良体定期保険普通保険約款に定めるところにより、ライフサイクル無配当優良体定期保険契約(以下、本条において「自動変更前契約」といいます)からこの保険契約へ自動変更された場合には、その旨を保険契約者に通知し、次の各号の規定により取り扱います。
- (1) 第7条(会社の責任開始期)第1項については、次の条文を適用します。  
会社は、自動変更前契約の保険期間満了の日の翌日から保険契約上の責任を負います。
  - (2) この保険契約の第1回保険料は、自動変更前契約の保険期間満了の日の翌日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、第9条(保険料の払込)第2項ないし第4項、第12条(猶予期間および保険契約の失効)第1項および第13条(猶予期間中に保険事故が発生したとき)の規定を準用します。
  - (3) この保険契約の第1回保険料が猶予期間中に払い込まれなかったときは、この保険契約への自動変更はなかったものとして、この保険契約は自動変更前契約の保険期間満了時に遡って消滅します。
  - (4) 第1条(保険金の支払)、第2条(保険料の払込免除)および第18条(保険契約を解除できない場合)に関しては、自動変更前契約の保険期間とこの保険契約の保険期間とは継続されたものとします。

## 第14章 ライフサイクル無配当優良体定期保険からこの保険への加入

### (ライフサイクル無配当優良体定期保険からこの保険への加入)

- 第35条** ライフサイクル無配当優良体定期保険普通保険約款に定めるところにより、ライフサイクル無配当優良体定期保険契約の保険期間満了の日の翌日にライフサイクル無配当優良体定期保険契約からこの保険契約へ加入した場合には、前条の規定を準用して取り扱います。

## 第15章 受取人による保険契約の存続

### (受取人による保険契約の存続)

- 第36条** 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者(以下、「債権者等」といいます。)による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次の各号のすべてを満たす死亡保険金または高度障害保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
  - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じたまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡保険金または高度障害保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡保険金または高度障害保険金の受取人に支払います。
4. 第1項に定める債権者等による保険契約の解約の場合には、第21条(解約返戻金)第3項中、「前項の書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」に読み替えて、適用します。

#### 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、普通保険約款に規定する会社に対する提出書類に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

**別表1 対象となる不慮の事故**

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成 21 年3月 23 日総務省告示第 176 号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版) 準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

**表1 急激・偶発・外来の定義**

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

**表2 分類項目**

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故 (V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因 (W00～X59)	
・転倒・転落 (W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露 (W20～W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露 (W42) ・振動への曝露 (W43)
・生物による機械的な力への曝露 (W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水 (W65～W74)	
・その他の不慮の窒息 (W75～W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引> (W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引> (W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引> (W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露 (W85～W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露 (W94) (高山病など)
・煙、火および火炎への曝露 (X00～X09)	
・熱および高温物質との接触 (X10～X19)	
・有毒動植物との接触 (X20～X29)	
・自然の力への曝露 (X30～X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露 (X30) (日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露 (X40～X49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの  ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※つぎのものは除外します。</li> <li>・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労</li> <li>・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど)</li> <li>・無重力環境への長期滞在(X52)</li> <li>・食糧の不足(X53)</li> <li>・水の不足(X54)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露(X58～X59)</li> </ul>	
3. 加害にもとづく傷害および死亡(X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為(Y35～Y36)	<ul style="list-style-type: none"> <li>※つぎのものは除外します。</li> <li>・合法的処刑(Y35.5)</li> </ul>
5. 内科的および外科的ケアの合併症(Y40～Y84)	<ul style="list-style-type: none"> <li>※つぎのものは除外します。</li> <li>・疾病の診断、治療を目的としたもの</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤(Y40～Y59)によるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※つぎのものは含まれません。</li> <li>・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故(Y60～Y69)</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具(Y70～Y82)によるもの</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの(Y83～Y84)</li> </ul>	

#### 備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

#### 別表2 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (5) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (8) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

#### 別表3 対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

- (1) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- (2) 10 手指を失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの
- (3) 1上肢を手関節以上で失ったか、または1上肢の用もしくは1上肢の2関節以上の用を全く永久に失ったもの
- (4) 1下肢を足関節以上で失ったか、または1下肢の用もしくは1下肢の2関節以上の用を全く永久に失ったもの
- (5) 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指以上を失ったもの
- (6) 10 足指を失ったもの
- (7) 脊柱に著しい奇形、または著しい運動障害を永久に残すもの
- (8) 1眼の視力を全く永久に失ったもの

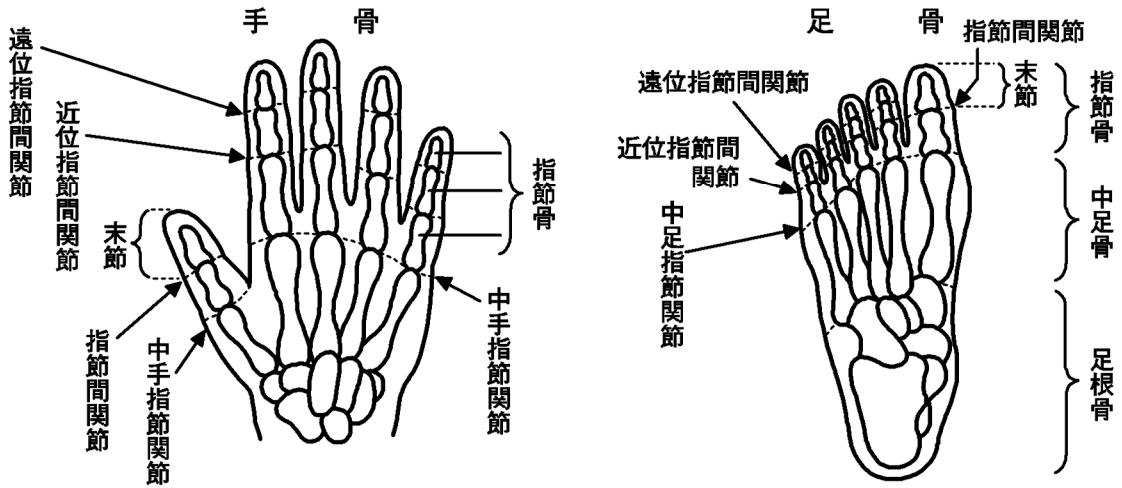
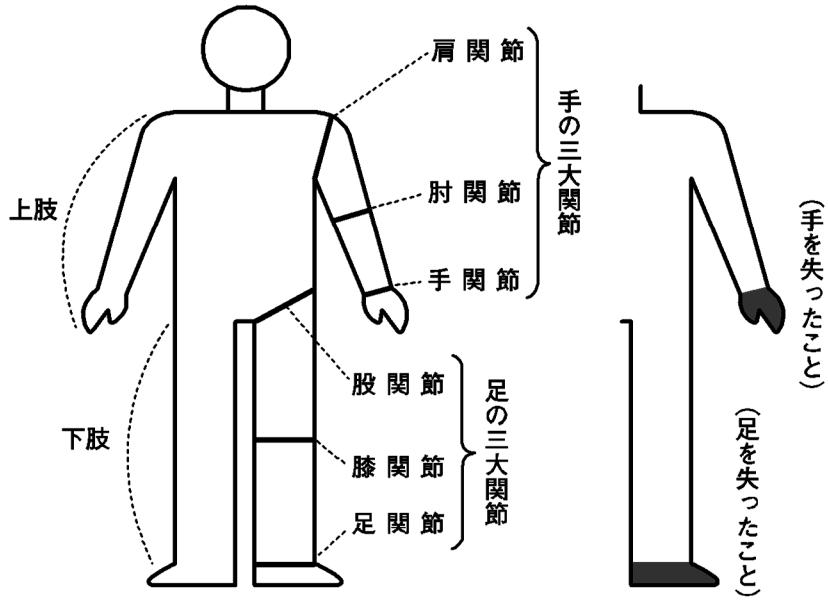
#### 備考(別表2、別表3)

- 常に介護を要するもの  
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。
- 眼の障害(視力障害)
  - (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
  - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。



- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
3. 言語またはそしゃくの障害
- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
  - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
  - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
4. 耳の障害(聴力障害)
- (1) 聴力の測定は、日本工業規格(昭和57年8月14日改定)に準拠したオーディオメータで行ないます。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500、1,000、2,000 ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、
- $$(a + 2b + c) / 4$$
- の値が90デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。
5. 上・下肢の障害
- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
6. 脊柱の障害
- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
7. 手指の障害
- (1) 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (2) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。
8. 足指の障害
- 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

# 障害の図解



別表4 請求に必要な書類(○印は必要書類を示します)

項目	必要書類		最終保険料の 払込を証する書 類	印鑑 証明書		被保険者の住民票 (ただし、会社が必要 と認めた場合は戸籍 抄本)	受 取 人 の 戸 籍 抄 本	会 社 所 定 の 診 断 書	その他の書類
	会 社 所 定 の 請 求 書	保 険 証 券		保 険 契 約 者	受 取 人				
死亡保険金	○	○	○		○	○	○		
高度障害保険金	○	○	○		○	○	○		
保険料の払込免除	○	○	○					○	不慮の事故であることを証する書類
保険契約の復活	○								会社所定の告知書
解約返戻金	○	○	○		○				
保険金額の減額	○	○	○		○				
払済保険への変更	○	○	○		○				
復旧	○	○	○		○				会社所定の告知書
保険契約者貸付	○	○	○		○				
他の保険契約への変更	○	○	○		○				
保険契約者の変更	○	○			○				

**(注)**

1. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
2. 復旧について、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ない、または会社の指定した医師の診断を求めます。
3. 他の保険契約への変更について、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行なうことがあります。

# 医療給付金付無配当定期保険(95)普通保険約款 目次

この保険の趣旨

## 第1章 用語の意義、保険契約の型および被保険者

- 第1条 用語の意義
- 第2条 保険契約の型および被保険者の範囲
- 第3条 妻または子の入院給付金日額

## 第2章 この保険契約の給付

- 第4条 災害入院給付金、長期災害入院給付金
- 第5条 疾病入院給付金、長期疾病入院給付金
- 第6条 手術給付金
- 第7条 給付金支払の免責事由
- 第8条 給付金の受取人
- 第9条 給付金の支払に関する補則
- 第10条 死亡保険金、高度障害保険金
- 第11条 保険金支払の免責事由
- 第12条 保険料の払込免除
- 第13条 保険料の払込を免除しない場合
- 第14条 戦争その他の変乱の場合の特例
- 第15条 給付金の請求手続、支払時期および支払場所

## 第3章 会社の責任開始期

- 第16条 会社の責任開始期

## 第4章 保険料の払込

- 第17条 保険料の払込方法<回数>
- 第18条 保険料の払込
- 第19条 保険料の払込方法<経路>
- 第20条 保険料の一括払または前納

## 第5章 猶予期間および保険契約の失効

- 第21条 猶予期間および保険契約の失効
- 第22条 猶予期間中に保険事故が発生したとき

## 第6章 保険契約の復活

- 第23条 保険契約の復活

## 第7章 保険契約の無効および取消

- 第24条 保険契約の無効および取消

## 第8章 告知義務および告知義務違反による解除

- 第25条 告知義務
- 第26条 告知義務違反による解除
- 第27条 保険契約を解除できない場合

## 第28条 重大事由による解除

## 第9章 解約および解約返戻金

- 第29条 解約
- 第30条 解約返戻金

## 第10章 保険契約の内容の変更

- 第31条 入院給付金日額の減額
- 第32条 保険契約の型の変更
- 第32条の2 保険期間または保険料払込期間の変更
- 第33条 保険契約の更新

## 第11章 保険契約者および保険金受取人

- 第34条 保険契約者または保険金受取人の代表者
- 第35条 保険契約者の変更
- 第35条の2 受取人の変更
- 第35条の3 遺言による受取人の変更
- 第35条の4 受取人の死亡
- 第36条 保険契約者に対する通知

## 第12章 年齢の計算、年齢または性別の誤りの処理

- 第37条 年齢の計算
- 第38条 年齢または性別の誤りの処理

## 第13章 その他の事項

- 第39条 保険契約者配当金
- 第40条 時効
- 第41条 管轄裁判所

## 第14章 受取人による保険契約の存続

- 第42条 受取人による保険契約の存続

## 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

- 別表1 対象となる不慮の事故
- 別表2 対象となる高度障害状態
- 別表3 対象となる身体障害の状態
- 別表4 感染症
- 別表5 病院または診療所

## 備考

- 別表6 手術給付倍率表
- 別表7 請求に必要な書類(○印は必要書類を示します)

## 医療給付金付無配当定期保険(95)普通保険約款

### この保険の趣旨

この保険は、保険契約者の選択した型にしたがい、主たる被保険者およびその家族の総合的な医療保障を目的として、次の給付を行なうことを主な内容とするものです。(死亡、高度障害に対する保障は、主たる被保険者のみが対象となります)

名称	給付事由	給付額
災害入院給付金	被保険者が、不慮の事故または感染症により5日以上入院したとき	入院給付金日額の入院日数倍
長期災害入院給付金	被保険者が、不慮の事故または感染症により180日以上継続して入院したとき	入院給付金日額の30日分
疾病入院給付金	被保険者が、疾病により8日以上継続して入院したとき	入院給付金日額の入院日数倍
長期疾病入院給付金	被保険者が、疾病により180日以上継続して入院したとき	入院給付金日額の30日分
手術給付金	被保険者が、所定の手術を受けたとき	入院給付金日額の20倍、30倍または50倍
死亡保険金	主たる被保険者が、死亡したとき	入院給付金日額の100倍
高度障害保険金	主たる被保険者が、所定の高度障害状態になったとき	

妻・子の入院給付金日額は、主たる被保険者の入院給付金日額の60%

### 第1章 用語の意義、保険契約の型および被保険者

#### (用語の意義)

**第1条** この普通保険約款において使用される次の各号の用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

- (1) 「主たる被保険者」  
保険契約申込書の「主たる被保険者」の欄に記載された者をいいます。
- (2) 「入院給付金日額」  
この保険契約の給付金、保険金、保険料等を計算する場合の基準となるもので、この保険契約締結の際に定めます。
- (3) 「入院」  
医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下同じ)が必要であり、かつ自宅等(別表5に定める病院または診療所以外の施設を含みます。)での治療が困難なため、病院または診療所(別表5に定めるものとします。以下同じ)に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
- (4) 「手術」  
器械、器具を用いて生体に切開、切断、結紮、摘除、郭清、縫合などの操作を加えることをいい、ドレナージ、穿刺および神経ブロックは除きます。(手術の種類は別表6に定めるものとします)
- (5) 「不慮の事故」  
別表1に定めるものをいいます。
- (6) 「高度障害状態」  
別表2に定めるものをいいます。
- (7) 「身体障害の状態」  
別表3に定めるものをいいます。

#### (保険契約の型および被保険者の範囲)

**第2条** 保険契約者は、この保険契約締結の際、次のいずれかの型を選択してください。

型	被保険者の範囲
本人型	主たる被保険者
家族Ⅰ型	主たる被保険者および妻
家族Ⅱ型	主たる被保険者および子
家族Ⅲ型	主たる被保険者、妻および子

2. この保険において「妻」、「子」とは次の者をいいます。

- (1) 「妻」  
主たる被保険者と同一戸籍に、その妻として記載されている者(この保険契約の締結後に、妻としてその戸籍に記載された者を含みます。以下同じ)
- (2) 「子」  
主たる被保険者と同一戸籍に、その子として記載されている満20歳未満の者(この保険契約の締結後に、子としてその戸籍に記載された満20歳未満の者を含みます。以下同じ)

3. この保険契約が第1項に規定する家族Ⅰ型ないし家族Ⅲ型(以下「家族型」といいます)の場合、その締結後に前2項の規定に該当することとなった者については、会社は、第16条第1項の規定にかかわらず、次の時から保険契約上の責任を負います。

- (1) 新たに妻となった者または縁組等により子となった者については、妻または子として戸籍法上の届出を行なった時
  - (2) 主たる被保険者の妻(家族Ⅱ型の場合において、主たる被保険者が女性のときは主たる被保険者)が新たに出生した子については、出生した時
4. この保険契約が家族型の場合、その締結後に次のいずれかの事由が生じたときは、その事由に該当した時から、この保険契約の被保険者でなくなります。
- (1) 妻または子が、戸籍上の異動により主たる被保険者と同一戸籍でなくなったとき
  - (2) 子が満 20 歳になったとき

**(妻または子の入院給付金日額)**

**第3条** この保険契約が家族型のときの妻または子の入院給付金日額は、主たる被保険者の入院給付金日額の 60%の金額とします。

**第2章 この保険契約の給付**

**(災害入院給付金、長期災害入院給付金)**

**第4条** この保険契約の災害入院給付金および長期災害入院給付金は、次のとおりです。

名称	支払事由	支払金額
災害入院給付金	被保険者が、保険期間中に次の入院をしたとき (1) その被保険者の責任開始(復活が行なわれたときの保険契約または型の変更が行なわれた場合の新たにこの保険の被保険者となる者の部分については、最終の復活または型の変更の際の責任開始とします。以下同じ)期以後に生じた次のいずれか(以下、本条において「災害」といいます)を直接の原因とする入院であること ① 不慮の事故 その事故の日から起算して 180 日以内に開始した入院であること ② 感染症(別表4に定めるものとします。以下同じ) (2) その入院が治療を直接の目的とした入院であり、かつ、その入院日数が5日以上であること	入院給付金日額に、入院日数を乗じて得た金額
長期災害入院給付金	災害入院給付金の支払事由に該当した入院が、保険期間中に継続して180日以上となったとき	入院給付金日額の30日分(その被保険者について、災害入院給付金の給付限度の残日数が30日未満のときは、残日数分)

2. 災害入院給付金の支払は、同一被保険者につき、長期災害入院給付金と通算して 700 日分をもって限度とし、かつ、1回の入院については入院日数 120 日分をもって限度とします。また、長期災害入院給付金の支払は、1回の入院については1回を限度とします。
3. 被保険者が同一の災害を直接の原因として、第1項に規定する入院を2回以上した場合には、1回の入院とみなします。
4. 被保険者が、第1項に規定する入院の時にすでに異なる災害が生じていた場合、またはその入院中に異なる災害が生じた場合で、これにより支払うべき災害入院給付金が重複するときは、災害入院給付金は重複しては支払いません。この場合、災害入院給付金が支払われない入院日数は、第2項に規定する1回の入院日数の限度の計算には算入するものとします。

**(疾病入院給付金、長期疾病入院給付金)**

**第5条** この保険契約の疾病入院給付金および長期疾病入院給付金は、次のとおりです。

名称	支払事由	支払金額
疾病入院給付金	被保険者が、保険期間中に次の入院をしたとき (1) その被保険者の、責任開始期以後に生じた疾病(感染症を除きます。以下同じ)を直接の原因とする入院であること (2) その入院が、治療を直接の目的とした入院であり、かつ、その入院日数が継続(転入院した場合でも、退院日の翌日から起算して 31 日以内の転入院または再入院であり、かつ、入院の直接の原因が同一であると会社が認めたときを含みます)して8日以上であること	入院給付金日額に、入院日数を乗じて得た金額
長期疾病入院給付金	疾病入院給付金の支払事由に該当した入院が、保険期間中に継続して180日以上となったとき	入院給付金日額の30日分(その被保険者について、疾病入院給付金の給付限度の残日数が30日未満のときは、残日数分)

2. 疾病入院給付金の支払は、同一被保険者につき、長期疾病入院給付金と通算して 700 日分をもって限度とし、かつ、1回の入院については入院日数 120 日分をもって限度とします。また、長期疾病入院給付金の支払は、1回の入院については1回を限度とします。
3. 次の各号のいずれかに該当する入院は、疾病を直接の原因とする入院とみなして本条の規定を適用します。

- (1) 不慮の事故を直接の原因として、その事故の日から起算して180日を経過して開始した入院
- (2) 不慮の事故以外の外因による入院
- (3) 異常分娩(分娩のうち公的医療保険制度の法律に定める「療養の給付」の対象となるもの。以下同じ。)のための入院。
4. 被保険者が同一の疾病(これと因果関係があると会社が認めた疾病を含みます)を直接の原因として、第1項に規定する入院を2回以上した場合には、1回の入院とみなします。ただし、疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日を経過して開始した入院については、新たな入院として取り扱います。
5. 被保険者が、第1項に規定する入院の時に異なる疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった疾病により、継続して入院したものとみなします。
6. 疾病入院給付金と前条に定める災害入院給付金の支払事由が重複する場合には、重複する期間については、疾病入院給付金は支払いません。この場合、疾病入院給付金が支払われない入院日数については、第2項に規定する1回の入院日数の限度の計算には算入するものとし、700日の限度には算入しないものとします。

### (手術給付金)

**第6条** この保険契約の手術給付金は、次のとおりです。

名称	支払事由	支払金額
手術給付金	<p>被保険者が、保険期間中に次の手術(新生物根治放射線照射は、手術とみなします。以下同じ)を受けたとき</p> <p>(1) その手術が次のいずれかに該当する手術であること</p> <p>① その被保険者の責任開始期以後に生じた次のいずれかを直接の原因とし、その治療を直接の目的とした別表6に定める手術であること</p> <p>(ア) 疾病 会社が異常分娩と認めた分娩を含みます。</p> <p>(イ) 不慮の事故</p> <p>(ウ) 不慮の事故以外の外因</p> <p>② 組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的としてその被保険者の責任開始の日から起算して1年を経過した日以後に行なわれた別表6に定める骨髄幹細胞採取手術(末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含みます。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。)であること</p> <p>(2) その手術が、病院または診療所における手術であること</p>	<p>手術1回につき、入院給付金日額に受けた手術に対応する別表6に定める給付倍率を乗じて得た金額</p>

2. 前項に定める手術給付金の支払事由(1)②の規定により支払われる手術給付金の支払限度は、同一の被保険者について1回とします。
3. 被保険者が、同時に2種類以上の手術を受けた場合には、別表6に定める給付倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみ、手術給付金を支払います。

### (給付金支払の免責事由)

**第7条** 被保険者が次のいずれかによって入院し、または手術を受けた場合には、第4条ないし前条の規定にかかわらず、会社は、その給付金を支払いません。

- (1) 保険契約者、主たる被保険者またはその被保険者の故意または重大な過失
- (2) その被保険者の犯罪行為
- (3) その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
- (4) その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- (5) その被保険者が、法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- (6) その被保険者が、法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- (7) その被保険者の薬物依存。ただし、第4条(災害入院給付金、長期災害入院給付金)の場合を除きます。
2. 前項各号に規定する免責事由に該当したときは、会社は、将来に向かってこの保険契約を解除することがあります。この場合、会社は、責任準備金(会社の定める方法によって計算される保険契約に対する保険料積立金をいい、保険料払込中の保険契約についてはその払込年月数により、その他の保険契約についてはその経過年月数により計算します。以下同じ)を保険契約者に支払います。

### (給付金の受取人)

**第8条** 第4条ないし第6条の給付金の受取人は、主たる被保険者として。ただし、保険契約者および死亡保険金受取人が法人のときは、保険契約者として。

### (給付金の支払に関する補則)

**第9条** 被保険者の入院継続中に次のいずれかの事由が生じた場合には、その発生時を含む継続入院に限り、この保険契約の保険期間中の入院とみなします。

- (1) この保険契約が本人型の場合
  - ① 保険期間が満了したとき
  - ② 高度障害保険金の支払により、保険契約が消滅したとき

- (2) この保険契約が家族型の場合
- ① 保険期間が満了したとき
  - ② 主たる被保険者の死亡により、保険契約が消滅したとき
  - ③ 主たる被保険者の高度障害保険金の支払により、保険契約が消滅したとき
  - ④ 子について、その子が満 20 歳に達したことにより、被保険者でなくなったとき
2. その被保険者の責任開始の日から起算して、2年を経過して開始した入院または受けた手術については、責任開始期以後の原因によるものとみなします。
  3. 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がその被保険者の責任開始期前に発病した疾病を直接の原因としてその被保険者の責任開始期以後に疾病入院給付金の支払事由に該当したときでも、その被保険者の責任開始期以後の原因によるものとみなして、第5条(疾病入院給付金、長期疾病入院給付金)第1項の規定を適用します。ただし、不慮の事故の日からその日を含めて 180 日を経過した後に開始した入院により疾病入院給付金の支払事由に該当した場合を除きます。
    - (1) その疾病について、保険契約の締結、復活または型の変更の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
    - (2) その疾病について、その被保険者の責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
  4. 被保険者の入院中に、第 31 条の規定により入院給付金日額の変更があった場合の給付金の支払金額は、各日現在(長期災害入院給付金または長期疾病入院給付金の場合は、その支払事由に該当した日現在)の入院給付金日額に応じて計算します。
  5. 第4条第4項または第5条第6項の規定に該当する入院をした場合、長期災害入院給付金または長期疾病入院給付金の支払については、最初の入院の原因により継続して入院したものとみなします。
  6. 第5条(疾病入院給付金、長期疾病入院給付金)第3項および本条第3項の規定は、手術給付金の場合に準用します。

#### (死亡保険金、高度障害保険金)

**第 10 条** この保険契約の、主たる被保険者に対する死亡保険金および高度障害保険金は、次のとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人
死亡保険金	主たる被保険者が、保険期間中に死亡したとき	入院給付金日額に100を乗じて得た金額	死亡保険金受取人
高度障害保険金	主たる被保険者が、責任開始期以後に発生した傷害または疾病により、保険期間中に高度障害状態になったとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害または疾病(責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限り)を原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態になったときを含みます。	入院給付金日額に100を乗じて得た金額	主たる被保険者

2. 第5条(疾病入院給付金、長期疾病入院給付金)第3項および第9条(給付金の支払に関する補則)第3項の規定は、高度障害保険金の場合に準用します。
3. 主たる被保険者の生死が不明の場合でも、主たる被保険者が死亡したものと会社が認めるときは、死亡保険金を支払います。
4. 死亡保険金が支払われたときは、その支払後に高度障害保険金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。
5. 死亡保険金を支払う前に高度障害保険金の支払請求を受け、高度障害保険金が支払われるときは、会社は、死亡保険金を支払いません。
6. 主たる被保険者が死亡したときは、死亡した時に保険契約は消滅します。また、主たる被保険者が高度障害状態になったことにより高度障害保険金を支払ったときは、高度障害状態になった時にさかのぼって、保険契約は消滅します。
7. この保険契約の保険期間の満了日(更新限度となる最後の保険期間の満了日をいいます。以下同じ)に、高度障害状態のうち回復の見込がないことのみが明らかでない場合でも、その後もその障害の状態が継続し、回復の見込がないことが明らかになったときは、保険期間の満了日に高度障害状態に該当したものとみなします。ただし、保険期間の満了日後に新たに生じた原因により、回復の見込がないこととなった場合を除きます。
8. 保険契約者が法人の場合には、第1項の規定にかかわらず、高度障害保険金の受取人を保険契約者とすることができます。



### (保険金支払の免責事由)

**第 11 条** 主たる被保険者が、次の各号のいずれかによって、前条の規定に該当した場合には、会社は、その保険金を支払いません。

名称	免責事由
死亡保険金	主たる被保険者が、次のいずれかにより死亡したとき (1) 責任開始の日から起算して3年以内の自殺 (2) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意
高度障害保険金	主たる被保険者が、次のいずれかにより高度障害状態になったとき (1) 主たる被保険者の犯罪行為 (2) 保険契約者または主たる被保険者の故意

2. 死亡保険金受取人が故意に主たる被保険者を死亡させた場合でも、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、会社は、その残額を他の受取人に支払います。
3. 主たる被保険者の死亡が免責事由に該当したことによって死亡保険金を支払わないときは、会社は、責任準備金を保険契約者に支払います。(前項の規定により死亡保険金の一部が支払われない場合には、支払われない死亡保険金部分の責任準備金を払い戻します。)ただし、保険契約者が故意に主たる被保険者を死亡させた場合には支払いません。

### (保険料の払込免除)

**第 12 条** 主たる被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して 180 日以内の保険料払込期間中に身体障害の状態になった場合には、会社は、次の払込期月(払込期月の初日からその払込期月の契約応当日の前日までに身体障害の状態になったときは、その払込期月)以後の保険料の払込を免除します。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害の状態になったときを含みます。

2. 前項の規定により保険料の払込が免除された場合には、保険料は、以後払込期月の契約応当日ごとに払込があったものとして取り扱います。
3. 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込の免除事由発生時以後、第 31 条(入院給付金日額の減額)、第 32 条(保険契約の型の変更)および第 32 条の2(保険期間または保険料払込期間の変更)の規定は適用しません。

### (保険料の払込を免除しない場合)

**第 13 条** 主たる被保険者が、次の各号のいずれかによって前条の規定に該当した場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

- (1) 保険契約者または主たる被保険者の故意または重大な過失
- (2) 主たる被保険者の犯罪行為
- (3) 主たる被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
- (4) 主たる被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- (5) 主たる被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- (6) 主たる被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

### (戦争その他の変乱の場合の特例)

**第 14 条** 被保険者が、戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により給付金の支払事由に該当した場合に、その原因により給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めるときは、その程度に応じ、給付金の金額を削減して支払い、またはその金額の全額を支払いません。

2. 主たる被保険者が、戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態になった場合に、その原因により死亡または高度障害状態になった被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めるときは、その程度に応じ、死亡保険金または高度障害保険金の金額を削減して支払い、またはその金額の全額を支払いません。
3. 前項の場合、死亡保険金を支払わないときは、責任準備金を保険契約者に支払います。
4. 主たる被保険者が、戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により身体障害の状態になった場合に、その原因により身体障害の状態になった被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めるときは、保険料の払込を免除しないことがあります。

### (給付金の請求手続、支払時期および支払場所)

**第 15 条** 給付金(災害入院給付金、長期災害入院給付金、疾病入院給付金、長期疾病入院給付金、手術給付金、死亡保険金および高度障害保険金をいいます。本条において同じ)の支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者、保険金受取人または被保険者は、すみやかに会社に通知してください。

2. 保険契約者、保険金受取人または被保険者は、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、すみやかに必要書類(別表7)を提出して、給付金または保険料の払込免除を請求してください。
3. 給付金は、その請求に必要な書類が、会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所において支払います。
4. 給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して 45 日を経過する日とします。

- (1) 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合  
支払事由に該当する事実の有無
  - (2) 給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合  
給付金の支払事由が発生した原因
  - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合  
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
  - (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合  
前2号に定める事項、第 28 条(重大事由による解除)第1項第4号(ア)から(オ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実
5. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
- (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60 日
  - (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和 24 年法律第 205 号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180 日
  - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定 180 日
  - (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180 日
  - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180 日
6. 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。
7. 第4項および第5項に定める確認を行なう場合、会社は、給付金を請求した者に、その旨を通知します。
8. 第3項ないし第7項の規定は、保険料の払込免除について準用します。
9. 官公署、会社、工場その他の団体(団体の代表者および個人事業主を含み、以下「団体」といいます)を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等(以下「死亡退職金等」といいます)として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金または高度障害保険金の請求の際、第2項に規定する書類の他、第1号または第2号いずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
- (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
  - (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
  - (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

### 第3章 会社の責任開始期

#### (会社の責任開始期)

**第 16 条** 会社は、保険契約の申込を承諾した場合は、次の時から保険契約上の責任を負います。

- (1) 第1回保険料を被保険者に関する告知以後に受け取ったときは、第1回保険料を受け取った時
  - (2) 第1回保険料を被保険者に関する告知の前に受け取ったときは、告知の時
2. 前項の規定による会社の責任が開始される日を契約日とします。
3. 保険期間および保険料の払込期間の計算については契約日から起算します。
4. 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を発行します。保険証券には、次の各号に定める事項を記載します。なお、保険事故・給付事由および保険給付の方法については保険証券に記載しません。
- (1) 会社名
  - (2) 保険契約の名称
  - (3) 契約日
  - (4) 保険料およびその払込方法
  - (5) 保険契約の終期(保険期間)および保険料払込期間
  - (6) 入院給付金日額
  - (7) 保険契約者の氏名または商号等
  - (8) 被保険者の氏名および契約時の年齢
  - (9) 保険金等の受取人を定めたときは、その氏名または商号等
  - (10) 特約が付加されたときは、その特約の名称、終期(保険期間)および保険金額等
  - (11) 保険証券の作成地および作成年月日

## 第4章 保険料の払込

### (保険料の払込方法<回数>)

第17条 保険契約者は、契約申込の際に、次の各号の保険料の払込方法を選択することができます。

- (1) 月払(以下「月払契約」といいます)
  - (2) 半年払(以下「半年払契約」といいます)
  - (3) 年払(以下「年払契約」といいます)
  - (4) 一時払
2. 保険契約者は、会社の定める範囲内で、前項第1号から第3号までの保険料払込方法を変更することができます。

### (保険料の払込)

第18条 第2回以後の保険料は、払込期間中、毎回第19条(保険料の払込方法<経路>)第1項に定める払込方法にしたがい、次の期間(以下「払込期月」といいます)内に払い込んでください。

- (1) 月払契約の場合  
月単位の契約応当日(契約応当日のないときは、その月の末日とします。以下同じ)の属する月の初日から末日まで
  - (2) 年払契約または半年払契約の場合  
年単位または半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
2. 前項の保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者(保険金を支払うときは保険金受取人)に払い戻します。
3. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに給付金または保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を給付金または保険金から差し引きます。ただし、給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
4. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険契約者は、未払込保険料を払い込んでください。
5. 前2項の場合、未払込保険料の払込については、第22条(猶予期間中に保険事故が発生したとき)第2項および第3項の規定を準用します。

### (保険料の払込方法<経路>)

第19条 保険契約者は、会社の定める範囲内で、次の各号のいずれかの保険料の払込方法を選択することができます。

- (1) 会社の指定した金融機関等の口座自動振替により払い込む方法
  - (2) 会社の指定した金融機関等の口座に郵便振替または銀行振込により払い込む方法
  - (3) 所属団体または集団を通じ払い込む方法(所属団体または集団と会社との間に団体取扱協約または集団取扱協約が締結されている場合に限り)
  - (4) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
  - (5) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
2. 保険契約者は、会社の定める範囲内で、前項各号の保険料払込方法を変更することができます。
3. 保険料払込方法が第1項第1号、第3号または第5号である保険契約において、その保険契約が会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料払込方法を他の払込方法に変更してください。この場合、保険契約者が保険料払込方法の変更を行なうまでの間の保険料については、会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。

### (保険料の一括払または前納)

第20条 保険契約者は、保険料の払込方法<回数>により、次のとおり、将来の保険料をまとめて払い込むことができます。

- (1) 月払契約の場合  
12カ月分までの保険料を一括して払い込むことができます。この場合、一括して払い込む保険料が3カ月分以上あるときは、会社の定める率により保険料を割引きます。
  - (2) 年払契約または半年払契約の場合
    - (ア) 将来の保険料(半年払契約のときには、1年分以上)を前納することができます。
    - (イ) (ア)の場合、会社所定の利率で割引きます。
    - (ウ) 保険料前納金は、会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、払込期月の契約応当日が到来するごとに、保険料の払込に充当します。
2. 保険契約が保険料の払込を要しなくなった場合に、一括払分保険料または保険料前納金に残額があるときは、これを保険契約者(保険金を支払うときは保険金受取人)に払い戻します。

## 第5章 猶予期間および保険契約の失効

### (猶予期間および保険契約の失効)

第21条 第2回以後の保険料の払込については、次のとおり猶予期間があります。

- (1) 月払契約の場合  
払込期月の翌月初日から末日まで
- (2) 年払契約または半年払契約の場合

払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで(契約応当日が2月、6月、11月の各末日のときは、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで)

2. 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間の満了する日の翌日から効力を失います。
3. 保険契約が効力を失った場合には、保険契約者は、解約返戻金を請求することができます。

#### (猶予期間中に保険事故が発生したとき)

**第22条** 猶予期間中に給付金または保険金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を給付金または保険金から差し引きます。

2. 給付金が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、給付金を支払いません。
3. 猶予期間中に保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

## 第6章 保険契約の復活

#### (保険契約の復活)

**第23条** 保険契約者は、保険契約が効力を失った日から起算して6カ月以内は、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。

2. 保険契約の復活を請求するときは、保険契約者は、必要書類(別表7)を提出してください。
3. 会社が保険契約の復活を承諾したときは、保険契約者は、会社の指定した日までに、延滞保険料を払い込んでください。
4. 第16条(会社の責任開始期)第1項の規定は、本条の場合に準用します。
5. 復活後の保険契約の保険証券は、旧保険証券と復活の通知書をもって新保険証券に代えます。

## 第7章 保険契約の無効および取消

#### (保険契約の無効および取消)

**第24条** 保険契約者または被保険者の詐欺によって保険契約の締結、復活または型の変更が行なわれたときは、会社は保険契約(型の変更のときには新たにこの保険の被保険者となる者の部分とします)を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

2. 保険契約者が保険金または給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に保険金または給付金を不法に取得させる目的をもって、保険契約を締結、復活または型を変更した場合は、その保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

## 第8章 告知義務および告知義務違反による解除

#### (告知義務)

**第25条** 会社が、保険契約の締結、復活または型の変更の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で質問した事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社指定の医師に告知するときは、口頭によるものとします。

#### (告知義務違反による解除)

**第26条** 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約(型の変更のときには新たにこの保険の被保険者となる者の部分とします。以下本条および次条において同じ)を解除することができます。

2. 会社は、給付金(保険金を含みます。以下、本項において同じ)の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても、保険契約を解除することができます。この場合、会社は、給付金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、すでに給付金を支払い、または保険料の払込を免除していたときは、給付金の返還を請求し、または保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または保険金受取人が証明したときは、給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
3. 保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金受取人に解除の通知をします。
4. 保険契約を解除したときは、解約返戻金を保険契約者に支払います。

#### (保険契約を解除できない場合)

**第27条** 会社は、次の場合には、前条の規定にかかわらず、保険契約を解除できないものとします。

- (1) 会社が、保険契約の締結、復活または型の変更の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき
- (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第25条の告知をすることを妨げたととき

- (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第 25 条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
  - (4) 会社が、解除の原因となる事実を知った日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき
  - (5) 責任開始の日から起算して2年以内に給付金もしくは保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じなかったとき
2. 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第 25 条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

#### (重大事由による解除)

**第 28 条** 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または給付金の受取人がこの保険契約の給付金(災害入院給付金、長期災害入院給付金、疾病入院給付金、長期疾病入院給付金、手術給付金、死亡保険金、高度障害保険金および保険料払込免除をいいます。本項において同じ)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます)をした場合
  - (2) この保険契約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
  - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
  - (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
    - (ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
    - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
    - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - (エ) 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配したまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 会社は、給付金、死亡保険金もしくは高度障害保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、給付金、死亡保険金もしくは高度障害保険金(前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号の(ア)から(オ)までに該当したのが死亡保険金受取人のみであり、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき死亡保険金をいいます。以下本項において同じとします。)の支払または保険料の払込の免除をしません。また、すでに給付金、死亡保険金もしくは高度障害保険金を支払い、または保険料の払込を免除していたときは、給付金、死亡保険金もしくは高度障害保険金の返還を請求し、または保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または給付金の受取人に通知します。
4. この保険契約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、死亡保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない死亡保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金を保険契約者に支払います。

## 第9章 解約および解約返戻金

#### (解約)

**第 29 条** 保険契約者は、将来に向かって保険契約を解約し、解約返戻金を請求することができます。

#### (解約返戻金)

**第 30 条** 解約返戻金は、保険料払込中の保険契約についてはその払込年月数により、その他の保険契約についてはその経過年月数により計算します。

2. 前条の規定により解約返戻金を請求するときは、保険契約者は、必要書類(別表7)を提出してください。
3. 解約返戻金は、前項の書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所において支払います。
4. 保険契約者が本条の規定により解約返戻金を請求した後は、保険契約の復活を請求することはできません。

## 第10章 保険契約の内容の変更

### (入院給付金日額の減額)

- 第31条** 保険契約者は、主たる被保険者の入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の入院給付金日額は、会社の定める金額以上であることを要します。
2. 家族型契約において、主たる被保険者の入院給付金日額が減額された場合は、妻および子の入院給付金日額も同じ割合で減額されるものとします。
  3. 入院給付金日額を減額したときは、その減額した部分は解約したものと取り扱います。
  4. 入院給付金日額を減額するときは、保険契約者は、必要書類(別表7)を提出してください。

### (保険契約の型の変更)

- 第32条** 保険契約者は、会社の定める範囲内で、将来に向かって、この保険契約の型の変更を請求することができます。
2. 保険契約の型の変更を会社が承諾したときは、次の時から変更の効力が生じます。
    - (1) 家族型から本人型への変更の場合または家族Ⅲ型から家族Ⅰ型もしくは家族Ⅱ型への変更の場合  
会社が承諾したとき
    - (2) 前号以外の変更の場合  
会社が、会社の定める金額を受け取った時(新たに被保険者となる者の告知の前に受け取ったときは、告知の時)
  3. 前項第2号の変更の場合、新たに被保険者となる者については、会社は、変更の効力が生じた時からこの保険契約上の責任を負います。
  4. 第2項第1号の変更または家族Ⅰ型と家族Ⅱ型の相互変更により被保険者から除かれる妻または子は、変更の効力が生じた時から被保険者でなくなります。この場合、会社は、変更前の解約返戻金から変更後の解約返戻金を差し引いた金額を、保険契約者に支払います。
  5. 保険契約の型を変更するときは、保険契約者は、必要書類(別表7)を提出してください。
  6. 保険契約の型を変更したときは、将来に向かって保険料を変更します。

### (保険期間または保険料払込期間の変更)

- 第32条の2** 保険契約者は、会社の承諾を得て、保険期間または保険料払込期間を変更することができます。
2. 本条の変更を請求するときは、保険契約者は、必要書類(別表7)を提出してください。
  3. 会社が本条の変更を承諾したときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。
  4. 本条の変更は会社が承諾した時から効力を生じます。
  5. 変更後の保険期間または保険料払込期間が会社の定める範囲外となる場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。

### (保険契約の更新)

- 第33条** 保険期間が年満了の場合、保険契約者が、保険期間の満了する日の2週間前までに保険契約を継続しない旨を通知しない限り、保険契約(保険期間の満了する日までの保険料が払い込まれていることを要します)は、保険期間の満了する日の翌日に更新されるものとし、この日を更新日とします。ただし、更新後の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が、会社の定める範囲を超えるときは、更新できません。
2. 更新後の保険期間および入院給付金日額は、更新前と同一とします。ただし、前項のただし書に該当する場合には、会社の定める短期の保険期間に変更して更新されることがあります。
  3. 保険契約者は、保険期間の満了する日の2週間前までに、会社の定める書類によって申し出ることにより、会社の定める範囲内で、保険期間の変更および入院給付金日額の減額を請求することができます。
  4. 前項の規定は、保険期間が歳満了の保険契約にも適用するものとします。
  5. 更新した保険契約の保険料は、更新日における主たる被保険者の年齢によって計算します。
  6. 更新した保険契約の第1回保険料は、更新日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合には、第18条(保険料の払込)第3項および第4項、第21条(猶予期間および保険契約の失効)第1項ならびに第22条(猶予期間中に保険事故が発生したとき)の規定を準用します。
  7. 前項の規定にかかわらず、更新前の保険契約の保険料払込方法<回数>が一時払の場合には、更新後の保険契約の保険料は、会社の定める期日までに払い込んでください。
  8. 猶予期間中に保険料の払込がなかったときは、保険契約は、更新日にさかのぼって消滅するものとします。
  9. 給付金、保険金の支払および保険料の払込免除の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは、継続されたものとして取り扱います。
  10. 保険契約を更新したときは、更新後の保険契約には更新時の普通保険約款が適用されます。
  11. 更新後の保険契約の保険証券は、旧保険証券と更新の通知書をもって新保険証券に代えます。この場合、更新の通知書には、次の各号に定める事項を記載します。
    - (1) 被保険者の氏名および更新時の年齢
    - (2) 更新後の主契約の名称、終期(保険期間)および入院給付金日額
    - (3) 更新された特約の名称、終期(保険期間)および保険金額等
    - (4) 更新後の保険料およびその払込方法
  12. 更新時に会社がこの保険の締結を取り扱っていないときは、この保険契約は更新されません。この場合、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、更新の取扱に準じて、会社の定める他の同種類の保険を更新時に締結します。
  13. 前項の取扱に際しては、第9項の規定を準用します。

## 第11章 保険契約者および保険金受取人

### (保険契約者または保険金受取人の代表者)

- 第34条** 保険契約について、保険契約者または保険金受取人が2人以上あるときは、各代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、それぞれ他の保険契約者または保険金受取人を代理するものとします。
- 前項の代表者が定まらないかまたはその所在が不明のときは、会社が保険契約者または保険金受取人の1人に対して行った行為は、他の者に対しても効力を生じます。
  - 保険契約者が2人以上ある場合には、その責任は連帯とします。

### (保険契約者の変更)

- 第35条** 保険契約者は、主たる被保険者の同意および会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- 本条の変更を請求するときは、保険契約者は、必要書類(別表7)を提出してください。
  - 本条の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

### (受取人の変更)

- 第35条の2** 保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。災害入院給付金、長期災害入院給付金、疾病入院給付金、長期疾病入院給付金および手術給付金の受取人については、主たる被保険者(保険契約者および死亡保険金受取人が法人のときは、保険契約者)以外の者に変更することはできません。また、高度障害保険金の受取人は、主たる被保険者以外の者に変更することができません。ただし、保険契約者が法人の場合には、高度障害保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、高度障害保険金の受取人を保険契約者に変更することができます。
- 第1項の通知が会社に到達した場合には、死亡保険金または高度障害保険金の受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、当該通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金または高度障害保険金の受取人に死亡保険金または高度障害保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金または高度障害保険金の受取人から死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

### (遺言による受取人の変更)

- 第35条の3** 前条に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。災害入院給付金、長期災害入院給付金、疾病入院給付金、長期疾病入院給付金、手術給付金および高度障害保険金の受取人については、主たる被保険者以外の者に変更することはできません。
- 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
  - 前2項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

### (受取人の死亡)

- 第35条の4** 死亡保険金受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金の受取人とします。
- 前項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
  - 前2項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

### (保険契約者に対する通知)

- 第36条** 会社は、保険契約にかかる必要な諸通知を保険契約者の住所または居所(通信先を含みます。以下本条において同様とします。)宛に行ないます。
- 保険契約者は、住所または居所を変更したときは、遅滞なく、会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。
  - 保険契約者が前項の通知をせず、保険契約者の住所または居所を会社が確認できなかった場合、会社の知った最終の住所または居所宛に発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

## 第12章 年齢の計算、年齢または性別の誤りの処理

### (年齢の計算)

- 第37条** 主たる被保険者の年齢は満年で計算し、1年未満の端数については6カ月以下のものは切り捨て、6カ月をこえるものは1年とします。
- 保険契約締結後の主たる被保険者の年齢は、契約日の年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

#### (年齢または性別の誤りの処理)

- 第 38 条** 保険契約申込書に記載された主たる被保険者の年齢に誤りがあった場合に、契約日およびその誤りが発見された日のいずれの日においても、実際の年齢が、会社の定める契約年齢の範囲外のときは、保険契約を無効としてすでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻し、その他の場合には、実際の年齢に基づいて、会社の定める方法により処理します。
2. 保険契約申込書に記載された主たる被保険者の性別に誤りがあった場合には、会社の定める方法によって処理します。

### 第 13 章 その他の事項

#### (保険契約者配当金)

**第 39 条** この保険契約に対する保険契約者配当金はありません。

#### (時効)

**第 40 条** 給付金、保険金、責任準備金もしくは解約返戻金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

#### (管轄裁判所)

- 第 41 条** この保険契約における給付金または保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または給付金もしくは保険金の受取人(それらの受取人が2人以上いるときは、その代表者とします)の住所地を管轄する高等裁判所(本庁とします)の所在地を管轄する地方裁判所(本庁とします)をもって、合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

### 第 14 章 受取人による保険契約の存続

#### (受取人による保険契約の存続)

- 第 42 条** 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次の方のすべてを満たす災害入院給付金、長期災害入院給付金、疾病入院給付金、長期疾病入院給付金、手術給付金、死亡保険金または高度障害保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡保険金または高度障害保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡保険金または高度障害保険金の受取人に支払います。
4. 第1項に定める債権者等による保険契約の解約の場合には、第 30 条(解約返戻金)第3項中、「前項の書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

#### 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、普通保険約款に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。



**別表1 対象となる不慮の事故**

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

**表1 急激・偶発・外来の定義**

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

**表2 分類項目**

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00～X59)	
・転倒・転落(W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露(W20～W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露(W42) ・振動への曝露(W43)
・生物による機械的な力への曝露(W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水(W65～W74)	
・その他の不慮の窒息(W75～W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引>(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引>(W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露(W85～W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94)(高山病など)
・煙、火および火炎への曝露(X00～X09)	
・熱および高温物質との接触(X10～X19)	
・有毒動植物との接触(X20～X29)	
・自然の力への曝露(X30～X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露(X30)(日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの  ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57)	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在(X52) ・食糧の不足(X53) ・水の不足(X54)
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露(X58～X59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡(X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為(Y35～Y36)	※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑(Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症(Y40～Y84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤(Y40～Y59)によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故(Y60～Y69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具(Y70～Y82)によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの(Y83～Y84)	

#### 備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

#### 別表2 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

- 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

#### 別表3 対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

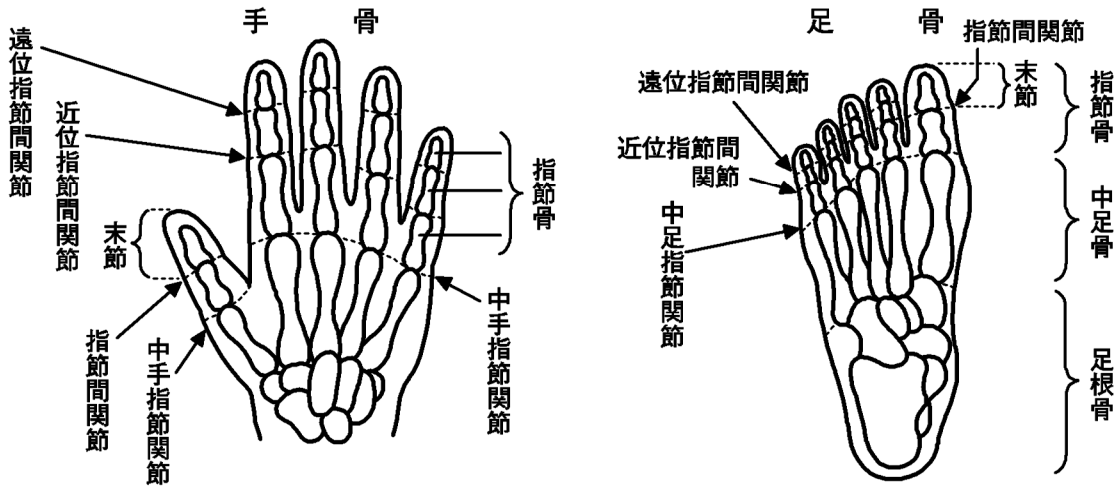
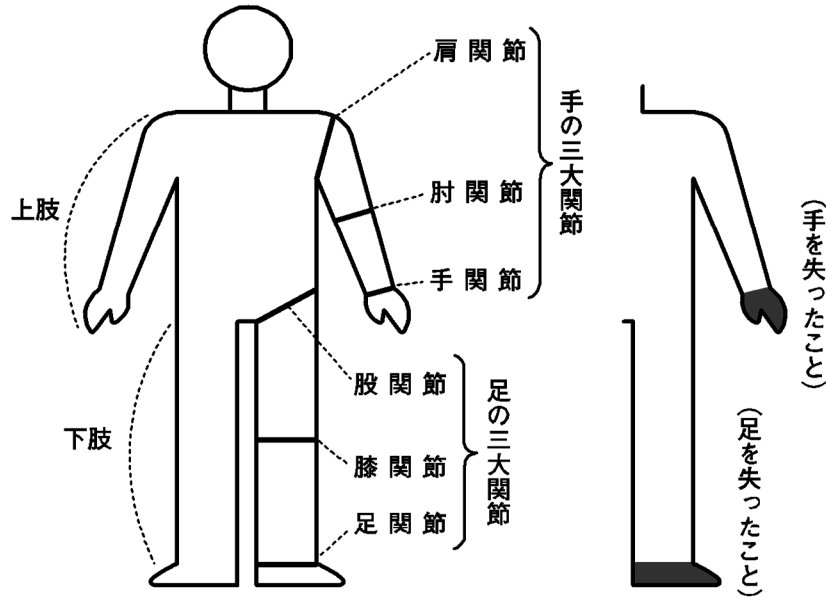
- 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- 10手指を失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの
- 1上肢を手関節以上で失ったか、または1上肢の用もしくは1上肢の2関節以上の用を全く永久に失ったもの
- 1下肢を足関節以上で失ったか、または1下肢の用もしくは1下肢の2関節以上の用を全く永久に失ったもの
- 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指以上を失ったもの
- 10足指を失ったもの
- 脊柱に著しい奇形、または著しい運動障害を永久に残すもの
- 1眼の視力を全く永久に失ったもの

#### 備考(別表2、別表3)

- 常に介護を要するもの  
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。
- 眼の障害(視力障害)
  - 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
  - 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。

- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
3. 言語またはそしゃくの障害
- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
  - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
  - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
4. 耳の障害(聴力障害)
- (1) 聴力の測定は、日本工業規格(昭和57年8月14日改定)に準拠したオーディオメータで行ないます。
- (2) 聴力を全く永久に失ったものとは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、
- $$(a+2b+c)/4$$
- の値が90デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。
5. 上・下肢の障害
- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
6. 脊柱の障害
- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
7. 手指の障害
- (1) 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (2) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。
8. 足指の障害
- 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

# 障害の図解



別表4 感染症

「感染症」とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10(2003 年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04

(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)

(新型コロナウイルス感染症に関する特則)

上記に定めるほか、新型コロナウイルス感染症(ただし、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであり、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。以下、同じとします。)についても、上記に定める感染症に含めるものとします。ただし、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症および新型インフルエンザ等感染症のいずれにも該当しないこととなった場合には、この特則は適用されないものとします。

#### 別表5 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

#### 備考

##### 1. 治療を直接の目的とした入院

美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術(避妊のための手術)、治療を主たる目的としない診断のための検査、正常分娩による入院などは、「治療を直接の目的とした入院」には該当しません。

##### 2. 治療を直接の目的とした手術

美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術(避妊のための手術)、診断・検査(生検・腹腔鏡検査など)のための手術などは、「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。

##### 3. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F19.2

##### 4. 同一の疾病

医学上の重要な関係にある一連の疾病は、病名を異にする場合であっても、これを同一の疾病として取り扱います。例えば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。

#### 別表6 手術給付倍率表

手術の種類	給付倍率
<b>●皮膚・乳房の手術</b>	
1. 植皮術(25cm <sup>2</sup> 未満は除く)	30
2. 乳房切断術	30
<b>●筋骨の手術(抜釘術は除く)</b>	
3. 骨移植術	30
4. 骨髄炎・骨結核手術(膿瘍の単なる切開は除く)	30
5. 頭蓋骨観血手術(鼻骨・鼻中隔を除く)	30
6. 鼻骨観血手術(鼻中隔彎曲症手術を除く)	20
7. 上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術(歯・歯肉の処置に伴うものを除く)	30
8. 脊椎・骨盤観血手術	30
9. 鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術	20
10. 四肢切断術(手指・足指を除く)	30
11. 切断四肢再接合術(骨・関節の離断に伴うもの)	30
12. 四肢骨・四肢関節観血手術(手指・足指を除く)	20
13. 筋・腱・靭帯観血手術(手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く)	20
<b>●呼吸器・胸部の手術</b>	
14. 慢性副鼻腔炎根本手術	20
15. 喉頭全摘除術	30
16. 気管・気管支・肺・胸膜手術(開胸術を伴うもの)	30

手術の種類	給付倍率
17. 胸郭形成術	30
18. 縦隔腫瘍摘出術	50
●循環器・脾の手術	
19. 観血的血管形成術(血液透析用外シャント形成術を除く)	30
20. 静脈瘤根本手術	20
21. 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術(開胸・開腹術を伴うもの)	50
22. 心膜切開・縫合術	30
23. 直視下心臓内手術	50
24. 体内用ペースメーカー埋込術	30
25. 脾摘除術	30
●消化器の手術	
26. 耳下腺腫瘍摘出術	30
27. 顎下腺腫瘍摘出術	20
28. 食道離断術	50
29. 胃切除術	50
30. その他の胃・食道手術(開胸・開腹術を伴うもの)	30
31. 腹膜炎手術	30
32. 肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術	30
33. ヘルニア根本手術	20
34. 虫垂切除術、盲腸縫縮術	20
35. 直腸脱根本手術	30
36. その他の腸・腸間膜手術(開腹術を伴うもの)	30
37. 痔瘻・脱肛・痔核根本手術(根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く)	20
●尿・性器の手術	
38. 腎移植手術(受容者に限る)	50
39. 腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術(経尿道的操作は除く)	30
40. 尿道狭窄観血手術(経尿道的操作は除く)	30
41. 尿瘻閉鎖観血手術(経尿道的操作は除く)	30
42. 陰茎切断術	50
43. 辜丸・副辜丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	30
44. 陰嚢水腫根本手術	20
45. 子宮広汎全摘除術(単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く)	50
46. 子宮頸管形成術、子宮頸管縫縮術	20
47. 帝王切開娩出術	20
48. 子宮外妊娠手術	30
49. 子宮脱・膣脱手術	30
50. その他の子宮手術(子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く)	30
51. 卵管・卵巣観血手術(経膣的操作は除く)	30
52. その他の卵管・卵巣手術	20
●内分泌器の手術	
53. 下垂体腫瘍摘除術	50
54. 甲状腺手術	30
55. 副腎全摘除術	30
●神経の手術	
56. 頭蓋内観血手術	50
57. 神経観血手術(形成術、移植術、切除術、減圧術、開放術、捻除術)	30
58. 観血的脊髄腫瘍摘出手術	50
59. 脊髄硬膜内外観血手術	30
●感覚器・視器の手術(視力矯正を直接の目的とする手術を除く。)	
60. 眼瞼下垂症手術	20
61. 涙小管形成術	20
62. 涙嚢鼻腔吻合術	20
63. 結膜嚢形成術	20
64. 角膜移植術	20
65. 観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	20
66. 虹彩前後癒着剥離術	20
67. 緑内障観血手術	30
68. 白内障・水晶体観血手術	30
69. 硝子体観血手術	20
70. 網膜剥離症手術	20
71. レーザー・冷凍凝固による眼球手術(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする)	20

手術の種類	給付倍率
72. 眼球摘除術・組織充填術	30
73. 眼窩腫瘍摘出術	30
74. 眼筋移植術	20
●感覚器・聴器の手術	
75. 観血的鼓膜・鼓室形成術	30
76. 乳様洞削開術	20
77. 中耳根本手術	30
78. 内耳観血手術	30
79. 聴神経腫瘍摘出術	50
●悪性新生物の手術	
80. 悪性新生物根治手術	50
81. 悪性新生物温熱療法(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする)	20
82. その他の悪性新生物手術	30
●上記以外の手術	
83. 上記以外の開頭術	30
84. 上記以外の開胸術	30
85. 上記以外の開腹術	20
86. 衝撃波による体内結石破砕術(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする)	30
87. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術(検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする)	20
●新生物根治放射線照射	
88. 新生物根治放射線照射(50グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする)	20
●骨髄幹細胞採取手術	
89. 組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした骨髄幹細胞採取手術(末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含む。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除く。)	30

(備考)

視力矯正を直接の目的とする手術

「視力矯正を直接の目的とする手術」とは、屈折異常・調整障害(近視、遠視、老眼等)に対する視力矯正のみを目的とする手術をいい、例えば、LASIK・フェイクIOL等が含まれます。

別表7 請求に必要な書類(○印は必要書類を示します)

項目	必要書類	会社 所定 の 請求 書	保 険 証 券	最終保険料 の払込を証 する書類	印鑑 証明書		被保険者の住民票 (ただし、会社が必 要と認めた場合は 戸籍抄本)	受 取 人 の 戸 籍 抄 本	会社所定の 様式による			その他の書類
					保 険 契 約 者	受 取 人			診 断 書	入 院 証 明 書	手 術 証 明 書	
災害入院給付金		○	○	○			○	○	○			不慮の事故または感 染症であることを証 する書類
長期災害入院給付金		○	○	○			○	○	○			同上
疾病入院給付金		○	○	○			○	○	○			
長期疾病入院給付金		○	○	○			○	○	○			
手術給付金		○	○	○			○	○			○	
死亡保険金		○	○	○			○	○				
高度障害保険金		○	○	○			○	○				
保険料の払込免除		○	○	○					○			不慮の事故であるこ とを証する書類
保険契約の復活		○										告知書
解約返戻金		○	○	○	○							
給付金日額の減額		○	○	○	○							
保険契約の型の変更		○	○		○							告知書
保険期間または保険 料払込期間の変更		○	○	○	○							
保険契約者の変更		○	○		○							

**(注)**

1. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
2. 保険契約の復活および保険契約の型の変更について、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ない、または会社の指定した医師の診断を求めることがあります。



# ライフサイクル無配当入院保険(01)普通保険約款 目次

この保険の趣旨

## 第1章 会社の責任開始期

第1条 会社の責任開始期

## 第2章 この保険契約の給付

第2条 給付金の支払

第3条 給付金の削減支払

第4条 入院給付金の型

第5条 給付金の支払限度

第6条 給付金の請求手続、支払時期および支払場所

第7条 保険契約の消滅

第8条 保険料の払込免除

第9条 保険料の払込を免除しない場合

第10条 保険料の払込免除の請求手続

## 第3章 保険料の払込

第11条 保険料の払込方法<回数>

第12条 保険料の払込

第13条 保険料の払込方法<経路>

第14条 保険料の一括払または前納

## 第4章 猶予期間および保険契約の失効

第15条 猶予期間および保険契約の失効

第16条 猶予期間中に保険事故が発生したとき

## 第5章 保険契約の復活

第17条 保険契約の復活

## 第6章 保険契約の取消および無効

第18条 保険契約の取消および無効

## 第7章 告知義務および告知義務違反による解除

第19条 告知義務

第20条 告知義務違反による解除

第21条 保険契約を解除できない場合

第22条 重大事由による解除

## 第8章 解約および解約返戻金

第23条 解約

第24条 解約返戻金

## 第9章 保険契約の内容の変更

第25条 入院給付金日額の減額

第26条 保険期間または保険料払込期間の変更

第27条 保険契約の更新

## 第10章 保険契約者および受取人

第28条 保険契約者の代表者

第29条 保険契約者の変更

第29条の2 受取人の変更

第29条の3 遺言による受取人の変更

第30条 保険契約者に対する通知

## 第11章 年齢の計算、年齢または性別の誤りの処理

第31条 年齢の計算

第32条 年齢または性別の誤りの処理

## 第12章 その他の事項

第33条 保険契約者配当金

第34条 時効

第35条 管轄裁判所

## 第13章 受取人による保険契約の存続

第36条 受取人による保険契約の存続

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

(備考)

別表1 対象となる不慮の事故

別表2 対象となる高度障害状態

別表3 対象となる身体障害の状態

別表4 病院または診療所

別表5 入院

別表6 対象となる悪性新生物、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患

別表7 対象となる手術および給付倍率表

別表8 請求に必要な書類(○印は必要書類を示します)

# ライフサイクル無配当入院保険(01)普通保険約款

## この保険の趣旨

この保険は、被保険者が不慮の事故あるいは疾病により、2日以上継続して入院した場合には入院日数に応じた入院給付金、被保険者が所定の手術を受けた場合には所定の手術給付金を支払うことを主な内容とするものです。

## 第1章 会社の責任開始期

### (会社の責任開始期)

**第1条** 会社は、保険契約の申込を承諾した場合は、次の時から保険契約上の責任を負います。

- (1) 第1回保険料を被保険者に関する告知以後に受け取ったときは、第1回保険料を受け取った時
- (2) 第1回保険料を被保険者に関する告知の前に受け取ったときは、告知の時
2. 前項の規定による会社の責任が開始される日を契約日とします。
3. 保険期間および保険料の払込期間の計算については契約日から起算します。
4. 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を発行します。保険証券には、次の各号に定める事項を記載します。なお、保険事故・給付事由および保険給付の方法については保険証券に記載しません。
  - (1) 会社名
  - (2) 保険契約の名称
  - (3) 契約日
  - (4) 保険料およびその払込方法
  - (5) 保険契約の終期(保険期間)および保険料払込期間
  - (6) 入院給付金日額
  - (7) 保険契約者の氏名または商号等
  - (8) 被保険者の氏名および契約時の年齢
  - (9) 保険金等の受取人を定めたときは、その氏名または商号等
  - (10) 特約が付加されたときは、その特約の名称、終期(保険期間)および保険金額等
  - (11) 保険証券の作成地および作成年月日

## 第2章 この保険契約の給付

### (給付金の支払)

**第2条** この保険契約の災害入院給付金、ガン・特定疾病入院給付金、疾病入院給付金および手術給付金(以下「給付金」といいます)は、次のとおりとします。

名称	給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます)	支払金額	受取人	給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます)
災害入院給付金	被保険者が、保険期間中に次のすべてを満たす入院をしたとき (1) その入院が責任開始期(復活の取扱が行なわれた後は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ)以後に生じた別表1に定める不慮の事故(以下「不慮の事故」といいます)を直接の原因とする入院であること (2) その入院が傷害の治療を目的とすること (3) その入院が不慮の事故の日から起算して180日以内に開始した入院であること (4) その入院が別表4に定める病院または診療所における別表5に定める入院であること (5) その入院日数が継続して2日以上であること	同一の不慮の事故による入院1回につき、 (入院給付金日額) × (入院日数)	被保険者	被保険者が次のいずれかにより支払事由に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

名称	給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます)	支払金額	受取人	給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます)
ガン・特定疾病入院給付金	<p>被保険者が、保険期間中に次のすべてを満たす入院をしたとき</p> <p>(1) その入院が責任開始期以後に生じた別表6に定める悪性新生物、心疾患、高血圧性疾患または脳血管疾患(以下「ガン・特定疾病」といいます)を直接の原因とする入院であること</p> <p>(2) その入院がガン・特定疾病の治療を目的とすること</p> <p>(3) その入院が別表4に定める病院または診療所における別表5に定める入院であること</p> <p>(4) その入院日数が継続して2日以上であること</p>	<p>入院1回につき、 (入院給付金日額) × (入院日数)</p>	被保険者	—
疾病入院給付金	<p>被保険者が、保険期間中に次のすべてを満たす入院をしたとき</p> <p>(1) その入院が責任開始期以後に生じた疾病(ガン・特定疾病を除きます。以下同じ)を直接の原因とする入院であること</p> <p>(2) その入院が疾病の治療を目的とすること</p> <p>(3) その入院が別表4に定める病院または診療所における別表5に定める入院であること</p> <p>(4) その入院日数が継続して2日以上であること</p>	<p>入院1回につき、 (入院給付金日額) × (入院日数)</p>	被保険者	<p>被保険者が次のいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <p>(1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(2) 被保険者の犯罪行為</p> <p>(3) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</p> <p>(4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>(7) 被保険者の薬物依存</p>
手術給付金	<p>被保険者が、保険期間中に次のすべてを満たす手術を受けたとき</p> <p>(1) その手術が次のいずれかに該当する手術であること</p> <p>① 責任開始期以後に生じた次のいずれかを直接の原因とし、その傷害または疾病もしくはガン・特定疾病の治療を直接の目的とする手術であること</p> <p>(ア) 疾病またはガン・特定疾病</p> <p>(イ) 不慮の事故</p> <p>(ウ) 不慮の事故以外の外因</p> <p>② 組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的として責任開始の日から起算して1年を経過した日以後に行なわれた骨髄幹細胞採取手術(末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含みます。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。)であること</p> <p>(2) その手術が別表4に定める病院または診療所における手術であること</p> <p>(3) その手術が別表7に定めるいずれかの種類の手術であること</p>	<p>手術1回につき、 (入院給付金日額) × (受けた手術に対応する別表7に定める給付倍率)</p>	被保険者	<p>被保険者が次のいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <p>(1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(2) 被保険者の犯罪行為</p> <p>(3) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</p> <p>(4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>(7) 被保険者の薬物依存</p>

2. 被保険者が転入院または再入院をした場合、退院日の翌日から起算して31日以内の転入院または再入院であり、かつ、入院の直接の原因が同一であると会社が認めるときは、継続した1回の入院とみなして本条の規定を適用します。
3. 保険契約者が法人の場合には、保険契約者から申出があり、会社がその旨を保険証券に記載したときは、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を給付金の受取人とします。
4. 被保険者が災害入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故が同一であるときは、1回の入院とみなして本条および第5条(給付金の支払限度)の規定を適用します。

5. 被保険者が2以上の不慮の事故により入院した場合は、入院開始の直接の原因となった不慮の事故(以下本項において「主たる不慮の事故」といいます)に対する災害入院給付金を支払い、主たる不慮の事故以外の不慮の事故(以下本項において「異なる不慮の事故」といいます)に対する災害入院給付金は支払いません。ただし、入院中に主たる不慮の事故により災害入院給付金が支払われる期間が終了したときは、異なる不慮の事故により災害入院給付金を支払います。この場合、異なる不慮の事故に対する災害入院給付金の支払金額は、主たる不慮の事故により災害入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じた金額とします。
6. 次の各号のいずれかに該当する入院は、疾病を直接の原因とする入院とみなして第1項の規定を適用します。
  - (1) 責任開始期以後に生じた不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して 180 日を経過して開始した入院
  - (2) 責任開始期以後に生じた不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的とする入院
  - (3) 責任開始期以後に開始した異常分娩(分娩のうち公的医療保険制度の法律に定める「療養の給付」の対象となるもの。以下同じ。)のための入院
7. 被保険者が疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった疾病、不慮の事故、不慮の事故以外の外因による傷害または異常分娩が同一かまたは医学上重要な関係があると会社が認めるときは、1回の入院とみなして本条および第5条(給付金の支払限度)の規定を適用します。ただし、疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて 180 日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなして取り扱います。
8. 被保険者が疾病を直接の原因とする入院を開始した時に、異なる疾病を併発していた場合またはその入院中に異なる疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなして取り扱います。
9. 被保険者がガン・特定疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となったガン・特定疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると会社が認めるときは、1回の入院とみなして本条および第5条(給付金の支払限度)の規定を適用します。ただし、ガン・特定疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて 180 日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなして取り扱います。
10. 被保険者がガン・特定疾病を直接の原因とする入院を開始した時に、異なるガン・特定疾病を併発していた場合またはその入院中に異なるガン・特定疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となったガン・特定疾病により継続して入院したものとみなして取り扱います。
11. 次のいずれかの場合でも、会社は第1項の規定にかかわらず、ガン・特定疾病入院給付金、災害入院給付金または疾病入院給付金を重複して支払いしません。
  - (1) ガン・特定疾病入院給付金と災害入院給付金の支払事由が重複したとき
    - (ア) 災害入院給付金の支払われる入院中に、ガン・特定疾病入院給付金の支払事由に該当した場合は、ガン・特定疾病入院給付金が支払われる期間に対しては、災害入院給付金は支払いません。その場合のガン・特定疾病入院給付金の支払額は、ガン・特定疾病の治療を開始した日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じた金額とします。
    - (イ) ガン・特定疾病入院給付金が支払われる入院中に、災害入院給付金の支払事由に該当した場合は、ガン・特定疾病入院給付金が支払われる期間に対しては、災害入院給付金は支払いません。
  - (2) ガン・特定疾病入院給付金と疾病入院給付金の支払事由が重複したとき
    - (ア) 疾病入院給付金の支払われる入院中に、ガン・特定疾病入院給付金の支払事由に該当した場合は、ガン・特定疾病入院給付金が支払われる期間に対しては、疾病入院給付金は支払いません。その場合のガン・特定疾病入院給付金の支払額は、ガン・特定疾病の治療を開始した日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じた金額とします。
    - (イ) ガン・特定疾病入院給付金が支払われる入院中に、疾病入院給付金の支払事由に該当した場合は、ガン・特定疾病入院給付金が支払われる期間に対しては、疾病入院給付金は支払いません。
  - (3) 災害入院給付金と疾病入院給付金の支払事由が重複したとき
    - (ア) 疾病入院給付金の支払われる入院中に、災害入院給付金の支払事由に該当した場合は、災害入院給付金が支払われる期間に対しては、疾病入院給付金は支払いません。その場合の災害入院給付金の支払額は、不慮の事故により治療を開始した日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じた金額とします。
    - (イ) 災害入院給付金が支払われる入院中に、疾病入院給付金の支払事由に該当した場合は、災害入院給付金が支払われる期間に対しては、疾病入院給付金は支払いません。
12. 被保険者が、同時に2種類以上の手術を受けた場合には、別表7に定める給付倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみ、手術給付金を支払います。
13. 被保険者の入院継続中にこの保険契約の保険期間が満了した場合には、その発生時を含んで継続している入院に限り、この保険契約の保険期間中の入院とみなして取り扱います。
14. 被保険者が責任開始期前に生じたガン・特定疾病もしくは疾病の治療または不慮の事故もしくは不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的として入院または手術を受けた場合でも、責任開始の日から起算して2年を経過した後に入院を開始または手術を受けたときは、その入院または手術は、責任開始期以後の原因によるものとみなして第1項の規定を適用します。
15. 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者が責任開始期前に発病したガン・特定疾病または疾病を直接の原因として責任開始期以後にガン・特定疾病入院給付金または疾病入院給付金の支払事由に該当したときでも、責任開始期以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。ただし、不慮の事故の日からその日を含めて 180 日を経過した後に開始した入院により疾病入院給付金の支払事由に該当した場合を除きます。
  - (1) そのガン・特定疾病または疾病について、保険契約の締結または復活の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、そのガン・特定疾病または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。

- (2) そのガン・特定疾病または疾病について、責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されることがない場合。ただし、そのガン・特定疾病または疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
16. 被保険者の入院中に、入院給付金日額が減額された場合には、給付金の支払金額は、各日現在の入院給付金日額に応じて計算します。
17. 第6項および第15項の規定は、手術給付金の場合に準用します。

**(給付金の削減支払)**

**第3条** 被保険者が、戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により給付金の支払事由に該当した場合に、その原因により給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めるときは、その程度に応じ、給付金の金額を一部または全部削減して支払います。

**(入院給付金の型)**

**第4条** 保険契約者は保険契約締結の際、次のいずれかの入院給付金の型を選択してください。

- (1) 60日型
  - (2) 120日型
  - (3) 365日型
  - (4) 730日型
  - (5) 1,095日型
2. 前項で選択した入院給付金の型は、以後変更できません。

**(給付金の支払限度)**

**第5条** 入院給付金の支払限度は前条に定める入院給付金の型により次のとおりとします。

入院給付金の型	給付金の種類	支払限度日数	
		1回の入院	通算
60日型	災害入院給付金	60日	1,095日
	疾病入院給付金	60日	1,095日
	ガン・特定疾病入院給付金	60日	支払限度はありません。
120日型	災害入院給付金	120日	1,095日
	疾病入院給付金	120日	1,095日
	ガン・特定疾病入院給付金	120日	支払限度はありません。
365日型	災害入院給付金	365日	1,095日
	疾病入院給付金	365日	1,095日
	ガン・特定疾病入院給付金	365日	支払限度はありません。
730日型	災害入院給付金	730日	1,095日
	疾病入院給付金	730日	1,095日
	ガン・特定疾病入院給付金	730日	支払限度はありません。
1,095日型	災害入院給付金	1,095日	1,095日
	疾病入院給付金	1,095日	1,095日
	ガン・特定疾病入院給付金	支払限度はありません。	支払限度はありません。

2. 第2条(給付金の支払)第1項に定める手術給付金の支払事由(1)②の規定により支払われる手術給付金の支払限度は、1回とします。

**(給付金の請求手続、支払時期および支払場所)**

**第6条** 給付金(災害入院給付金、ガン・特定疾病入院給付金、疾病入院給付金または手術給付金をいいます。本条において同じ)の支払事由が生じたときは、保険契約者または給付金の受取人は、ただちに会社に通知してください。

2. 給付金の支払事由が生じた給付金の受取人は、すみやかに必要書類(別表8)を提出して、給付金を請求してください。
3. 給付金は、その請求に必要な書類が、会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所において支払います。
4. 給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
  - (1) 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合  
支払事由に該当する事実の有無
  - (2) 給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合  
給付金の支払事由が発生した原因
  - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合  
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
  - (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

前2号に定める事項、第22条(重大事由による解除)第1項第4号(ア)から(オ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実

5. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
  - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
  - (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
  - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別な調査、分析または鑑定 180日
  - (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に對する照会 180日
  - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
6. 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。
7. 第4項および第5項に定める確認を行なう場合、会社は、給付金を請求した者に、その旨を通知します。

#### (保険契約の消滅)

**第7条** 被保険者が死亡した場合には、被保険者が死亡した時に、この保険契約は消滅します。この場合、保険契約者はただちに会社に通知してください。

#### (保険料の払込免除)

**第8条** 被保険者が次の各号のいずれかに該当した場合には、会社は、次の払込期月(払込期月の初日から払込期月の契約応当日の前日までに該当したときは、その払込期月)以後の保険料の払込を免除します。

- (1) 被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病もしくはガン・特定疾病を原因として、保険料払込期間中に別表2に定める高度障害状態(以下「高度障害状態」といいます)になったとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病もしくはガン・特定疾病(責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病もしくはガン・特定疾病と因果関係のない傷害または疾病もしくはガン・特定疾病に限ります)を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態になったときを含みます。
- (2) 被保険者が責任開始期以後に生じた不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に別表3に定める身体障害の状態(以下「身体障害の状態」といいます)になったとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害の状態になったときを含みます。
2. 第2条(給付金の支払)第6項および第15項の規定は、本条の場合に準用します。
3. 第1項の規定により保険料の払込が免除された場合には、保険料は、以後払込期月の契約応当日ごとに払込があったものとして取り扱います。
4. 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込の免除事由発生時以後、第25条(入院給付金日額の減額)および第26条(保険期間または保険料払込期間の変更)の規定は適用しません。

#### (保険料の払込を免除しない場合)

**第9条** 被保険者が、次の各号のいずれかによって前条の規定に該当した場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

- (1) 次の(ア)または(イ)のいずれかの事由により高度障害の状態になったとき
  - (ア) 保険契約者または被保険者の故意
  - (イ) 被保険者の犯罪行為
- (2) 次の(ア)から(カ)のいずれかの事由により身体障害の状態になったとき
  - (ア) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
  - (イ) 被保険者の犯罪行為
  - (ウ) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
  - (エ) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
  - (オ) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
  - (カ) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
2. 被保険者が次の第2号により高度障害状態になった場合または次の各号のいずれかにより身体障害になった場合で、その原因により高度障害状態または身体障害の状態になった被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めるときは、保険料の払込を免除しないことがあります。
  - (1) 地震、噴火または津波
  - (2) 戦争その他の変乱

#### (保険料の払込免除の請求手続)

- 第10条** 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、ただちに会社に通知してください。
2. 保険契約者は、保険料の払込免除事由が生じたときは、すみやかに必要書類(別表8)を提出して、保険料の払込免除を請求してください。
  3. 第6条(給付金の請求手続、支払時期および支払場所)第3項ないし第7項の規定は、保険料の払込免除について準用します。

### 第3章 保険料の払込

#### (保険料の払込方法<回数>)

- 第11条** 保険契約者は、契約申込の際に、次の各号の保険料の払込方法を選択することができます。
- (1) 月払(以下「月払契約」といいます)
  - (2) 半年払(以下「半年払契約」といいます)
  - (3) 年払(以下「年払契約」といいます)
2. 保険契約者は、会社の定める範囲内で、前項第1号から第3号までの保険料払込方法を変更することができます。

#### (保険料の払込)

- 第12条** 第2回以後の保険料は、払込期間中、毎回第13条(保険料の払込方法<経路>)第1項に定める払込方法にしたがい、次の期間(以下「払込期月」といいます)内に払い込んでください。
- (1) 月払契約の場合  
月単位の契約応当日(契約応当日のないときは、その月の末日とします。以下同じ)の属する月の初日から末日まで
  - (2) 年払契約または半年払契約の場合  
年単位または半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
2. 前項の保険料が前項の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
3. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を給付金から差し引きます。ただし、給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
4. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険契約者は、未払込保険料を払い込んでください。
5. 前2項の場合、未払込保険料の払込については、第16条(猶予期間中に保険事故が発生したとき)第2項および第3項の規定を準用します。

#### (保険料の払込方法<経路>)

- 第13条** 保険契約者は、会社の定める範囲内で、次の各号のいずれかの保険料の払込方法を選択することができます。
- (1) 会社の指定した金融機関等の口座自動振替により払い込む方法
  - (2) 会社の指定した金融機関等の口座に郵便振替または銀行振込により払い込む方法
  - (3) 所属団体を通じ払い込む方法(所属団体と会社との間に団体取扱協約が締結されている場合に限り)
  - (4) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
  - (5) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
2. 保険契約者は、会社の定める範囲内で、前項各号の保険料払込方法を変更することができます。
3. 保険料払込方法が第1項第1号、第3号または第5号である保険契約において、その保険契約が会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料払込方法を他の払込方法に変更してください。この場合、保険契約者が保険料払込方法の変更を行なうまでの間の保険料については、会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。

#### (保険料の一括払または前納)

- 第14条** 保険契約者は、保険料の払込方法<回数>により、次のとおり、将来の保険料をまとめて払い込むことができます。
- (1) 月払契約の場合  
12カ月分までの保険料を一括して払い込むことができます。この場合、一括して払い込む保険料が3カ月分以上あるときは、会社の定める率により保険料を割引きます。
  - (2) 年払契約または半年払契約の場合
    - (ア) 将来の保険料(半年払契約のときには、1年分以上)を前納することができます。
    - (イ) (ア)の場合、会社所定の利率で割引きます。
    - (ウ) 保険料前納金は、会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、払込期月の契約応当日が到来するごとに、保険料の払込に充当します。
2. 保険契約が保険料の払込を要しなくなった場合に、一括払分保険料または保険料前納金に残額があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

## 第4章 猶予期間および保険契約の失効

### (猶予期間および保険契約の失効)

**第15条** 第2回以後の保険料の払込については、次のとおり猶予期間があります。

- (1) 月払契約の場合  
払込期月の翌月初日から末日まで
  - (2) 年払契約または半年払契約の場合  
払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで(契約応当日が2月、6月、11月の各末日のときは、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで)
2. 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間の満了する日の翌日から効力を失います。
  3. 保険契約が効力を失った場合には、保険契約者は、解約返戻金を請求することができます。

### (猶予期間中に保険事故が発生したとき)

**第16条** 猶予期間中に給付金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を給付金から差し引きます。

2. 給付金が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、給付金を支払いません。
3. 猶予期間中に保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

## 第5章 保険契約の復活

### (保険契約の復活)

**第17条** 保険契約者は、保険契約が効力を失った日から起算して6カ月以内は、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。

2. 保険契約の復活を請求するときは、保険契約者は、必要書類(別表8)を提出してください。
3. 会社が保険契約の復活を承諾したときは、保険契約者は、会社の指定した日までに、延滞保険料を払い込んでください。
4. 第1条(会社の責任開始期)第1項の規定は、本条の場合に準用します。
5. 復活後の保険契約の保険証券は、旧保険証券と復活の通知書をもって新保険証券に代えます。

## 第6章 保険契約の取消および無効

### (保険契約の取消および無効)

**第18条** 保険契約者または被保険者の詐欺によって保険契約の締結または復活が行なわれた場合は、会社は保険契約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

2. 保険契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、保険契約を締結または復活した場合は、その保険契約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

## 第7章 告知義務および告知義務違反による解除

### (告知義務)

**第19条** 会社が、保険契約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で質問した事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社指定の医師に告知するときは、口頭によるものとします。

### (告知義務違反による解除)

**第20条** 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。

2. 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても、保険契約を解除することができます。この場合、会社は、給付金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、すでに給付金を支払い、または保険料の払込を免除していたときは、給付金の返還を請求し、または保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者または被保険者が証明したときは、給付金を支払い、または保険料の払込を免除します。
3. 保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者に解除の通知をします。
4. 保険契約を解除したときは、解約返戻金を保険契約者に支払います。

### (保険契約を解除できない場合)

**第21条** 会社は、次の場合には、前条の規定にかかわらず、保険契約を解除できないものとします。

- (1) 会社が、保険契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき



- (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。))が、保険契約者または被保険者が第 19 条の告知をすることを妨げたととき
  - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第 19 条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
  - (4) 会社が、解除の原因となる事実を知った日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき
  - (5) 責任開始の日から起算して2年以内に給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じなかったとき
2. 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第 19 条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

### (重大事由による解除)

**第 22 条** 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人がこの保険契約の給付金(災害入院給付金、ガン・特定疾病入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金および保険料払込免除をいいます。本項において同じ)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます)をした場合
  - (2) この保険契約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます)があった場合
  - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
  - (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
    - (ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。))に該当すると認められること
    - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
    - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - (エ) 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配したまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、給付金の支払または保険料の払込の免除をしません。また、すでに給付金を支払い、または保険料の払込を免除していたときは、給付金の返還を請求し、または保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または給付金の受取人に通知します。
4. この保険契約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。

## 第8章 解約および解約返戻金

### (解約)

**第 23 条** 保険契約者は、将来に向かって保険契約を解約し、解約返戻金を請求することができます。

### (解約返戻金)

**第 24 条** 解約返戻金は、保険料払込中の保険契約についてはその払込年月数により、その他の保険契約についてはその経過年月数により計算します。

2. 前条の規定により解約返戻金を請求するときは、保険契約者は、必要書類(別表8)を提出してください。
3. 解約返戻金は、前項の書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所において支払います。
4. 保険契約者が本条の規定により解約返戻金を請求した後は、保険契約の復活を請求することはできません。

## 第9章 保険契約の内容の変更

### (入院給付金日額の減額)

**第 25 条** 保険契約者は、被保険者の入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の入院給付金日額は、会社の定める金額以上であることを要します。

2. 入院給付金日額を減額したときは、その減額した部分は解約したものとして取り扱います。
3. 入院給付金日額を減額するときは、保険契約者は、必要書類(別表8)を提出してください。

### (保険期間または保険料払込期間の変更)

**第 26 条** 保険契約者は、会社の承諾を得て、保険期間または保険料払込期間を変更することができます。

2. 本条の変更を請求するときは、保険契約者は、必要書類(別表8)を提出してください。
3. 会社が本条の変更を承諾したときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。
4. 本条の変更は会社が承諾した時から効力を生じます。
5. 変更後の保険期間または保険料払込期間が会社の定める範囲外となる場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。

### (保険契約の更新)

**第 27 条** 保険期間が年満了の場合、保険契約者が、保険期間の満了する日の2週間前までに保険契約を継続しない旨を通知しない限り、保険契約(保険期間の満了する日までの保険料が払い込まれていることを要します)は、保険期間の満了する日の翌日に更新されるものとし、この日を更新日とします。ただし、更新後の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が、会社の定める範囲を超えるときは、更新できません。

2. 更新後の保険期間および入院給付金日額は、更新前と同一とします。ただし、前項のただし書に該当する場合には、会社の定める短期の保険期間に変更して更新されることがあります。
3. 保険契約者は、保険期間の満了する日の2週間前までに、会社の定める書類によって申し出ることにより、会社の定める範囲内で、保険期間の変更および入院給付金日額の減額を請求することができます。
4. 前項の規定は、保険期間が歳満了の保険契約にも適用するものとします。
5. 更新した保険契約の保険料は、更新日における被保険者の年齢によって計算します。
6. 更新した保険契約の第1回保険料は、更新日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合には、第 12 条(保険料の払込)第3項および第4項、第 15 条(猶予期間および保険契約の失効)第1項ならびに第 16 条(猶予期間中に保険事故が発生したとき)の規定を準用します。
7. 猶予期間中に保険料の払込がなかったときは、保険契約は、更新日にさかのぼって消滅するものとします。
8. 本条の規定によりこの保険契約が更新されたときは、第2条(給付金の支払)、第5条(給付金の支払限度)および第8条(保険料の払込免除)の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは、継続されたものとして取り扱います。
9. 保険契約を更新したときは、更新後の保険契約には更新時の普通保険約款および保険料率が適用されます。
10. 更新後の保険契約の保険証券は、旧保険証券と更新の通知書をもって新保険証券に代えます。この場合、更新の通知書には、次の各号に定める事項を記載します。
  - (1) 被保険者の氏名および更新時の年齢
  - (2) 更新後の主契約の名称、終期(保険期間)および入院給付金日額
  - (3) 更新された特約の名称、終期(保険期間)および保険金額等
  - (4) 更新後の保険料およびその払込方法
11. 更新時に会社がこの保険の締結を取り扱っていないときは、この保険契約は更新されません。この場合、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、更新の取扱に準じて、会社の定める他の同種類の保険を更新時に締結します。
12. 前項の取扱に際しては、第8項の規定を準用します。

## 第 10 章 保険契約者および受取人

### (保険契約者の代表者)

**第 28 条** 保険契約について、保険契約者が2人以上あるときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。

2. 前項の代表者が定まらないかまたはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の1人に対して行なった行為は、他の者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上ある場合には、その責任は連帯とします。

### (保険契約者の変更)

**第 29 条** 保険契約者は、被保険者の同意および会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

2. 本条の変更を請求するときは、保険契約者は、必要書類(別表8)を提出してください。
3. 本条の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

### (受取人の変更)

**第 29 条の2** 災害入院給付金、ガン・特定疾病入院給付金、疾病入院給付金および手術給付金の受取人については、被保険者(保険契約者が法人のときで、受取人を保険契約者にする旨を保険証券に記載した場合は、保険契約者)以外の者に変更することはできません。

### (遺言による受取人の変更)

**第 29 条の3** 保険契約者は、遺言によっても、災害入院給付金、ガン・特定疾病入院給付金、疾病入院給付金および手術給付金の受取人について、被保険者以外の者に変更することはできません。

#### (保険契約者に対する通知)

- 第 30 条** 会社は、保険契約にかかる必要な諸通知を保険契約者の住所または居所(通信先を含みます。以下本条において同様とします。)宛に行ないます。
2. 保険契約者は、住所または居所を変更したときは、遅滞なく、会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。
  3. 保険契約者が前項の通知をせず、保険契約者の住所または居所を会社が確認できなかった場合、会社の知った最終の住所または居所宛に発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

### 第 11 章 年齢の計算、年齢または性別の誤りの処理

#### (年齢の計算)

- 第 31 条** 被保険者の年齢は満年で計算し、1年未満の端数については6カ月以下のものは切り捨て、6カ月をこえるものは1年とします。
2. 保険契約締結後の被保険者の年齢は、契約日の年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

#### (年齢または性別の誤りの処理)

- 第 32 条** 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合に、契約日およびその誤りが発見された日のいずれの日においても、実際の年齢が、会社の定める契約年齢の範囲外の場合は、保険契約を無効としてすでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻し、その他の場合には、実際の年齢に基づいて、会社の定める方法により処理します。
2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、会社の定める方法によって処理します。

### 第 12 章 その他の事項

#### (保険契約者配当金)

- 第 33 条** この保険契約に対する保険契約者配当金はありません。

#### (時効)

- 第 34 条** 給付金もしくは解約返戻金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

#### (管轄裁判所)

- 第 35 条** この保険契約における給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または給付金の受取人(給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします)の住所地を管轄する高等裁判所(本庁とします)の所在地を管轄する地方裁判所(本庁とします)をもって、合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

### 第 13 章 受取人による保険契約の存続

#### (受取人による保険契約の存続)

- 第 36 条** 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約が通知された場合でも、災害入院給付金、ガン・特定疾病入院給付金、疾病入院給付金および手術給付金の受取人である被保険者(通知の時ににおいて保険契約者が受取人でない場合に限り)は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
  3. 第1項に定める債権者等による保険契約の解約の場合には、第 24 条(解約返戻金)第3項中、「前項の書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

#### 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特例

会社は、普通保険約款に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

#### (備考)

1. 治療を目的とした入院  
美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術(避妊のための手術)、治療処置を伴わない人間ドック検査などによる入院、入院治療を必要としない介護を主たる目的とする入院は、「治療を目的とした入院」には該当しません。
2. 治療を直接の目的とした手術  
美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術(避妊のための手術)、診断、検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術などは、「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。
3. 手術を受けたとき  
手術開始後、手術中に死亡した場合でも、手術を受けたものとして取り扱います。単なる麻酔処理の段階は手術給付の対象といたしません。

#### 4. 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等の関係をいいます。

#### 5. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版)準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F19.2

### 別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00～X59)	
・転倒・転落(W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露(W20～W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露(W42) ・振動への曝露(W43)
・生物による機械的な力への曝露(W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水(W65～W74)	
・その他の不慮の窒息(W75～W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引>(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引>(W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露(W85～W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94)(高山病など)
・煙、火および火炎への曝露(X00～X09)	
・熱および高温物質との接触(X10～X19)	
・有毒動植物との接触(X20～X29)	
・自然の力への曝露(X30～X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露(X30)(日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの  ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57)	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在(X52) ・食糧の不足(X53) ・水の不足(X54)

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露(X58～X59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡(X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為(Y35～Y36)	※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑(Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症(Y40～Y84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤(Y40～Y59)によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故(Y60～Y69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具(Y70～Y82)によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの(Y83～Y84)	

### 備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

### 別表2 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

- 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

### 別表3 対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

- 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- 10 手指を失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの
- 1上肢を手関節以上で失ったか、または1上肢の用もしくは1上肢の2関節以上の用を全く永久に失ったもの
- 1下肢を足関節以上で失ったか、または1下肢の用もしくは1下肢の2関節以上の用を全く永久に失ったもの
- 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指以上を失ったもの
- 10 足指を失ったもの
- 脊柱に著しい奇形、または著しい運動障害を永久に残すもの
- 1眼の視力を全く永久に失ったもの

### 備考(別表2、別表3)

- 常に介護を要するもの  
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。
- 眼の障害(視力障害)
  - 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
  - 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02 以下になって回復の見込のない場合をいいます。
  - 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
- 言語またはそしゃくの障害
  - 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
    - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
    - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
    - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

#### 4. 耳の障害(聴力障害)

(1) 聴力の測定は、日本工業規格(昭和57年8月14日改定)に準拠したオーディオメータで行ないます。

(2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500、1,000、2,000 ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$(a+2b+c) \div 4$$

の値が90デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。

#### 5. 上・下肢の障害

(1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

(2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

#### 6. 脊柱の障害

(1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

(2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

#### 7. 手指の障害

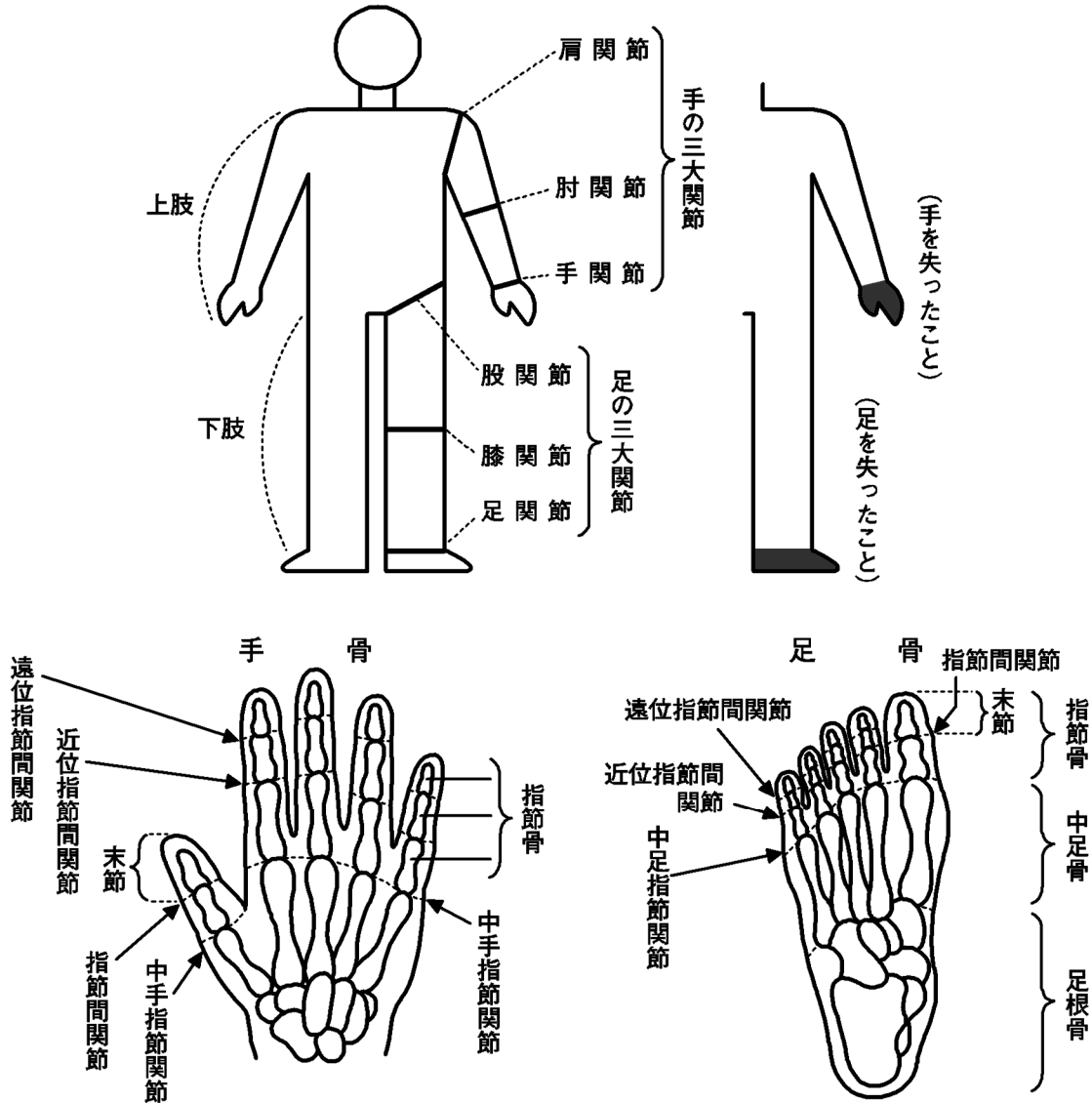
(1) 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

(2) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

#### 8. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

## 障害の図解



### 別表4 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に收容された場合には、その施術所を含みます。)。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

### 別表5 入院

医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下同じ)が必要であり、かつ自宅等(別表4に定める病院または診療所以外の施設を含みます。)での治療が困難なため、別表4に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

### 別表6 対象となる悪性新生物、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患

対象となる悪性新生物、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患とは、平成 21 年3月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版)準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合には、会社が特に認めた場合に限り、下記に掲げる疾病以外の疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。



疾病名	分類項目	基本分類コード	
悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14	
	消化器の悪性新生物	C15～C26	
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39	
	骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41	
	皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44	
	中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49	
	乳房の悪性新生物	C50	
	女性生殖器の悪性新生物	C51～C58	
	男性生殖器の悪性新生物	C60～C63	
	腎尿路の悪性新生物	C64～C68	
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72	
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75	
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80	
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96	
	独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97	
	上皮内新生物	D00～D09	
	心疾患	慢性リウマチ性心疾患	I05～I09
虚血性心疾患		I20～I25	
その他の型の心疾患		I01,I02,I27, I30～I52	
高血圧性疾患		高血圧性疾患(I10-I15)中の	
		・本態性(原発性<一次性>)高血圧(症)	I10
		・高血圧性心疾患	I11
	・高血圧性腎疾患	I12	
	・高血圧性心腎疾患	I13	
・二次性<続発性>高血圧(症)	I15		
脳血管疾患	脳血管疾患	I60～I69	

別表7 対象となる手術および給付倍率表

「手術」とは、治療または組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞もしくは末梢血幹細胞を移植することを直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表手術番号1.～89.を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

手術の種類	給付倍率
<b>●皮膚・乳房の手術</b>	
1. 植皮術(25 cm <sup>2</sup> 未満は除く)	30
2. 乳房切断術	30
<b>●筋骨の手術(抜釘術は除く)</b>	
3. 骨移植術	30
4. 骨髄炎・骨結核手術(膿瘍の単なる切開は除く)	30
5. 頭蓋骨観血手術(鼻骨・鼻中隔を除く)	30
6. 鼻骨観血手術(鼻中隔彎曲症手術を除く)	20
7. 上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術(歯・歯肉の処置に伴うものを除く)	30
8. 脊椎・骨盤観血手術	30
9. 鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術	20
10. 四肢切断術(手指・足指を除く)	30
11. 切断四肢再接合術(骨・関節の離断に伴うもの)	30
12. 四肢骨・四肢関節観血手術(手指・足指を除く)	20
13. 筋・腱・靭帯観血手術(手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く)	20

手術の種類	給付倍率
<b>●呼吸器・胸部の手術</b>	
14. 慢性副鼻腔炎根本手術	20
15. 喉頭全摘除術	30
16. 気管・気管支・肺・胸膜手術(開胸術を伴うもの)	30
17. 胸郭形成術	30
18. 縦隔腫瘍摘出術	50
<b>●循環器・脾の手術</b>	
19. 観血的血管形成術(血液透析用外シャント形成術を除く)	30
20. 静脈瘤根本手術	20
21. 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術(開胸・開腹術を伴うもの)	50
22. 心膜切開・縫合術	30
23. 直視下心臓内手術	50
24. 体内用ペースメーカー埋込術	30
25. 脾摘除術	30
<b>●消化器の手術</b>	
26. 耳下腺腫瘍摘出術	30
27. 顎下腺腫瘍摘出術	20
28. 食道離断術	50
29. 胃切除術	50
30. その他の胃・食道手術(開胸・開腹術を伴うもの)	30
31. 腹膜炎手術	30
32. 肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術	30
33. ヘルニア根本手術	20
34. 虫垂切除術、盲腸縫縮術	20
35. 直腸脱根本手術	30
36. その他の腸・腸間膜手術(開腹術を伴うもの)	30
37. 痔瘻・脱肛・痔核根本手術(根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く)	20
<b>●尿・性器の手術</b>	
38. 腎移植手術(受容者に限る)	50
39. 腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術(経尿道的操作は除く)	30
40. 尿道狭窄観血手術(経尿道的操作は除く)	30
41. 尿瘻閉鎖観血手術(経尿道的操作は除く)	30
42. 陰茎切断術	50
43. 睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	30
44. 陰嚢水腫根本手術	20
45. 子宮広汎全摘除術(単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く)	50
46. 子宮頸管形成術、子宮頸管縫縮術	20
47. 帝王切開娩出術	20
48. 子宮外妊娠手術	30
49. 子宮脱・膣脱手術	30
50. その他の子宮手術(子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く)	30
51. 卵管・卵巣観血手術(経腔的操作は除く)	30
52. その他の卵管・卵巣手術	20
<b>●内分泌器の手術</b>	
53. 下垂体腫瘍摘除術	50
54. 甲状腺手術	30
55. 副腎全摘除術	30
<b>●神経の手術</b>	
56. 頭蓋内観血手術	50
57. 神経観血手術(形成術、移植術、切除術、減圧術、開放術、捻除術)	30
58. 観血的脊髄腫瘍摘出手術	50
59. 脊髄硬膜内外観血手術	30
<b>●感覚器・視器の手術(視力矯正を直接の目的とする手術を除く。)</b>	
60. 眼瞼下垂症手術	20
61. 涙小管形成術	20
62. 涙嚢鼻腔吻合術	20
63. 結膜嚢形成術	20
64. 角膜移植術	20
65. 観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	20
66. 虹彩前後癒着剝離術	20
67. 緑内障観血手術	30

手術の種類	給付倍率
68. 白内障・水晶体観血手術	30
69. 硝子体観血手術	20
70. 網膜剥離症手術	20
71. レーザー・冷凍凝固による眼球手術(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする)	20
72. 眼球摘除術・組織充填術	30
73. 眼窩腫瘍摘出術	30
74. 眼筋移植術	20
<b>●感覚器・聴器の手術</b>	
75. 観血的鼓膜・鼓室形成術	30
76. 乳様洞削開術	20
77. 中耳根本手術	30
78. 内耳観血手術	30
79. 聴神経腫瘍摘出術	50
<b>●悪性新生物の手術</b>	
80. 悪性新生物根治手術	50
81. 悪性新生物温熱療法(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする)	20
82. その他の悪性新生物手術	30
<b>●上記以外の手術</b>	
83. 上記以外の開頭術	30
84. 上記以外の開胸術	30
85. 上記以外の開腹術	20
86. 衝撃波による体内結石破碎術(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする)	30
87. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術(検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする)	20
<b>●新生物根治放射線照射</b>	
88. 新生物根治放射線照射(50グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする)	20
<b>●骨髄幹細胞採取手術</b>	
89. 組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした骨髄幹細胞採取手術(末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含む。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除く。)	30

**(備考)**

視力矯正を直接の目的とする手術

「視力矯正を直接の目的とする手術」とは、屈折異常・調整障害(近視、遠視、老眼等)に対する視力矯正のみを目的とする手術をいい、例えば、LASIK・フェイクIOL等が含まれます。

**別表8 請求に必要な書類(○印は必要書類を示します)**

項目	必要書類	会社所定の請求書	保険証券	最終保険料の払込を証する書類	印鑑証明書		被保険者の住民票(ただし会社が必要と認めた場合は戸籍抄本)	受取人の戸籍抄本	会社所定の様式による			その他
					保険契約者	受取人			診断書	入院証明書	手術証明書	
災害入院給付金		○	○	○			○	○	○	○	○	不慮の事故であることを証する書類
ガン・特定疾病入院給付金		○	○	○			○	○	○	○		
疾病入院給付金		○	○	○			○	○	○	○		
手術給付金		○	○	○			○	○	○	○		
保険料の払込免除		○	○	○					○			不慮の事故であることを証する書類
保険契約の復活		○										告知書
解約返戻金		○	○	○			○					
給付金日額の減額		○	○	○								
保険期間または保険料払込期間の変更		○	○	○								
保険契約者の変更		○	○									

**(注)**

1. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
2. 保険契約の復活について、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ない、または会社の指定した医師の診断を求めることがあります。

# 新ガン保障付無配当定期保険普通保険約款 目次

この保険の趣旨

## 第1章 保険期間の始期と責任開始の日

- 第1条 保険期間の始期
- 第2条 責任開始の日

## 第2章 ガンの定義および診断確定

- 第3条 ガンの定義および診断確定

## 第3章 この保険契約の給付

- 第4条 給付金、見舞金および保険金の支払
- 第5条 保険料の払込免除
- 第6条 保険料の払込を免除しない場合
- 第7条 戦争その他の変乱の場合の特例
- 第8条 給付金の請求手続、支払の時期および場所

## 第4章 保険契約の無効および取消

- 第9条 給付責任開始日前のガン診断確定による無効
- 第10条 詐欺による取消
- 第10条の2 不法取得目的による無効

## 第5章 告知義務および告知義務違反による解除

- 第11条 告知義務
- 第12条 告知義務違反による解除
- 第13条 保険契約を解除できない場合
- 第14条 重大事由による解除

## 第6章 保険料の払込

- 第15条 保険料の払込方法<回数>
- 第16条 保険料の払込
- 第17条 保険料の払込方法<経路>
- 第18条 保険料の一括払または前納

## 第7章 猶予期間および保険契約の失効

- 第19条 猶予期間および保険契約の失効
- 第20条 猶予期間中に保険事故が発生したとき

## 第8章 保険契約の復活

- 第21条 保険契約の復活

## 第9章 解約および解約返戻金

- 第22条 解約
- 第23条 解約返戻金

## 第10章 保険契約の内容の変更

- 第24条 入院給付金日額の減額
- 第25条 保険契約の更新

## 第11章 保険契約者および給付金等の受取人

- 第26条 保険契約者、死亡保険金受取人または入院給付金受取人の代表者
- 第27条 保険契約者の変更
- 第27条の2 受取人の変更
- 第27条の3 遺言による受取人の変更
- 第27条の4 受取人の死亡
- 第28条 保険契約者に対する通知

## 第12章 年齢の計算、年齢または性別の誤りの処理

- 第29条 年齢の計算
- 第30条 年齢または性別の誤りの処理

## 第13章 その他の事項

- 第31条 保険契約者配当金
- 第32条 時効
- 第33条 管轄裁判所

## 第14章 受取人による保険契約の存続

- 第34条 受取人による保険契約の存続

## 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特例

別表1 対象となる悪性新生物

別表2 入院、病院または診療所

別表3 対象となる手術

## 備考(別表3)

別表4 対象となる高度障害状態

別表5 対象となる身体障害の状態

別表6 対象となる不慮の事故

別表7 請求に必要な書類(○印は必要書類を示します)

# 新ガン保障付無配当定期保険普通保険約款

## この保険の趣旨

この保険は、被保険者が悪性新生物(ガン)を原因として所定の状態になったとき、および死亡したとき、または所定の高度障害状態になったときに、次の保障を行なうことを主な目的としたものです。

- (1) 被保険者が悪性新生物(ガン)と初めて診断確定されたときに、診断給付金を支払います。
- (2) 被保険者が悪性新生物(ガン)の治療を目的として入院したときに、入院給付金を支払います。
- (3) 被保険者が悪性新生物(ガン)の治療を目的とした手術を受けたときに、手術見舞金を支払います。
- (4) 被保険者が悪性新生物(ガン)を直接の原因として死亡したとき、または所定の高度障害状態になったときに、ガン死亡保険金またはガン高度障害保険金を支払います。
- (5) 被保険者が悪性新生物(ガン)以外の事由により死亡したときに、死亡保険金を支払います。

## 第1章 保険期間の始期と責任開始の日

### (保険期間の始期)

**第1条** 会社は、保険契約の申込を承諾した場合は、次の時を保険期間の始期とし、その日を契約日とします。

- (1) 第1回保険料を被保険者に関する告知以後に受け取ったときは、第1回保険料を受け取った時
  - (2) 第1回保険料を被保険者に関する告知の前に受け取ったときは、告知の時
2. 保険期間および保険料の払込期間の計算については契約日から起算します。
3. 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を発行します。保険証券には、次の各号に定める事項を記載します。なお、保険事故・給付事由および保険給付の方法については保険証券に記載しません。
- (1) 会社名
  - (2) 保険契約の名称
  - (3) 契約日
  - (4) 保険料およびその払込方法
  - (5) 保険契約の終期(保険期間)および保険料払込期間
  - (6) 入院給付金日額
  - (7) 保険契約者の氏名または商号等
  - (8) 被保険者の氏名および契約時の年齢
  - (9) 保険金等の受取人を定めたときは、その氏名または商号等
  - (10) 特約が付加されたときは、その特約の名称、終期(保険期間)および保険金額等
  - (11) 保険証券の作成地および作成年月日

### (責任開始の日)

**第2条** 会社は、前条に規定する保険期間の始期から起算して90日を経過した日の翌日(以下「給付責任開始日」といいます)から保険契約上の責任を負います。ただし、死亡保険金の支払および保険料の払込免除については、保険期間の始期から保険契約上の責任を負います。

## 第2章 ガンの定義および診断確定

### (ガンの定義および診断確定)

**第3条** この保険契約において「ガン」とは、(別表1)に定める悪性新生物をいいます。

2. ガンの診断確定は、病理組織学的所見(剖検・生検)、細胞学的所見、理学的所見(X線、内視鏡等)、臨床学的所見および手術の全部またはいずれかにより日本の医師または歯科医師の資格を持つ者によってなされることを要します。

## 第3章 この保険契約の給付

### (給付金、見舞金および保険金の支払)

**第4条** この保険契約の給付金、見舞金および保険金(以下「給付金等」といいます)は、次のとおりです。

名称	給付金等を支払う場合(以下「支払事由」といいます)	支払金額	受取人
診断給付金	被保険者が給付責任開始日(復活が行なわれたときは、最終の復活の際の責任開始の時。以下同じ)以後の保険期間中に初めてガンと診断確定されたとき	入院給付金日額 × 100	入院給付金受取人(入院給付金受取人の指定がないときは被保険者)
入院給付金	被保険者が保険期間中に、次のすべてに該当したとき (1) 給付責任開始日以後に初めてガンと診断確定されたこと (2) 給付責任開始日以後に、診断確定されたガンの治療を直接の目的として入院していること (3) (別表2)に定める病院または診療所への入院であること	入院給付金日額 × 入院日数	入院給付金受取人の指定がないときは被保険者)

名称	給付金等を支払う場合(以下「支払事由」といいます)	支払金額	受取人
手術見舞金	被保険者が保険期間中に、次のすべてに該当したとき (1) 給付責任開始日以後に初めてガンと診断確定されたこと (2) 給付責任開始日以後に、診断確定されたガンの治療を直接の目的とした手術を受けたこと (3) (別表3)に定めるいずれかの種類の手術であること (4) (別表2)に定める病院または診療所における手術であること	手術1回につき、 入院給付金日額 × 10	
ガン死亡保険金	被保険者が保険期間中に、次のすべてに該当したとき (1) 給付責任開始日以後に初めてガンと診断確定されたこと (2) 給付責任開始日以後にガンを直接の原因として死亡したこと	入院給付金日額 × 50	死亡保険金受取人
ガン高度障害保険金	被保険者が給付責任開始日以後の保険期間中に次のすべてにより、高度障害状態(別表4に定めるものとします。以下同じ)になったとき (1) 給付責任開始日以後に初めてガンと診断確定されたこと (2) ガンを直接の原因としていること この場合、給付責任開始日前にすでに生じていた障害状態に、給付責任開始日以後に診断確定されたガンを直接の原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態になったときを含みます。	入院給付金日額 × 50	入院給付金受取人(入院給付金受取人の指定がないときは被保険者)

名称	支払事由	支払金額	受取人	保険金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます)
死亡保険金	被保険者が保険期間中にガン以外の事由により死亡したとき	入院給付金日額 × 10	死亡保険金受取人	被保険者が次のいずれかにより死亡したとき (1) 保険期間の始期(復活が行なわれたときの保険契約については、最終の復活の際の責任開始)の日から起算して3年以内の自殺 (2) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意

2. 診断給付金の支払は、保険期間を通じて1回とします。
3. 被保険者が第1項に規定する入院の継続中に次のいずれかの事由が生じた場合には、その発生時を含む継続入院に限り、保険期間中の入院とみなします。  
(1) 保険期間(保険契約を更新した場合には、更新後の保険期間を含みます)の満了  
(2) ガン高度障害保険金の支払による保険契約の消滅
4. 第1項に規定する給付金等の支払金額の計算にあたって、入院給付金日額が減額された場合には、給付金等の支払金額は、各日現在の入院給付金日額に応じて計算します。
5. 被保険者が同時に手術見舞金の支払事由に該当する2以上の手術を受けた場合には、1回の手術とみなして手術見舞金を支払います。
6. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社がガン以外の事由により死亡したものと認めるときは、死亡保険金を支払います。
7. 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合でも、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、会社は、その残額を他の受取人に支払います。
8. 免責事由に該当したことによって死亡保険金を支払わないときは、会社は、責任準備金(会社の定める方法によって計算される保険契約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ)を保険契約者に支払います。(前項の規定により死亡保険金の一部が支払われない場合には、支払われない死亡保険金部分の責任準備金を払い戻します。)ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合には支払いません。
9. ガン死亡保険金が支払われたときは、その支払後にガン高度障害保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
10. ガン死亡保険金を支払う前にガン高度障害保険金の支払請求を受け、ガン高度障害保険金が支払われるときは、会社は、ガン死亡保険金を支払いません。
11. ガン高度障害保険金を支払ったときは、被保険者が高度障害状態になった時にさかのぼって、保険契約は消滅します。
12. 死亡保険金を支払った後に、ガン死亡保険金の支払事由に該当していたことを会社が認めるときは、ガン死亡保険金から死亡保険金を差し引いた残額をこの場合のガン死亡保険金として支払います。
13. この保険契約の保険期間の満了日(更新限度となる最後の保険期間の満了日)をいいます。以下同じ)に、高度障害状態のうち回復の見込がないことのみが明らかでない場合でも、その後もその障害の状態が継続し、回復の見込がないことが明らかになったときは、保険期間の満了日に高度障害状態に該当したものとみなします。ただし、保険期間の満了日後に新たに生じた原因により、回復の見込がないこととなった場合を除きます。
14. 保険契約者が法人かつ入院給付金受取人の場合には、第1項の規定にかかわらず、ガン高度障害保険金の受取人は、被保険者とすることができます。

### (保険料の払込免除)

**第5条** 被保険者が、次の各号のいずれかに該当した場合には、会社は、次の払込期月(払込期月の初日から契約応当日の前日までに該当したときは、その払込期月)以後の保険料の払込を免除します。

- (1) 被保険者が、保険期間の始期(復活が行なわれたときの保険契約については、最終の復活の際の責任開始。本条において同じ)以後のガン以外の事由を原因として、保険料払込期間中に高度障害状態になったとき。この場合、保険期間の始期前にすでに生じていた障害状態に、保険期間の始期以後のガン以外の事由(保険期間の始期前にすでに生じていた障害状態の原因となったガン以外の事由と因果関係のないガン以外の事由に限ります)を原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態になったときを含みます。
  - (2) 被保険者が、保険期間の始期以後に発生した不慮の事故(別表6に定めるものとします。以下同じ)による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に身体障害の状態(別表5に定めるものとします。以下同じ)になったとき。この場合、保険期間の始期前にすでに生じていた障害状態に、保険期間の始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害の状態になったときを含みます。
2. 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者が保険期間の始期前のガン以外の疾病を直接の原因として保険期間の始期以後に保険料の払込免除事由に該当したときでも、保険期間の始期以後の原因によるものとみなして、前項の規定を適用します。
- (1) そのガン以外の疾病について、保険契約の締結または復活の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、そのガン以外の疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
  - (2) そのガン以外の疾病について、保険期間の始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、そのガン以外の疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
3. 第1項の規定により保険料の払込が免除された場合には、保険料は、以後払込期月の契約応当日ごとに払込があったものとして取り扱います。
4. 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込の免除事由発生時以後、第24条(入院給付金日額の減額)の規定は適用しません。

### (保険料の払込を免除しない場合)

**第6条** 被保険者が、次の各号のいずれかによって前条の規定に該当した場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の故意または被保険者の犯罪行為により高度障害状態になったとき
- (2) 次の(ア)から(カ)のいずれかの事由により身体障害の状態になったとき
  - (ア) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
  - (イ) 被保険者の犯罪行為
  - (ウ) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
  - (エ) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
  - (オ) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
  - (カ) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

### (戦争その他の変乱の場合の特例)

**第7条** 被保険者が、戦争その他の変乱により死亡した場合に、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認められたときは、その程度に応じ、死亡保険金の金額を削減して支払い、またはその金額の全額を支払いません。

2. 前項の場合、死亡保険金を支払わないときは、責任準備金を保険契約者に支払います。
3. 被保険者が、次の第2号により高度障害状態になった場合または次の各号のいずれかにより身体障害の状態になった場合に、その原因により高度障害状態または身体障害の状態になった被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認められたときは、保険料の払込を免除しないことがあります。
  - (1) 地震、噴火または津波
  - (2) 戦争その他の変乱

### (給付金の請求手続、支払の時期および場所)

**第8条** 給付金(診断給付金、入院給付金、手術見舞金、ガン死亡保険金、ガン高度障害保険金または死亡保険金をいいます。本条において同じ)または保険料の払込免除事由の支払事由が生じたときは、保険契約者または給付金の受取人はすみやかに会社に通知してください。

2. 給付金の受取人または保険契約者は、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、すみやかに必要書類(別表7)を提出して、給付金または保険料の払込免除を請求してください。
3. 前項の場合に、給付金(ガン死亡保険金および死亡保険金を除く。本項において同じ)の受取人が被保険者で、被保険者が給付金を請求できない特別な事情があるときは、被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている戸籍上の配偶者(配偶者がいない場合には、被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている3親等以内の親族)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、会社の承諾を得て、給付金の受取人の代理人として給付金を請求することができます。
4. 給付金は、その請求に必要な書類が、会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所において支払います。



5. 給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
  - (1) 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合  
支払事由に該当する事実の有無
  - (2) 給付金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合  
給付金の支払事由が発生した原因
  - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合  
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
  - (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合  
前2号に定める事項、第14条(重大事由による解除)第1項第4号(ア)から(オ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者、給付金の受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実
6. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
  - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
  - (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
  - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別な調査、分析または鑑定 180日
  - (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
  - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
7. 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。
8. 第5項および第6項に定める確認を行なう場合、会社は、給付金を請求した者に、その旨を通知します。
9. 第4項ないし第8項の規定は、保険料の払込免除について準用します。
10. 官公署、会社、工場その他の団体(団体の代表者および個人事業主を含み、以下「団体」といいます)を保険契約者および死亡保険金受取人または入院給付金受取人とし、その団体から給与の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等(以下「死亡退職金等」といいます)として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、ガン死亡保険金、死亡保険金またはガン高度障害保険金の請求の際、第2項に規定する書類の他、第1号または第2号いずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
  - (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
  - (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
  - (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

## 第4章 保険契約の無効および取消

### (給付責任開始日前のガン診断確定による無効)

- 第9条** 被保険者が告知日以前または告知日から給付責任開始日の前日までにガンと診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者のその事実の知・不知にかかわらず、保険契約は無効とします。
2. 前項の場合、すでに払い込まれた保険料は、保険契約者に払い戻します。ただし、告知日以前に被保険者がガンと診断確定されていた事実を保険契約者または被保険者のいずれかが知っていた場合には、払い戻しません。
  3. 本条の適用がある場合には、第12条(告知義務違反による解除)および第14条(重大事由による解除)の規定は適用しません。

### (詐欺による取消)

- 第10条** 保険契約者または被保険者の詐欺によって保険契約の締結または復活が行なわれた場合は、会社は保険契約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

### (不法取得目的による無効)

**第 10 条の2** 保険契約者が保険金、給付金または見舞金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に保険金、給付金または見舞金を不法に取得させる目的をもって、保険契約を締結または復活した場合は、その保険契約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

## 第5章 告知義務および告知義務違反による解除

### (告知義務)

**第 11 条** 会社が、保険契約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で質問した事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社指定の医師に告知するときは、口頭によるものとします。

### (告知義務違反による解除)

- 第 12 条** 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
2. 会社は、給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても、保険契約を解除することができます。この場合、会社は、給付金等を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、すでに給付金等を支払い、または保険料の払込を免除していたときは、給付金等の返還を請求し、または保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人または入院給付金受取人が証明したときは、給付金等を支払いまたは保険料の払込を免除します。
  3. 保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者、死亡保険金受取人または入院給付金受取人に解除の通知をします。
  4. 保険契約を解除したときは、解約返戻金を保険契約者に支払います。

### (保険契約を解除できない場合)

**第 13 条** 会社は、次の場合には、前条の規定にかかわらず、保険契約を解除できないものとします。

- (1) 会社が、保険契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき
  - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。))が、保険契約者または被保険者が第 11 条の告知をすることを妨げたととき
  - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第 11 条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
  - (4) 会社が、解除の原因となる事実を知った日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき
  - (5) 保険期間の始期の日(復活が行なわれた場合は、復活が行なわれた日)から起算して2年以内に給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じなかったとき
2. 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第 11 条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

### (重大事由による解除)

**第 14 条** 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または給付金の受取人がこの保険契約の給付金(診断給付金、入院給付金、手術見舞金、ガン死亡保険金、ガン高度障害保険金、死亡保険金および保険料払込免除をいいます。本項において同じ)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます)をした場合
- (2) この保険契約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
  - (ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。))に該当すると認められること
  - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
  - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
  - (エ) 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
  - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどに

- より、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 会社は、給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によってこの保険契約を解除することができます。前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による給付金等(前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号の(ア)から(オ)までに該当したのが死亡保険金受取人のみであり、その死亡保険金受取人が死亡保険金またはガン死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金またはガン死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき死亡保険金またはガン死亡保険金をいいます。以下本項において同じとします。)の支払または保険料の払込の免除をしません。また、すでに給付金等を支払い、または保険料の払込を免除していたときは、給付金等の返還を請求し、または保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
  3. 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者、死亡保険金受取人または入院給付金受取人に通知します。
  4. この保険契約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
  5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、死亡保険金またはガン死亡保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡保険金またはガン死亡保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない死亡保険金またはガン死亡保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金を保険契約者に支払います。

## 第6章 保険料の払込

### (保険料の払込方法<回数>)

**第15条** 保険契約者は、契約申込の際に、次の各号の保険料の払込方法を選択することができます。

- (1) 月払(以下「月払契約」といいます)
  - (2) 半年払(以下「半年払契約」といいます)
  - (3) 年払(以下「年払契約」といいます)
2. 保険契約者は、会社の定める範囲内で、前項各号の保険料払込方法を変更することができます。

### (保険料の払込)

**第16条** 第2回以後の保険料は、払込期間中、毎回第17条(保険料の払込方法<経路>)第1項に定める払込方法にしたがい、次の期間(以下「払込期月」といいます)内に払い込んでください。

- (1) 月払契約の場合  
月単位の契約応当日(契約応当日のないときは、その月の末日とします。以下同じ)の属する月の初日から末日まで
  - (2) 年払契約または半年払契約の場合  
年単位または半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
2. 前項の保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者(保険金を支払うときは保険金受取人)に払い戻します。
3. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに給付金等の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を給付金等から差し引きます。ただし、給付金等が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
4. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険契約者は、未払込保険料を払い込んでください。
5. 前2項の場合、未払込保険料の払込については、第20条(猶予期間中に保険事故が発生したとき)第2項および第3項の規定を準用します。

### (保険料の払込方法<経路>)

**第17条** 保険契約者は、会社の定める範囲内で、次の各号のいずれかの保険料の払込方法を選択することができます。

- (1) 会社の指定した金融機関等の口座自動振替により払い込む方法
  - (2) 会社の指定した金融機関等の口座に郵便振替または銀行振込により払い込む方法
  - (3) 所属団体または集団を通じ払い込む方法(所属団体または集団と会社との間に団体取扱協約または集団取扱協約が締結されている場合に限り)
  - (4) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
  - (5) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
2. 保険契約者は、会社の定める範囲内で、前項各号の保険料払込方法を変更することができます。
3. 保険料払込方法が第1項第1号、第3号または第5号である保険契約において、その保険契約が会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料払込方法を他の払込方法に変更してください。この場合、保険契約者が保険料払込方法の変更を行なうまでの間の保険料については、会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。

### (保険料の一括払または前納)

**第18条** 保険契約者は、保険料の払込方法<回数>により、次のとおり、将来の保険料をまとめて払い込むことができます。

- (1) 月払契約の場合

12カ月分までの保険料を一括して払い込むことができます。この場合、一括して払い込む保険料が3カ月分以上あるときは、会社の定める率により保険料を割引きます。

- (2) 年払契約または半年払契約の場合
  - (ア) 将来の保険料(半年払契約のときには、1年以上)を前納することができます。
  - (イ) (ア)の場合、会社所定の利率で割引きます。
  - (ウ) 保険料前納金は、会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、払込期月の契約当日が到来するごとに、保険料の払込に充当します。
2. 保険契約が保険料の払込を要しなくなった場合に、一括払分保険料または保険料前納金に残額があるときは、これを保険契約者(保険金を支払うときは保険金受取人)に払い戻します。

## 第7章 猶予期間および保険契約の失効

### (猶予期間および保険契約の失効)

**第19条** 第2回以後の保険料の払込については、次のとおり猶予期間があります。

- (1) 月払契約の場合  
払込期月の翌月初日から末日まで
- (2) 年払契約または半年払契約の場合  
払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約当日まで(契約当日が2月、6月、11月の各末日のときは、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで)
2. 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間の満了する日の翌日から効力を失います。
3. 保険契約が効力を失った場合には、保険契約者は、解約返戻金を請求することができます。

### (猶予期間中に保険事故が発生したとき)

- 第20条** 猶予期間中に給付金等の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を給付金等から差し引きします。
2. 給付金等が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、給付金等を支払いません。
  3. 猶予期間中に保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

## 第8章 保険契約の復活

### (保険契約の復活)

- 第21条** 保険契約者は、保険契約が効力を失った日から起算して6カ月以内は、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。
2. 保険契約の復活を請求するときは、保険契約者は、必要書類(別表7)を提出してください。
  3. 会社が保険契約の復活を承諾したときは、保険契約者は、会社の指定した日までに、延滞保険料を払い込んでください。
  4. 会社は、保険契約の復活がなされた場合、次の時から保険契約上の責任を負います。
    - (1) 保険期間の始期の日から給付責任開始日の前日までに復活がなされた場合
      - (ア) 診断給付金、入院給付金、手術見舞金、ガン死亡保険金およびガン高度障害保険金の支払については給付責任開始日
      - (イ) 死亡保険金の支払および保険料の払込免除については第3項による延滞保険料が払い込まれた時
    - (2) 給付責任開始日以後に復活がなされた場合は、第3項による延滞保険料が払い込まれた時
  5. 復活後の保険契約の保険証券は、旧保険証券と復活の通知書をもって新保険証券に代えます。

## 第9章 解約および解約返戻金

### (解約)

**第22条** 保険契約者は、将来に向かって保険契約を解約し、解約返戻金を請求することができます。

### (解約返戻金)

- 第23条** 解約返戻金は、保険料払込中の保険契約についてはその払込年月数により、その他の保険契約についてはその経過年月数により計算します。
2. 前条の規定により解約返戻金を請求するときは、保険契約者は、必要書類(別表7)を提出してください。
  3. 解約返戻金は、前項の書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所において支払います。
  4. 保険契約者が本条の規定により解約返戻金を請求した後は、保険契約の復活を請求することはできません。

## 第10章 保険契約の内容の変更

### (入院給付金日額の減額)

**第24条** 保険契約者は、入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の入院給付金日額は、会社の定める金額以上であることを要します。

- 入院給付金日額を減額したときは、その減額した部分は解約したものと取り扱います。
- 入院給付金日額を減額するときは、保険契約者は、必要書類(別表7)を提出してください。

### (保険契約の更新)

**第25条** 保険期間が年満了の場合、保険契約者が、保険期間の満了する日の2週間前までに保険契約を継続しない旨を通知しない限り、保険契約(保険期間の満了する日までの保険料が払い込まれていることを要します)は、保険期間の満了する日の翌日に更新されるものとし、この日を更新日とします。ただし、更新後の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が、会社の定める範囲を超えるときは、更新できません。

- 更新後の保険期間および入院給付金日額は、更新前と同一とします。ただし、前項のただし書に該当する場合には、会社の定める短期の保険期間に変更して更新されることがあります。
- 保険契約者は、保険期間の満了する日の2週間前までに、会社の定める書類によって申し出ることにより、会社の定める範囲内で、保険期間の変更および入院給付金日額の減額を請求することができます。
- 前項の規定は、保険期間が歳満了の保険契約にも適用するものとします。
- 更新した保険契約の保険料は、更新日における被保険者の年齢によって計算します。
- 更新した保険契約の第1回保険料は、更新日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合には、第16条(保険料の払込)第3項および第4項、第19条(猶予期間および保険契約の失効)第1項ならびに第20条(猶予期間中に保険事故が発生したとき)の規定を準用します。
- 前項の保険料が猶予期間中に払い込まれなかったときは、保険契約は、更新日にさかのぼって消滅するものとします。
- 給付金等の支払および保険料の払込免除の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは、継続されたものとして取り扱います。
- 保険契約を更新したときは、更新後の保険契約には更新時の普通保険約款および保険料率が適用されます。
- 更新後の保険契約の保険証券は、旧保険証券と更新の通知書をもって新保険証券に代えます。この場合、更新の通知書には、次の各号に定める事項を記載します。
  - 被保険者の氏名および更新時の年齢
  - 更新後の主契約の名称、終期(保険期間)および入院給付金日額
  - 更新された特約の名称、終期(保険期間)および保険金額等
  - 更新後の保険料およびその払込方法
- 更新時に会社がこの保険の締結を取り扱っていないときは、この保険契約は更新されません。この場合、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、更新の取扱に準じて、会社の定める他の同種類の保険を更新時に締結します。
- 前項の取扱に際しては、第8項の規定を準用します。

## 第11章 保険契約者および給付金等の受取人

### (保険契約者、死亡保険金受取人または入院給付金受取人の代表者)

**第26条** 保険契約について、保険契約者、死亡保険金受取人または入院給付金受取人が2人以上あるときは、各代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、それぞれ他の保険契約者、死亡保険金受取人または入院給付金受取人を代理するものとします。

- 前項の代表者が定まらないかまたはその所在が不明のときは、会社が保険契約者、死亡保険金受取人または入院給付金受取人の1人に対して行なった行為は、他の者に対しても効力を生じます。
- 保険契約者が2人以上ある場合には、その責任は連帯とします。

### (保険契約者の変更)

**第27条** 保険契約者は、被保険者の同意および会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

- 本条の変更を請求するときは、保険契約者は、必要書類(別表7)を提出してください。
- 本条の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

### (受取人の変更)

**第27条の2** 保険契約者は、給付金(診断給付金、入院給付金、手術見舞金、ガン死亡保険金、ガン高度障害保険金および死亡保険金をいいます。本条において同じ)の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、入院給付金受取人または死亡保険金受取人を変更することができます。保険契約者が法人かつ入院給付金受取人の場合には、ガン高度障害保険金の支払事由が発生するまでは、会社に対する通知により、ガン高度障害保険金の受取人を、被保険者に変更することができます。

- 第1項の通知が会社に到達した場合には、入院給付金受取人(保険契約者が法人でガン高度障害保険金の受取人を変更する場合を含みます。本項において同じ)、または死亡保険金受取人は、当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、当該通知が会社に到達する前に変更前の入院給付金受取人または死亡保険金受取人に給付金を支払っ

たときは、その支払後に変更後の入院給付金受取人または死亡保険金受取人から給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

#### (遺言による受取人の変更)

- 第27条の3** 前条に定めるほか、保険契約者は、給付金(診断給付金、入院給付金、手術見舞金、ガン死亡保険金、ガン高度障害保険金および死亡保険金をいいます。本条において同じ)の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、入院給付金受取人または死亡保険金受取人を変更することができます。
2. 前項の入院給付金受取人または死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
  3. 前2項による入院給付金受取人または死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

#### (受取人の死亡)

- 第27条の4** 入院給付金受取人または死亡保険金受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を入院給付金受取人または死亡保険金受取人とします。
2. 前項の規定により入院給付金受取人または死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により入院給付金受取人または死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の入院給付金受取人または死亡保険金受取人を入院給付金受取人または死亡保険金受取人とします。
  3. 前2項により入院給付金受取人または死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

#### (保険契約者に対する通知)

- 第28条** 会社は、保険契約にかかる必要な諸通知を、保険契約者の住所または居所(通信先を含みます。以下本条において同様とします。)宛に行ないます。
2. 保険契約者は、住所または居所を変更したときは、遅滞なく、会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。
  3. 保険契約者が前項の通知をせず、保険契約者の住所または居所を会社が確認できなかった場合、会社の知った最終の住所または居所宛に発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

## 第12章 年齢の計算、年齢または性別の誤りの処理

#### (年齢の計算)

- 第29条** 被保険者の年齢は満年で計算し、1年未満の端数については6カ月以下のものは切り捨て、6カ月をこえるものは1年とします。
2. 保険契約締結後の被保険者の年齢は、契約日の年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

#### (年齢または性別の誤りの処理)

- 第30条** 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合に、契約日およびその誤りが発見された日のいずれの日においても、実際の年齢が、会社の定める契約年齢の範囲外の場合は、保険契約を無効としてすでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻し、その他の場合には、実際の年齢に基づいて、会社の定める方法により処理します。
2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、会社の定める方法によって処理します。

## 第13章 その他の事項

#### (保険契約者配当金)

- 第31条** この保険契約に対する保険契約者配当金はありません。

#### (時効)

- 第32条** 給付金、見舞金、保険金、責任準備金もしくは解約返戻金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

#### (管轄裁判所)

- 第33条** この保険契約における給付金等の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または給付金等の受取人(給付金等の受取人が2人以上いるときは、その代表者として)の住所地を管轄する高等裁判所(本庁とします)の所在地を管轄する地方裁判所(本庁とします)をもって、合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

## 第14章 受取人による保険契約の存続

#### (受取人による保険契約の存続)

- 第34条** 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次各号のすべてを満たす診断給付金、入院給付金、手術見舞金、ガン死亡保険金、ガン高度障害保険金または死亡保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経

過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社はその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
  - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、ガン死亡保険金、ガン高度障害保険金または死亡保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、ガン死亡保険金、ガン高度障害保険金または死亡保険金の受取人に支払います。
  4. 第1項に定める債権者等による保険契約の解約の場合には、第 23 条(解約返戻金)第3項中、「前項の書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

#### **情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則**

会社は、普通保険約款に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

### 別表1 対象となる悪性新生物

対象となる悪性新生物とは、平成 21 年3月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版)準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断確定日から前に新たな分類提要が施行された場合で、下記に掲げる疾病以外に新たに悪性新生物に分類された疾病があるときに、会社が特に認めた場合には、その疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
消化器の悪性新生物	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
腎尿路の悪性新生物	C64～C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00～D09
性状不詳または不明の新生物(D37～D48)中の	
・真正赤血球増加症<多血症>	D45
・骨髄異形成症候群	D46
・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D47)中の	
・慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
・本態性(出血性)血小板血症	D47.3
血液および造血器のその他の疾患(D70～D77)中の	
・リンパ細網組織および細網組織球系の疾患(D76)中の	
・ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0

### 別表2 入院、病院または診療所

#### 1. 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等(下記2. に定める病院または診療所以外の施設を含みます。)での治療が困難なため、下記2. に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

#### 2. 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

### 別表3 対象となる手術

手術の種類
1. 悪性新生物根治手術
2. 悪性新生物温熱療法(施術の開始日から 60 日の間に1回の給付を限度とする)
3. その他の悪性新生物手術
4. 悪性新生物根治放射線照射(悪性新生物の治療を目的とした 50 グレイ以上の照射で、施術の開始日から 60 日の間に1回の給付を限度とする)

### 備考(別表3)

#### 1. 手術

「手術」とは、器械、器具を用いて、生体に切開、切断、結紮、摘除、郭清、縫合などの操作を加えることをいい、ドレナージ、穿刺および神経ブロックは除きます。

#### 2. 治療を直接の目的とした手術

「治療を直接の目的とした手術」には、診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術などは該当しません。



#### 別表4 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (5) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (8) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

#### 別表5 対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

- (1) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- (2) 10 手指を失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの
- (3) 1上肢を手関節以上で失ったか、または1上肢の用もしくは1上肢の2関節以上の用を全く永久に失ったもの
- (4) 1下肢を足関節以上で失ったか、または1下肢の用もしくは1下肢の2関節以上の用を全く永久に失ったもの
- (5) 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指以上を失ったもの
- (6) 10 足指を失ったもの
- (7) 脊柱に著しい奇形、または著しい運動障害を永久に残すもの
- (8) 1眼の視力を全く永久に失ったもの

#### 備考(別表4、別表5)

##### 1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

##### 2. 眼の障害(視力障害)

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02 以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

##### 3. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
  - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
  - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
  - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

##### 4. 耳の障害(聴力障害)

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格(昭和57年8月14日改定)に準拠したオーディオメータで行ないます。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500、1,000、2,000 ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$(a+2b+c)/4$$

の値が90 デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。

##### 5. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

##### 6. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

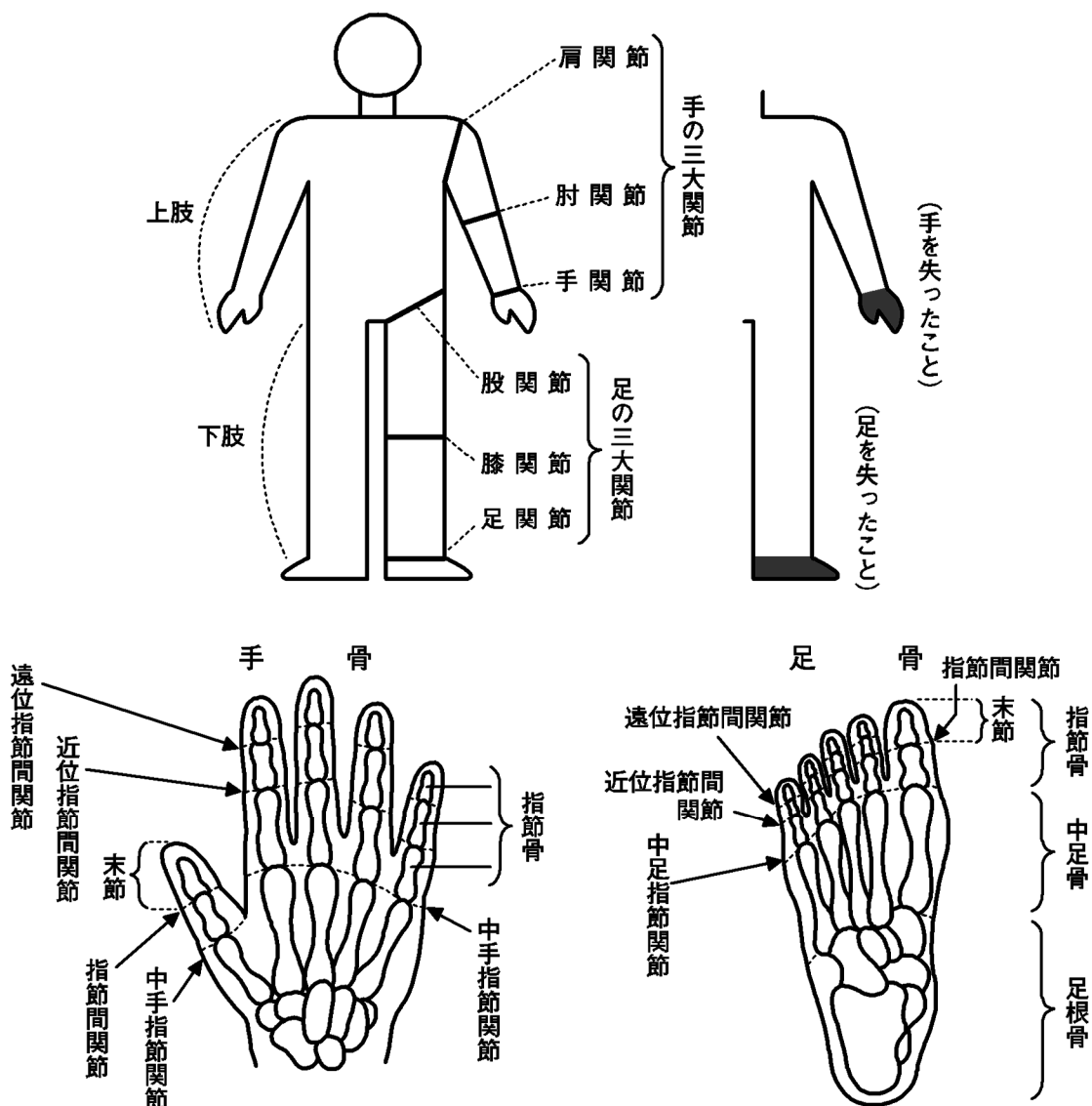
##### 7. 手指の障害

- (1) 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (2) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

##### 8. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

## 障害の図解



別表6 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(V01~V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00~X59)	
・転倒・転落(W00~W19)	

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物によらない機械的な力への曝露(W20～W49)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※つぎのものは除外します。</li> <li>・騒音への曝露(W42)</li> <li>・振動への曝露(W43)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物による機械的な力への曝露(W50～W64)</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・不慮の溺死および溺水(W65～W74)</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他の不慮の窒息(W75～W84)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※つぎのものは除外します。</li> <li>・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の胃内容物の誤嚥&lt;吸引&gt;(W78)</li> <li>・気道閉塞を生じた食物の誤嚥&lt;吸引&gt;(W79)</li> <li>・気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥&lt;吸引&gt;(W80)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露(W85～W99)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※つぎのものは除外します。</li> <li>・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94)(高山病など)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・煙、火および火炎への曝露(X00～X09)</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱および高温物質との接触(X10～X19)</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・有毒動植物との接触(X20～X29)</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然の力への曝露(X30～X39)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※つぎのものは除外します。</li> <li>・自然の過度の高温への曝露(X30)(日射病、熱射病など)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※つぎのものは除外します。</li> <li>・疾病の診断、治療を目的としたもの</li> <li>※つぎのものは含まれません。</li> <li>・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎</li> <li>・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※つぎのものは除外します。</li> <li>・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労</li> <li>・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど)</li> <li>・無重力環境への長期滞在(X52)</li> <li>・食糧の不足(X53)</li> <li>・水の不足(X54)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露(X58～X59)</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>3. 加害にもとづく傷害および死亡(X85～Y09)</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>4. 法的介入および戦争行為(Y35～Y36)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※つぎのものは除外します。</li> <li>・合法的処刑(Y35.5)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>5. 内科的および外科的ケアの合併症(Y40～Y84)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※つぎのものは除外します。</li> <li>・疾病の診断、治療を目的としたもの</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤(Y40～Y59)によるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※つぎのものは含まれません。</li> <li>・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故(Y60～Y69)</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具(Y70～Y82)によるもの</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの(Y83～Y84)</li> </ul>	

**備考**

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

**別表7 請求に必要な書類(○印は必要書類を示します)**

項目	必要書類	会社 所定 の請 求書	保 險 証 券	最終保険料の 払込を証する 書類	印鑑 証明書		被保険者の 住民票(た だし、会社が必要と認めた 場合は戸籍 抄本)	受 取 人 の 戸 籍 抄 本	会 社 所 定 の 診 断 書	会 社 所 定 の 入 院 証 明 書	その他の書類
					保 險 契 約 者	受 取 人					
診断給付金		○	○	○		○	○	○	○		
入院給付金		○	○	○		○	○	○	○	○	
手術見舞金		○	○	○		○	○	○	○		
ガン死亡保険金		○	○	○		○	○	○	○		
ガン高度障害保険金		○	○	○		○	○	○	○		
死亡保険金		○	○	○		○	○	○	○		
保険料の払込免除		○	○	○					○		身体障害の状態に該当した場合は、不慮の事故であることを証する書類
保険契約の復活		○									会社所定の告知書
解約返戻金		○	○	○		○					
入院給付金日額の減額		○	○	○		○					
保険契約者の変更		○	○			○					

**(注)**

- 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
- 保険契約の復活について、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ない、または会社の指定した医師の診断を求めることがあります。

# ガン入院保障付無配当定期保険普通保険約款 目次

この保険の趣旨

## 第1章 保険期間の始期と責任開始の日

- 第1条 保険期間の始期
- 第2条 責任開始の日

## 第2章 保険金、入院給付金の支払

- 第3条 保険金、入院給付金の支払
- 第4条 保険金の削減支払
- 第5条 保険金の請求手続、支払の時期および場所

## 第3章 保険契約の無効および取消

- 第6条 給付責任開始日前のガン診断確定による無効
- 第7条 詐欺による取消
- 第7条の2 不法取得目的による無効

## 第4章 告知義務および告知義務違反による解除

- 第8条 告知義務
- 第9条 告知義務違反による解除
- 第10条 保険契約を解除できない場合
- 第11条 重大事由による解除

## 第5章 保険料の払込

- 第12条 保険料の払込方法<回数>
- 第13条 保険料の払込
- 第14条 保険料の払込方法<経路>
- 第15条 保険料の前納または一括払

## 第6章 保険料の払込の猶予期間および保険契約の失効

- 第16条 猶予期間および保険契約の失効
- 第17条 猶予期間中に保険事故が発生した場合

## 第7章 保険契約の復活

- 第18条 保険契約の復活

## 第8章 解約および解約返戻金

- 第19条 解約
- 第20条 解約返戻金

## 第9章 保険契約の内容変更等

- 第21条 入院給付金日額の減額
- 第22条 保険契約者または保険金受取人の代表者
- 第23条 保険契約者の変更
- 第23条の2 受取人の変更
- 第23条の3 遺言による受取人の変更
- 第23条の4 受取人の死亡
- 第24条 保険契約者に対する通知

## 第10章 年齢の計算および誤りの処理

- 第25条 年齢の計算および誤りの処理

## 第11章 保険契約の更新

- 第26条 保険契約の更新

## 第12章 その他

- 第27条 利益金の分配
- 第28条 時効
- 第29条 管轄裁判所

## 第13章 受取人による保険契約の存続

- 第30条 受取人による保険契約の存続

## 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

- 別表1 対象となる悪性新生物とその診断確定
- 別表2 入院・病院または診療所
- 別表3 対象となる高度障害状態
- 別表4 請求に必要な書類(○印は必要書類を示します)

# ガン入院保障付無配当定期保険普通保険約款

## この保険の趣旨

この保険は、被保険者が悪性新生物(ガン)の治療を目的として入院した場合に、所定の入院給付金を支払うことを主な内容とした保険です。保障内容は次のとおりとします。

- (1) 被保険者が悪性新生物(ガン)の治療を目的として入院したとき  
入院給付金を支払います。
- (2) 被保険者が死亡したとき、または所定の高度障害状態になったとき  
死亡保険金または高度障害保険金を支払います。

## 第1章 保険期間の始期と責任開始の日

### (保険期間の始期)

**第1条** 会社は、保険契約の申込を承諾した場合は、次の時を保険期間の始期とし、その日を契約日とします。

- (1) 第1回保険料を被保険者に関する告知以後に受け取ったときは、第1回保険料を受け取った時
  - (2) 第1回保険料を被保険者に関する告知の前に受け取ったときは、告知の時
2. 保険期間の計算については、契約日から起算します。
3. 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を発行します。保険証券には、次の各号に定める事項を記載します。なお、保険事故・給付事由および保険給付の方法については保険証券に記載しません。
- (1) 会社名
  - (2) 保険契約の名称
  - (3) 契約日
  - (4) 保険料およびその払込方法
  - (5) 保険契約の終期(保険期間)および保険料払込期間
  - (6) 入院給付金日額
  - (7) 保険契約者の氏名または商号等
  - (8) 被保険者の氏名および契約時の年齢
  - (9) 保険金等の受取人を定めたときは、その氏名または商号等
  - (10) 特約が付加されたときは、その特約の名称、終期(保険期間)および保険金額等
  - (11) 保険証券の作成地および作成年月日

### (責任開始の日)

**第2条** 会社は、次の時から保険契約上の責任を負います。

- (1) 入院給付金については、保険期間の始期の日から起算して90日を経過した日の翌日(以下「給付責任開始日」といいます)
- (2) 死亡保険金または高度障害保険金については、保険期間の始期

## 第2章 保険金、入院給付金の支払

### (保険金、入院給付金の支払)

**第3条** この保険契約の保険金、入院給付金は、次のとおりです。

名称	保険金、入院給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます)	支払金額	受取人
入院給付金	被保険者が保険期間中に、次のすべてに該当する入院をしたとき (1) 給付責任開始日(復活が行なわれたときは、最終の復活の際の責任開始の時。以下同じ)以後に初めて診断確定された悪性新生物(別表1。以下「ガン」といいます)を直接の原因とする入院(別表2)であること (2) 給付責任開始日以後に開始した入院であり、かつガンの治療を直接の目的とした入院であること (3) 20日以上継続した入院(転入院した場合でも、会社が継続して入院していたとみなしたときを含みます)であること (4) 日本国内にある病院または診療所(別表2)への入院であること	入院給付金日額に入院日数を乗じて得た金額	入院給付金受取人(入院給付金受取人の指定がないときは被保険者)

名称	支払事由	支払金額	受取人	支払事由に該当しても支払わない場合(以下「免責事由」といいます)
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	入院給付金日額の50倍相当額	死亡保険金受取人	次のいずれかにより、被保険者が死亡したとき (1) 保険期間の始期(復活が行なわれたときは、最終の復活の際の責任開始。本条において同じ)の日から起算して3年以内の自殺 (2) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意
高度障害保険金	被保険者が保険期間の始期以後の傷害または疾病を原因として保険期間中に別表3に定める高度障害状態になったとき。この場合、保険期間の始期前にすでに生じていた障害状態に、保険期間の始期以後の傷害または疾病(保険期間の始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限り)を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態になったときを含みます。	死亡保険金の支払金額と同額	被保険者(保険契約者および死亡保険金受取人が法人のときは、保険契約者)	次のいずれかにより被保険者が高度障害状態になったとき (1) 被保険者の犯罪行為 (2) 保険契約者または被保険者の故意

2. この保険契約による入院給付金の支払は、1回の入院については120日分を限度とします。
3. 第1項に規定する20日以上継続入院を2回以上した場合には、それぞれの入院をあわせて1回の入院とみなして入院日数を通算します。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日を経過して開始した入院については、新たな1回の入院として取り扱います。
4. 被保険者の入院継続中に次のいずれかの事由が生じた場合には、その発生時を含む継続入院に限り、保険期間中の入院とみなします。
  - (1) 保険期間(保険契約を更新した場合には、更新後の保険期間を含みます)の満了
  - (2) 高度障害保険金の支払による保険契約の消滅
5. 被保険者の入院期間中に入院給付金日額が減額された場合には、入院給付金の支払金額は、各日現在の入院給付金日額に応じて計算します。
6. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めるときは、死亡保険金を支払います。
7. 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合でも、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、会社は、その残額を他の受取人に支払います。
8. 免責事由に該当したことによって死亡保険金を支払わないときは、会社は責任準備金(会社の定める方法によって計算される保険契約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ)を保険契約者に支払います。(前項の規定により死亡保険金の一部が支払われない場合には、支払われない死亡保険金部分の責任準備金を支払います。)ただし、保険契約者の故意によるときは支払いません。
9. 高度障害保険金を支払ったときは、被保険者が高度障害状態に該当した時にさかのぼって、保険契約は消滅します。
10. 死亡保険金を支払う前に高度障害保険金の支払請求を受け、高度障害保険金が支払われるときは、会社は、死亡保険金を支払いません。
11. 死亡保険金が支払われたときは、その支払後に高度障害保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
12. 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者が保険期間の始期前に発病した疾病を直接の原因として保険期間の始期以後に高度障害保険金の支払事由に該当したときでも、保険期間の始期以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
  - (1) その疾病について、保険契約の締結または復活の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
  - (2) その疾病について、保険期間の始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

#### (保険金の削減支払)

- 第4条** 前条の規定にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態に該当した場合で、その原因により死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めるときは、その程度に応じ、死亡保険金または高度障害保険金の金額を削減して支払いまたはその金額の全額を支払いません。
2. 前項の場合、死亡保険金を支払わないときは、責任準備金を保険契約者に支払います。

#### (保険金の請求手続、支払の時期および場所)

**第5条** 保険金(死亡保険金、高度障害保険金または入院給付金をいいます。本条において同じ)の支払事由が生じたときは、保険契約者、被保険者または保険金の受取人(死亡保険金受取人または入院給付金受取人をいいます。本条において同じ)はすみやかに会社に通知してください。

2. 支払事由が生じた保険金の受取人は、すみやかに必要書類(別表4)を提出して、保険金を請求してください。
3. 保険金は、その請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所において支払います。
4. 保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
  - (1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合  
支払事由に該当する事実の有無
  - (2) 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合  
保険金の支払事由が発生した原因
  - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合  
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
  - (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合  
前2号に定める事項、第11条(重大事由による解除)第1項第4号(ア)から(オ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実
5. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
  - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
  - (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
  - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別な調査、分析または鑑定 180日
  - (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
  - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
6. 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
7. 第4項および第5項に定める確認を行なう場合、会社は、保険金を請求した者に、その旨を通知します。

### 第3章 保険契約の無効および取消

#### (給付責任開始日前のガン診断確定による無効)

**第6条** 被保険者が契約日前または契約日から起算して給付責任開始日の前日までにガンと診断確定(別表1)されていた場合には、保険契約者および被保険者のその事実の知・不知にかかわらず、保険契約は無効とします。

2. 前項の場合、すでに払い込まれた保険料は、保険契約者に払い戻します。ただし、告知日以前に被保険者がガンと診断確定されていた事実を保険契約者または被保険者のいずれかが知っていた場合には、払い戻しません。
3. 本条の適用がある場合には、第9条(告知義務違反による解除)の規定は適用しません。

#### (詐欺による取消)

**第7条** 保険契約者または被保険者の詐欺によって保険契約の締結または復活が行なわれたときは、会社は保険契約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

#### (不法取得目的による無効)

**第7条の2** 保険契約者が保険金または給付金を不法に取得する目的または他人に保険金または給付金を不法に取得させる目的をもって、保険契約を締結または復活した場合は、その保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。



## 第4章 告知義務および告知義務違反による解除

### (告知義務)

**第8条** 保険契約の締結または復活の際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で質問した事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知することを要します。ただし、会社指定の医師に告知するときは、口頭によるものとします。

### (告知義務違反による解除)

**第9条** 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は将来に向かって保険契約を解除することができます。

2. 会社は、保険金または入院給付金の支払事由が生じた後においても、保険契約を解除することができます。この場合、会社は保険金または入院給付金を支払いません。また、すでに保険金または入院給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。ただし、保険金または入院給付金の支払事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人または入院給付金受取人が証明したときは、保険金または入院給付金を支払います。
3. 保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者、死亡保険金受取人または入院給付金受取人に解除の通知をします。
4. 保険契約を解除したときは、解約返戻金を保険契約者に支払います。

### (保険契約を解除できない場合)

**第10条** 会社は、次の場合には、前条の規定にかかわらず、保険契約を解除できないものとします。

- (1) 会社が保険契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき
  - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。))が、保険契約者または被保険者が第8条の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第8条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
  - (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日から1カ月以内に解除しなかったとき
  - (5) 保険期間の始期の日から起算して2年以内に保険金または入院給付金の支払事由が生じなかったとき
2. 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第8条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたことと認められる場合には、適用しません。

### (重大事由による解除)

**第11条** 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または給付金の受取人がこの保険契約の給付金(入院給付金、死亡保険金および高度障害保険金をいいます。本項において同じ)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます)をした場合
  - (2) この保険契約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
  - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
  - (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
    - (ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。))に該当すると認められること
    - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
    - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - (エ) 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配したまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 会社は、入院給付金、死亡保険金または高度障害保険金の支払事由が生じた後においても、前項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による、入院給付金、死亡保険金または高度障害保険金(前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号の(ア)から(オ)までに該当したのが死亡保険金受取人のみであり、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき死亡保険金をいいます。以下本項において同じとします。)の支払をしません。また、すでに入院給付金、死亡保険金または高度障害保険金を支払っていたときは、入院給付金、死亡保険金または高度障害保険金の返還を請求します。

3. 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または給付金の受取人に通知します。
4. この保険契約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、死亡保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない死亡保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金を保険契約者に支払います。

## 第5章 保険料の払込

### (保険料の払込方法<回数>)

**第12条** 保険契約者は、契約申込の際に、次の各号のいずれかの保険料の払込方法を選択することができます。

- (1) 月払(以下「月払契約」といいます)
  - (2) 半年払(以下「半年払契約」といいます)
  - (3) 年払(以下「年払契約」といいます)
2. 保険契約者は、会社の定める範囲内で、第1項各号の保険料払込方法を変更することができます。

### (保険料の払込)

**第13条** 第2回以後の保険料は、払込期間中、毎回第14条第1項に定める払込方法にしたがい、次の期間(以下「払込期間」といいます)内に払い込んでください。

- (1) 月払契約の場合  
月単位の契約応当日(契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ)の属する月の初日から末日まで
  - (2) 年払契約または半年払契約の場合  
年単位または半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
2. 前項の保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者(保険金を支払うときは保険金受取人)に払い戻します。
3. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険金または入院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を保険金または入院給付金から差し引きます。ただし、入院給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
4. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第17条第2項の規定を準用します。

### (保険料の払込方法<経路>)

**第14条** 保険契約者は、会社の定める範囲内で、次の各号のいずれかの保険料の払込方法を選択することができます。

- (1) 会社の指定した金融機関等の口座自動振替により払い込む方法
  - (2) 会社の指定した金融機関等の口座に郵便振替または銀行振込により払い込む方法
  - (3) 所属団体または集団を通じ払い込む方法(所属団体または集団と会社との間に団体取扱協約または集団取扱協約が締結されている場合に限り)
  - (4) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
2. 保険契約者は、会社の定める範囲内で、第1項各号の保険料払込方法を変更することができます。
3. 保険料払込方法が第1項第1号または第3号である保険契約において、その保険契約が会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料払込方法を他の払込方法に変更してください。この場合、保険契約者が保険料払込方法の変更を行なうまでの間の保険料については、会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。

### (保険料の前納または一括払)

**第15条** 保険契約者は、保険料の払込方法<回数>により、次のとおり、将来の保険料をまとめて払い込むことができます。

- (1) 年払契約または半年払契約の場合
    - (ア) 将来の保険料(半年払契約のときには、1年分以上)を前納することができます。
    - (イ) (ア)の場合、会社所定の利率で割り引きます。
    - (ウ) 保険料前納金は、会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、払込期月の契約応当日が到来するごとに、保険料の払込に充当します。
  - (2) 月払契約の場合  
12カ月分までの保険料を一括して払い込むことができます。この場合、一括して払い込む保険料が3カ月分以上あるときは、会社の定める方法により保険料を割り引きます。
2. 保険契約が保険料の払込を要しなくなった場合に、保険料前納金または一括払分保険料に残額があるときは、これを保険契約者(保険金を支払うときは保険金受取人)に払い戻します。

## 第6章 保険料の払込の猶予期間および保険契約の失効

### (猶予期間および保険契約の失効)

**第16条** 第2回以後の保険料の払込については、次のとおり猶予期間があります。

- (1) 月払契約の場合  
払込期月の翌月初日から末日まで

(2) 年払契約または半年払契約の場合

払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで(契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合にはそれぞれ4月、8月、1月の各末日まで)

2. 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。
3. 保険契約が効力を失った場合には、保険契約者は解約返戻金を請求することができます。

#### (猶予期間中に保険事故が発生した場合)

**第17条** 猶予期間中に保険金または入院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を保険金または入院給付金から差し引きます。

2. 入院給付金が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、入院給付金を支払いません。

## 第7章 保険契約の復活

#### (保険契約の復活)

**第18条** 保険契約者は、保険契約が効力を失った日から起算して6カ月以内に限り、別表4の書類を提出して、保険契約の復活の申込をすることができます。

2. 会社は、被保険者の健康状態その他の保険契約にかかる危険の程度が保険契約の復活に適するものと認めたときは、保険契約の復活を承諾します。
3. 会社が前項の承諾をしたときは、書面によって通知します。この場合、保険契約者は、会社の指定した日までに、延滞保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを要します。
4. 会社は、保険契約の復活がなされた場合、次の時から保険契約上の責任を負います。
  - (1) 保険期間の始期の日から給付責任開始日の前日までに復活がなされた場合
    - ア. 入院給付金については給付責任開始日
    - イ. 死亡保険金または高度障害保険金については第3項による延滞保険料が払い込まれた時
  - (2) 給付責任開始日以後に復活がなされた場合は、第3項による延滞保険料が払い込まれた時
5. 復活後の保険契約の保険証券は、旧保険証券と復活の通知書をもって新保険証券に代えます。

## 第8章 解約および解約返戻金

#### (解約)

**第19条** 保険契約者は、将来に向かって保険契約を解約することができます。

#### (解約返戻金)

**第20条** 保険契約が解約または失効になった場合には、解約返戻金を保険契約者に払い戻します。

2. 前条による解約返戻金を請求するときは、別表4に定める書類を提出してください。
3. 解約返戻金は、前項の書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所において支払います。
4. 保険契約者が本条の規定により解約返戻金を請求した後は、保険契約の復活を請求することはできません。

## 第9章 保険契約の内容変更等

#### (入院給付金日額の減額)

**第21条** 保険契約者は、会社の定める範囲内で、将来に向かって入院給付金日額を減額することができます。

2. 入院給付金日額を減額するときは、保険契約者は、別表4に定める書類を提出してください。
3. 入院給付金日額を減額した場合には、その減額した部分は、解約したものとして取り扱います。

#### (保険契約者または保険金受取人の代表者)

**第22条** この保険契約において、保険契約者または保険金受取人が2人以上あるときは、各代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、それぞれ他の保険契約者または保険金受取人を代理するものとします。

2. 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が保険契約者または保険金受取人の1人に対して行なった行為は、他の者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上ある場合には、その責任は連帯とします。

#### (保険契約者の変更)

**第23条** 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

2. 前項の場合、保険契約者は、別表4に定める書類を提出してください。
3. 第1項の場合、保険契約者の変更について会社に対抗するためには、保険証券に表示があることを要します。

#### (受取人の変更)

**第 23 条の2** 保険契約者は、入院給付金または死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、入院給付金受取人または死亡保険金受取人を変更することができます。高度障害保険金の受取人については、被保険者(保険契約者および死亡保険金受取人が法人のときは、保険契約者)以外の者に変更することはできません。

2. 第1項の通知が会社に到達した場合には、入院給付金受取人または死亡保険金受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、当該通知が会社に到達する前に変更前の入院給付金受取人または死亡保険金受取人に入院給付金または死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の入院給付金受取人または死亡保険金受取人から入院給付金または死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

#### (遺言による受取人の変更)

**第 23 条の3** 前条に定めるほか、保険契約者は、入院給付金または死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、入院給付金受取人または死亡保険金受取人を変更することができます。高度障害保険金の受取人については、被保険者(保険契約者および死亡保険金受取人が法人のときは、保険契約者)以外の者に変更することはできません。

2. 前項の入院給付金受取人または死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。  
3. 前2項による入院給付金受取人または死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

#### (受取人の死亡)

**第 23 条の4** 入院給付金受取人または死亡保険金受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を入院給付金受取人または死亡保険金受取人とします。

2. 前項の規定により入院給付金受取人または死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により入院給付金受取人または死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の入院給付金受取人または死亡保険金受取人を入院給付金受取人または死亡保険金受取人とします。  
3. 前2項により入院給付金受取人または死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

#### (保険契約者に対する通知)

**第 24 条** 会社は、保険契約にかかる必要な諸通知を保険契約者の住所または居所(通信先を含みます。以下本条において同様とします。)宛に行ないます。

2. 保険契約者は、住所または居所を変更したときは、遅滞なく、会社の本社または会社の指定した場所に通知することを要します。  
3. 保険契約者が前項の通知をせず、保険契約者の住所または居所を会社が確認できなかった場合、会社の知った最終の住所または居所宛に発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

## 第 10 章 年齢の計算および誤りの処理

#### (年齢の計算および誤りの処理)

**第 25 条** 被保険者の年齢は満年で計算し、1年未満の端数については6カ月以下のものは切り捨て、6カ月を超えるものは1年とします。

2. 保険契約締結後の被保険者の年齢は、契約日の年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。  
3. 被保険者の年齢に誤りがあった場合には、会社の定める方法によって処理します。

## 第 11 章 保険契約の更新

#### (保険契約の更新)

**第 26 条** この保険契約の保険期間が満了する場合、保険契約者が、その満了する日の2週間前までに保険契約を継続しない旨を通知しない限り、保険契約(保険期間の満了する日までの保険料が払い込まれているものに限り)は、会社の定める範囲内で、保険期間の満了する日の翌日(以下「更新日」といいます)に更新して継続されるものとします。ただし、更新後の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が、会社の定める範囲をこえるときは、更新できません。

2. 更新後の保険契約の入院給付金日額は、更新前の保険契約の入院給付金日額と同額とします。ただし、保険期間の満了する日の2週間前までに保険契約者から会社の定める書類による申出があれば、会社の定める範囲内で、入院給付金日額を減額して更新することができます。

3. 更新後の保険契約の保険料は、更新日現在の保険料率にもとづき、更新日の被保険者の年齢によって計算します。

4. 更新後の保険契約の第1回保険料は、更新日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、第 13 条(保険料の払込)第3項、第 16 条(猶予期間および保険契約の失効)第1項および第 17 条(猶予期間中に保険事故が発生した場合)の規定を準用します。

5. 前項の保険料が猶予期間中に払い込まれなかったときは、保険契約は、更新前の保険期間の満了する日の翌日から消滅するものとします。

6. 保険契約が更新された場合には、次の各号のとおり取り扱いします。

(1) 会社は、更新日から保険契約上の責任を負います。

- (2) 第3条(保険金、入院給付金の支払)の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは、継続したものとして取り扱います。
- (3) 更新後の保険契約には、更新時の普通保険約款が適用されます。
7. 更新後の保険契約の保険証券は、旧保険証券と更新の通知書をもって新保険証券に代えます。この場合、更新の通知書には、次の各号に定める事項を記載します。
  - (1) 被保険者の氏名および更新時の年齢
  - (2) 更新後の主契約の名称、終期(保険期間)および入院給付金日額
  - (3) 更新された特約の名称、終期(保険期間)および保険金額等
  - (4) 更新後の保険料およびその払込方法
8. 更新時に会社がこの保険の締結を取り扱っていないときは、この保険契約は更新されません。この場合、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、更新の取扱に準じて、会社の定める他の同種類の保険を更新時に締結します。
9. 前項の取扱に際しては、第6項第2号の規定を準用します。

## 第12章 その他

### (利益金の分配)

**第27条** この保険契約に対する利益金の分配はありません。

### (時効)

**第28条** 保険金、入院給付金、責任準備金または解約返戻金の支払を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

### (管轄裁判所)

**第29条** この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または保険金の受取人(保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします)の住所地を管轄する高等裁判所(本庁とします)の所在地を管轄する地方裁判所(本庁とします)をもって、合意による管轄裁判所とします。

2. この保険契約における入院給付金の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

## 第13章 受取人による保険契約の存続

### (受取人による保険契約の存続)

**第30条** 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に於いて次の各号のすべてを満たす入院給付金、死亡保険金または高度障害保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者でないこと

3. 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡保険金または高度障害保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡保険金または高度障害保険金の受取人に支払います。

4. 第1項に定める債権者等による保険契約の解約の場合には、第20条(解約返戻金)第3項中、「前項の書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

### 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、普通保険約款に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

### 別表1 対象となる悪性新生物とその診断確定

対象となる悪性新生物とは、平成 21 年3月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版)準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断確定日より前に新たな分類提要が施行された場合で、下記に掲げる疾病以外に新たに悪性新生物に分類された疾病があるときに、会社が特に認めた場合には、その疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
消化器の悪性新生物	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
腎尿路の悪性新生物	C64～C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00～D09
性状不詳または不明の新生物(D37～D48)中の	
・真正赤血球増加症<多血症>	D45
・骨髓異形成症候群	D46
・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D47)中の	
・慢性骨髓増殖性疾患	D47.1
・本態性(出血性)血小板血症	D47.3
血液および造血器のその他の疾患(D70～D77)中の	
・リンパ細網組織および細網組織球系の疾患(D76)中の	
・ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0

悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見(剖検・生検)、細胞学的所見、理学的所見(X線、内視鏡等)、臨床学的所見および手術の全部またはいずれかにより、日本の医師または歯科医師の資格を持つ者によってなされることを要します。

### 別表2 入院・病院または診療所

#### ① 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等(②に定める病院または診療所以外の施設を含みます。)での治療が困難なため、②に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

#### ② 病院または診療所

医療法に定める病院または患者を収容する施設を有する診療所とします。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。

### 別表3 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (5) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (8) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

### 備考

#### 1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

#### 2. 眼の障害(視力障害)

(1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が 0.02 以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

### 3. 言語またはそしゃくの障害

(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合

② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合

③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

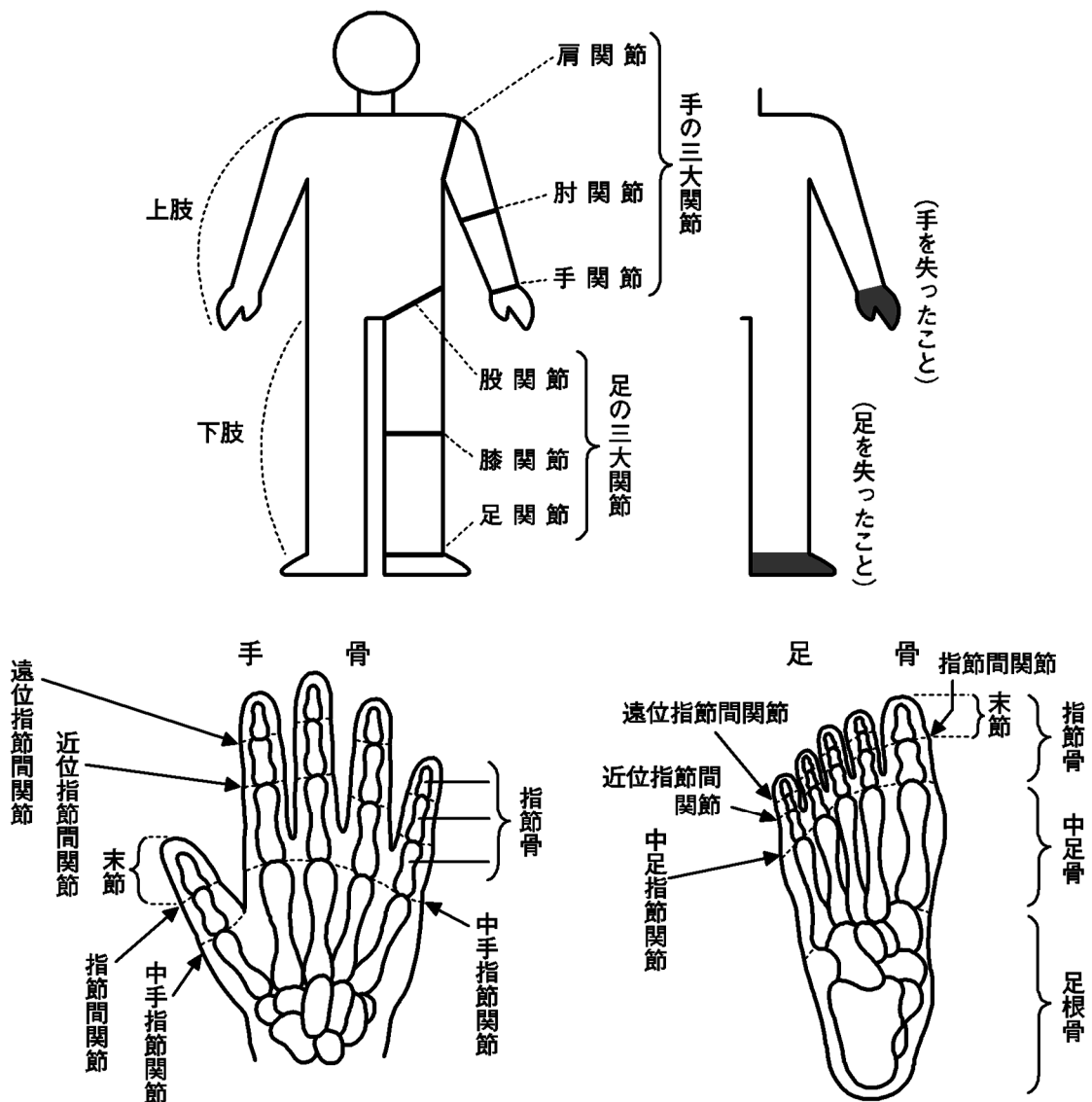
(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

### 4. 上・下肢の障害

(1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

(2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込のない場合、または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

## 障害の図解



別表4 請求に必要な書類(○印は必要書類を示します)

項目	必要書類	会社 所定 の請 求書	保 險 証 券	最 終 保 險 料 の 払 込 を 証 す る 書 類	印鑑 証明書		被 保 險 者 の 住 民 票 (た だ し、 会 社 が 必 要 と 認 め た 場 合 は 戸 籍 抄 本)	受 取 人 の 戸 籍 抄 本	会 社 所 定 の 診 断 書	会 社 所 定 の 入 院 証 明 書	その他の書類
					保 險 契 約 者	受 取 人					
入院給付金		○	○	○		○	○		○	○	
死亡保険金		○	○	○		○	○	○	○		
高度障害保険金		○	○	○		○	○		○		
保険契約の復活		○									会社所定の告知書
解約返戻金		○	○	○	○						
入院給付金日額の減額		○	○	○	○						
保険契約者の変更		○	○			○					

(注)

1. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
2. 保険契約の復活について、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ない、または会社の指定した医師の診断を求めることがあります。



# 保険金等の支払時期変更特則 目次

第1条	特則の適用	
第2条	保険金等支払の時期および場所	(保険金等支払の時期および場所に関する規定の読替特則)
第3条	死亡保険金の簡易請求	
第4条	特則の解約	
第5条	特則の更新	情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

## 保険金等の支払時期変更特則

### (特則の適用)

- 第1条** この特則は、平成24年1月1日以降、主契約および主契約に付加された特約(主契約および特約に適用された保険法施行に伴う取扱変更に関する特則(既契約用)および保険法施行に伴う取扱変更に関する特則(更新用)を含みます。以下「主契約等」といいます。)に適用されます。
- ② この特則の規定については、主契約等の普通保険約款、特約条項または特則条項(以下「主約款等」といいます。)の規定に優先して取扱います。
- ③ この特則の規定以外については、主約款等の規定により取扱います。

### (保険金等支払の時期および場所)

- 第2条** 保険金、給付金、年金、見舞金または一時金等(名称を問わず、主約款等に定める支払事由に基づいて支払うものをいいます。以下「保険金等」といいます。)が支払われるときは、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日(5日と定められている主約款等においては5日)以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- ② 保険金等を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、主契約等の締結時から保険金等請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます。)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して25日を経過する日とします。
1. 保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合  
支払事由に該当する事実の有無
  2. 保険金等支払の免責事由に該当する可能性がある場合  
保険金等の支払事由が発生した原因
  3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合  
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
  4. 主約款等に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合  
前2号に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人の主契約等締結の目的もしくは保険金等請求の意図に関する主契約等の締結時から保険金等請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 45日
  2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 60日
  3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定 90日
  4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
  5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 90日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、保険金等を請求した者に、その旨を通知します。
- ⑥ 前5項の規定は、保険料の払込免除について準用します。
- ⑦ 主約款等の保険金等の支払の時期および場所に関する規定を準用している規定については、その規定が準用している規定ではなく、前6項を準用するものとします。
- ⑧ 主約款等の請求手続または請求書類の規定において、保険金等の支払および保険料の払込免除の際に、会社が必要と認めた場合は事実の確認および会社の指定する医師の判断を求める旨定めている部分は適用しません。

### (死亡保険金の簡易請求)

**第3条** 死亡保険金(名称を問わず、普通死亡の際に支払われる金額とします。普通死亡の際に年金を支払う保険契約または特約においては、年金現価の一時支払を請求する場合のその金額を含みます。以下、本条において同じとします。)の受取人は、死亡保険金の支払事由が生じたときは、死亡保険金を葬儀費用等に充当するため、会社の定める事由、金額等の範囲内で、会社所定の金額を上限として、死亡保険金の一部または全部につき簡易請求を行なうことができます。この場合、会社は、死亡保険金の提出書類の一部の省略を認めるものとします。

### (特則の解約)

**第4条** この特則のみの解約はできません。

### (特則の更新)

**第5条** この特則が適用された主契約が更新されたときは、この特則も更新されます。

### (保険金等支払の時期および場所に関する規定の読替特則)

平成 24 年4月1日以降、主契約等が更新されたときまたは特約が付加されたときは、更新された主契約等または付加された特約について、この特則第2条(保険金等支払の時期および場所)第2項第4号は、次のとおり読み替えます。

- 「
4. 主約款等に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
- 前2号に定める事項、保険契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人が、次の(1)から(5)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人の主契約等締結の目的もしくは保険金等請求の意図に関する主契約等の締結時から保険金等請求時までにおける事実
- (1) 主約款等に定める反社会的勢力に該当すると認められること
  - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
  - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
  - (4) 保険契約者または保険金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
  - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- 」

### 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、保険金等の支払時期変更特則条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

# 保険契約の失効取消に関する特則（V） 目次

## 第1条 失効取消の適用

### 保険契約の失効取消に関する特則（V）

#### 第1条（失効取消の適用）

- この特則は、失効についての規定がある保険契約（特約を含みます。以下、同じとします。）に適用されます。
- この特則が適用された保険契約については、つぎの第(1)号から第(3)号までのとおり取り扱います。
  - 主たる保険契約（以下、「主契約」と言います。）の普通保険約款に定める猶予期間中に保険料の払込がない場合でも、失効取消可能期間<sup>(※1)</sup>中に失効取消にかかる延滞保険料<sup>(※2)</sup>の払込があったときは、保険契約は失効しなかったものとして取り扱います。
  - 失効取消可能期間中に保険金・給付金等<sup>(※3)</sup>の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた場合で、失効取消可能期間中に第(1)号に定める失効取消にかかる延滞保険料の払込があったときは、保険金・給付金等の支払または保険料の払込の免除を行います。<sup>(補1)</sup>
  - 失効取消可能期間中は、保険契約者は、保険契約を復活することはできません。

#### 第1条の補則

補1 保険契約者と被保険者を同一とする保険契約において、失効取消可能期間中に死亡保険金等<sup>(※4)</sup>の支払事由が生じた場合には、死亡保険金等の支払の請求を失効の取消請求とみなして保険契約が効力を失わなかったものとして取り扱い、死亡保険金等から失効取消にかかる延滞保険料を差し引いた金額を支払います。死亡保険金等には、無配当終身ガン保険において、ガン以外の事由により死亡し、責任準備金を支払うときを含みます。

#### 第1条の用語の意義

- \*1 失効取消可能期間  
猶予期間満了日の翌日から猶予期間満了日の属する月の翌月末日までをいいます。本条において同じとします。
- \*2 失効取消にかかる延滞保険料  
失効した日までに払込期月の到来している未払込の保険料のことをいいます。本条において同じとします。
- \*3 保険金・給付金等  
名称の如何を問わず、保険契約において定めるすべての給付をいいます。本条において同じとします。
- \*4 死亡保険金等  
死亡に際して支払う給付等をいい、名称の如何を問いません。本条において同じとします。

## 未経過保険料の取扱いに関する特則

**第1条** この保険契約（主契約および主契約に付加された特約を含みます。）については、保険期間中に保険契約が消滅した場合に、翌払込期月までの残存期間に応じた保険料を未経過保険料として支払う取扱はありません。ただし、主約款において未経過保険料の取扱いの規定がある保険契約に更新した場合は、この限りではありません。

**第2条** 前条ただし書に該当した場合は、この特則は更新されずに消滅します。

**第3条** この特則のみを解約することはできません。

## 定期保険特約(93)条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 保険金の支払
- 第2条 戦争その他の変乱の場合の特例
- 第3条 保険金の請求手続
- 第4条 保険金支払の時期および場所
- 第5条 特約の保険料の払込免除
- 第6条 特約の締結および責任開始期
- 第7条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第8条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第9条 特約の失効
- 第10条 特約の保険料の自動振替貸付
- 第11条 特約の復活
- 第12条 特約の減額
- 第13条 特約の復旧
- 第14条 特約の消滅
- 第15条 特約の解約
- 第16条 特約の返戻金
- 第17条 告知義務
- 第17条の2 告知義務違反による解除
- 第17条の3 特約を解除できない場合
- 第18条 重大事由による解除

- 第19条 特約の更新
- 第19条の2 他の保険契約への変更
- 第20条 保険契約者配当
- 第21条 管轄裁判所
- 第22条 主約款の規定の準用
- 第23条 主契約が終身保険の場合の特則
- 第24条 主契約が変額保険(終身型)または変額保険(有期型)の場合の特則
- 第25条 主契約が個人年金保険の場合の特則
- 第26条 特約の取消および無効
- 第27条 保険金の受取人の変更
- 第28条 遺言による受取人の変更
- 第29条 受取人の死亡
- 第30条 受取人による特約の存続
- 第31条 時効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

別表 請求に必要な書類(○印は必要書類を示します)

## 定期保険特約(93)条項

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約に付加し、被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき、または所定の高度障害状態になったときに保険金を支払うことにより、保障の大型化をはかるものです。

(保険金の支払)

第1条 この特約の保険金は、次のとおりです。

名称	保険金を支払う場合(以下「支払事由」といいます)	支払金額	受取人	保険金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます)
死亡保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	死亡保険金額	主たる保険契約(以下「主契約」といいます)の死亡保険金受取人	被保険者が次のいずれかにより死亡したとき (1) この特約の責任開始(復活の場合は、最終の復活の責任開始とし、復旧の場合には、復旧部分についてその際の責任開始とします。以下同じ)の日から起算して3年以内の自殺 (2) 保険契約者またはこの特約の死亡保険金の受取人の故意
高度障害保険金	被保険者が、この特約の責任開始期以後に発生した傷害または疾病によりこの特約の保険期間中に主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます)に定める高度障害状態になったとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病(責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限り)を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態になったときを含みます。	死亡保険金額と同額	主契約の高度障害保険金受取人	被保険者が次のいずれかにより高度障害状態になったとき (1) 被保険者の犯罪行為 (2) 保険契約者または被保険者の故意

2. この特約の死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合でも、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、会社はその残額を他の受取人に支払います。
3. 免責事由に該当したことによってこの特約の死亡保険金を支払わないときは、責任準備金(会社の定める方法によって計算されるこの特約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ)を保険契約者に支払います。(前項の規定により死亡保険金の一部が支払われない場合には、支払われない死亡保険金部分の責任準備金を支払います。)ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合には支払いません。
4. 死亡保険金が支払われたときは、その支払後に高度障害保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
5. 高度障害保険金を支払ったときは、被保険者が高度障害状態になった時にさかのぼって、この特約は消滅します。
6. この特約の保険期間の満了日(更新限度となる最後の保険期間の満了日をいいます。以下同じ)に、高度障害状態のうち回復の見込がないことのみが明らかでない場合でも、その後もその障害の状態が継続し、回復の見込がないことが明らかになったときは、保険期間の満了日に高度障害状態に該当したものとみなします。ただし、保険期間の満了日後に新たに生じた原因により、回復の見込がないこととなった場合を除きます。
7. 前項の場合、この特約の保険期間の満了に伴う保険契約者配当金の支払がすでに行なわれているときは、会社は、支払うべき特約高度障害保険金から差し引きます。
8. 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に高度障害保険金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
  - (1) その疾病について、この特約の締結、復活または復旧の際に、告知等により会社を知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
  - (2) その疾病について、この特約の責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

#### (戦争その他の変乱の場合の特例)

- 第2条** 被保険者が戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態になった場合に、その原因により死亡または高度障害状態になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認められたときは、その程度に応じ、この特約の死亡保険金または高度障害保険金の金額を削減して支払い、またはその金額の全額を支払いません。
2. 前項の場合、この特約の死亡保険金を支払わないときは、責任準備金を保険契約者に支払います。

#### (保険金の請求手続)

- 第3条** この特約の保険金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかに必要書類(別表)を提出して、この特約の保険金を請求してください。
2. 死亡保険金の受取人は、死亡保険金の支払事由が生じたときは、会社の定める範囲内で、会社所定の金額を上限として、死亡保険金の一部または全部を請求することができます。

#### (保険金支払の時期および場所)

- 第4条** 保険金は、その請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所において支払います。
2. 保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
    - (1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合  
支払事由に該当する事実の有無
    - (2) 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合  
保険金の支払事由が発生した原因
    - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合  
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
    - (4) この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合  
前2号に定める事項、第18条(重大事由による解除)第1項第4号(ア)から(オ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の特約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する特約の締結時から保険金請求時までに於ける事実
  3. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
    - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
    - (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
    - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定 180日
    - (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、

捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に對する照会 180日

(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日

4. 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
5. 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、保険金を請求した者に、その旨を通知します。

#### (特約の保険料の払込免除)

**第5条** この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

#### (特約の締結および責任開始期)

**第6条** この特約は、主契約締結の際または締結後、保険契約者から申出および被保険者の同意があり、かつ会社が承諾したときに、主契約に付加して締結します。

2. この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、主契約の締結後にこの特約を付加するときは、次のとおりとします。

- (1) 会社の定める方法により計算した金額(この特約の保険料払込方法<回数>が一時払のときはこの特約の保険料相当額とします。以下、本項において同じ)を被保険者に関する告知以後に受け取ったときは、その金額を受け取った時
- (2) 会社の定める方法により計算した金額を被保険者に関する告知の前に受け取ったときは、告知の時
3. 主契約締結後にこの特約を付加したときは、この特約の保険証券は発行しません。

#### (特約の保険期間および保険料の払込)

**第7条** この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社の定める範囲内で、保険契約者が定めることができます。

2. この特約の保険料は、この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払込の場合も同様とします。
3. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込方法<回数>が一時払の場合には、この特約の保険料は一時払とするか、または会社の定める方法により前納することを要します。
4. この特約の保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までにこの特約の保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料をこの特約の保険金から差し引きます。

#### (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

**第8条** 猶予期間中にこの特約の保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料をこの特約の保険金から差し引きます。

#### (特約の失効)

**第9条** 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

2. この特約のみの保険料が払い込まれない場合には、この特約は、保険料の払込の猶予期間を満了した日の翌日に解約されたものとします。

#### (特約の保険料の自動振替貸付)

**第10条** 主契約およびこの特約の保険料が払い込まれないまま、主約款に定める保険料の払込猶予期間を経過した場合には、主契約の保険料の自動振替貸付の取扱に準じて、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱をします。

#### (特約の復活)

**第11条** 主契約の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2. この特約の復活を承諾したときは、主契約の復活の取扱に準じて、この特約の復活の取扱をします。

#### (特約の減額)

**第12条** 保険契約者は、この特約の保険金額を減額することができます。ただし、減額後の保険金額は、会社の定める金額以上であることを要します。

2. この特約の保険金額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。

#### (特約の復旧)

**第13条** 主契約の復旧の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。

2. この特約の復旧を承諾したときは、主契約の復旧の取扱に準じて、この特約の復旧の取扱をします。

#### (特約の消滅)

**第14条** 次の各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
- (2) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき

### (特約の解約)

**第 15 条** 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

### (特約の返戻金)

**第 16 条** この特約が、失効した場合、もしくは解約された場合または第 14 条第 2 号の規定により消滅したものとみなされた場合に、この特約の解約返戻金があるときは、その解約返戻金を保険契約者に払い戻します。

2. 前条の規定により支払われる解約返戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所において支払います。
3. 主契約を払済保険もしくは延長保険に変更するときまたは保険料の自動振替貸付を行なうときは、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。
4. 保険契約者貸付を行なうときは、この特約の保険料払込方法〈回数〉が一時払の場合を除き、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

### (告知義務)

**第 17 条** 会社が、この特約の締結、復活または復旧の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で質問した事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社指定の医師に告知するときは、口頭によるものとします。

### (告知義務違反による解除)

**第 17 条の 2** 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。

2. 会社は、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても、保険契約を解除することができます。この場合、会社は、保険金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、すでに保険金を支払い、または保険料の払込を免除していたときは、保険金の返還を請求し、または保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または保険金受取人が証明したときは、保険金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
3. 保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金受取人に解除の通知をします。
4. 保険契約を解除したときは、解約返戻金を保険契約者に支払います。

### (特約を解除できない場合)

**第 17 条の 3** 会社は、次の場合には、前条の規定にかかわらず、この特約を解除できないものとします。

- (1) 会社が、この特約の締結、復活または復旧の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき
  - (2) 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第 17 条の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第 17 条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
  - (4) 会社が、解除の原因となる事実を知った日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき
  - (5) この特約の責任開始の日から起算して2年以内に保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じなかったとき
2. 前項第 2 号および第 3 号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第 17 条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
3. 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

### (重大事由による解除)

**第 18 条** 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金の受取人がこの特約の保険金(死亡保険金、高度障害保険金および保険料払込免除をいいます。本項において同じ)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます)をした場合
- (2) この特約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が次のいずれかに該当する場合
  - (ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
  - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
  - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
  - (エ) 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経



営に実質的に関与していると認められること

(オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

- (5) この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 会社は、死亡保険金もしくは高度障害保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によってこの保険契約を解除することができます。前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、死亡保険金もしくは高度障害保険金(前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号の(ア)から(オ)までに該当したのが死亡保険金の受取人のみであり、その死亡保険金の受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき死亡保険金をいいます。以下本項において同じとします。)の支払または保険料の払込の免除をしません。また、すでに死亡保険金もしくは高度障害保険金を支払い、または保険料の払込を免除していたときは、死亡保険金もしくは高度障害保険金の返還を請求し、または保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金の受取人に通知します。
4. この保険契約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によってこの特約を解除した場合で、死亡保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡保険金を支払わないときは、特約のうち支払われない死亡保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金を保険契約者に支払います。

### (特約の更新)

**第19条** この特約の保険期間が年満了の場合、保険契約者が、この特約の保険期間の満了する日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約(この特約の保険期間の満了する日までの特約保険料が払い込まれていることを要します)は、この特約の保険期間の満了する日の翌日に更新されるものとし、この日をこの特約の更新日とします。ただし、次のいずれかに該当するときは、この特約の更新はできません。

- (1) 更新後のこの特約の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が、会社の定める範囲を超えるとき
- (2) この特約の更新日が、主契約の保険料払込期間が満了する日後となるとき
- (3) 更新後のこの特約の保険期間の満了する日が、主契約の保険期間が満了する日後となるとき
2. 更新後のこの特約の保険期間および保険金額は、更新前と同一とします。ただし、前項第1号の規定に該当する場合には、会社の定める短期の保険期間に変更して更新することがあります。
3. 保険契約者は、この特約の保険期間の満了する日の2週間前までに、会社の定める書類によって申し出ることにより、会社の定める範囲内で、この特約の保険期間の変更および保険金額の減額を請求することができます。
4. 前項の規定は、この特約の保険期間が歳満了の保険契約にも適用するものとします。
5. 更新したこの特約の保険料は、この特約の更新日における被保険者の年齢によって計算します。
6. 更新したこの特約の第1回保険料は、この特約の更新日の属する月の末日までに主契約の保険料とともに払い込んでください。この場合には、第8条の規定および主約款の保険料払込の猶予期間の規定を準用します。
7. 前項の規定にかかわらず、主契約またはこの特約の保険料払込方法<回数>が一時払の場合には、この特約の保険料は、会社の定める期日までに払い込んでください。この特約の保険料払込方法<回数>が一時払の場合で、主契約の保険料が払込免除となったときも同様とします。
8. 猶予期間中に保険料の払込がなかったときは、この特約は、特約の更新日にさかのぼって消滅するものとします。
9. この特約の保険金の支払およびこの特約の保険料の払込免除の適用に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとして取り扱います。
10. この特約の保険契約者配当(第20条)の規定を適用するときは、主約款中「契約日」とあるのは「更新日」と読み替えます。
11. 更新後のこの特約には、この特約の更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
12. 更新後のこの特約の保険証券は、旧保険証券と特約の更新の通知書をもって新保険証券に代えます。この場合、更新の通知書には、次の各号に定める事項を記載します。
- (1) 被保険者の氏名および更新時の年齢
- (2) 更新された特約の名称、終期(保険期間)および保険金額等
- (3) 更新後の特約の保険料
13. 更新時に会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。この場合、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、更新の取扱に準じて、会社の定める他の同種類の特約を更新時に付加します。
14. 前項の取扱に際しては、第9項の規定を準用します。

### (他の保険契約への変更)

- 第19条の2** 保険契約者は、会社の定める範囲内で、被保険者の選択を受けることなく、この特約の全部または一部を他の保険契約に変更することができます。ただし、変更後の死亡保険金額は被変更部分の死亡保険金額を限度とします。
2. 前項の変更を会社が承諾したときは、被変更部分は変更後の他の保険契約の責任開始と同時に消滅します。この場合、この被変更部分は解約されたものとして取り扱います。
3. 変更後の保険契約については、変更時におけるその保険契約の普通保険約款および保険料率を適用します。

#### (保険契約者配当)

**第20条** この特約の保険契約者配当金の割当は、主契約の保険契約者配当金に準じて割り当てます。

2. この特約が付加されている主契約の保険契約者配当金の支払方法については、主約款の規定にかかわらず、利息をつけて積み立てる方法が選択されたものとして取り扱います。
3. この特約の保険契約者配当金の支払は、主契約の保険契約者配当金に準じて支払います。

#### (管轄裁判所)

**第21条** この特約における保険金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

#### (主約款の規定の準用)

**第22条** この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

#### (主契約が終身保険の場合の特則)

**第23条** 主契約が終身保険のときで、主契約の保険料払込期間が短縮され、この特約の保険期間が会社の定める限度をこえることとなる場合は、会社の定める範囲内で、この特約の保険期間も同時に短縮します。

#### (主契約が変額保険(終身型)または変額保険(有期型)の場合の特則)

**第24条** 主契約が変額保険(終身型)または変額保険(有期型)のときは、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 第14条(特約の消滅)第1号中「払済保険または延長保険」とあるのを「自動延長定期保険、定額払済終身保険(主契約が変額保険(有期型)のときは定額払済保険)または定額延長定期保険」と読み替えます。
- (2) 第16条(特約の返戻金)第2項中「払済保険もしくは延長保険に変更するときまたは保険料の自動振替貸付を行なうとき」とあるのを「自動延長定期保険、定額払済終身保険(主契約が変額保険(有期型)のときは定額払済保険)または定額延長定期保険に変更するとき」と読み替えます。
- (3) 主契約において保険契約者貸付を行なうときは、第16条(特約の返戻金)第3項の規定にかかわらず、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加えません。
- (4) この特約については、特別勘定による運用はしません。

#### (主契約が個人年金保険の場合の特則)

**第25条** 主契約が個人年金保険の場合には、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1条(保険金の支払)中「死亡保険金受取人」とあるのを「死亡給付金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「被保険者」と読み替えます。
- (2) 第14条(特約の消滅)第1号中「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」と読み替えます。
- (3) 第16条(特約の返戻金)第3項中「払済保険もしくは延長保険」とあるのを「払済年金保険」と読み替えます。
- (4) 第19条(特約の更新)第1項第3号中「保険期間が満了する日」とあるのを「保険料払込期間が満了する日」と読み替えます。
- (5) 主契約の保険料払込期間が変更され、この特約の保険期間の満了する日が、主契約の保険料払込期間が満了する日後となる場合は、会社の定める範囲内で、この特約の保険期間も同時に短縮します。

#### (特約の取消および無効)

**第26条** 保険契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活または復旧が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

2. 保険契約者が保険金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活または復旧した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

#### (保険金の受取人の変更)

**第27条** 死亡保険金の受取人については、主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。また、高度障害保険金の受取人については、主契約の高度障害保険金受取人以外の者に変更することはできません。

#### (遺言による受取人の変更)

**第28条** 保険契約者は、遺言によっても、死亡保険金の受取人を、主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。また、高度障害保険金の受取人を、主契約の高度障害保険金受取人以外の者に変更することはできません。

#### (受取人の死亡)

**第29条** 保険金の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金の受取人とします。

2. 前項の規定により保険金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により保険金の受取人となった者のうち生存している他の保険金の受取人を保険金の受取人とします。
3. 前2項により保険金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

### (受取人による特約の存続)

**第30条** 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1か月を経過した日に効力を生じます。

- 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次の各号のすべてを満たす死亡保険金または高度障害保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
  - 保険契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
  - 保険契約者でないこと
- 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じたは前項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡保険金または高度障害保険金の支払事由が生じ、会社が死亡保険金または高度障害保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、前項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡保険金または高度障害保険金の受取人に支払います。
- 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第16条(特約の返戻金)第2項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1か月を経過した日」と読み替えて、適用します。

### (時効)

**第31条** 保険金、解約返戻金、責任準備金もしくは保険契約者配当金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

### 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

### 別表 請求に必要な書類(○印は必要書類を示します)

項目	必要書類	会社所定の請求書	保険証券	最終保険料の払込を証する書類	印鑑証明書		被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本)	受取人の戸籍抄本	会社所定の様式による診断書
					保険契約者	受取人			
死亡保険金		○	○	○		○	○	○	○
高度障害保険金		○	○	○		○	○		○
特約の解約		○	○	○	○				
特約の減額		○	○	○	○				
他の保険契約への変更		○	○	○	○				

### (注)

- 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
- 他の保険契約への変更について、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行なうことがあります。

## 保険金買増特則(93)条項 目次

第1条 特則の内容	第14条 管轄裁判所
第2条 保険金の支払	第15条 規定の準用
第2条の2 戦争その他の変乱の場合の特例	第16条 主契約が終身保険の場合の特別取扱
第3条 保険金の請求手続	第17条 主契約が変額保険(終身型)または変額保険(有期型)の場合の特則
第3条の2 保険金等支払の時期および場所	第18条 主契約が個人年金保険の場合の特則
第4条 特則の締結および責任開始期	第19条 特則の取消および無効
第5条 特則の保険期間	第20条 受取人の変更
第6条 特則の失効または消滅	第21条 遺言による受取人の変更
第7条 特則の復活または復旧	第22条 受取人の死亡
第8条 告知義務	第23条 受取人による特則の存続
第8条の2 告知義務違反による解除	第24条 時効
第8条の3 特則を解除できない場合	
第9条 重大事由による解除	情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則
第10条 特則の解約	別表 請求に必要な書類(○印は必要書類を示します)
第11条 特則の減額	
第12条 特則の返戻金	
第13条 保険契約者配当	

## 保険金買増特則(93)条項

### (特則の内容)

- 第1条 この特則条項は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます)に付加された定期保険特約(93)(以下「定期特約」といいます)の保険金額の所定の範囲内で、保険金を買増す場合の取扱について規定したものです。
2. この特則により買増される保険の種類は次の2種類とし、保険契約者は、この特則を付加する時にいずれかの型を選択するものとします。
- 生存保険型
  - 養老保険型
3. 保険契約者は、会社の定める範囲内で、この特則を重複して付加することができます。

### (保険金の支払)

第2条 この特則の保険金は、次のとおりです。

#### (1) 生存保険型

名称	保険金を支払う場合(以下「支払事由」といいます)	支払額	受取人	保険金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます)
買増生存保険金	被保険者が、この特則の保険期間の満了の時まで生存したとき	買増生存保険金額	保険契約者	

#### (2) 養老保険型

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
買増満期保険金	被保険者が、この特則の保険期間の満了の時まで生存したとき	買増満期保険金額	保険契約者	
買増死亡保険金	被保険者が、この特則の保険期間中に死亡したとき	買増満期保険金額と同額	主契約の死亡保険金受取人	被保険者が、次のいずれかにより死亡したとき (1) この特則の責任開始(復活の場合は、最終の復活の責任開始とし、復旧の場合には、復旧部分についてその際の責任開始とします。以下同じ)の日から起算して3年以内の自殺 (2) 保険契約者または主契約の死亡保険金受取人の故意

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
買増高度障害保険金	被保険者が、この特則の責任開始期以後に発生した傷害または疾病により、この特則の保険期間中に主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます)に定める高度障害状態になったとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病(責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限り)を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態になったときを含みます。	買増満期保険金額と同額	主契約の高度障害保険金受取人	被保険者が、次のいずれかにより高度障害状態になったとき (1) 被保険者の犯罪行為 (2) 保険契約者または被保険者の故意

- この特則の買増死亡保険金の受取人が故意に被保険者を死亡させた場合でも、その受取人が買増死亡保険金の一部の受取人であるときは、会社はその残額を他の受取人に支払います。
- 免責事由に該当したことによってこの特則の買増死亡保険金を支払わないときは、責任準備金(会社の定める方法によって計算されるこの特則に対する保険料積立金をいいます。以下同じ)を保険契約者に支払います。(前項の規定により買増死亡保険金の一部が支払われない場合には、支払われない買増死亡保険金部分の責任準備金を支払います。)ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合には支払いません。
- 買増死亡保険金が支払われたときは、その支払後に買増高度障害保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 買増高度障害保険金を支払ったときは、被保険者が高度障害状態になった時にさかのぼって、この特則は消滅します。
- この特則の保険期間の満了日(更新限度となる最後の保険期間の満了日をいいます。以下同じ)に、高度障害状態のうち回復の見込がないことのみが明らかでない場合でも、その後もその障害の状態が継続し、回復の見込がないことが明らかになったときは、保険期間の満了日に高度障害状態に該当したものとみなします。ただし、保険期間の満了日後に新たに生じた原因により、回復の見込がないこととなった場合を除きます。
- 前項の場合、この特則の保険期間の満了に伴う保険契約者配当金の支払がすでに行なわれているときは、会社は、支払うべき買増高度障害保険金から差し引きます。
- 主契約の死亡保険金受取人が2人以上いる場合の買増死亡保険金の受取割合は、主契約の保険金の受取割合と同一とします。
- 保険契約者(定期特約の保険金の支払事由発生後は、その受取人とします)は、会社の定める範囲内で、この特則の保険金につき、一時支払にかえて据置支払の方法を選択することができます。
- 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特則の責任開始期前に発病した疾病を直接の原因としてこの特則の責任開始期以後に買増高度障害保険金の支払事由に該当したときでも、この特則の責任開始期以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
  - その疾病について、この特則の締結、復活または復旧の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
  - その疾病について、この特則の責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

#### (戦争その他の変乱の場合の特例)

- 第2条の2** 被保険者が戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態になった場合に、その原因により死亡または高度障害状態になった被保険者の数の増加がこの特則の計算の基礎に影響を及ぼすと認めるときは、その程度に応じ、この特則の買増死亡保険金または買増高度障害保険金の金額を削減して支払い、またはその金額の全額を支払いません。
- 前項の場合、この特則の買増死亡保険金を支払わないときは、責任準備金を保険契約者に支払います。

#### (保険金の請求手続)

- 第3条** この特則の保険金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかに必要書類(別表)を提出して、この特則の保険金を請求してください。
- 買増死亡保険金の受取人は、買増死亡保険金の支払事由が生じたときは、会社の定める範囲内で、会社所定の金額を上限として、買増死亡保険金の一部または全部を請求することができます。

#### (保険金等支払の時期および場所)

- 第3条の2** 買増生存保険金、買増満期保険金、買増死亡保険金または買増高度障害保険金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所において支払います。
- 保険金(買増死亡保険金および買増高度障害保険金をいいます。以下本条において同じ)を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特則の締結時から保険金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行いません。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して

45日を経過する日とします。

- (1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合  
支払事由に該当する事実の有無
  - (2) 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合  
保険金の支払事由が発生した原因
  - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合  
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
  - (4) この特則に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合  
前2号に定める事項、第9条(重大事由による解除)第1項第4号(ア)から(オ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の特則締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する特則の締結時から保険金請求時までにおける事実
3. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
- (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
  - (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
  - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別な調査、分析または鑑定 180日
  - (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
  - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
4. 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
5. 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、保険金を請求した者に、その旨を通知します。

#### (特則の締結および責任開始期)

**第4条** この特則は、主契約締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加される定期特約に付加します。

2. 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、主契約の責任開始の日以後、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特則を主契約に付加されている定期特約に付加することができます。
3. この特則の保険料払込方法<回数>は、一時払とします。
4. この特則の責任開始期(生存保険型の場合は始期。以下同じ)は、主契約と同一とします。ただし、第2項の規定による場合、会社が承諾したときは、次の時を責任開始期とします。
  - (1) 生存保険型の場合  
会社の定める方法により計算した一時払保険料に相当する金額を受け取った時
  - (2) 養老保険型の場合  
会社の定める方法により計算した一時払保険料に相当する金額を受け取った時(被保険者に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)
5. 会社がこの特則の付加を承諾したときは、この特則の保険証券は発行しません。

#### (特則の保険期間)

**第5条** この特則の保険期間の満了時は、定期特約の保険期間の満了時と同一とします。

#### (特則の失効または消滅)

**第6条** 定期特約が失効または消滅した場合には、この特則も同時に失効または消滅します。

#### (特則の復活または復旧)

**第7条** 定期特約が復活または復旧された場合には、この特則も同時に復活または復旧されたものとします。

#### (告知義務)

**第8条** この特則の締結、復活または復旧の際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で質問した事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知することを要します。ただし、会社指定の医師に告知するときは、口頭によるものとします。

#### (告知義務違反による解除)

- 第8条の2** 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、この特則を解除することができます。
2. 会社は、買増死亡保険金または買増高度障害保険金の支払事由が生じた後でも、この特則を解除することができます。この場合、会社は、買増死亡保険金もしくは買増高度障害保険金を支払いません。また、すでに買増死亡保険金もしくは買

増高度障害保険金を支払っていたときは、買増死亡保険金もしくは買増高度障害保険金の返還を請求します。ただし、買増死亡保険金または買増高度障害保険金の支払事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、買増死亡保険金もしくは買増高度障害保険金を支払います。

3. この特則の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に解除の通知をします。
4. この特則を解除したときは、解約返戻金を保険契約者に支払います。

#### (特則を解除できない場合)

**第8条の3** 会社は次のいずれかの場合には、この特則を解除することができません。

- (1) 会社がこの特則の締結、復活または復旧の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき
  - (2) 会社のために特則の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特則の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。 )が、保険契約者または被保険者が第8条の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第8条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
  - (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき
  - (5) この特則の責任開始の日から起算して2年以内に保険金の支払事由が生じなかったとき
2. 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第8条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

#### (重大事由による解除)

**第9条** 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特則を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者(買増死亡保険金の場合は、被保険者は除きます。 )または保険金の受取人がこの特則の保険金(買増死亡保険金および買増高度障害保険金をいいます。 )を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます)をした場合
  - (2) この特則の保険金(第1号の保険金ならびに買増生存保険金および買増満期保険金をいいます。以下本項において同じ)の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます)があった場合
  - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
  - (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が次のいずれかに該当する場合
    - (ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。 )、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。 )に該当すると認められること
    - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
    - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - (エ) 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) この特則が付加されている主契約、定期特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特則を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 会社は、買増死亡保険金、買増高度障害保険金、買増生存保険金または買増満期保険金の支払事由が生じた後においても、前項の規定によってこの特則を解除することができます。この場合、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による、買増死亡保険金、買増高度障害保険金、買増生存保険金または買増満期保険金(前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号の(ア)から(オ)までに該当したのが買増死亡保険金の受取人のみであり、その買増死亡保険金の受取人が買増死亡保険金の一部の受取人であるときは、買増死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき買増死亡保険金をいいます。以下本項において同じとします。 )の支払をしません。また、すでに買増死亡保険金、買増高度障害保険金、買増生存保険金または買増満期保険金を支払っていたときは、買増死亡保険金、買増高度障害保険金、買増生存保険金または買増満期保険金の返還を請求します。
3. 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金の受取人に通知します。
  4. この特則を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
  5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によってこの特約を解除した場合で、買増死亡保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し買増死亡保険金を支払わないときは、特約のうち支払われない買増死亡保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金を保険契約者に支払います。

#### (特則の解約)

**第10条** この特則のみの解約は取り扱いません。

2. 定期特約が解約されたときは、この特則も同時に解約されたものとします。

#### (特則の減額)

**第 11 条** この特則のみの保険金額の減額は取り扱いません。

2. 定期特約の死亡保険金額が減額された場合には、この特則の保険金額も同時に同一割合で減額されたものとします。
3. この特則の保険金額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。

#### (特則の返戻金)

**第 12 条** この特則が、失効した場合、もしくは解約された場合またはこの特則が消滅した場合に、この特則の解約返戻金があるときは、その解約返戻金を保険契約者に支払います。ただし、定期特約の保険金を支払うときを除きます。

2. 第 10 条の規定により支払われる解約返戻金は、その請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所において支払います。
3. 主契約を払済保険もしくは延長保険に変更するときまたは保険料の自動振替貸付もしくは保険契約者貸付を行なうときは、この特則の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

#### (保険契約者配当)

**第 13 条** この特則の保険契約者配当金は、定期特約の保険契約者配当金に準じて支払います。

#### (管轄裁判所)

**第 14 条** この特則における保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

#### (規定の準用)

**第 15 条** この特則に別段の定めのない場合には、主約款および定期特約条項の規定を準用します。

#### (主契約が終身保険の場合の特別取扱)

**第 16 条** 主契約が終身保険のときで、主契約の保険料払込期間が短縮されたことにより定期特約の保険期間が短縮される場合は、会社の定める範囲内で、この特則の保険期間の満了時を変更します。

#### (主契約が変額保険(終身型)または変額保険(有期型)の場合の特則)

**第 17 条** 主契約が変額保険(終身型)または変額保険(有期型)のときは、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 第 12 条(特則の返戻金)第3項中「払済保険もしくは延長保険に変更するときまたは保険料の自動振替貸付もしくは保険契約者貸付を行なうとき」とあるのを、「自動延長定期保険、定額払済終身保険(主契約が変額保険(有期型)のときは定額払済保険)または定額延長定期保険に変更するとき」と読み替えます。
- (2) 主契約において保険契約者貸付を行なうときは、第 12 条(特則の返戻金)第2項の規定にかかわらず、この特則の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加えません。
- (3) この特則については、特別勘定による運用はしません。

#### (主契約が個人年金保険の場合の特則)

**第 18 条** 主契約が個人年金保険の場合には、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条(保険金の支払)中「主契約」とあるのを「定期特約」と読み替えます。
- (2) 第 12 条(特則の返戻金)中「払済保険もしくは延長保険」とあるのを「払済年金保険」と読み替えます。
- (3) 買増生存保険金または買増満期保険金が据え置かれたまま年金支払開始日が到来したときは、その時に積み立てられている元利合計額の全部を年金受取人に支払います。この場合、保険契約者は、あらかじめ申し出ることにより、積み立てられた元利合計額の一時支払に代えて、会社の定める方法により、年金支払開始日に、これを基本年金額の増額のための一時払保険料に充当することができます。年金支払開始日の前日に支払事由の生じた買増生存保険金および買増満期保険金についても同様とします。

#### (特則の取消および無効)

**第 19 条** 保険契約者または被保険者の詐欺によってこの特則の締結、復活または復旧が行なわれた場合は、会社はこの特則を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特則の保険料を払い戻しません。

2. 保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって、特則を締結、復活または復旧した場合は、その特則は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

#### (受取人の変更)

**第 20 条** 買増死亡保険金または買増高度障害保険金の受取人については、主契約の死亡保険金受取人または主契約の高度障害保険金受取人以外の者に変更することはできません。また、買増生存保険金および買増満期保険金の受取人については、保険契約者以外の者に変更することはできません。

#### (遺言による受取人の変更)

**第 21 条** 保険契約者は、遺言によっても、買増死亡保険金または買増高度障害保険金の受取人を、主契約の死亡保険金受取人または主契約の高度障害保険金受取人以外の者に変更することはできません。また、買増生存保険金および買増満期保険金の受取人を、保険契約者以外の者に変更することはできません。



**(受取人の死亡)**

- 第 22 条** 保険金(買増死亡保険金、買増高度障害保険金、買増生存保険金および買増満期保険金をいいます。本条において同じ。)の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金の受取人とします。
- 前項の規定により保険金の受取人となった者が死亡した場合には、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により保険金の受取人となった者のうち生存している他の保険金の受取人を保険金の受取人とします。
  - 前2項により保険金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

**(受取人による特則の存続)**

- 第 23 条** 保険契約者以外の者でこの特則の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特則の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。
- 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に於いて次の各号のすべてを満たす買増死亡保険金または買増高度障害保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
    - 保険契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
    - 保険契約者でないこと
  - 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは前項の規定により効力が生じなくなるまでに、買増生存保険金、買増満期保険金、買増死亡保険金または買増高度障害保険金の支払事由が生じ、会社が買増生存保険金、買増満期保険金、買増死亡保険金または買増高度障害保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、前項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、買増生存保険金、買増満期保険金、買増死亡保険金または買増高度障害保険金の受取人に支払います。
  - 第1項に定める債権者等による特則の解約の場合には、第 12 条(特則の返戻金)第2項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

**(時効)**

- 第 24 条** 保険金、責任準備金、解約返戻金または保険契約者配当金の支払を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

**情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則**

会社は、保険金買増特則(93)条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

**別表 請求に必要な書類(○印は必要書類を示します)**

項目	必要書類	会社所定の請求書	保険証券	印鑑証明書	
				保険契約者	受取人
買増生存保険金		○	○	○	
買増満期保険金		○	○	○	
買増死亡保険金		○	○		○
買増高度障害保険金		○	○		○

項目	必要書類	被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本)	受取人の戸籍抄本	会社所定の様式による診断書
買増満期保険金		○	○	
買増死亡保険金		○	○	○
買増高度障害保険金		○	○	○

(注)会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

## 5年ごと利差配当付定期保険特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 保険金の支払
- 第2条 戦争その他の変乱の場合の特例
- 第3条 保険金の請求手続
- 第4条 保険金支払の時期および場所
- 第5条 特約の保険料の払込免除
- 第6条 特約の締結および責任開始期
- 第7条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第8条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第9条 特約の失効
- 第10条 特約の保険料の自動振替貸付
- 第11条 特約の復活
- 第12条 特約の減額
- 第13条 特約の復旧
- 第14条 特約の消滅
- 第15条 特約の解約
- 第16条 特約の返戻金
- 第17条 告知義務
- 第17条の2 告知義務違反による解除

- 第17条の3 特約を解除できない場合
- 第18条 重大事由による解除
- 第19条 特約の更新
- 第20条 他の保険契約への変更
- 第21条 保険契約者配当
- 第22条 管轄裁判所
- 第23条 主約款の規定の準用
- 第24条 主契約が5年ごと利差配当付ライフサイクル  
終身保険の場合の特則
- 第25条 特約の取消および無効
- 第26条 受取人の変更
- 第27条 遺言による受取人の変更
- 第28条 受取人の死亡
- 第29条 受取人による特約の存続
- 第30条 時効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

別表 請求に必要な書類(○印は必要書類を示します)

## 5年ごと利差配当付定期保険特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約に付加し、被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき、または所定の高度障害状態になったときに保険金を支払うことにより、保障の大型化をはかるものです。

(保険金の支払)

第1条 この特約の保険金は、次のとおりです。

名称	保険金を支払う場合(以下「支払事由」といいます)	支払金額	受取人	保険金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます)
死亡保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	死亡保険金額	主たる保険契約(以下「主契約」といいます)の死亡保険金受取人	被保険者が次のいずれかにより死亡したとき (1) この特約の責任開始(復活の場合は、最終の復活の責任開始とし、復旧の場合には、復旧部分についてその際の責任開始とします。以下同じ)の日から起算して3年以内の自殺 (2) 保険契約者またはこの特約の死亡保険金の受取人の故意
高度障害保険金	被保険者が、この特約の責任開始期以後に発生した傷害または疾病によりこの特約の保険期間中に主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます)に定める高度障害状態になったとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病(責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限り)を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態になったときを含みます。	死亡保険金額と同額	主契約の高度障害保険金受取人	被保険者が次のいずれかにより高度障害状態になったとき (1) 被保険者の犯罪行為 (2) 保険契約者または被保険者の故意

2. この特約の死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合でも、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であ

るときは、会社はその残額を他の受取人に支払います。

3. 免責事由に該当したことによってこの特約の死亡保険金を支払わないときは、責任準備金(会社の定める方法によって計算されるこの特約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ)を保険契約者に支払います。(前項の規定により死亡保険金の一部が支払われない場合には、支払われない死亡保険金部分の責任準備金を支払います。)ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合には支払いません。
4. 死亡保険金が支払われたときは、その支払後に高度障害保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
5. 高度障害保険金を支払ったときは、被保険者が高度障害状態になった時にさかのぼって、この特約は消滅します。
6. この特約の保険期間の満了日(更新限度となる最後の保険期間の満了日をいいます。以下同じ)に、高度障害状態のうち回復の見込がないことのみが明らかでない場合でも、その後もその障害の状態が継続し、回復の見込がないことが明らかになったときは、保険期間の満了日に高度障害状態に該当したものとみなします。ただし、保険期間の満了日後に新たに生じた原因により、回復の見込がないこととなった場合を除きます。
7. 前項の場合、この特約の保険期間の満了に伴う保険契約者配当金の支払がすでに行なわれているときは、会社は、支払うべき特約高度障害保険金から差し引きます。
8. 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に高度障害保険金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
  - (1) その疾病について、この特約の締結、復活または復旧の際に、告知等により会社を知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
  - (2) その疾病について、この特約の責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

#### (戦争その他の変乱の場合の特例)

- 第2条** 被保険者が戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態になった場合に、その原因により死亡または高度障害状態になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認めるときは、その程度に応じ、この特約の死亡保険金または高度障害保険金の金額を削減して支払い、またはその金額の全額を支払いません。
2. 前項の場合、この特約の死亡保険金を支払わないときは、責任準備金を保険契約者に支払います。

#### (保険金の請求手続)

- 第3条** この特約の保険金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかに必要書類(別表)を提出して、この特約の保険金を請求してください。
2. 死亡保険金の受取人は、死亡保険金の支払事由が生じたときは、会社の定める範囲内で、会社所定の金額を上限として、死亡保険金の一部または全部を請求することができます。

#### (保険金支払の時期および場所)

- 第4条** 保険金は、その請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所において支払います。
2. 保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
    - (1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合  
支払事由に該当する事実の有無
    - (2) 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合  
保険金の支払事由が発生した原因
    - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合  
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
    - (4) この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合  
前2号に定める事項、第18条(重大事由による解除)第1項第4号(ア)から(オ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の特約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する特約の締結時から保険金請求時までににおける事実
  3. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
    - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
    - (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
    - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定 180日
    - (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4

号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に  
対する照会 180日

- (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
  - 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、保険金を請求した者に、その旨を通知します。

#### (特約の保険料の払込免除)

**第5条** この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

#### (特約の締結および責任開始期)

- 第6条** この特約は、主契約締結の際または締結後、保険契約者から申出および被保険者の同意があり、かつ会社が承諾したときに、主契約に付加して締結します。
- この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、主契約の締結後にこの特約を付加するときは、次のとおりとします。
    - 会社の定める方法により計算した金額(この特約の保険料払込方法<回数>が一時払のときはこの特約の保険料相当額とします。以下、本項において同じ)を被保険者に関する告知以後に受け取ったときは、その金額を受け取った時
    - 会社の定める方法により計算した金額を被保険者に関する告知の前に受け取ったときは、告知の時
  - 主契約締結後にこの特約を付加したときは、この特約の保険証券は発行しません。

#### (特約の保険期間および保険料の払込)

- 第7条** この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社の定める範囲内で、保険契約者が定めることができます。
- この特約の保険料は、この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払込の場合も同様とします。
  - 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込方法<回数>が一時払の場合には、この特約の保険料は一時払とするか、または会社の定める方法により前納することを要します。
  - この特約の保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までにこの特約の保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料をこの特約の保険金から差し引きます。

#### (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

**第8条** 猶予期間中にこの特約の保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料をこの特約の保険金から差し引きます。

#### (特約の失効)

- 第9条** 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。
- この特約のみの保険料が払い込まれない場合には、この特約は、保険料の払込の猶予期間を満了した日の翌日に解約されたものとして扱われます。

#### (特約の保険料の自動振替貸付)

**第10条** 主契約およびこの特約の保険料が払い込まれないまま、主約款に定める保険料の払込猶予期間を経過した場合には、主契約の保険料の自動振替貸付の取扱に準じて、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱をします。

#### (特約の復活)

- 第11条** 主契約の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとして扱われます。
- この特約の復活を承諾したときは、主契約の復活の取扱に準じて、この特約の復活の取扱をします。

#### (特約の減額)

- 第12条** 保険契約者は、この特約の保険金額を減額することができます。ただし、減額後の保険金額は、会社の定める金額以上であることを要します。
- この特約の保険金額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱われます。

#### (特約の復旧)

- 第13条** 主契約の復旧の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとして扱われます。
- この特約の復旧を承諾したときは、主契約の復旧の取扱に準じて、この特約の復旧の取扱をします。

#### (特約の消滅)

- 第14条** 次の各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。
- 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
  - 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき

## (特約の解約)

**第 15 条** 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

## (特約の返戻金)

**第 16 条** この特約が、失効した場合、もしくは解約された場合または第 14 条第 2 号の規定により消滅したものとみなされた場合に、この特約の解約返戻金があるときは、その解約返戻金を保険契約者に払い戻します。

2. 前条の規定により支払われる解約返戻金は、その請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所において支払います。
3. 主契約を払済保険もしくは延長保険に変更するときまたは保険料の自動振替貸付を行なうときは、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。
4. 保険契約者貸付を行なうときは、この特約の保険料払込方法〈回数〉が一時払の場合を除き、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

## (告知義務)

**第 17 条** この特約の締結、復活または復旧の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で質問した事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社指定の医師に告知するときは、口頭によるものとします。

## (告知義務違反による解除)

**第 17 条の 2** 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。

2. 会社は、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても、保険契約を解除することができます。この場合、会社は、保険金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、すでに保険金を支払い、または保険料の払込を免除していたときは、保険金の返還を請求し、または保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または保険金受取人が証明したときは、保険金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
3. 保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金受取人に解除の通知をします。
4. 保険契約を解除したときは、解約返戻金を保険契約者に支払います。

## (特約を解除できない場合)

**第 17 条の 3** 会社は、次の場合には、前条の規定にかかわらず、この特約を解除できないものとします。

- (1) 会社が、この特約の締結、復活または復旧の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき
  - (2) 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第 17 条の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第 17 条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
  - (4) 会社が、解除の原因となる事実を知った日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき
  - (5) この特約の責任開始の日から起算して2年以内に保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じなかったとき
2. 前項第 2 号および第 3 号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第 17 条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

## (重大事由による解除)

**第 18 条** 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金の受取人がこの特約の保険金(死亡保険金、高度障害保険金および保険料払込免除をいいます。本項において同じ)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます)をした場合
- (2) この特約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が次のいずれかに該当する場合
  - (ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
  - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
  - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
  - (エ) 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
  - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

- (5) この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 会社は、死亡保険金もしくは高度障害保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によってこの保険契約を解除することができます。前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、死亡保険金もしくは高度障害保険金(前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号の(ア)から(オ)までに該当したのが死亡保険金の受取人のみであり、その死亡保険金の受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき死亡保険金をいいます。以下本項において同じとします。)の支払または保険料の払込の免除をしません。また、すでに死亡保険金もしくは高度障害保険金を支払い、または保険料の払込を免除していたときは、死亡保険金もしくは高度障害保険金の返還を請求し、または保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金の受取人に通知します。
4. この特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によってこの特約を解除した場合で、死亡保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡保険金を支払わないときは、特約のうち支払われない死亡保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金を保険契約者に支払います。

### (特約の更新)

**第19条** この特約の保険期間が年満了の場合、保険契約者が、この特約の保険期間の満了する日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約(この特約の保険期間の満了する日までの特約保険料が払い込まれていることを要します)は、この特約の保険期間の満了する日の翌日に更新されるものとし、この日をこの特約の更新日とします。ただし、次のいずれかに該当するときは、この特約の更新はできません。

- (1) 更新後のこの特約の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が、会社の定める範囲を超えるとき
- (2) この特約の更新日が、主契約の保険料払込期間が満了する日後となるとき
- (3) 更新後のこの特約の保険期間の満了する日が、主契約の保険期間が満了する日後となるとき
2. 更新後のこの特約の保険期間および保険金額は、更新前と同一とします。ただし、前項第1号の規定に該当する場合には、会社の定める短期の保険期間に変更して更新されることがあります。
3. 保険契約者は、この特約の保険期間の満了する日の2週間前までに、会社の定める書類によって申し出ることにより、会社の定める範囲内で、この特約の保険期間の変更および保険金額の減額を請求することができます。
4. 前項の規定は、この特約の保険期間が歳満了の保険契約にも適用するものとします。
5. 更新したこの特約の保険料は、この特約の更新日における被保険者の年齢によって計算します。
6. 更新したこの特約の第1回保険料は、この特約の更新日の属する月の末日までに主契約の保険料とともに払い込んでください。この場合には、第8条の規定および主約款の保険料払込の猶予期間の規定を準用します。
7. 前項の規定にかかわらず、主契約またはこの特約の保険料払込方法<回数>が一時払の場合には、この特約の保険料は、会社の定める期日までに払い込んでください。この特約の保険料払込方法<回数>が一時払の場合で、主契約の保険料が払込免除となったときも同様とします。
8. 猶予期間中に保険料の払込がなかったときは、この特約は、特約の更新日にさかのぼって消滅するものとします。
9. この特約の保険金の支払およびこの特約の保険料の払込免除の適用に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとして取り扱います。
10. この特約の保険契約者配当(第21条)の規定を適用するときは、主約款中「契約日」とあるのは「更新日」と読み替えます。
11. 更新後のこの特約には、この特約の更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
12. 更新後のこの特約の保険証券は、主契約の保険証券と特約の更新の通知書をもって新保険証券に代えます。この場合、更新の通知書には、次の各号に定める事項を記載します。
  - (1) 被保険者の氏名および更新時の年齢
  - (2) 更新された特約の名称、終期(保険期間)および保険金額等
  - (3) 更新後の特約の保険料
13. 更新時に会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。この場合、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、更新の取扱に準じて、会社の定める他の同種類の特約を更新時に付加します。
14. 前項の取扱に際しては、第9項の規定を準用します。

### (他の保険契約への変更)

**第20条** 保険契約者は、会社の定める範囲内で、被保険者の選択を受けることなく、この特約の全部または一部を他の保険契約に変更することができます。ただし、変更後の死亡保険金額は被変更部分の死亡保険金額を限度とします。

2. 前項の変更を会社が承諾したときは、被変更部分は変更後の他の保険契約の責任開始と同時に消滅します。この場合、この被変更部分は解約されたものとして取り扱います。
3. 変更後の保険契約については、変更時におけるその保険契約の普通保険約款および保険料率を適用します。

### (保険契約者配当)

**第21条** この特約の保険契約者配当金の割当は、主契約の保険契約者配当金に準じて割り当てます。

2. この特約の保険契約者配当金の支払は、主契約の保険契約者配当金に準じて支払います。

#### (管轄裁判所)

**第 22 条** この特約における保険金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

#### (主約款の規定の準用)

**第 23 条** この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

#### (主契約が5年ごと利差配当付ライフサイクル終身保険の場合の特則)

**第 24 条** 主契約が5年ごと利差配当付ライフサイクル終身保険のときで、主契約の保険料払込期間が短縮され、この特約の保険期間が会社の定める限度をこえることとなる場合は、会社の定める範囲内で、この特約の保険期間も同時に短縮します。

#### (特約の取消および無効)

**第 25 条** 保険契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活または復旧が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

2. 保険契約者が保険金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活または復旧した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

#### (受取人の変更)

**第 26 条** 死亡保険金の受取人については、主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。また、高度障害保険金の受取人については、主契約の高度障害保険金受取人以外の者に変更することはできません。

#### (遺言による受取人の変更)

**第 27 条** 保険契約者は、遺言によっても、死亡保険金の受取人を、主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。また、高度障害保険金の受取人を主契約の高度障害保険金受取人以外の者に変更することはできません。

#### (受取人の死亡)

**第 28 条** 保険金の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金の受取人とします。

2. 前項の規定により保険金の受取人となった者が死亡した場合には、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により保険金の受取人となった者のうち生存している他の保険金の受取人を保険金の受取人とします。

3. 前2項により保険金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

#### (受取人による特約の存続)

**第 29 条** 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次各号のすべてを満たす死亡保険金または高度障害保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

(1) 保険契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること

(2) 保険契約者でないこと

3. 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じたまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡保険金または高度障害保険金の支払事由が生じ、会社が死亡保険金または高度障害保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡保険金または高度障害保険金の受取人に支払います。

4. 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第 16 条(特約の返戻金)第2項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

#### (時効)

**第 30 条** 保険金、解約返戻金、責任準備金もしくは保険契約者配当金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

#### 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表 請求に必要な書類(○印は必要書類を示します)

項目	必要書類	会社所定の請求書	保険証券	最終保険料の払込を証する書類	印鑑証明書		被保険者の住民票 (ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本)	受取人の戸籍抄本	会社所定の様式による診断書
					保険契約者	受取人			
死亡保険金		○	○	○		○	○	○	○
高度障害保険金		○	○	○		○	○		○
特約の解約		○	○	○	○				
特約の減額		○	○	○	○				
他の保険契約への変更		○	○	○	○				

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。



## 5年ごと利差配当付保険金買増特則条項 目次

<b>第1条</b> 特則の内容	<b>第13条</b> 保険契約者配当
<b>第2条</b> 保険金の支払	<b>第14条</b> 管轄裁判所
<b>第2条の2</b> 戦争その他の変乱の場合の特例	<b>第15条</b> 規定の準用
<b>第3条</b> 保険金の請求手続	<b>第16条</b> 主契約が5年ごと利差配当付ライフサイクル 終身保険の場合の特別取扱
<b>第3条の2</b> 保険金等支払の時期および場所	<b>第17条</b> 特則の取消および無効
<b>第4条</b> 特則の締結および責任開始期	<b>第18条</b> 受取人の変更
<b>第5条</b> 特則の保険期間	<b>第19条</b> 遺言による受取人の変更
<b>第6条</b> 特則の失効または消滅	<b>第20条</b> 受取人の死亡
<b>第7条</b> 特則の復活または復旧	<b>第21条</b> 受取人による特則の存続
<b>第8条</b> 告知義務	<b>第22条</b> 時効
<b>第8条の2</b> 告知義務違反による解除	
<b>第8条の3</b> 特則を解除できない場合	
<b>第9条</b> 重大事由による解除	<b>情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則</b>
<b>第10条</b> 特則の解約	<b>別表</b> 請求に必要な書類(○印は必要書類を示しま す)
<b>第11条</b> 特則の減額	
<b>第12条</b> 特則の返戻金	

## 5年ごと利差配当付保険金買増特則条項

### (特則の内容)

- 第1条** この特則条項は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます)に付加された5年ごと利差配当付定期保険特約(以下「定期特約」といいます)の保険金額の所定の範囲内で、保険金を買い増す場合の取扱について規定したものです。
2. この特則により買い増しされる保険の種類は次の2種類とし、保険契約者は、この特則を付加する時にいずれかの型を選択するものとします。
- (1) 生存保険型
  - (2) 養老保険型
3. 保険契約者は、会社の定める方法により、この特則を重複して付加することができます。

### (保険金の支払)

**第2条** この特則の保険金は、次のとおりです。

#### (1) 生存保険型

名称	保険金を支払う場合(以下「支払事由」といいます)	支払額	受取人	保険金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます)
買増生存 保険金	被保険者が、この特則の保険期間の満了の時まで生存したとき	買増生存 保険金額	保険契約者	

#### (2) 養老保険型

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
買増満期 保険金	被保険者が、この特則の保険期間の満了の時まで生存したとき	買増満期 保険金額	保険契約者	
買増死亡 保険金	被保険者が、この特則の保険期間中に死亡したとき	買増満期 保険金額 と同額	主契約の死亡 保険金受 取人	被保険者が、次のいずれかにより死亡したとき (1) この特則の責任開始(復活の場合は、最終の復活の責任開始とし、復旧の場合には、復旧部分についてその際の責任開始とします。以下同じ)の日から起算して3年以内の自殺 (2) 保険契約者または主契約の死亡保険金受取人の故意

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
買増高度障害保険金	被保険者が、この特則の責任開始期以後に発生した傷害または疾病により、この特則の保険期間中に主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます)に定める高度障害状態になったとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病(責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります)を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態になったときを含みます。	買増満期保険金額と同額	主契約の高度障害保険金受取人	被保険者が、次のいずれかにより高度障害状態になったとき (1) 被保険者の犯罪行為 (2) 保険契約者または被保険者の故意

- この特則の買増死亡保険金の受取人が故意に被保険者を死亡させた場合でも、その受取人が買増死亡保険金の一部の受取人であるときは、会社はその残額を他の受取人に支払います。
- 免責事由に該当したことによってこの特則の買増死亡保険金を支払わないときは、責任準備金(会社の定める方法によって計算されるこの特則に対する保険料積立金をいいます。以下同じ)を保険契約者に支払います。(前項の規定により買増死亡保険金の一部が支払われない場合には、支払われない買増死亡保険金部分の責任準備金を支払います。)ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合には支払いません。
- 買増死亡保険金が支払われたときは、その支払後に買増高度障害保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 買増高度障害保険金を支払ったときは、被保険者が高度障害状態になった時にさかのぼって、この特則は消滅します。
- この特則の保険期間の満了日(更新限度となる最後の保険期間の満了日をいいます。以下同じ)に、高度障害状態のうち回復の見込がないことのみが明らかでない場合でも、その後もその障害の状態が継続し、回復の見込がないことが明らかになったときは、保険期間の満了日に高度障害状態に該当したものとみなします。ただし、保険期間の満了日後に新たに生じた原因により、回復の見込がないこととなった場合を除きます。
- 前項の場合、この特則の保険期間の満了に伴う保険契約者配当金の支払がすでに行なわれているときは、会社は、支払うべき買増高度障害保険金から差し引きます。
- 主契約の死亡保険金受取人が2人以上いる場合の買増死亡保険金の受取割合は、主契約の保険金の受取割合と同一とします。
- 保険契約者(定期特約の保険金の支払事由発生後は、その受取人とします)は、会社の定める範囲内で、この特則の保険金につき、一時支払にかえて据置支払の方法を選択することができます。
- 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特則の責任開始期前に発病した疾病を直接の原因としてこの特則の責任開始期以後に買増高度障害保険金の支払事由に該当したときでも、この特則の責任開始期以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
  - その疾病について、この特則の締結、復活または復旧の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
  - その疾病について、この特則の責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

#### (戦争その他の変乱の場合の特例)

- 第2条の2** 被保険者が戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態になった場合に、その原因により死亡または高度障害状態になった被保険者の数の増加がこの特則の計算の基礎に影響を及ぼすと認めるときは、その程度に応じ、この特則の買増死亡保険金または買増高度障害保険金の金額を削減して支払い、またはその金額の全額を支払いません。
- 前項の場合、この特則の買増死亡保険金を支払わないときは、責任準備金を保険契約者に支払います。

#### (保険金の請求手続)

- 第3条** この特則の保険金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかに必要書類(別表)を提出して、この特則の保険金を請求してください。
- 買増死亡保険金の受取人は、買増死亡保険金の支払事由が生じたときは、会社の定める範囲内で、会社所定の金額を上限として、買増死亡保険金の一部または全部を請求することができます。

#### (保険金等支払の時期および場所)

- 第3条の2** 買増生存保険金、買増満期保険金、買増死亡保険金および買増高度障害保険金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所において支払います。
- 保険金(買増死亡保険金および買増高度障害保険金をいいます。以下本条において同じ)を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特則の締結時から保険金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行いません。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

- (1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合  
支払事由に該当する事実の有無
  - (2) 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合  
保険金の支払事由が発生した原因
  - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合  
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
  - (4) この特則に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合  
前2号に定める事項、第9条(重大事由による解除)第1項第4号(ア)から(オ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の特則締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する特則の締結時から保険金請求時までにおける事実
3. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
- (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
  - (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
  - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別な調査、分析または鑑定 180日
  - (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
  - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
4. 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
5. 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、保険金を請求した者に、その旨を通知します。

#### (特則の締結および責任開始期)

- 第4条** この特則は、主契約締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加される定期特約に付加します。
2. 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、主契約の責任開始の日以後、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特則を主契約に付加されている定期特約に付加することができます。
  3. この特則の保険料払込方法<回数>は、一時払とします。
  4. この特則の責任開始期(生存保険型の場合は始期。以下同じ)は、主契約と同一とします。ただし、第2項の規定による場合、会社が承諾したときは、次の時を責任開始期とします。
    - (1) 生存保険型の場合  
会社の定める方法により計算した一時払保険料に相当する金額を受け取った時
    - (2) 養老保険型の場合  
会社の定める方法により計算した一時払保険料に相当する金額を受け取った時(被保険者に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)
  5. 会社がこの特則の付加を承諾したときは、この特則の保険証券は発行しません。

#### (特則の保険期間)

- 第5条** この特則の保険期間の満了時は、定期特約の保険期間の満了時と同一とします。

#### (特則の失効または消滅)

- 第6条** 定期特約が失効または消滅した場合には、この特則も同時に失効または消滅します。

#### (特則の復活または復旧)

- 第7条** 定期特約が復活または復旧された場合には、この特則も同時に復活または復旧されたものとします。

#### (告知義務)

- 第8条** この特則の締結、復活または復旧の際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で質問した事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社指定の医師に告知するときは、口頭によるものとします。

#### (告知義務違反による解除)

- 第8条の2** 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特則を解除することができます。
2. 会社は、買増死亡保険金または買増高度障害保険金の支払事由が生じた後でも、この特則を解除することができます。この場合、会社は、買増死亡保険金もしくは買増高度障害保険金を支払いません。また、すでに買増死亡保険金もしくは買

増高度障害保険金を支払っていたときは、買増死亡保険金もしくは買増高度障害保険金の返還を請求します。ただし、買増死亡保険金または買増高度障害保険金の支払事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、買増死亡保険金もしくは買増高度障害保険金を支払います。

3. この特則の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に解除の通知をします。
4. この特則を解除したときは、解約返戻金を保険契約者に支払います。

#### (特則を解除できない場合)

**第8条の3** 会社は次のいずれかの場合には、この特則を解除することができません。

- (1) 会社がこの特則の締結、復活または復旧の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき
  - (2) 会社のために特則の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特則の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第8条の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第8条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
  - (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき
  - (5) この特則の責任開始の日から起算して2年以内に保険金の支払事由が生じなかったとき
2. 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第8条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたことと認められる場合には、適用しません。

#### (重大事由による解除)

**第9条** 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特則を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者(買増死亡保険金の場合は、被保険者は除きます。)または保険金の受取人がこの特則の保険金(買増死亡保険金および買増高度障害保険金をいいます。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます)をした場合
  - (2) この特則の保険金(第1号の保険金ならびに買増生存保険金および買増満期保険金をいいます。以下本項において同じ)の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます)があった場合
  - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
  - (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が次のいずれかに該当する場合
    - (ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
    - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
    - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - (エ) 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) この特則が付加されている主契約、定期特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特則を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 会社は、買増死亡保険金、買増高度障害保険金、買増生存保険金または買増満期保険金の支払事由が生じた後においても、前項の規定によってこの特則を解除することができます。この場合、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による、買増死亡保険金、買増高度障害保険金、買増生存保険金または買増満期保険金(前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号の(ア)から(オ)までに該当したのが買増死亡保険金の受取人のみであり、その買増死亡保険金の受取人が買増死亡保険金の一部の受取人であるときは、買増死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき買増死亡保険金をいいます。以下本項において同じとします。)の支払をしません。また、すでに買増死亡保険金、買増高度障害保険金、買増生存保険金または買増満期保険金を支払っていたときは、買増死亡保険金、買増高度障害保険金、買増生存保険金または買増満期保険金の返還を請求します。
3. 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金の受取人に通知します。
  4. この特則を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
  5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によってこの特約を解除した場合で、買増死亡保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し買増死亡保険金を支払わないときは、特約のうち支払われない買増死亡保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金を保険契約者に支払います。

#### (特則の解約)

**第10条** この特則のみの解約は取り扱いません。

2. 定期特約が解約されたときは、この特則も同時に解約されたものとします。

**(特則の減額)**

**第 11 条** この特則のみの保険金額の減額は取り扱いません。

2. 定期特約の死亡保険金額が減額された場合には、この特則の保険金額も同時に同一割合で減額されたものとします。
3. この特則の保険金額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。

**(特則の返戻金)**

**第 12 条** この特則が、失効した場合、もしくは解約された場合またはこの特則が消滅した場合に、この特則の解約返戻金があるときは、その解約返戻金を保険契約者に支払います。ただし、定期特約の保険金を支払うときを除きます。

2. 第 10 条の規定により支払われる解約返戻金は、その請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所において支払います。
3. 主契約を払済保険もしくは延長保険に変更するときまたは保険料の自動振替貸付もしくは保険契約者貸付を行なうときは、この特則の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

**(保険契約者配当)**

**第 13 条** この特則の保険契約者配当金は、定期特約の保険契約者配当金に準じて支払います。

**(管轄裁判所)**

**第 14 条** この特則における保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

**(規定の準用)**

**第 15 条** この特則に別段の定めのない場合には、主約款および定期特約条項の規定を準用します。

**(主契約が5年ごと利差配当付ライフサイクル終身保険の場合の特別取扱)**

**第 16 条** 主契約が5年ごと利差配当付ライフサイクル終身保険のときで、主契約の保険料払込期間が短縮されたことにより定期特約の保険期間が短縮される場合は、会社の定める範囲内で、この特則の保険期間の満了時を変更します。

**(特則の取消および無効)**

**第 17 条** 保険契約者または被保険者の詐欺によってこの特則の締結、復活または復旧が行なわれた場合は、会社はこの特則を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特則の保険料を払い戻しません。

2. 保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって、特則を締結、復活または復旧した場合は、その特則は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

**(受取人の変更)**

**第 18 条** 買増死亡保険金または買増高度障害保険金の受取人については、主契約の死亡保険金受取人または主契約の高度障害保険金受取人以外の者に変更することはできません。また、買増生存保険金および買増満期保険金の受取人については、保険契約者以外の者に変更することはできません。

**(遺言による受取人の変更)**

**第 19 条** 保険契約者は、遺言によっても、買増死亡保険金または買増高度障害保険金の受取人を、主契約の死亡保険金受取人または主契約の高度障害保険金受取人以外の者に変更することはできません。また、買増生存保険金および買増満期保険金の受取人を、保険契約者以外の者に変更することはできません。

**(受取人の死亡)**

**第 20 条** 保険金(買増死亡保険金、買増高度障害保険金、買増生存保険金および買増満期保険金をいいます。本条において同じ。)の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金の受取人とします。

2. 前項の規定により保険金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により保険金の受取人となった者のうち生存している他の保険金の受取人を保険金の受取人とします。
3. 前2項により保険金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

**(受取人による特則の存続)**

**第 21 条** 保険契約者以外の者でこの特則の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特則の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次で各号のすべてを満たす買増死亡保険金または買増高度障害保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者でないこと

3. 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、買増生存保険金、買増満期保険金、買増死亡保険金または買増高度障害保険金の支払事由が生じ、会社が買増生存保険金、買増満期保険金、買増死亡保険金または買増高度障害保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、買増生存保険金、買増満期保険金、買増死亡保険金または買増高度障害保険金の受取人に支払います。

4. 第1項に定める債権者等による特則の解約の場合には、第12条(特則の返戻金)第2項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

**(時効)**

**第22条** 保険金、責任準備金、解約返戻金または保険契約者配当金の支払を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

**情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則**

会社は、5年ごと利差配当付保険金買増特則条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

**別表 請求に必要な書類(○印は必要書類を示します)**

項目	必要書類	会社所定の請求書	保険証券	印鑑証明書	
				保険契約者	受取人
買増生存保険金		○	○	○	
買増満期保険金		○	○	○	
買増死亡保険金		○	○		○
買増高度障害保険金		○	○		○

項目	必要書類	被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本)	受取人の戸籍抄本	会社所定の様式による診断書
買増生存保険金		○	○	
買増満期保険金		○	○	
買増死亡保険金		○	○	○
買増高度障害保険金		○	○	○

(注)会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

## 無配当傷害特約(94)条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 保険金、給付金の支払
- 第2条 保険金または給付金の削減支払
- 第3条 保険金または給付金の請求手続
- 第4条 保険金支払の時期および場所
- 第5条 特約の保険料の払込免除
- 第6条 特約の締結および責任開始期
- 第7条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第8条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第9条 特約の失効
- 第10条 特約の保険料の自動振替貸付
- 第11条 特約の復活
- 第12条 特約の減額
- 第13条 特約の復旧
- 第14条 特約の消滅
- 第15条 特約の解約
- 第16条 特約の返戻金
- 第17条 告知義務
- 第18条 告知義務違反による解除
- 第19条 特約を解除できない場合
- 第20条 重大事由による解除
- 第21条 管轄裁判所

- 第22条 主約款の規定の準用
- 第23条 更新される契約に付加した場合の特則
- 第24条 主契約が家族生活定期保険の場合の特則
- 第25条 主契約がライフサイクル無配当優良体定期保険の場合の特則
- 第26条 主契約が終身保険の場合の特則
- 第27条 主契約が積立利率変動型保険の場合の特則
- 第28条 特約の取消および無効
- 第29条 受取人の変更
- 第30条 遺言による受取人の変更
- 第31条 受取人の死亡
- 第32条 受取人による特約の存続
- 第33条 時効

### 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

- 別表1 対象となる不慮の事故
- 別表2 感染症
- 別表3 給付割合表
- 別表4 請求に必要な書類(○印は必要書類を示します)

## 無配当傷害特約(94)条項

### (この特約の趣旨)

この特約は、被保険者が不慮の事故または感染症により死亡した場合に、災害保険金を支払い、また、不慮の事故により身体に傷害を受けた場合には、障害の程度に応じて、障害給付金を支払うことを主な内容とするものです。

### (保険金、給付金の支払)

第1条 この特約の災害保険金、障害給付金は、次のとおりとします。

名称	保険金、給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます)	支払金額	受取人	保険金、給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます)
災害保険金	被保険者が、次のいずれかを直接の原因として、この特約の保険期間中に死亡したとき (1) この特約の責任開始期(復活の場合は、最終の復活の責任開始期とし、復旧の場合には、復旧部分についてその際の責任開始期とします。以下同じ)以後に発生した不慮の事故(別表1)(ただし、その事故の日から起算して180日以内の死亡に限り)ます) (2) この特約の責任開始期以後に発病した感染症(別表2)	災害保険金額	主たる保険契約(以下「主契約」といいます)の死亡保険金受取人	被保険者が次のいずれかにより支払事由に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 災害保険金に関しては、災害保険金の受取人の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
障害給付金	被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故(別表1)を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内のこの特約の保険期間中に身体障害の状態(別表3)に該当したとき	別表の障害給付金額	被保険者(保険契約者および死亡保険金受取人が法人のときは、保険契約者)	(6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

2. 会社は、前項の規定によって災害保険金を支払う場合に、障害給付金について、次のいずれかに該当する事実があるときは、災害保険金額にその該当する給付割合を乗じた金額の合計額を災害保険金から差し引きます。

- (1) 災害保険金の支払原因となった同一の不慮の事故により障害給付金をすでに支払っているとき
- (2) 災害保険金の支払原因となった同一の不慮の事故により障害給付金の支払請求を受け、まだ支払っていないとき
3. 第1項の規定によって災害保険金が支払われた場合には、その支払後に災害保険金の支払原因となった同一の不慮の事故による障害給付金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
4. 災害保険金の受取人が、故意または重大な過失により被保険者を死亡させた場合でも、その受取人が災害保険金の一部の受取人であるときは、会社は、災害保険金の残額をその他の受取人に支払います。
5. 免責事由に該当したことによって災害保険金を支払わないときは、責任準備金(会社の定める方法によって計算されるこの特約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ)を保険契約者に支払います。(前項の規定により災害保険金の一部が支払われない場合には、支払われない災害保険金部分の責任準備金を支払います。)ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合には支払いません。
6. この特約による障害給付金の支払は、その給付割合を通算して100%をもって限度とします。
7. この特約の保険期間の満了日(更新限度となる最後の保険期間の満了日をいいます。以下同じ)に、身体障害の状態のうち回復の見込がないことのみが明らかでない場合でも、その後もその障害の状態が継続し、かつ、当該不慮の事故の日から起算して180日以内に回復の見込がないことが明らかになったときは、保険期間の満了日にその身体障害の状態に該当したものとみなします。ただし、保険期間の満了日後に新たに生じた原因により、回復の見込がないこととなった場合を除きます。

#### (保険金または給付金の削減支払)

**第2条** 前条の規定にかかわらず、被保険者が次のいずれかにより死亡または身体障害の状態(別表3)に該当した場合で、その原因により死亡または身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認められたときは、会社は、災害保険金もしくは障害給付金を削減して支払うかまたはこれらの保険金もしくは給付金を支払わないことがあります。

- (1) 地震、噴火または津波によるとき
- (2) 戦争その他の変乱によるとき

#### (保険金または給付金の請求手続)

**第3条** 災害保険金または障害給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかに必要書類(別表4)を提出して、災害保険金または障害給付金を請求してください。

#### (保険金支払の時期および場所)

**第4条** 保険金(災害保険金および障害給付金をいいます。以下同じ)は、その請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所において支払います。

2. 保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

- (1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合  
支払事由に該当する事実の有無
- (2) 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合  
保険金の支払事由が発生した原因
- (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合  
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
- (4) この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合  
前2号に定める事項、第20条(重大事由による解除)第1項第4号(ア)から(オ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の特約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する特約の締結時から保険金請求時までににおける事実
3. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
  - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
  - (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
  - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別な調査、分析または鑑定 180日
  - (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
  - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
4. 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。



5. 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、保険金を請求した者に、その旨を通知します。

#### (特約の保険料の払込免除)

**第5条** 主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます)に定める保険料の払込免除事由が生じたときは、主契約の保険料の払込免除の取扱に準じてこの特約の保険料の払込免除の取扱をします。

#### (特約の締結および責任開始期)

**第6条** この特約は、主契約締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加します。

2. 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、主契約の責任開始の日以後、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
3. この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、前項の規定による場合には、会社がこの特約の付加を承諾した日の直後に到来する主契約の月単位の契約応当日とします。
4. 第2項の規定によって、この特約を主契約に付加したときは、この特約の保険証券は発行しません。

#### (特約の保険期間および保険料の払込)

**第7条** この特約の保険期間は、前条に規定する責任開始の日から被保険者の80歳の契約応当日の前日までとします。ただし、この保険期間の満了の日が主契約の保険期間の満了の日をこえる場合には、主契約の保険期間の満了の日までとします。

2. この特約の保険料は、主契約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料前納の場合も同様とします。
3. この特約の保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに災害保険金または障害給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を災害保険金または障害給付金から差し引きます。ただし、障害給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
4. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第8条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)第2項の規定を準用します。

#### (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

**第8条** 猶予期間中に災害保険金または障害給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を災害保険金または障害給付金から差し引きます。

2. 障害給付金が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、障害給付金を支払いません。

#### (特約の失効)

**第9条** 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

2. この特約のみの保険料が払い込まれない場合には、この特約は、保険料の払込の猶予期間を満了した日の翌日に解約されたものとします。

#### (特約の保険料の自動振替貸付)

**第10条** 主契約およびこの特約の保険料が払い込まれないまま、主約款に定める保険料の払込猶予期間を経過した場合には、主契約の保険料の自動振替貸付の取扱に準じて、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱をします。

#### (特約の復活)

**第11条** 主契約の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2. この特約の復活を承諾したときは、主契約の復活の取扱に準じて、この特約の復活の取扱をします。

#### (特約の減額)

**第12条** 保険契約者は、この特約の災害保険金額を減額することができます。ただし、減額後の災害保険金額は、会社の定める金額以上であることを要します。

2. 主契約もしくは定期保険特約(生存給付金付定期保険特約を含み、以下「定期特約」といいます)の保険金額が減額され、または定期特約が消滅したことによりこの特約の災害保険金額が会社の定める範囲をこえることとなるときは、その範囲まで減額するものとします。
3. 災害保険金額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。

#### (特約の復旧)

**第13条** 主契約の復旧の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。

2. この特約の復旧を承諾したときは、主契約の復旧の取扱に準じて、この特約の復旧の取扱をします。

#### (特約の消滅)

**第14条** 次の各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
- (2) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき

### (特約の解約)

**第 15 条** 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

### (特約の返戻金)

**第 16 条** この特約の保険料払込期間と保険期間が同一の場合、この特約の解約返戻金その他の返戻金はありません。

2. この特約の保険料払込期間と保険期間とが異なる場合、この特約の返戻金は次の各号のとおりとします。

- (1) この特約の解約返戻金は、保険料払込中の保険契約についてはその払込年月数により、その他の保険契約についてはその経過年月数により計算して支払います。
- (2) この特約の責任準備金は、保険料払込中の保険契約についてはその払込年月数により、その他の保険契約についてはその経過年月数により計算して支払います。
3. 前条の規定により支払われる解約返戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所において支払います。
4. 主契約を払済保険または延長保険に変更する場合には、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。

### (告知義務)

**第 17 条** この特約の締結、復活または復旧の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で質問した事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知することを要します。ただし、会社指定の医師に告知するときは、口頭によるものとします。

### (告知義務違反による解除)

**第 18 条** 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、この特約(復旧の際の告知義務違反の場合には、復旧部分とします。以下、本条において同じ)を解除することができます。

2. 会社は、災害保険金もしくは障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合、会社は、災害保険金または障害給付金を支払わず、また保険料の払込を免除しません。また、すでに災害保険金もしくは障害給付金を支払いまたは保険料の払込を免除していたときは、災害保険金または障害給付金の返還を請求し、また保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、災害保険金もしくは障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または災害保険金の受取人が証明したときは、災害保険金もしくは障害給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
3. この特約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または災害保険金の受取人に解除の通知をします。

### (特約を解除できない場合)

**第 19 条** 会社は次のいずれかの場合には、この特約を解除することができません。

- (1) 会社がこの特約の締結、復活または復旧の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき
  - (2) 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第 17 条の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第 17 条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
  - (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき
  - (5) この特約の責任開始の日から起算して2年以内に災害保険金もしくは障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じなかったとき
2. 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第 17 条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

### (重大事由による解除)

**第 20 条** 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金(災害保険金、障害給付金および保険料払込免除をいいます。本項において同じ)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます)をした場合
- (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます)があった場合
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
  - (ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
  - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
  - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

- (エ) 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
  - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 会社は、障害給付金もしくは災害保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、災害保険金もしくは障害給付金(前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号の(ア)から(オ)までに該当したのが災害保険金の受取人のみであり、その災害保険金の受取人が災害保険金の一部の受取人であるときは、災害保険金のうち、その受取人に支払われるべき災害保険金をいいます。以下本項において同じとします。)の支払または保険料の払込の免除をしません。また、すでに障害給付金もしくは災害保険金を支払い、または保険料の払込を免除していたときは、障害給付金もしくは災害保険金の返還を請求し、または保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または災害保険金の受取人に通知します。
4. この特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によってこの特約を解除した場合で、災害保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し災害保険金を支払わないときは、特約のうち支払われない災害保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金を保険契約者に支払います。

#### (管轄裁判所)

**第 21 条** この特約における保険金、給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

#### (主約款の規定の準用)

**第 22 条** この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

#### (更新される契約に付加した場合の特則)

- 第 23 条** 主契約が更新された場合、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約も同時に更新されたものとして取り扱います。ただし、更新時に会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
2. 更新後のこの特約の保険期間および災害保険金額は、更新前と同一とします。ただし、更新後のこの特約の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲を超える場合には、会社の定める短期の保険期間に変更して更新されることがあります。
3. 保険契約者は、更新前のこの特約の保険期間の満了する日の2週間前までに、会社の定める書類によって申し出ることにより、会社の定める範囲内で、保険期間および災害保険金額の変更を請求することができます。
4. 本条の規定によりこの特約が更新された場合には、第1条(保険金、給付金の支払)の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは、継続したものとして取り扱います。
5. 第1項ただし書によりこの特約が更新されないときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の同種類の特約を更新時に付加します。この場合、前項の規定を準用します。

#### (主契約が家族生活定期保険の場合の特則)

- 第 24 条** 主契約がライフサイクル無配当家族生活定期保険またはライフサイクル無配当優良体家族生活定期保険の場合には、次の各号のとおり取り扱います。
- (1) 主契約の被保険者が死亡したとき、または高度障害状態に該当したとき(年金が支払われる場合に限り)には、この特約は消滅します。
- (2) 第1条(保険金、給付金の支払)第1項中「死亡保険金受取人」とあるのを「家族年金受取人」と読み替えます。

#### (主契約がライフサイクル無配当優良体定期保険の場合の特則)

- 第 25 条** 主契約がライフサイクル無配当優良体定期保険の場合で、主契約とこの特約が同時に満了するときは、次の各号のとおり取り扱います。この場合、第23条(更新される契約に付加した場合の特則)の規定を準用します。
- (1) 主約款第27条(ライフサイクル無配当定期保険への自動変更)の規定が適用されたときは、会社の定める範囲内で、満了する日の翌日にこの特約を自動変更後契約に付加します。
- (2) 主約款第28条(保険期間満了時に加入する場合の特別取扱)の規定が適用されたとき、または主契約の保険期間満了の日の翌日に主約款第26条(他の保険契約への加入)の規定によりライフサイクル無配当定期保険に加入したときは、保険契約者から特段の申出がない限り、会社の定める範囲内で、満了する日の翌日にこの特約を満了時加入契約またはライフサイクル無配当定期保険契約に付加します。

#### (主契約が終身保険の場合の特則)

- 第 26 条** 主契約が5年ごと利差配当付ライフサイクル終身保険のときで、主契約の保険料払込期間とこの特約の保険料払込期間とが異なる場合、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、会社の定める方法により、主契約の保険料払込期間が満了する時まで前納することを要します。
2. 主契約が5年ごと利差配当付ライフサイクル終身保険のときで、年金移行特約が付加された主契約が確定年金のみとなった場合は、次のとおり取り扱います。
- (1) 確定年金が満了する日の翌日における被保険者の保険年齢が 80 歳未満となる場合、この特約の保険期間は確定年金が満了する日までとします。
  - (2) この特約の保険期間中に年金の一時支払が行なわれたことにより確定年金が消滅するときは、この特約も同時に消滅します。

#### (主契約が積立利率変動型保険の場合の特則)

- 第 27 条** 主契約がライフサイクル積立利率変動型終身保険の場合には、次の各号のとおり取り扱います。
- (1) この特約については、主約款第1条(積立金および積立利率)の規定は適用しません。
  - (2) 主契約の保険料払込期間とこの特約の保険料払込期間とが異なる場合、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、会社の定める方法により、主契約の保険料払込期間が満了する時まで前納することを要します。
  - (3) この特約が付加されている主契約に年金移行特約が付加された場合には、第 26 条(主契約が終身保険の場合の特則)第2項の規定を準用して取り扱います。

#### (特約の取消および無効)

- 第 28 条** 保険契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活または復旧が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。
2. 保険契約者が保険金または給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に保険金または給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活または復旧した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

#### (受取人の変更)

- 第 29 条** 災害保険金の受取人については、主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。また、障害給付金の受取人については、被保険者(保険契約者および主契約の死亡保険金受取人が法人の場合は保険契約者)以外の者に変更することはできません。

#### (遺言による受取人の変更)

- 第 30 条** 保険契約者は、遺言によっても、災害保険金の受取人を、主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。また、障害給付金の受取人を、被保険者(保険契約者および主契約の死亡保険金受取人が法人の場合は保険契約者)以外の者に変更することはできません。

#### (受取人の死亡)

- 第 31 条** 災害保険金の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を災害保険金の受取人とします。
2. 前項の規定により災害保険金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により災害保険金の受取人となった者のうち生存している他の災害保険金の受取人を災害保険金の受取人とします。
3. 前2項により災害保険金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

#### (受取人による特約の存続)

- 第 32 条** 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次の各号のすべてを満たす災害保険金または障害給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
  - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約の通知が会社の本社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、災害保険金の支払事由が生じ、会社が災害保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、災害保険金の受取人に支払います。
4. 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第 16 条(特約の返戻金)第3項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

(時効)

**第 33 条** 保険金、給付金、解約返戻金、責任準備金および保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

**情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則**

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

### 別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00～X59)	
・転倒・転落(W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露(W20～W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露(W42) ・振動への曝露(W43)
・生物による機械的な力への曝露(W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水(W65～W74)	
・その他の不慮の窒息(W75～W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引>(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引>(W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露(W85～W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94)(高山病など)
・煙、火および火炎への曝露(X00～X09)	
・熱および高温物質との接触(X10～X19)	
・有毒動植物との接触(X20～X29)	
・自然の力への曝露(X30～X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露(X30)(日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの  ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など

分類項目 (基本分類コード)	除外項目等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・無理ながんばり、旅行および欠乏状態 (X50～X57)</li> </ul>	※つぎのものは除外します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動 (X50) 中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労</li> <li>・旅行および移動 (X51) (乗り物酔いなど)</li> <li>・無重力環境への長期滞在 (X52)</li> <li>・食糧の不足 (X53)</li> <li>・水の不足 (X54)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露 (X58～X59)</li> </ul>	
3. 加害にもとづく傷害および死亡 (X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為 (Y35～Y36)	※つぎのものは除外します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・合法的処刑 (Y35.5)</li> </ul>
5. 内科的および外科的ケアの合併症 (Y40～Y84)	※つぎのものは除外します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・疾病の診断、治療を目的としたもの</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤 (Y40～Y59) によるもの</li> </ul>	※つぎのものは含まれません。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故 (Y60～Y69)</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具 (Y70～Y82) によるもの</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの (Y83～Y84)</li> </ul>	

#### 備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

#### 別表2 感染症

「感染症」とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10 (2003 年版) 準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04

(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り。)

(新型コロナウイルス感染症に関する特則)

上記に定めるほか、新型コロナウイルス感染症(ただし、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであり、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。以下、同じとします。)についても、上記に定める感染症に含めるものとします。ただし、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症および新型インフルエンザ等感染症のいずれにも該当しないこととなった場合には、この特則は適用されないものとします。

### 別表3 給付割合表

障害給付金は、災害保険金額にその身体障害の状態が該当する等級の給付割合を乗じて得られる金額とします。

等級	身体障害の状態	給付割合
第1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	100%
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10 手指を失ったか、その用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の 13. から 15. までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の 13. から 15. までまたは第4級の 21. から 25. までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70%
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16. 10 足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	50%
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10 足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	30%
第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	15%
第6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	10%

#### (注)

1. 身体障害の状態が上記の2種目以上に該当した場合には、その給付割合はそれぞれの身体障害の状態が属する等級の給付割合の合計の割合とします。ただし、身体の同一部位(備考)に生じた2種目以上の身体障害の状態に関しては、最も



上位の種目の属する等級の給付割合をもって、その給付割合とします。

- すでに身体障害(その被保険者についての責任開始期前の身体障害を含みます)のあった身体の同一部位(備考)に生じた身体障害については、その給付割合は、新たな身体障害の状態が属する等級の給付割合からすでにあった身体障害(その被保険者についての責任開始期前の身体障害を含みます)の状態が属する等級の給付割合を差し引いて得られる割合とします。

## 備考

### 1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

### 2. 日常生活動作が著しく制限されるもの

「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、そのつど他人の介護を要する状態をいいます。

### 3. 眼の障害(視力障害)

(1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(3) 「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(4) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

### 4. 言語またはそしゃくの障害

(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合

② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合

③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

(2) 「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意思の疎通が困難となり、その回復の見込がない場合をいいます。

(3) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

(4) 「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込がない場合をいいます。

### 5. 耳の障害(聴力障害)

(1) 聴力の測定は、日本工業規格(昭和57年8月14日改定)に準拠したオーディオメータで行ないます。

(2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$(a+2b+c)/4$$

の値が90デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。

(3) 「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記(2)の(a+2b+c)/4の値が70デシベル以上(40cmを超えると話声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。

### 6. 鼻の障害

(1) 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。

(2) 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。

### 7. 上・下肢の障害

(1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

(2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

(3) 「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込がない場合をいいます。

### 8. 脊柱の障害

(1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

(2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

(3) 「脊柱(頸椎を除く)の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。

### 9. 手指の障害

(1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合せることはありません。

(2) 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

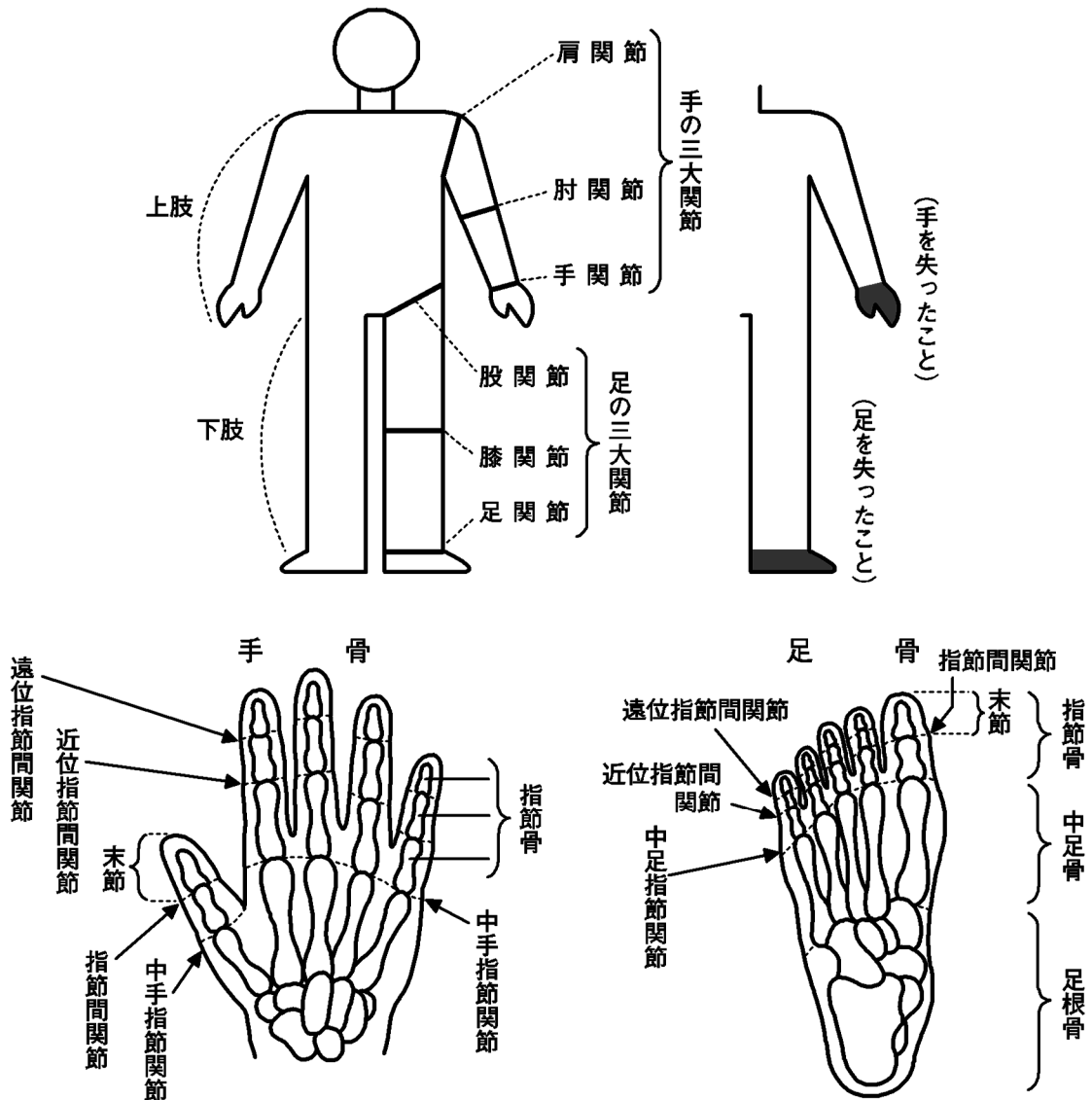
10. 足指の障害

- (1) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。  
 (2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指(母指)は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)にあつては指節間関節)が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

身体の同一部位

- (1) 1上肢については、肩関節以下すべて同一部位とします。  
 (2) 1下肢については、また関節以下すべて同一部位とします。  
 (3) 眼については、両眼を同一部位とします。  
 (4) 耳については、両耳を同一部位とします。  
 (5) 脊柱については、頸椎以下をすべて同一部位とします。  
 (6) 別表3の第1級の4.、5.、6.、もしくは7.、第2級の8.、9.、もしくは10.、第3級の16.、または第4級の26.の障害に該当する場合には、両上肢、両下肢、1上肢と1下肢、10手指または10足指をそれぞれ同一部位とします。

障害の図解



別表4 請求に必要な書類(○印は必要書類を示します)

項目	必要書類	会社所定の請求書	保険証券	最終保険料の払込を証する書類	印鑑証明書	
					保険契約者	その受取人
災害保険金		○	○	○		○
障害給付金		○	○	○		○
特約の解約		○	○	○	○	
特約の減額		○	○	○	○	

項目	必要書類	被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本)	受取人の戸籍抄本	会社所定の様式による診断書	不慮の事故であることを証する書類
障害給付金		○	○	○	○
特約の解約					
特約の減額					

(注)会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

## 無配当災害割増特約(94)条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 保険金の支払
- 第2条 保険金の削減支払
- 第3条 災害割増保険金の請求手続
- 第4条 災害割増保険金の支払の時期および場所
- 第5条 特約の保険料の払込免除
- 第6条 特約の締結および責任開始期
- 第7条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第8条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第9条 特約の失効
- 第10条 特約の保険料の自動振替貸付
- 第11条 特約の復活
- 第12条 特約の減額
- 第13条 特約の復旧
- 第14条 特約の消滅
- 第15条 特約の解約
- 第16条 特約の返戻金
- 第17条 告知義務
- 第18条 告知義務違反による解除
- 第19条 特約を解除できない場合
- 第20条 重大事由による解除
- 第21条 管轄裁判所

- 第22条 主約款の規定の準用
- 第23条 更新される契約に付加した場合の特則
- 第24条 主契約が家族生活定期保険の場合の特則
- 第25条 主契約がライフサイクル無配当優良体定期保険の場合の特則
- 第26条 主契約が終身保険の場合の特則
- 第27条 主契約が積立利率変動型保険の場合の特則
- 第28条 特約の取消および無効
- 第29条 受取人の変更
- 第30条 遺言による受取人の変更
- 第31条 受取人の死亡
- 第32条 受取人による特約の存続
- 第33条 時効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

- 別表1 対象となる不慮の事故
- 別表2 感染症
- 別表3 対象となる高度障害状態
- 別表4 請求に必要な書類(○印は必要書類を示します)

## 無配当災害割増特約(94)条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者が不慮の事故または感染症により死亡しまたは所定の高度障害状態になった場合に災害割増保険金を支払うことを主な内容とするものです。

**(保険金の支払)**

**第1条** この特約の災害割増保険金は、次のとおりとします。

名称	保険金を支払う場合(以下「支払事由」といいます)	支払金額	受取人	保険金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます)
災害割増保険金	被保険者が、次のいずれかを直接の原因として、この特約の保険期間中に死亡したとき (1) この特約の責任開始期(復活の場合は、最終の復活の責任開始期とし、復旧の場合には、復旧部分についてその際の責任開始期とします。以下同じ)以後に発生した不慮の事故(別表1)(ただし、その事故の日から起算して180日以内の死亡に限り)ます) (2) この特約の責任開始期以後に発病した感染症(別表2)	災害割増保険金額	主たる保険契約(以下「主契約」といいます)の死亡保険金受取人	被保険者が次のいずれかにより支払事由に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 死亡による災害割増保険金に関しては災害割増保険金の受取人の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
	被保険者が、次のいずれかを直接の原因として、この特約の保険期間中に高度障害状態(別表3)に該当したとき (1) この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故(別表1)による傷害。(ただし、その事故の日から起算して180日以内に高度障害状態に該当した場合に限り)ます)この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。 (2) この特約の責任開始期以後に発病した感染症(別表2)。この場合、この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後に発病した感染症を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。		主契約の高度障害保険金受取人	

2. 災害割増保険金の受取人が、故意または重大な過失により被保険者を死亡させた場合でも、その受取人が災害割増保険金の一部の受取人であるときは、会社は、災害割増保険金の残額をその他の受取人に支払います。
3. 免責事由に該当したことによってこの特約の死亡を支払事由とする災害割増保険金を支払わないときは、責任準備金(会社の定める方法によって計算されるこの特約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ)を保険契約者に支払います。(前項の規定により災害割増保険金の一部が支払われない場合には、支払われない災害割増保険金部分の責任準備金を支払います。)ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合には支払いません。
4. この特約の保険期間の満了日(更新限度となる最後の保険期間の満了日をいいます。以下同じ)に、高度障害状態のうち回復の見込がないことのみが明らかでない場合でも、その後もその障害の状態が継続し、かつ、当該不慮の事故の日から起算して180日以内に回復の見込がないことが明らかになったときは、保険期間の満了日にその高度障害状態に該当したものとみなします。ただし、保険期間の満了日後に新たに生じた原因により、回復の見込がないこととなった場合を除きます。

**(保険金の削減支払)**

**第2条** 前条の規定にかかわらず、被保険者が次のいずれかにより死亡または高度障害状態(別表3)に該当した場合で、その原因により死亡または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認められたときは、会社は、災害割増保険金を削減して支払うかまたはこの保険金を支払わないことがあります。

- (1) 地震、噴火または津波によるとき
- (2) 戦争その他の変乱によるとき

**(災害割増保険金の請求手続)**

**第3条** 災害割増保険金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかに必要書類(別表4)を提出して、災害割増保険金を請求してください。

**(災害割増保険金の支払の時期および場所)**

**第4条** 災害割増保険金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所において支払います。

2. 災害割増保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から災害割増保険金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、災害割増保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
  - (1) 災害割増保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合  
支払事由に該当する事実の有無
  - (2) 災害割増保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合

- 災害割増保険金の支払事由が発生した原因
- (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合  
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
- (4) この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合  
前2号に定める事項、第20条(重大事由による解除)第1項第4号(ア)から(オ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは災害割増保険金の受取人の特約締結の目的もしくは災害割増保険金請求の意図に関する特約の締結時から災害割増保険金請求時までにおける事実
3. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、災害割増保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
- (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
- (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
- (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定 180日
- (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または災害割増保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
- (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
4. 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または災害割増保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は災害割増保険金を支払いません。
5. 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、災害割増保険金を請求した者に、その旨を通知します。

#### (特約の保険料の払込免除)

**第5条** 主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます)に定める保険料の払込免除事由が生じたときは、主契約の保険料の払込免除の取扱に準じてこの特約の保険料の払込免除の取扱をします。

#### (特約の締結および責任開始期)

- 第6条** この特約は、主契約締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加します。
2. 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、主契約の責任開始の日以後、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
3. この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、前項の規定による場合には、会社がこの特約の付加を承諾した日の直後に到来する主契約の月単位の契約応当日とします。
4. 第2項の規定によって、この特約を主契約に付加したときは、この特約の保険証券は発行しません。

#### (特約の保険期間および保険料の払込)

- 第7条** この特約の保険期間は、前条に規定する責任開始の日から被保険者の80歳の契約応当日の前日までとします。ただし、この保険期間の満了の日が主契約の保険期間の満了の日をこえる場合には、主契約の保険期間の満了の日までとします。
2. この特約の保険料は、主契約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料前納の場合も同様とします。
3. この特約の保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに災害割増保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を災害割増保険金から差し引きます。

#### (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

**第8条** 猶予期間中に災害割増保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を災害割増保険金から差し引きます。

#### (特約の失効)

- 第9条** 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。
2. この特約のみの保険料が払い込まれない場合には、この特約は、保険料の払込の猶予期間を満了した日の翌日に解約されたものとします。

#### (特約の保険料の自動振替貸付)

**第10条** 主契約およびこの特約の保険料が払い込まれないまま、主約款に定める保険料の払込猶予期間を経過した場合には、主契約の保険料の自動振替貸付の取扱に準じて、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱をします。

**(特約の復活)**

- 第 11 条** 主契約の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとし  
ます。
2. この特約の復活を承諾したときは、主契約の復活の取扱に準じて、この特約の復活の取扱をします。

**(特約の減額)**

- 第 12 条** 保険契約者は、この特約の災害割増保険金額を減額することができます。ただし、減額後の災害割増保険金額は、  
会社の定める金額以上であることを要します。
2. 主契約もしくは定期保険特約(生存給付金付定期保険特約を含み、以下「定期特約」といいます)の保険金額が減額され、  
または定期特約が消滅したことによりこの特約の災害割増保険金額が会社の定める範囲をこえることとなるときは、その範  
囲まで減額するものとします。
3. 災害割増保険金額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。

**(特約の復旧)**

- 第 13 条** 主契約の復旧の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
2. この特約の復旧を承諾したときは、主契約の復旧の取扱に準じて、この特約の復旧の取扱をします。

**(特約の消滅)**

- 第 14 条** 次の各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。
- (1) 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
- (2) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき

**(特約の解約)**

- 第 15 条** 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

**(特約の返戻金)**

- 第 16 条** この特約の保険料払込期間と保険期間が同一の場合、この特約の解約返戻金その他の返戻金はありません。
2. この特約の保険料払込期間と保険期間が異なる場合、この特約の返戻金は次の各号のとおりとします。
- (1) この特約の解約返戻金は、保険料払込中の保険契約についてはその払込年月数により、その他の保険契約について  
はその経過年月数により計算して支払います。
- (2) この特約の責任準備金は、保険料払込中の保険契約についてはその払込年月数により、その他の保険契約について  
はその経過年月数により計算して支払います。
3. 前条の規定により支払われる解約返戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に  
会社の本社で支払います。
4. 主契約を払済保険または延長保険に変更する場合には、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。

**(告知義務)**

- 第 17 条** この特約の締結、復活または復旧の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生に関する重要な  
事項のうち、会社が被保険者に関して書面で質問した事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知  
することを要します。ただし、会社指定の医師に告知するときは、口頭によるものとします。

**(告知義務違反による解除)**

- 第 18 条** 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によ  
って、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、この特約(復旧の際の告知義務違反の場  
合には、復旧部分とします。以下、本条において同じ)を解除することができます。
2. 会社は、災害割増保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。  
この場合、会社は、災害割増保険金を支払わず、また保険料の払込を免除しません。また、すでに災害割増保険金を支  
払いまたは保険料の払込を免除していたときは、災害割増保険金の返還を請求し、また保険料の払込を免除しなかつたも  
のとして取り扱います。ただし、災害割増保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が解除の原因となった事実によ  
らなかつたことを、保険契約者、被保険者または災害割増保険金の受取人が証明したときは、災害割増保険金を支払い  
または保険料の払込を免除します。
3. この特約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明  
であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金受取人に解除の通知  
をします。

**(特約を解除できない場合)**

- 第 19 条** 会社は次のいずれかの場合には、この特約を解除することができません。
- (1) 会社がこの特約の締結、復活または復旧の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失により知らなかつた  
とき
- (2) 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除  
きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第 17 条の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第 17 条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを  
告げることを勧めたとき

- (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき
  - (5) この特約の責任開始の日から起算して2年以内に災害割増保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じなかったとき
2. 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第17条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

#### (重大事由による解除)

**第20条** 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人がこの特約の保険金(災害割増保険金および保険料払込免除をいいます。本項において同じ)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます)をした場合
  - (2) この特約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます)があった場合
  - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
  - (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が次のいずれかに該当する場合
    - (ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。))に該当すると認められること
    - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
    - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - (エ) 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配したまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 会社は、災害割増保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、災害割増保険金(前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号の(ア)から(オ)までに該当したのが災害割増保険金の受取人のみであり、その災害割増保険金の受取人が災害割増保険金の一部の受取人であるときは、災害割増保険金のうち、その受取人に支払われるべき災害割増保険金をいいます。以下本項において同じとします。)の支払または保険料の払込の免除をしません。また、すでに災害割増保険金を支払い、または保険料の払込を免除していたときは、災害割増保険金の返還を請求し、または保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金の受取人に通知します。
4. この特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によってこの特約を解除した場合で、災害割増保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し災害割増保険金を支払わないときは、特約のうち支払われない災害割増保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金を保険契約者に支払います。

#### (管轄裁判所)

**第21条** この特約における災害割増保険金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

#### (主約款の規定の準用)

**第22条** この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

#### (更新される契約に付加した場合の特則)

- 第23条** 主契約が更新された場合、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約も同時に更新されたものとして取り扱います。ただし、更新時に会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
- 2. 更新後のこの特約の保険期間および災害割増保険金額は、更新前と同一とします。ただし、更新後のこの特約の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲を超える場合には、会社の定める短期の保険期間に変更して更新されることがあります。
  - 3. 保険契約者は、更新前のこの特約の保険期間の満了する日の2週間前までに、会社の定める書類によって申し出ることにより、会社の定める範囲内で、保険期間および災害割増保険金額の変更を請求することができます。
  - 4. 本条の規定によりこの特約が更新された場合には、第1条(保険金の支払)の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは、継続したものとして取り扱います。
  - 5. 第1項ただし書によりこの特約が更新されないときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の同種類の特約を更新時に付加します。この場合、前項の規定を準用します。



**(主契約が家族生活定期保険の場合の特則)**

**第24条** 主契約がライフサイクル無配当家族生活定期保険またはライフサイクル無配当優良体家族生活定期保険の場合には、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の被保険者が死亡したとき、または高度障害状態に該当したとき(年金が支払われる場合に限り)には、この特約は消滅します。
- (2) 第1条(保険金の支払)第1項中「死亡保険金受取人」とあるのを「家族年金受取人」と、「高度障害保険金受取人」とあるのを「高度障害年金受取人」と読み替えます。

**(主契約がライフサイクル無配当優良体定期保険の場合の特則)**

**第25条** 主契約がライフサイクル無配当優良体定期保険の場合で、主契約とこの特約が同時に満了するときは、次の各号のとおり取り扱います。この場合、第23条(更新される契約に付加した場合の特則)の規定を準用します。

- (1) 主約款第27条(ライフサイクル無配当定期保険への自動変更)の規定が適用されたときは、会社の定める範囲内で、満了する日の翌日にこの特約を自動変更後契約に付加します。
- (2) 主約款第28条(保険期間満了時に加入する場合の特別取扱)の規定が適用されたとき、または主契約の保険期間満了の日の翌日に主約款第26条(他の保険契約への加入)の規定によりライフサイクル無配当定期保険に加入したときは、保険契約者から特段の申出がない限り、会社の定める範囲内で、満了する日の翌日にこの特約を満了時加入契約またはライフサイクル無配当定期保険契約に付加します。

**(主契約が終身保険の場合の特則)**

**第26条** 主契約が5年ごと利差配当付ライフサイクル終身保険のときで、主契約の保険料払込期間とこの特約の保険料払込期間とが異なる場合、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、会社の定める方法により、主契約の保険料払込期間が満了する時まで前納することを要します。

2. 主契約が5年ごと利差配当付ライフサイクル終身保険のときで主契約に年金移行特約または介護保障移行特約のいずれかまたは両方が付加された場合は、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の全部を介護保障に移行する場合または主契約の全部を年金および介護保障に移行する場合  
(ア) この特約の保険期間は、移行前のこの特約の保険期間と同一とします。  
(イ) この特約の保険金額が、基本介護年金額を基準として会社の定める限度をこえるときは、付加される年金移行特約または介護保障移行特約の締結日(以下、本条において「締結日」といいます)に、この特約の保険金額を会社の定める限度まで減額します。この場合、減額分に対する責任準備金があるときは、その責任準備金を主契約の責任準備金に加えます。
- (2) 主契約の全部を年金に移行する場合  
この特約は締結日の前日に消滅するものとし、この特約に責任準備金があるときはその責任準備金を主契約の責任準備金に加えます。
- (3) 主契約の一部を年金に移行する場合  
(ア) この特約の保険期間は、移行前のこの特約の保険期間と同一とします。  
(イ) この特約の保険金額が、移行後の死亡保険金額を基準として会社の定める限度をこえるときは、締結日にこの特約の保険金額を会社の定める限度まで減額します。この場合、減額分に対する責任準備金があるときは、その責任準備金を主契約の責任準備金に加えます。  
(ウ) 主契約のうち、年金に移行しない部分の死亡保険金額が減額され、この特約の保険金額が会社の定める限度をこえることとなるときは、この特約の保険金額も同時に会社の定める限度まで減額します。  
(エ) 主契約のうち、年金に移行しない部分が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。
- (4) 主契約の一部を介護保障に移行する場合または主契約の一部を年金および介護保障に移行する場合  
(ア) この特約の保険期間は、移行前のこの特約の保険期間と同一とします。  
(イ) この特約の保険金額が、基本介護年金額および移行後の死亡保険金額を基準として会社の定める限度をこえるときは、締結日にこの特約の保険金額を会社の定める限度まで減額します。この場合、減額分に対する責任準備金があるときは、その責任準備金を主契約の責任準備金に加えます。  
(ウ) 主契約のうち、年金および介護保障に移行しない部分の死亡保険金額が減額されまたはその部分が消滅したことにより、この特約の保険金額が会社の定める限度をこえることとなるときは、この特約の保険金額も同時に会社の定める限度まで減額します。  
(エ) 介護保障移行部分が解約その他の事由によって消滅したことにより、この特約の保険金額が会社の定める限度をこえることとなるときは、この特約の保険金額も同時に会社の定める限度まで減額します。

**(主契約が積立利率変動型保険の場合の特則)**

**第27条** 主契約がライフサイクル積立利率変動型終身保険の場合には、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約については、主約款第1条(積立金および積立利率)の規定は適用しません。
- (2) 主契約の保険料払込期間とこの特約の保険料払込期間とが異なる場合、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、会社の定める方法により、主契約の保険料払込期間が満了する時まで前納することを要します。
- (3) この特約が付加されている主契約に年金移行特約または介護保障移行特約が付加された場合には、第26条(主契約が終身保険の場合の特則)第2項の規定を準用して取り扱います。

#### (特約の取消および無効)

- 第 28 条** 保険契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活または復旧が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。
2. 保険契約者が災害割増保険金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に災害割増保険金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活または復旧した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

#### (受取人の変更)

- 第 29 条** 災害割増保険金の受取人については、主契約の死亡保険金受取人または主契約の高度障害保険金受取人以外の者に変更することはできません。

#### (遺言による受取人の変更)

- 第 30 条** 保険契約者は、遺言によっても、災害割増保険金の受取人を、主契約の死亡保険金受取人または主契約の高度障害保険金受取人以外の者に変更することはできません。

#### (受取人の死亡)

- 第 31 条** 災害割増保険金の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を災害割増保険金の受取人とします。
2. 前項の規定により災害割増保険金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により災害割増保険金の受取人となった者のうち生存している他の災害割増保険金の受取人を災害割増保険金の受取人とします。
3. 前2項により災害割増保険金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

#### (受取人による特約の存続)

- 第 32 条** 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次の各号のすべてを満たす災害割増保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、災害割増保険金の支払事由が生じ、会社が災害割増保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、災害割増保険金の受取人に支払います。
4. 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第 16 条(特約の払戻金)第3項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

#### (時効)

- 第 33 条** 災害割増保険金、解約返戻金、責任準備金および保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

#### 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

**別表1 対象となる不慮の事故**

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

**表1 急激・偶発・外来の定義**

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

**表2 分類項目**

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00～X59)	
・転倒・転落(W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露(W20～W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露(W42) ・振動への曝露(W43)
・生物による機械的な力への曝露(W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水(W65～W74)	
・その他の不慮の窒息(W75～W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引>(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引>(W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露(W85～W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94)(高山病など)
・煙、火および火炎への曝露(X00～X09)	
・熱および高温物質との接触(X10～X19)	
・有毒動植物との接触(X20～X29)	
・自然の力への曝露(X30～X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露(X30)(日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの  ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57)</li> </ul>	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在(X52) ・食糧の不足(X53) ・水の不足(X54)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露(X58～X59)</li> </ul>	
3. 加害にもとづく傷害および死亡(X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為(Y35～Y36)	※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑(Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症(Y40～Y84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤(Y40～Y59)によるもの</li> </ul>	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
<ul style="list-style-type: none"> <li>・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故(Y60～Y69)</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具(Y70～Y82)によるもの</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの(Y83～Y84)</li> </ul>	

#### 備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

#### 別表2 感染症

「感染症」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り。)	

(新型コロナウイルス感染症に関する特則)

上記に定めるほか、新型コロナウイルス感染症(ただし、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであり、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。以下、同じとします。)についても、上記に定める感染症に含めるものとします。ただし、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症および新型インフルエンザ等感染症のいずれにも該当しないこととなった場合には、この特則は適用されないものとします。

**別表3 対象となる高度障害状態**

対象となる高度障害状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

- 1 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- 2 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- 3 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- 4 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- 5 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 6 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 7 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 8 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

**別表4 請求に必要な書類(○印は必要書類を示します)**

項目	必要書類	会社所定の請求書	保険証券	最終保険料の払込を証する書類	印鑑証明書	
					保険契約者	その受取人
災害割増保険金		○	○	○		○
特約の解約		○	○	○	○	
特約の減額		○	○	○	○	

項目	必要書類	被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本)	受取人の戸籍抄本	会社所定の様式による診断書	不慮の事故であることを証する書類
災害割増保険金		○	○	○	○
特約の解約					
特約の減額					

(注)会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

## 無配当新災害入院特約(94)条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 給付金の支払
- 第2条 給付金の削減支払
- 第3条 災害入院給付金の請求手続
- 第4条 災害入院給付金支払の時期および場所
- 第5条 特約の保険料の払込免除
- 第6条 特約の締結および責任開始期
- 第7条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第8条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第9条 特約の失効
- 第10条 特約の保険料の自動振替貸付
- 第11条 特約の復活
- 第12条 特約の減額
- 第13条 特約の復旧
- 第14条 特約の消滅
- 第15条 特約の解約
- 第16条 特約の返戻金
- 第17条 告知義務
- 第18条 告知義務違反による解除
- 第19条 告知義務違反による解除ができない場合
- 第20条 重大事由による解除
- 第21条 管轄裁判所

- 第22条 主約款の規定の準用
- 第23条 更新される契約に付加した場合の特則
- 第24条 無配当新疾病入院特約(94)つきの契約に付加した場合の特則
- 第25条 主契約が家族生活定期保険の場合の特則
- 第26条 主契約がライフサイクル無配当優良体定期保険の場合の特則
- 第27条 主契約が終身保険の場合の特則
- 第28条 主契約が積立利率変動型保険の場合の特則
- 第29条 特約の取消および無効
- 第30条 受取人の変更
- 第31条 遺言による受取人の変更
- 第32条 受取人による特約の存続
- 第33条 時効

### 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

- 別表1 入院、病院または診療所
- 別表2 対象となる不慮の事故
- 別表3 請求に必要な書類(○印は必要書類を示します)

## 無配当新災害入院特約(94)条項

### (この特約の趣旨)

この特約は、被保険者が不慮の事故により入院した場合に、入院日数に応じて災害入院給付金を支払うことを主な内容とするものです。

### (給付金の支払)

第1条 この特約の災害入院給付金は、次のとおりとします。

名称	給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます)	支払金額	受取人	給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます)
災害入院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次の入院をしたとき (1) この特約の責任開始期(復活の場合は、最終の復活の責任開始期とし、復旧の場合には、復旧部分についてその際の責任開始期とします。以下同じ)以後に生じた不慮の事故(別表2)を直接の原因とする入院(別表1)であること。ただし、その事故の日から起算して180日以内に開始した入院に限ります。 (2) その入院が治療を直接の目的とした、病院または診療所(別表1)への入院であり、かつ、5日以上継続した入院であること	同一の不慮の事故による入院1回につき、 (入院給付金日額) × (入院日数－入院開始日からその日を含めての4日)	被保険者(保険契約者および死亡保険金受取人が法人のときは、保険契約者)	被保険者が次のいずれかにより支払事由に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

2. この特約による災害入院給付金の支払限度は、次のとおりとします。
  - (1) 同一の不慮の事故による入院についての支払限度は、支払日数(災害入院給付金を支払う日数。以下同じ)120日とします。
  - (2) 通算支払限度は、支払日数を通算して700日とします。
3. 被保険者が2以上の不慮の事故により入院した場合は、入院開始の直接の原因となった不慮の事故(以下本項において

「主たる不慮の事故」といいます)に対する災害入院給付金を支払い、主たる不慮の事故以外の不慮の事故(以下本項において「異なる不慮の事故」といいます)に対する災害入院給付金は支払いません。ただし、その入院中に主たる不慮の事故により災害入院給付金が支払われる期間が終了したときは、異なる不慮の事故により災害入院給付金を支払います。この場合、異なる不慮の事故に対する災害入院給付金の支払金額は、第1項の支払金額に関する規定にかかわらず、主たる不慮の事故により災害入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じた金額とします。

4. 被保険者が災害入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故が同一であるときは、1回の入院とみなして本条の規定を適用します。ただし、その事故の日から起算して180日以内に開始した入院に限ります。
5. 被保険者が転入院または再入院をした場合、退院日の翌日から起算して31日以内の転入院または再入院であり、かつ、入院の直接の原因が同一であると会社が認めたときは、継続した1回の入院とみなして第1項の支払事由に関する規定を適用します。
6. 被保険者の入院継続中に次のいずれかの事由が生じた場合には、その発生時を含む継続入院に限り、この特約の保険期間中の入院とみなします。
  - (1) この特約の保険期間が満了したとき
  - (2) 主たる保険契約(以下「主契約」といいます)の保険金の支払により、この特約が消滅したとき
7. 被保険者の入院期間中にこの特約の入院給付金日額の変更があった場合には、災害入院給付金の支払金額は、各日現在の入院給付金日額に応じて計算します。

#### (給付金の削減支払)

**第2条** 前条の規定にかかわらず、被保険者が次のいずれかにより入院した場合で、その原因により入院した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認められたときは、会社は、災害入院給付金を削減して支払うかまたはこの給付金を支払わないことがあります。

- (1) 地震、噴火または津波によるとき
- (2) 戦争その他の変乱によるとき

#### (災害入院給付金の請求手続)

**第3条** 災害入院給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに必要書類(別表3)を提出して、災害入院給付金を請求してください。

#### (災害入院給付金支払の時期および場所)

**第4条** 災害入院給付金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所において支払います。

2. 災害入院給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から災害入院給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、災害入院給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
  - (1) 災害入院給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合  
支払事由に該当する事実の有無
  - (2) 災害入院給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合  
災害入院給付金の支払事由が発生した原因
  - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合  
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
  - (4) この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合  
前2号に定める事項、第20条(重大事由による解除)第1項第4号(ア)から(オ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは災害入院給付金の受取人の特約締結の目的もしくは災害入院給付金請求の意図に関する特約の締結時から災害入院給付金請求時までにおける事実
3. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、災害入院給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
  - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
  - (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
  - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別な調査、分析または鑑定 180日
  - (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または災害入院給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
  - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
4. 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または災害入院給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、

- 会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は災害入院給付金を支払いません。
5. 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、災害入院給付金を請求した者に、その旨を通知します。

#### (特約の保険料の払込免除)

**第5条** 主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます)に定める保険料の払込免除事由が生じたときは、主契約の保険料の払込免除の取扱に準じてこの特約の保険料の払込免除の取扱をします。

#### (特約の締結および責任開始期)

- 第6条** この特約は、主契約締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加します。
2. 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、主契約の責任開始の日以後、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
3. この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、前項の規定による場合には、会社がこの特約の付加を承諾した日の直後に到来する主契約の月単位の契約応当日とします。
4. 第2項の規定によって、この特約を主契約に付加したときは、この特約の保険証券は発行しません。

#### (特約の保険期間および保険料の払込)

- 第7条** この特約の保険期間は、前条に規定する責任開始の日から被保険者の65歳の契約応当日の前日までとします。ただし、この保険期間の満了の日が主契約の保険期間の満了の日をこえる場合には、主契約の保険期間の満了の日までとします。
2. この特約の保険料は、主契約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料前納の場合も同様とします。
3. この特約の保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに災害入院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を災害入院給付金から差し引きます。ただし、災害入院給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
4. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第8条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)第2項の規定を準用します。

#### (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- 第8条** 猶予期間中に災害入院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を災害入院給付金から差し引きます。
2. 災害入院給付金が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、災害入院給付金を支払いません。

#### (特約の失効)

- 第9条** 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。
2. この特約のみの保険料が払い込まれない場合には、この特約は、保険料の払込の猶予期間を満了した日の翌日に解約されたものとします。

#### (特約の保険料の自動振替貸付)

**第10条** 主契約およびこの特約の保険料が払い込まれないまま、主約款に定める保険料の払込猶予期間を経過した場合には、主契約の保険料の自動振替貸付の取扱に準じて、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱をします。

#### (特約の復活)

- 第11条** 主契約の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. この特約の復活を承諾したときは、主契約の復活の取扱に準じて、この特約の復活の取扱をします。

#### (特約の減額)

- 第12条** 保険契約者は、この特約の入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の入院給付金日額は、会社の定める金額以上であることを要します。
2. 主契約(付加された定期保険特約および生存給付金付定期保険特約を含みます)が減額され、この特約の入院給付金日額が会社の定める範囲をこえることとなるときは、その範囲まで減額するものとします。
3. 入院給付金日額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。

#### (特約の復旧)

- 第13条** 主契約の復旧の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
2. この特約の復旧を承諾したときは、主契約の復旧の取扱に準じて、この特約の復旧の取扱をします。

#### (特約の消滅)

- 第14条** 次の各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。
- (1) 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき



- (2) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (3) この特約の災害入院給付金の支払日数が通算して700日に達したとき

#### (特約の解約)

**第15条** 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

#### (特約の返戻金)

**第16条** この特約の保険料払込期間と保険期間が同一の場合、この特約の解約返戻金その他の返戻金はありません。

2. この特約の保険料払込期間と保険期間が異なる場合、この特約の返戻金は次の各号のとおりとします。

- (1) この特約の解約返戻金は、保険料払込中の保険契約についてはその払込年月数により、その他の保険契約についてはその経過年月数により計算して支払います。
- (2) この特約の責任準備金は、保険料払込中の保険契約についてはその払込年月数により、その他の保険契約についてはその経過年月数により計算して支払います。
3. 前条の規定により支払われる解約返戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所において支払います。
4. 主契約を払済保険または延長保険に変更する場合には、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

#### (告知義務)

**第17条** この特約の締結、復活または復旧の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で質問した事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知することを要します。ただし、会社指定の医師に告知するときは、口頭によるものとします。

#### (告知義務違反による解除)

**第18条** 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、この特約(復旧の際の告知義務違反の場合には、復旧部分とします。以下、本条において同じ)を解除することができます。

2. 会社は、災害入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合、会社は、災害入院給付金を支払わず、また保険料の払込を免除しません。また、すでに災害入院給付金を支払いまたは保険料の払込を免除していたときは、災害入院給付金の返還を請求し、また保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、災害入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者または被保険者が証明したときは、災害入院給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
3. この特約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または災害入院給付金の受取人に解除の通知をします。

#### (告知義務違反による解除ができない場合)

**第19条** 会社は次のいずれかの場合には、前条の規定にかかわらず、この特約を解除することができません。

- (1) 会社がこの特約の締結、復活または復旧の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき
- (2) 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。 )が、保険契約者または被保険者が第17条の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第17条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日から起算して2年以内に災害入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じなかったとき
2. 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第17条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

#### (重大事由による解除)

**第20条** 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金(災害入院給付金および保険料の払込免除をいいます。本項において同じ)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます)をした場合
- (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます)があった場合
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
  - (ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。 )に該当すると認められること

- (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
  - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
  - (エ) 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
  - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 会社は、災害入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、災害入院給付金の支払または保険料の払込の免除をしません。また、すでに災害入院給付金を支払いまたは保険料の払込を免除していたときは、災害入院給付金の返還を請求し、また保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. この特約を解除した場合は、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
4. 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または災害入院給付金の受取人に通知します。

#### (管轄裁判所)

**第 21 条** この特約における災害入院給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

#### (主約款の規定の準用)

**第 22 条** この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

#### (更新される契約に付加した場合の特則)

- 第 23 条** 主契約が更新された場合、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約も同時に更新されたものとして取り扱います。ただし、更新時に会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
2. 更新後のこの特約の保険期間および入院給付金日額は、更新前と同一とします。ただし、更新後のこの特約の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲を超える場合には、会社の定める短期の保険期間に変更して更新されることがあります。
3. 保険契約者は、更新前のこの特約の保険期間の満了する日の2週間前までに、会社の定める書類によって申し出ることにより、会社の定める範囲内で、保険期間および入院給付金日額の変更を請求することができます。
4. 本条の規定によりこの特約が更新された場合には、第1条(給付金の支払)の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは、継続したものとして取り扱います。
5. 第1項ただし書によりこの特約が更新されないときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の同種類の特約を更新時に付加します。この場合、前項の規定を準用します。

#### (無配当新疾病入院特約(94)つきの契約に付加した場合の特則)

**第 24 条** この特約を無配当新疾病入院特約(94)とあわせて主契約に付加した場合、無配当新疾病入院特約(94)の規定により疾病入院給付金が支払われる入院中に不慮の事故により治療を開始したときは、この特約の災害入院給付金の支払金額は、第1条(給付金の支払)第1項の支払金額に関する規定にかかわらず、次のとおりとします。

- (1) 疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以上経過した日に不慮の事故により治療を開始したとき  
不慮の事故により治療を開始した日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じた金額
- (2) 疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以内に不慮の事故により治療を開始したとき  
疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日経過した日以降その日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じた金額

#### (主契約が家族生活定期保険の場合の特則)

**第 25 条** 主契約がライフサイクル無配当家族生活定期保険またはライフサイクル無配当優良体家族生活定期保険の場合には、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の被保険者が死亡したとき、または高度障害状態に該当したとき(年金が支払われる場合に限り)には、この特約は消滅します。
- (2) 第1条(給付金の支払)第1項中「死亡保険金受取人」とあるのを「家族年金受取人」と、第6項中「保険金」とあるのを「第1回の年金」と読み替えます。

#### (主契約がライフサイクル無配当優良体定期保険の場合の特則)

**第 26 条** 主契約がライフサイクル無配当優良体定期保険の場合で、主契約とこの特約が同時に満了するときは、次の各号のとおり取り扱います。この場合、第23条(更新される契約に付加した場合の特則)の規定を準用します。

- (1) 主約款第27条(ライフサイクル無配当定期保険への自動変更)の規定が適用されたときは、会社の定める範囲内で、満了する日の翌日にこの特約を自動変更後契約に付加します。

- (2) 主約款第 28 条(保険期間満了時に加入する場合の特別取扱)の規定が適用されたとき、または主契約の保険期間満了の日の翌日に主約款第 26 条(他の保険契約への加入)の規定によりライフサイクル無配当定期保険に加入したときは、保険契約者から特段の申出がない限り、会社の定める範囲内で、満了する日の翌日にこの特約を満了時加入契約またはライフサイクル無配当定期保険契約に付加します。

#### (主契約が終身保険の場合の特則)

- 第 27 条** 主契約が5年ごと利差配当付ライフサイクル終身保険のときで、その保険料払込期間が短縮された場合、将来払い込むべきこの特約の保険料は、会社の定める方法により前納することを要します。
2. 主契約が5年ごと利差配当付ライフサイクル終身保険のときで、年金移行特約が付加された主契約が確定年金のみとなった場合は、次のとおり取り扱います
- (1) 確定年金が満了する日の翌日における被保険者の保険年齢が 65 歳未満となる場合、この特約の保険期間は確定年金が満了する日までとします。
- (2) この特約の保険期間中に年金の一時支払が行なわれたことにより確定年金が消滅するときは、この特約も同時に消滅します。

#### (主契約が積立利率変動型保険の場合の特則)

- 第 28 条** 主契約がライフサイクル積立利率変動型終身保険の場合には、次の各号のとおり取り扱います。
- (1) この特約については、主約款第1条(積立金および積立利率)の規定は適用しません。
- (2) 主契約の保険料払込期間が短縮された場合、将来払い込むべきこの特約の保険料は、会社の定める方法により前納することを要します。
- (3) この特約が付加されている主契約に年金移行特約が付加された場合には、第 27 条(主契約が終身保険の場合の特則)第2項の規定を準用して取り扱います。

#### (特約の取消および無効)

- 第 29 条** 保険契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活または復旧が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。
2. 保険契約者が災害入院給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に災害入院給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活または復旧した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

#### (受取人の変更)

- 第 30 条** 災害入院給付金の受取人については、被保険者(保険契約者および主契約の死亡保険金受取人が法人の場合は保険契約者)以外の者に変更することはできません。

#### (遺言による受取人の変更)

- 第 31 条** 保険契約者は、遺言によっても、災害入院給付金の受取人を、被保険者以外の者に変更することはできません。

#### (受取人による特約の存続)

- 第 32 条** 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下、「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約が通知された場合でも、災害入院給付金の受取人である被保険者(通知の時ににおいて保険契約者が受取人でない場合に限る)は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
3. 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、災害入院給付金の支払事由が生じ、会社が災害入院給付金を支払うことによりこの特約が消滅することとなるときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、災害入院給付金の受取人に支払います。
4. 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第 16 条(特約の返戻金)第3項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

#### (時効)

- 第 33 条** 災害入院給付金、解約返戻金もしくは責任準備金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

#### 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

## 別表1 入院、病院または診療所

### 1. 入院

「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下同じ)が必要であり、かつ自宅等(下記2. に定める病院または診療所以外の施設を含みます。)での治療が困難なため、下記2. に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

### 2. 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

## 別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00～X59)	
・転倒・転落(W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露(W20～W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露(W42) ・振動への曝露(W43)
・生物による機械的な力への曝露(W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水(W65～W74)	
・その他の不慮の窒息(W75～W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引>(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引>(W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露(W85～W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94) (高山病など)
・煙、火および火炎への曝露(X00～X09)	
・熱および高温物質との接触(X10～X19)	
・有毒動植物との接触(X20～X29)	
・自然の力への曝露(X30～X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露(X30)(日射病、熱射病など)

分類項目(基本分類コード)		除外項目等
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49)		※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの  ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57)		※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在(X52) ・食糧の不足(X53) ・水の不足(X54)
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露(X58～X59)		
3. 加害にもとづく傷害および死亡(X85～Y09)		
4. 法的介入および戦争行為(Y35～Y36)		※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑(Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症(Y40～Y84)		※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤(Y40～Y59)によるもの		※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故(Y60～Y69)		
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具(Y70～Y82)によるもの		
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの(Y83～Y84)		

### 備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

### 別表3 請求に必要な書類(○印は必要書類を示します)

項目	必要書類	会社所定の請求書	保険証券	最終保険料の払込を証する書類	印鑑証明書	
					保険契約者	その給付金の受取人
災害入院給付金		○	○	○		○
特約の解約		○	○	○	○	
特約の減額		○	○	○	○	

項目	必要書類	被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本)	会社所定の様式による		不慮の事故であることを証する書類
			診断書	入院証明書	
災害入院給付金		○	○	○	○
特約の解約					
特約の減額					

(注)会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

## 無配当新疾病入院特約(94)条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 給付金の支払
- 第2条 給付金の削減支払
- 第3条 給付金の請求手続
- 第4条 給付金支払の時期および場所
- 第5条 特約の保険料の払込免除
- 第6条 特約の締結および責任開始期
- 第7条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第8条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第9条 特約の失効
- 第10条 特約の保険料の自動振替貸付
- 第11条 特約の復活
- 第12条 特約の減額
- 第13条 特約の復旧
- 第14条 特約の消滅
- 第15条 特約の解約
- 第16条 特約の返戻金
- 第17条 告知義務
- 第18条 告知義務違反による解除
- 第19条 告知義務違反による解除ができない場合
- 第20条 重大事由による解除
- 第21条 管轄裁判所

- 第22条 主約款の規定の準用
- 第23条 更新される契約に付加した場合の特則
- 第24条 主契約が家族生活定期保険の場合の特則
- 第25条 主契約がライフサイクル無配当優良体定期保険の場合の特則
- 第26条 主契約が終身保険の場合の特則
- 第27条 主契約が積立利率変動型保険の場合の特則
- 第28条 特約の取消および無効
- 第29条 受取人の変更
- 第30条 遺言による受取人の変更
- 第31条 受取人による特約の存続
- 第32条 時効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

- 別表1 入院、病院または診療所
- 別表2 対象となる手術および給付倍率表
- 別表3 請求に必要な書類(○印は必要書類を示します)

## 無配当新疾病入院特約(94)条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者が疾病により入院した場合に、入院日数に応じて疾病入院給付金を支払うとともに、所定の手術を受けた場合に、手術給付金を支払うことを主な内容とするものです。

(給付金の支払)

第1条 この特約の疾病入院給付金、手術給付金は、次のとおりとします。

名称	給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます)	支払金額	受取人	給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます)
疾病入院給付金	<p>被保険者が、この特約の保険期間中に次の入院をしたとき</p> <p>(1) この特約の責任開始期(復活の場合には、最終の復活の責任開始期とし、復旧の場合には、復旧部分についてその際の責任開始期とします。以下同じ)以後に生じた疾病を直接の原因とする入院(別表1)であること</p> <p>(2) その入院が治療を直接の目的とした、病院または診療所(別表1)への入院であり、かつ、5日以上継続した入院であること</p>	<p>入院1回につき、 (入院給付金日額) × (入院日数－入院開始日からその日を含めての4日)</p>	<p>被保険者(保険契約者および死亡保険金受取人が法人のときは、保険契約者)</p>	<p>被保険者が次のいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <p>(1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(2) 被保険者の犯罪行為</p> <p>(3) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</p> <p>(4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>(7) 被保険者の薬物依存</p>

名称	給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます)	支払金額	受取人	給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます)
手術給付金	<p>被保険者が、この特約の保険期間中に次の手術を受けたとき</p> <p>(1) その手術が次のいずれかに該当する手術であること</p> <p>① この特約の責任開始期以後に生じた次のいずれかを直接の原因とし、その治療を直接の目的とした別表2に定める手術であること</p> <p>(ア) 疾病</p> <p>(イ) 無配当新災害入院特約(94)に規定する不慮の事故(以下「不慮の事故」といいます)</p> <p>(ウ) 不慮の事故以外の外因</p> <p>② 組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的としてこの特約の責任開始の日から起算して1年を経過した日以後に行なわれた別表2に定める骨髄幹細胞採取手術(末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含みます。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。)であること</p> <p>(2) その手術が病院または診療所(別表1)における手術であること</p>	<p>手術1回につき、 (入院給付金日額) × 別表2の給付倍率</p>	<p>被保険者 (保険契約者および死亡保険金受取人が法人のときは、保険契約者)</p>	<p>被保険者が次のいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <p>(1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(2) 被保険者の犯罪行為</p> <p>(3) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</p> <p>(4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>(7) 被保険者の薬物依存</p>

2. この特約による給付金の支払限度は、次のとおりとします。

(1) 疾病入院給付金

(ア) 1回の入院についての支払限度は、支払日数(疾病入院給付金を支払う日数。以下同じ)120日とします。

(イ) 通算支払限度は、支払日数を通算して700日とします。

(2) 手術給付金

前項に定める手術給付金の支払事由(1)②の規定により支払われる手術給付金の支払限度は、1回とします。

3. 次の各号のいずれかに該当する入院は、疾病を直接の原因とする入院とみなして、本条の規定を適用します。

(1) この特約の責任開始期以後に生じた不慮の事故を直接の原因として、その事故の日から起算して180日を経過して開始した入院

(2) この特約の責任開始期以後に生じた不慮の事故以外の外因

(3) この特約の責任開始期以後に開始した異常分娩(分娩のうち公的医療保険制度の法律に定める「療養の給付」の対象となるもの。以下同じ。)のための入院。

4. 被保険者が疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった疾病、不慮の事故、不慮の事故以外の外因または異常分娩が同一かまたは医学上重要な関係があると会社が認めるときは、1回の入院とみなして、本条の規定を適用します。ただし、疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日を経過して開始した入院については、新たな入院とみなします。

5. 被保険者が、第1項に規定する入院の時に異なる疾病(不慮の事故、不慮の事故以外の外因または異常分娩を含みます。以下同じ)を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなします。

6. 被保険者が転入院または再入院をした場合、退院日の翌日から起算して31日以内の転入院または再入院であり、かつ、入院の直接の原因が同一であると会社が認めるときは、継続した1回の入院とみなして第1項の支払事由に関する規定を適用します。

7. 被保険者の入院継続中に次のいずれかの事由が生じた場合には、その発生時を含む継続入院に限り、この特約の保険期間中の入院とみなします。

(1) この特約の保険期間が満了したとき

(2) 主たる保険契約(以下「主契約」といいます)の保険金の支払により、この特約が消滅したとき

8. 本条に規定する疾病入院給付金の支払事由が生じた場合でも、無配当新災害入院特約(94)の規定により、災害入院給付金が支払われる期間に対しては、会社は本条に規定する疾病入院給付金を支払いません。

9. 無配当新災害入院特約(94)の規定により災害入院給付金が支払われる入院中に疾病の治療を開始した場合、災害入院給付金が支払われる期間が終了したときは、この特約の疾病入院給付金の支払金額は、第1項の支払金額に関する規定にかかわらず、災害入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じた金額とします。

10. この特約の被保険者の責任開始の日から起算して、2年を経過して開始した入院または受けた手術については、この特約の責任開始期以後に生じた原因による入院または手術とみなします。

11. 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病を直接の原因としてこ

の特約の責任開始期以後に疾病入院給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。ただし、不慮の事故の日からその日を含めて180日を経過した後開始した入院により疾病入院給付金の支払事由に該当した場合を除きます。

- (1) その疾病について、この特約の締結、復活または復旧の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
  - (2) その疾病について、この特約の責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
12. 被保険者の入院期間中にこの特約の入院給付金日額の変更があった場合には、疾病入院給付金または手術給付金の支払金額は、各日現在の入院給付金日額に応じて計算します。
  13. 被保険者が同時に2種類以上の手術を受けた場合には、別表2に定める給付倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみ手術給付金を支払います。
  14. 第3項および第11項の規定は、手術給付金の場合に準用します。

#### (給付金の削減支払)

**第2条** 前条の規定にかかわらず、被保険者が次のいずれかにより、入院または手術を受けた場合で、その原因により入院または手術を受けた被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認めるときは、会社は疾病入院給付金または手術給付金を削減して支払うかまたはこれらの給付金を支払わないことがあります。

- (1) 地震、噴火または津波によるとき
- (2) 戦争その他の変乱によるとき

#### (給付金の請求手続)

**第3条** 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに必要書類(別表3)を提出して、給付金を請求してください。

#### (給付金支払の時期および場所)

**第4条** 給付金は、その請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所において支払います。

2. 給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から給付金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
  - (1) 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合  
支払事由に該当する事実の有無
  - (2) 給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合  
給付金の支払事由が発生した原因
  - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合  
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
  - (4) この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合  
前2号に定める事項、第20条(重大事由による解除)第1項第4号(ア)から(オ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人の特約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する特約の締結時から給付金請求時までに於ける事実
3. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
  - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
  - (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
  - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別な調査、分析または鑑定 180日
  - (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
  - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
4. 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。
5. 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、給付金を請求した者に、その旨を通知します。



**(特約の保険料の払込免除)**

**第5条** 主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます)に定める保険料の払込免除事由が生じたときは、主契約の保険料払込免除の取扱に準じてこの特約の保険料の払込免除の取扱をします。

**(特約の締結および責任開始期)**

**第6条** この特約は、主契約締結の際、保険契約者の申出によって、無配当新災害入院特約(94)とあわせて主契約に付加します。

2. この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。

**(特約の保険期間および保険料の払込)**

**第7条** この特約の保険期間は、前条に規定する責任開始の日から被保険者の65歳の契約応当日の前日までとします。ただし、この保険期間の満了の日が主契約の保険期間の満了の日をこえる場合には、主契約の保険期間の満了の日までとします。

2. この特約の保険料は、主契約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。

3. 前項の保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに疾病入院給付金または手術給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を疾病入院給付金または手術給付金から差し引きます。ただし、疾病入院給付金または手術給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。

4. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第8条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)第2項の規定を準用します。

**(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)**

**第8条** 猶予期間中に疾病入院給付金または手術給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を疾病入院給付金または手術給付金から差し引きます。

2. 疾病入院給付金または手術給付金が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、疾病入院給付金または手術給付金を支払いません。

**(特約の失効)**

**第9条** 主契約または無配当新災害入院特約(94)が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

2. この特約のみの保険料が払い込まれない場合には、この特約は、保険料の払込の猶予期間を満了した日の翌日に解約されたものとします。

**(特約の保険料の自動振替貸付)**

**第10条** 主契約およびこの特約の保険料が払い込まれないまま、主約款に定める保険料の払込猶予期間を経過した場合には、主契約の保険料の自動振替貸付の取扱に準じて、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱をします。

**(特約の復活)**

**第11条** 主契約の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2. この特約の復活を承諾したときは、主契約の復活の取扱に準じて、この特約の復活の取扱をします。

**(特約の減額)**

**第12条** 保険契約者は、この特約の入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の入院給付金日額は、会社の定める金額以上であることを要します。

2. 主契約(付加された定期保険特約および生存給付金付定期保険特約を含みます)が減額され、この特約の入院給付金日額が会社の定める範囲をこえることとなるときは、その範囲まで減額するものとします。

3. 入院給付金日額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。

**(特約の復旧)**

**第13条** 主契約の復旧の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。

2. この特約の復旧を承諾したときは、主契約の復旧の取扱に準じて、この特約の復旧の取扱をします。

**(特約の消滅)**

**第14条** 次の各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
- (2) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (3) 無配当新災害入院特約(94)が解約その他の事由によって消滅したとき

### (特約の解約)

**第 15 条** 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

### (特約の返戻金)

**第 16 条** この特約が、この特約の保険期間中に失効した場合、解除もしくは解約された場合、または第 14 条第 2 号もしくは第 3 号の規定により消滅したものとみなされた場合には、会社は、保険料払込中は保険料の払込年月数により、保険料払済後は経過年月数によって計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。ただし、主契約が保険金支払免責条項に該当した場合に責任準備金が支払われるときには、これとあわせて、この特約の責任準備金を支払います。

2. 前条の規定により支払われる解約返戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所において支払います。
3. 主契約を払済保険または延長保険に変更する場合には、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

### (告知義務)

**第 17 条** この特約の締結、復活または復旧の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で質問した事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知することを要します。ただし、会社指定の医師に告知するときは、口頭によるものとします。

### (告知義務違反による解除)

**第 18 条** 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、この特約(復旧の際の告知義務違反の場合には、復旧部分とします。以下、本条において同じ)を解除することができます。

2. 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合、会社は、給付金を支払わず、また保険料の払込を免除しません。また、すでに給付金を支払いまたは保険料の払込を免除していたときは、給付金の返還を請求し、また保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者または被保険者が証明したときは、給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
3. この特約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金の受取人に解除の通知をします。
4. この特約を解除したときは、この特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。

### (告知義務違反による解除ができない場合)

**第 19 条** 会社は次のいずれかの場合には、前条の規定にかかわらず、この特約を解除することができません。

- (1) 会社が特約の締結、復活または復旧の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき
  - (2) 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第 17 条の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第 17 条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
  - (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日から1カ月以内に解除しなかったとき
  - (5) この特約の責任開始の日から起算して2年以内に給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じなかったとき
2. 前項第 2 号および第 3 号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第 17 条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

### (重大事由による解除)

**第 20 条** 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金(疾病入院給付金、手術給付金および保険料の払込免除をいいます。本項において同じ)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます)をした場合
- (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます)があった場合
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
  - (ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
  - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
  - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
  - (エ) 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
  - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者

- もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 会社は、疾病入院給付金もしくは手術給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、疾病入院給付金および手術給付金の支払または保険料の払込の免除をしません。また、すでに疾病入院給付金もしくは手術給付金を支払いまたは保険料の払込を免除していたときは、疾病入院給付金または手術給付金の返還を請求し、また保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
  3. この特約を解除した場合は、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
  4. 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または給付金の受取人に通知します。

#### (管轄裁判所)

**第 21 条** この特約における給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

#### (主約款の規定の準用)

**第 22 条** この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

#### (更新される契約に付加した場合の特則)

- 第 23 条** 主契約が更新された場合、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約も同時に更新されたものとして取り扱います。ただし、更新時に会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
2. 更新後のこの特約の保険期間および入院給付金日額は、更新前と同一とします。ただし、更新後のこの特約の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲を超える場合には、会社の定める短期の保険期間に変更して更新されることがあります。
  3. 保険契約者は、更新前のこの特約の保険期間の満了する日の2週間前までに、会社の定める書類によって申し出ることにより、会社の定める範囲内で、保険期間および入院給付金日額の変更を請求することができます。
  4. 本条の規定によりこの特約が更新された場合には、第1条(給付金の支払)の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは、継続したものとして取り扱います。
  5. 第1項ただし書によりこの特約が更新されないときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の同種類の特約を更新時に付加します。この場合、前項の規定を準用します。

#### (主契約が家族生活定期保険の場合の特則)

- 第 24 条** 主契約がライフサイクル無配当家族生活定期保険またはライフサイクル無配当優良体家族生活定期保険の場合には、次の各号のとおり取り扱います。
- (1) 主契約の被保険者が死亡したとき、または高度障害状態に該当したとき(年金が支払われる場合に限り)には、この特約は消滅します。
  - (2) 第1条(給付金の支払)第1項中「死亡保険金受取人」とあるのを「家族年金受取人」と、第7項中「保険金」とあるのを「第1回の年金」と読み替えます。

#### (主契約がライフサイクル無配当優良体定期保険の場合の特則)

- 第 25 条** 主契約がライフサイクル無配当優良体定期保険の場合で、主契約とこの特約が同時に満了するときは、次の各号のとおり取り扱います。この場合、第23条(更新される契約に付加した場合の特則)の規定を準用します。
- (1) 主約款第27条(ライフサイクル無配当定期保険への自動変更)の規定が適用されたときは、会社の定める範囲内で、満了する日の翌日にこの特約を自動変更後契約に付加します。
  - (2) 主約款第28条(保険期間満了時に加入する場合の特別取扱)の規定が適用されたとき、または主契約の保険期間満了の日の翌日に主約款第26条(他の保険契約への加入)の規定によりライフサイクル無配当定期保険に加入したときは、保険契約者から特段の申出がない限り、会社の定める範囲内で、満了する日の翌日にこの特約を満了時加入契約またはライフサイクル無配当定期保険契約に付加します。

#### (主契約が終身保険の場合の特則)

- 第 26 条** 主契約が5年ごと利差配当付ライフサイクル終身保険のときで、その保険料払込期間が短縮された場合、将来払い込むべきこの特約の保険料は、会社の定める方法により前納することを要します。
2. 主契約が5年ごと利差配当付ライフサイクル終身保険のときで、年金移行特約が付加された主契約が確定年金のみとなった場合は、次のとおり取り扱います。
  - (1) 確定年金が満了する日の翌日における被保険者の保険年齢が65歳未満となる場合、この特約の保険期間は確定年金が満了する日までとします。
  - (2) この特約の保険期間中に年金の一時支払が行なわれたことにより確定年金が消滅するときは、この特約も同時に消滅します。

### (主契約が積立利率変動型保険の場合の特則)

**第 27 条** 主契約がライフサイクル積立利率変動型終身保険の場合には、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約については、主約款第1条(積立金および積立利率)の規定は適用しません。
- (2) 主契約の保険料払込期間が短縮された場合、将来払い込むべきこの特約の保険料は、会社の定める方法により前納することを要します。
- (3) この特約が付加されている主契約に年金移行特約が付加された場合には、第 26 条(主契約が終身保険の場合の特則)第2項の規定を準用して取り扱います。

### (特約の取消および無効)

**第 28 条** 保険契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活または復旧が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

2. 保険契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活または復旧した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

### (受取人の変更)

**第 29 条** 給付金の受取人については、被保険者(保険契約者および主契約の死亡保険金受取人が法人の場合は保険契約者)以外の者に変更することはできません。

### (遺言による受取人の変更)

**第 30 条** 保険契約者は、遺言によっても、給付金の受取人を、被保険者以外の者に変更することはできません。

### (受取人による特約の存続)

**第 31 条** 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

2. 前項の解約が通知された場合でも、疾病入院給付金または手術給付金の受取人である被保険者(通知の時ににおいて保険契約者が受取人でない場合に限る)は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
3. 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第 16 条(特約の返戻金)第2項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

### (時効)

**第 32 条** 給付金、解約返戻金もしくは責任準備金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

### 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

### 備考

#### 1. 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、例えば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等の関係をいいます。

#### 2. 治療を直接の目的とした入院

美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術(避妊のための手術)、治療を主たる目的としない診断のための検査、正常分娩による入院などは、「治療を直接の目的とした入院」には該当しません。

#### 3. 治療を直接の目的とした手術

美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術(避妊のための手術)、診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術などは、「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。

#### 4. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成 21 年3月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版)準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2

分類項目	細分類項目	基本分類コード
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F19.2

**別表1 入院、病院または診療所**

1. 入院

「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下同じ)が必要であり、かつ自宅等(下記2. に定める病院または診療所以外の施設を含みます。)での治療が困難なため、下記2. に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

2. 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

**別表2 対象となる手術および給付倍率表**

「手術」とは、治療または組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞もしくは末梢血幹細胞を移植することを直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1. ～89. を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

手術の種類	給付倍率
§ 皮膚・乳房の手術	
1. 植皮術(25 cm <sup>2</sup> 未満は除く。)	20
2. 乳房切断術	20
§ 筋骨の手術(抜釘術は除く。)	
3. 骨移植術	20
4. 骨髄炎・骨結核手術(膿瘍の単なる切開は除く)	20
5. 頭蓋骨観血手術(鼻骨・鼻中隔を除く)	20
6. 鼻骨観血手術(鼻中隔弯曲症手術を除く)	10
7. 上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術(歯・歯肉の処置に伴うものを除く)	20
8. 脊椎・骨盤観血手術	20
9. 鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術	10
10. 四肢切断術(手指・足指を除く)	20
11. 切断四肢再接合術(骨・関節の離断に伴うもの)	20
12. 四肢骨・四肢関節観血手術(手指・足指を除く)	10
13. 筋・腱・靭帯観血手術(手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く)	10
§ 呼吸器・胸部の手術	
14. 慢性副鼻腔炎根本手術	10
15. 喉頭全摘除術	20
16. 気管・気管支・肺・胸膜手術(開胸術を伴うもの)	20
17. 胸郭形成術	20
18. 縦隔腫瘍摘出術	40
§ 循環器・脾の手術	
19. 観血的血管形成術(血液透析用外シャント形成術を除く)	20
20. 静脈瘤根本手術	10
21. 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術(開胸・開腹術を伴うもの)	40
22. 心膜切開・縫合術	20
23. 直視下心臓内手術	40
24. 体内用ペースメーカー埋込術	20
25. 脾摘除術	20
§ 消化器の手術	
26. 耳下腺腫瘍摘出術	20
27. 顎下腺腫瘍摘出術	10
28. 食道離断術	40
29. 胃切除術	40
30. その他の胃・食道手術(開胸・開腹術を伴うもの)	20
31. 腹膜炎手術	20
32. 肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術	20
33. ヘルニア根本手術	10
34. 虫垂切除術、盲腸縫縮術	10
35. 直腸脱根本手術	20
36. その他の腸・腸間膜手術(開腹術を伴うもの)	20
37. 痔瘻・脱肛・痔核根本手術(根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く)	10
§ 尿・性器の手術	
38. 腎移植手術(受容者に限る)	40

手術の種類	給付倍率
39. 腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術(経尿道的操作は除く)	20
40. 尿道狭窄観血手術(経尿道的操作は除く)	20
41. 尿瘻閉鎖観血手術(経尿道的操作は除く)	20
42. 陰茎切断術	40
43. 睾丸・副睾丸・精管・精索・精囊・前立腺手術	20
44. 陰嚢水腫根本手術	10
45. 子宮広汎全摘除術(単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く)	40
46. 子宮頸管形成術、子宮頸管縫縮術	10
47. 帝王切開娩出術	10
48. 子宮外妊娠手術	20
49. 子宮脱・膣脱手術	20
50. その他の子宮手術(子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く)	20
51. 卵管・卵巣観血手術(経腔的操作は除く)	20
52. その他の卵管・卵巣手術	10
§ 内分泌器の手術	
53. 下垂体腫瘍摘除術	40
54. 甲状腺手術	20
55. 副腎全摘除術	20
§ 神経の手術	
56. 頭蓋内観血手術	40
57. 神経観血手術(形成術、移植術、切除術、減圧術、開放術、捻除術)	20
58. 観血的脊髄腫瘍摘出手術	40
59. 脊髄硬膜内外観血手術	20
§ 感覚器・視器の手術(視力矯正を直接の目的とする手術を除く。)	
60. 眼瞼下垂症手術	10
61. 涙小管形成術	10
62. 涙嚢鼻腔吻合術	10
63. 結膜嚢形成術	10
64. 角膜移植術	10
65. 観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10
66. 虹彩前後癒着剥離術	10
67. 緑内障観血手術	20
68. 白内障・水晶体観血手術	20
69. 硝子体観血手術	10
70. 網膜剥離症手術	10
71. レーザー・冷凍凝固による眼球手術(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする)	10
72. 眼球摘除術・組織充填術	20
73. 眼窩腫瘍摘出術	20
74. 眼筋移植術	10
§ 感覚器・聴器の手術	
75. 観血的鼓膜・鼓室形成術	20
76. 乳様洞削開術	10
77. 中耳根本手術	20
78. 内耳観血手術	20
79. 聴神経腫瘍摘出術	40
§ 悪性新生物の手術	
80. 悪性新生物根治手術	40
81. 悪性新生物温熱療法(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする)	10
82. その他の悪性新生物手術	20
§ 上記以外の手術	
83. 上記以外の開頭術	20
84. 上記以外の開胸術	20
85. 上記以外の開腹術	10
86. 衝撃波による体内結石破砕術(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする)	20
87. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術(検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする)	10
§ 新生物根治放射線照射	
88. 新生物根治放射線照射(50 グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする)	10

手術の種類	給付倍率
§ 骨髄幹細胞採取手術 89. 組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした骨髄幹細胞採取手術（末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含む。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除く。）	20

**(備考)**

視力矯正を直接の目的とする手術

「視力矯正を直接の目的とする手術」とは、屈折異常・調整障害(近視、遠視、老眼等)に対する視力矯正のみを目的とする手術をいい、例えば、LASIK・フェイクIOL等が含まれます。

**別表3 請求に必要な書類(○印は必要書類を示します)**

項目	必要書類	会社所定の請求書	保険証券	最終保険料の払込を証する書類	印鑑証明書	
					保険契約者	その給付金の受取人
疾病入院給付金		○	○	○		○
手術給付金		○	○	○		○
特約の解約		○	○	○	○	
特約の減額		○	○	○	○	

項目	必要書類	被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本)	会社所定の様式による		
			診断書	入院証明書	手術証明書
疾病入院給付金		○	○	○	
手術給付金		○	○		○
特約の解約					
特約の減額					

(注)会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。



## 積立特約(94)条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 給付金の支払
- 第2条 給付金の請求手続
- 第3条 給付金支払の時期および場所
- 第4条 特約の保険料の払込免除
- 第5条 給付金の支払方法の選択
- 第6条 特約の締結および責任開始期
- 第7条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第8条 猶予期間中に給付金の支払事由が生じた場合
- 第9条 特約の失効
- 第9条の2 特約の保険料の自動振替貸付
- 第10条 特約の復活
- 第11条 特約の減額
- 第11条の2 特約の復旧
- 第11条の3 特約の保険期間の変更
- 第12条 特約の消滅
- 第13条 特約の解約
- 第14条 特約の返戻金

- 第15条 告知義務
- 第15条の2 告知義務違反による解除
- 第15条の3 特約を解除できない場合
- 第16条 重大事由による解除
- 第17条 特約の更新
- 第18条 管轄裁判所
- 第19条 主約款の規定の準用
- 第20条 特約の取消および無効
- 第21条 受取人の変更
- 第22条 遺言による受取人の変更
- 第23条 受取人の死亡
- 第24条 受取人による特約の存続
- 第25条 時効

### 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

別表1 請求に必要な書類(○印は必要書類を示します)

別表2 死亡給付金額

## 積立特約(94)条項

### (この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約に付加し、被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき、または所定の高度障害状態になったときに死亡給付金または高度障害給付金を支払い、被保険者がこの特約の保険期間満了時に生存しているときに生存給付金を支払うことを内容とします。

### (給付金の支払)

第1条 この特約の給付金は、次のとおりです。

名称	給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます)	支払金額	受取人
死亡給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡し、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます)の規定により主契約の死亡保険金が支払われるとき	別表2に定める死亡給付金額	主たる保険契約(以下「主契約」といいます)の死亡保険金受取人
高度障害給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に主約款に定める高度障害状態になり、主約款の規定により主契約の高度障害保険金が支払われるとき	死亡給付金額と同額	主契約の高度障害保険金受取人
生存給付金	被保険者が、この特約の保険期間が満了する時に生存しているとき	生存給付金額	保険契約者

2. この特約の死亡給付金および高度障害給付金に関しては、前項に規定するほか、主約款の死亡保険金および高度障害保険金の支払に関する規定を準用します。
3. この特約の保険期間の満了日(更新限度となる最後の保険期間の満了日)をいいます。以下同じ)に、高度障害状態のうち回復の見込がないことのみが明らかでない場合でも、その後もその障害の状態が継続し、回復の見込がないことが明らかになったときは、保険期間の満了日に高度障害状態に該当したものとみなします。ただし、保険期間の満了日後に新たに生じた原因により、回復の見込がないこととなった場合を除きます。

4. 前項の規定にかかわらず、この特約の生存給付金がすでに支払われている場合には、会社は、前項の取扱を行いません。

#### (給付金の請求手続)

**第2条** この特約の給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかに必要書類(別表1)を提出して、この特約の給付金を請求してください。

#### (給付金支払の時期および場所)

**第3条** この特約の死亡給付金、高度障害給付金および生存給付金は、その請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所において支払います。

2. 給付金(死亡給付金および高度障害給付金をいいます。以下本条において同じ)を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から給付金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行いません。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
- (1) 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合  
支払事由に該当する事実の有無
  - (2) 給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合  
給付金の支払事由が発生した原因
  - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合  
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
  - (4) この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合  
前2号に定める事項、第16条(重大事由による解除)第1項第4号(ア)から(オ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人の特約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する特約の締結時から給付金請求時までににおける事実
3. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
- (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
  - (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
  - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別な調査、分析または鑑定 180日
  - (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
  - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
4. 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。
5. 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、給付金を請求した者に、その旨を通知します。

#### (特約の保険料の払込免除)

**第4条** この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

#### (給付金の支払方法の選択)

**第5条** 保険契約者(給付金の支払事由発生後は、その受取人とします)は、会社の定める範囲内で、給付金につき、一時支払に代えて据置支払の方法を選択することができます。

#### (特約の締結および責任開始期)

**第6条** この特約は、主契約締結の際、保険契約者から申出があり、かつ会社が承諾したときに、主契約に付加して締結します。

2. この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。

#### (特約の保険期間および保険料の払込)

**第7条** この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社の定める範囲内で、保険契約者が定めることができます。

2. この特約の保険料は、この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払込の場合も同様とします。
3. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込方法<回数>が一時払の場合には、この特約の保険料は一時払とするか、または会社の定める方法により前納することを要します。
4. この特約の保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までにこの特約の給付金の支払事由が

生じた場合には、会社は、未払込保険料を支払うべき金額から差し引きます。

#### (猶予期間中に給付金の支払事由が生じた場合)

**第8条** 猶予期間中にこの特約の給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を支払うべき金額から差し引きます。

2. 支払うべき金額が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払うべき金額を支払いません。

#### (特約の失効)

**第9条** 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

2. この特約のみの保険料が払い込まれない場合には、この特約は、保険料の払込の猶予期間を満了した日の翌日に解約されたものとします。

#### (特約の保険料の自動振替貸付)

**第9条の2** 主契約およびこの特約の保険料が払い込まれないままで、主約款に定める保険料の払込猶予期間を経過した場合には、主契約の保険料の自動振替貸付の取扱に準じて、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱をします。

#### (特約の復活)

**第10条** 主契約の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2. この特約の復活を承諾したときは、主契約の復活の取扱に準じて、この特約の復活の取扱をします。

#### (特約の減額)

**第11条** 保険契約者は、この特約の生存給付金額を減額することができます。ただし、減額後の生存給付金額は、会社の定める金額以上であることを要します。

2. 主契約が減額され、この特約の生存給付金額が会社の定める限度を超えることとなるときは、この特約の生存給付金額を会社の定める限度まで減額します。
3. この特約の生存給付金額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。

#### (特約の復旧)

**第11条の2** 主契約の復旧の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。

2. この特約の復旧を承諾したときは、主契約の復旧の取扱に準じて、この特約の復旧の取扱をします。

#### (特約の保険期間の変更)

**第11条の3** この特約のみの保険期間の変更は取扱いません。

2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が短縮されこの特約の保険期間が主契約の保険期間または保険料払込期間をこえるときは、この特約の保険期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。

#### (特約の消滅)

**第12条** 次の各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
- (2) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき

#### (特約の解約)

**第13条** 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

#### (特約の返戻金)

**第14条** この特約が、失効した場合、もしくは解約された場合または第12条の規定により消滅したものとみなされた場合に、この特約の解約返戻金があるときは、その解約返戻金を保険契約者に払い戻します。

2. 前条の規定により支払われる解約返戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所において支払います。
3. 主契約を払済保険に変更するときまたは保険料の自動振替貸付もしくは保険契約者貸付を行なうときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。

#### (告知義務)

**第15条** 会社が、この特約の締結、復活または復旧の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で質問した事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社指定の医師に告知するときは、口頭によるものとします。

### (告知義務違反による解除)

**第 15 条の2** 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約(復旧のときは、その際の復旧部分とします。以下、本条において同じ)を解除することができます。

2. 会社は、死亡給付金もしくは高度障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても、保険契約を解除することができます。この場合、会社は、死亡給付金もしくは高度障害給付金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、すでに死亡給付金もしくは高度障害給付金を支払い、または保険料の払込を免除していたときは、死亡給付金もしくは高度障害給付金の返還を請求し、または保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、死亡給付金もしくは高度障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、死亡給付金もしくは高度障害給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
3. この特約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金の受取人に解除の通知をします。
4. 保険契約を解除したときは、解約返戻金を保険契約者に支払います。

### (特約を解除できない場合)

**第 15 条の3** 会社は、次の場合には、前条の規定にかかわらず、この特約を解除できないものとします。

- (1) 会社が、この特約の締結、復活または復旧の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき
  - (2) 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第 15 条の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第 15 条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
  - (4) 会社が、解除の原因となる事実を知った日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき
  - (5) この特約の責任開始の日から起算して2年以内に給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じなかったとき
2. 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第 15 条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
  3. この特約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金の受取人に解除の通知をします。

### (重大事由による解除)

**第 16 条** 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者(死亡給付金の場合は被保険者を除きます。)または給付金の受取人がこの特約の給付金(死亡給付金、高度障害給付金および保険料払込免除をいいます。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合
  - (2) この特約の給付金(第1号の給付金および生存給付金をいいます。以下本項において同じ)の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
  - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
  - (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
    - (ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
    - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
    - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - (エ) 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 会社は、死亡給付金、高度障害給付金もしくは生存給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によってこの特約を解除することができます。前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、死亡給付金、高度障害給付金もしくは生存給付金(前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号の(ア)から(オ)までに該当したのが死亡給付金の受取人のみであり、その死亡給付金の受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき死亡給付金をいいます。以下本項において同じとします。)の支払または保険料の払込の免除をしません。また、すでに死亡給付金、高度障害給付金もしくは生存給付金を支払い、または保険料の払込を免除していたときは、死亡給付金、高度障害給付金もしくは生存給付金の返還を請求し、または保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。

3. 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないません。ただし、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または給付金の受取人に通知します。
4. この特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によってこの特約を解除した場合で、死亡給付金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡給付金を支払わないときは、特約のうち支払われない死亡給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金を保険契約者に支払います。

#### (特約の更新)

**第17条** この特約の保険期間が年満了の場合、保険契約者が、この特約の保険期間の満了する日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約(この特約の保険期間の満了する日までの特約保険料が払い込まれていることを要します)は、この特約の保険期間の満了する日の翌日に更新されるものとし、この日をこの特約の更新日とします。ただし、次のいずれかに該当するときは、この特約の更新はできません。

- (1) 更新後のこの特約の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が、会社の定める範囲をこえるとき
  - (2) 更新後のこの特約の保険期間の満了する日が、主契約の保険料払込期間が満了する日後となるとき
  - (3) この特約の保険料の払込が免除されているとき
2. 更新後のこの特約の保険期間および生存給付金額は、更新前と同一とします。ただし、前項第1号の規定に該当する場合には、会社の定める短期の保険期間に変更して更新されることがあります。
  3. 保険契約者は、この特約の保険期間の満了する日の2週間前までに、会社の定める書類によって申し出ることにより、会社の定める範囲内で、この特約の保険期間の変更および生存給付金額の減額を請求することができます。
  4. 前項の規定は、この特約の保険期間が歳満了の保険契約にも適用するものとします。
  5. 更新したこの特約の保険料は、この特約の更新日における被保険者の年齢によって計算します。
  6. 更新したこの特約の第1回保険料は、この特約の更新日の属する月の末日までに主契約の保険料とともに払い込んでください。この場合には、第8条の規定および主約款の保険料払込の猶予期間の規定を準用します。
  7. 前項の規定にかかわらず、主契約またはこの特約の保険料払込方法<回数>が一時払の場合には、この特約の保険料は、会社の定める期日までに払い込んでください。この特約の保険料払込方法<回数>が一時払の場合で、主契約の保険料が払込免除となったときも同様とします。
  8. 猶予期間中に保険料の払込がなかったときは、この特約は、特約の更新日にさかのぼって消滅するものとします。
  9. この特約の死亡給付金、高度障害給付金の支払およびこの特約の保険料の払込免除の適用に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとして取り扱います。
  10. 更新後のこの特約には、この特約の更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
  11. 更新後のこの特約の保険証券は、旧保険証券と特約の更新の通知書をもって新保険証券に代えます。この場合、更新の通知書には、次の各号に定める事項を記載します。
    - (1) 被保険者の氏名および更新時の年齢
    - (2) 更新された特約の名称、終期(保険期間)および保険金額等
    - (3) 更新後の特約の保険料
  12. 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。この場合、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、更新の取扱に準じて、会社の定める他の同種類の特約を更新時に付加します。
  13. 前項の取扱に際しては、第9項の規定を準用します。

#### (管轄裁判所)

**第18条** この特約における給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

#### (主約款の規定の準用)

**第19条** この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

#### (特約の取消および無効)

- 第20条** 保険契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活または復旧が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。
2. 保険契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活または復旧した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

#### (受取人の変更)

**第21条** 死亡給付金または高度障害給付金の受取人については、主契約の死亡保険金受取人または主契約の高度障害保険金受取人以外の者に変更することはできません。また、生存給付金の受取人については、保険契約者以外の者に変更することはできません。

#### (遺言による受取人の変更)

**第22条** 保険契約者は、遺言によっても、死亡給付金または高度障害給付金の受取人を、主契約の死亡保険金受取人または主契約の高度障害保険金受取人以外の者に変更することはできません。また、生存給付金の受取人については、保険契約者以外の者に変更することはできません。

#### (受取人の死亡)

**第 23 条** 給付金(死亡給付金、高度障害給付金および生存給付金をいいます。本条において同じ。)の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を給付金の受取人とします。

2. 前項の規定により給付金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により給付金の受取人となった者のうち生存している他の給付金の受取人を給付金の受取人とします。
3. 前2項により給付金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

#### (受取人による特約の存続)

**第 24 条** 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次各号のすべてを満たす死亡給付金または高度障害給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者でないこと

3. 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡給付金、高度障害給付金または生存給付金の支払事由が生じ、会社が死亡給付金、高度障害給付金または生存給付金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡給付金、高度障害給付金または生存給付金の受取人に支払います。

4. 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第 14 条(特約の返戻金)第2項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

#### (時効)

**第 25 条** 給付金もしくは解約返戻金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

#### 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表1 請求に必要な書類(○印は必要書類を示します)

項目	必要書類	会社所定の請求書	保険証券	最終保険料の払込を証する書類	印鑑証明書	
					保険契約者	受取人
死亡給付金		○	○	○		○
高度障害給付金		○	○	○		○
生存給付金		○	○	○	○	
特約の解約		○	○	○	○	
特約の減額		○	○	○	○	
特約の保険期間の変更		○	○	○	○	

項目	必要書類	被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本)	受取人の戸籍抄本	会社所定の様式による診断書
死亡給付金		○	○	○
高度障害給付金		○		○
生存給付金		○	○	
特約の解約				
特約の減額				
特約の保険期間の変更				

(注)会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

別表2 死亡給付金額

次の算式によって計算される金額(100円未満の端数が生じたときは、10円の位を四捨五入して100円単位)とします。

(1) 年払契約、半年払契約または月払契約

$$(\text{生存給付金額}) \times \left[ \frac{\text{経過年数}}{\text{保険料払込期間の年数}} \right]$$

(2) 一時払契約

$$(\text{一時払保険料}) + [(\text{生存給付金額}) - (\text{一時払保険料})] \times \left[ \frac{\text{経過年数}}{\text{保険期間の年数}} \right]$$

(注)「経過年数」とは、契約日から被保険者の死亡日までの年数とし、1年未満の端数があるときは、切り上げて1年とします。

# ガン専用積立特約(94)条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 給付金の支払
- 第2条 給付金の請求手続
- 第3条 給付金支払の時期および場所
- 第4条 特約の保険料の払込免除
- 第5条 特約の締結および責任開始期
- 第6条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第7条 猶予期間中に給付金の支払事由が生じた場合
- 第8条 特約の失効
- 第9条 特約の復活
- 第10条 特約の減額
- 第11条 特約の消滅
- 第12条 特約の解約
- 第13条 特約の返戻金
- 第14条 告知義務
- 第14条の2 告知義務違反による解除

第14条の3 特約を解除できない場合

- 第15条 重大事由による解除
- 第16条 特約の更新
- 第17条 管轄裁判所
- 第18条 主約款の規定の準用
- 第19条 特約の取消および無効
- 第20条 受取人の変更
- 第21条 遺言による受取人の変更
- 第22条 受取人の死亡
- 第23条 受取人による特約の存続
- 第24条 時効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

- 別表1 請求に必要な書類(○印は必要書類を示します)
- 別表2 死亡給付金額

## ガン専用積立特約(94)条項

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約に付加し、被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき、またはガンを直接の原因として所定の高度障害状態になったときに死亡給付金または高度障害給付金を支払い、被保険者がこの特約の保険期間満了時に生存しているときに生存給付金を支払うことを内容とします。

(給付金の支払)

第1条 この特約の給付金は、次のとおりです。

名称	給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます)	支払金額	受取人
死亡給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡し、主約款の普通保険約款(以下「主約款」といいます)の規定により主約款のガン死亡保険金または死亡保険金が支払われるとき	別表2に定める死亡給付金額	主たる保険契約(以下「主契約」といいます)の死亡保険金受取人
高度障害給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に、ガンを直接の原因として主約款に定める高度障害状態になり、主約款の規定により主約款のガン高度障害保険金が支払われるとき	死亡給付金額と同額	主契約のガン高度障害保険金受取人
生存給付金	被保険者が、この特約の保険期間が満了する時に生存しているとき	生存給付金額	保険契約者

2. この特約の死亡給付金および高度障害給付金に関しては、前項に規定するほか、主約款の死亡保険金、ガン死亡保険金およびガン高度障害保険金の支払に関する規定を準用します。
3. この特約の保険期間の満了日(更新限度となる最後の保険期間の満了日をいいます。以下同じ)に、高度障害状態のうち回復の見込がないことのみが明らかでない場合でも、その後もその障害の状態が継続し、回復の見込がないことが明らかになったときは、保険期間の満了日に高度障害状態に該当したものとみなします。ただし、保険期間の満了日後に新たに生じた原因により、回復の見込がないこととなった場合を除きます。
4. 前項の規定にかかわらず、この特約の生存給付金がすでに支払われている場合には、会社は、前項の取扱を行いません。



### (給付金の請求手続)

**第2条** この特約の給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかに必要書類(別表1)を提出して、この特約の給付金を請求してください。

### (給付金支払の時期および場所)

**第3条** 死亡給付金、高度障害給付金および生存給付金は、その請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所において支払います。

2. 給付金(死亡給付金および高度障害給付金をいいます。以下本条において同じ)を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から給付金請求時まで(会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
  - (1) 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合  
支払事由に該当する事実の有無
  - (2) 給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合  
給付金の支払事由が発生した原因
  - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合  
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
  - (4) この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合  
前2号に定める事項、第15条(重大事由による解除)第1項第4号(ア)から(オ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人の特約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する特約の締結時から給付金請求時までにおける事実
3. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
  - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
  - (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
  - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別な調査、分析または鑑定 180日
  - (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
  - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
4. 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。
5. 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、給付金を請求した者に、その旨を通知します。

### (特約の保険料の払込免除)

**第4条** この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

### (特約の締結および責任開始期)

- 第5条** この特約は、主契約締結の際、保険契約者から申出があり、かつ会社が承諾したときに、主契約に付加して締結します。
2. この特約の責任開始期は、主契約の保険期間の始期と同一とします。

### (特約の保険期間および保険料の払込)

- 第6条** この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社の定める範囲内で、保険契約者が定めることができます。
2. この特約の保険料は、この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払込の場合も同様とします。
  3. この特約の保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までにこの特約の給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を支払うべき金額から差し引きます。

### (猶予期間中に給付金の支払事由が生じた場合)

- 第7条** 猶予期間中にこの特約の給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を支払うべき金額から差し引きます。
2. 支払うべき金額が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払うべき金額を支払いません。

#### (特約の失効)

**第8条** 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

2. この特約のみの保険料が払い込まれない場合には、この特約は、保険料の払込の猶予期間を満了した日の翌日に解約されたものとします。

#### (特約の復活)

**第9条** 主契約の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2. この特約の復活を承諾したときは、主契約の復活の取扱いに準じて、この特約の復活の取扱いをします。

#### (特約の減額)

**第10条** 保険契約者は、この特約の生存給付金額を減額することができます。ただし、減額後の生存給付金額は、会社の定める金額以上であることを要します。

2. 主契約が減額され、この特約の生存給付金額が会社の定める限度を超えることとなるときは、この特約の生存給付金額を会社の定める限度まで減額します。
3. この特約の生存給付金額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。

#### (特約の消滅)

**第11条** 主契約が解約その他の事由によって消滅したときは、この特約は消滅したものとみなします。

2. 主約款第9条の規定により主契約が無効となったときは、この特約も無効とします。
3. 前項の場合、主契約の保険料が払い戻されるときは、この特約のすでに払い込まれた保険料と合わせ、保険契約者に払い戻します。

#### (特約の解約)

**第12条** 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

#### (特約の返戻金)

**第13条** この特約が、失効した場合、もしくは解約された場合または第11条の規定により消滅したものとみなされた場合に、この特約の解約返戻金があるときは、その解約返戻金を保険契約者に払い戻します。

2. 前条の規定により支払われる解約返戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所において支払います。

#### (告知義務)

**第14条** 会社が、この特約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で質問した事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社指定の医師に告知するときは、口頭によるものとします。

#### (告知義務違反による解除)

**第14条の2** 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。

2. 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても、保険契約を解除することができます。この場合、会社は、給付金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、すでに給付金を支払い、または保険料の払込を免除していたときは、給付金の返還を請求し、または保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
3. 保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金の受取人に解除の通知をします。
4. 保険契約を解除したときは、解約返戻金を保険契約者に支払います。

#### (特約を解除できない場合)

**第14条の3** 会社は、次の場合には、前条の規定にかかわらず、この特約を解除できないものとします。

- (1) 会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき
  - (2) 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第14条の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第14条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
  - (4) 会社が、解除の原因となる事実を知った日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき
  - (5) この特約の責任開始の日から起算して2年以内に給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じなかったとき
2. 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第14条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
  3. 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

## (重大事由による解除)

**第 15 条** 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者(死亡給付金の場合は被保険者を除きます。)または給付金の受取人がこの特約の給付金(死亡給付金、高度障害給付金および保険料払込免除をいいます。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます)をした場合
  - (2) この特約の給付金(第1号の給付金および生存給付金をいいます。以下本項において同じ)の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
  - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
  - (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
    - (ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
    - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
    - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - (エ) 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配したまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 会社は、死亡給付金、高度障害給付金もしくは生存給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によってこの特約を解除することができます。前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、死亡給付金、高度障害給付金もしくは生存給付金(前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号の(ア)から(オ)までに該当したのが死亡給付金の受取人のみであり、その死亡給付金の受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき死亡給付金をいいます。以下本項において同じとします。)の支払または保険料の払込の免除をしません。また、すでに死亡給付金、高度障害給付金もしくは生存給付金を支払い、または保険料の払込を免除していたときは、死亡給付金、高度障害給付金もしくは生存給付金の返還を請求し、または保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または給付金の受取人に通知します。
4. この特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によってこの特約を解除した場合で、死亡給付金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡給付金を支払わないときは、特約のうち支払われない死亡給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金を保険契約者に支払います。

## (特約の更新)

**第 16 条** 保険契約者が、この特約の保険期間の満了する日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約(この特約の保険期間の満了する日までの特約保険料が払い込まれていることを要します)は、この特約の保険期間の満了する日の翌日に更新されるものとし、この日をこの特約の更新日とします。ただし、次のいずれかに該当するときは、この特約の更新はできません。

- (1) 更新後のこの特約の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が、会社の定める範囲をこえるとき
  - (2) 更新後のこの特約の保険期間の満了する日が、主契約の保険料払込期間が満了する日後となるとき
  - (3) この特約の保険料の払込が免除されているとき
2. 更新後のこの特約の保険期間および生存給付金額は、更新前と同一とします。ただし、前項第1号の規定に該当する場合には、会社の定める短期の保険期間に変更して更新されることがあります。
3. 保険契約者は、この特約の保険期間の満了する日の2週間前までに、会社の定める書類によって申し出ることにより、会社の定める範囲内で、この特約の保険期間の変更および生存給付金額の減額を請求することができます。
4. 更新したこの特約の保険料は、この特約の更新日における被保険者の年齢によって計算します。
5. 更新したこの特約の第1回保険料は、この特約の更新日の属する月の末日までに主契約の保険料とともに払い込んでください。この場合には、第7条の規定および主約款の保険料払込の猶予期間の規定を準用します。
6. 前項の保険料が猶予期間中に払い込まれなかったときは、この特約は、特約の更新日にさかのぼって消滅するものとし、す。
7. この特約の死亡給付金、高度障害給付金の支払およびこの特約の保険料の払込免除の適用に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとして取り扱います。
8. 更新後のこの特約には、この特約の更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
9. 更新後のこの特約の保険証券は、旧保険証券と特約の更新の通知書をもって新保険証券に代えます。この場合、更新の通知書には、次の各号に定める事項を記載します。
- (1) 被保険者の氏名および更新時の年齢
  - (2) 更新された特約の名称、終期(保険期間)および保険金額等
  - (3) 更新後の特約の保険料

10. 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。この場合、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、更新の取扱に準じて、会社の定める他の同種類の特約を更新時に付加します。
11. 前項の取扱に際しては、第7項の規定を準用します。

#### (管轄裁判所)

**第17条** この特約における給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

#### (主約款の規定の準用)

**第18条** この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

#### (特約の取消および無効)

- 第19条** 保険契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結または復活が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。
2. 保険契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結または復活した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

#### (受取人の変更)

**第20条** 死亡給付金または高度障害給付金の受取人については、主契約の死亡保険金受取人または主契約の高度障害保険金受取人以外の者に変更することはできません。また、生存給付金の受取人については、保険契約者以外の者に変更することはできません。

#### (遺言による受取人の変更)

**第21条** 保険契約者は、遺言によっても、死亡給付金または高度障害給付金の受取人を、主契約の死亡保険金受取人または主契約の高度障害保険金受取人以外の者に変更することはできません。また、生存給付金の受取人を、保険契約者以外の者に変更することはできません。

#### (受取人の死亡)

- 第22条** 給付金(死亡給付金、高度障害給付金および生存給付金をいいます。本条において同じ。)の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を給付金の受取人とします。
2. 前項の規定により給付金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により給付金の受取人となった者のうち生存している他の給付金の受取人を給付金の受取人とします。
  3. 前2項により給付金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

#### (受取人による特約の存続)

- 第23条** 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次の各号のすべてを満たす死亡給付金または高度障害給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
    - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
    - (2) 保険契約者でないこと
  3. 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡給付金、高度障害給付金または生存給付金の支払事由が生じ、会社が死亡給付金、高度障害給付金または生存給付金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡給付金、高度障害給付金または生存給付金の受取人に支払います。
  4. 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第13条(特約の返戻金)第2項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

#### (時効)

**第24条** 給付金もしくは解約返戻金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

#### 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

**別表1 請求に必要な書類(○印は必要書類を示します)**

項目	必要書類	会社所定の請求書	保険証券	最終保険料の払込を証する書類	印鑑証明書	
					保険契約者	受取人
死亡給付金		○	○	○		○
高度障害給付金		○	○	○		○
生存給付金		○	○	○	○	
特約の解約		○	○	○	○	
特約の減額		○	○	○	○	

項目	必要書類	被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本)	受取人の戸籍抄本	会社所定の様式による診断書	
死亡給付金		○	○		○
高度障害給付金		○			○
生存給付金		○	○		
特約の解約					
特約の減額					

(注)会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

**別表2 死亡給付金額**

次の算式によって計算される金額(100円未満の端数が生じたときは、10円の位を四捨五入して100円単位)とします。

$$(\text{生存給付金額}) \times \left[ \frac{\text{経過年数}}{\text{保険料払込期間の年数}} \right]$$

(注)「経過年数」とは、契約日から被保険者の死亡日までの年数とし、1年未満の端数があるときは、切り上げて1年とします。

# 無配当長期入院特約(01)条項 目次

(この特約の趣旨)

- |  |   |
|--|---|
| <p><b>第1条</b> 特約の締結および責任開始期</p> <p><b>第2条</b> 給付金の支払</p> <p><b>第3条</b> 給付金の削減支払</p> <p><b>第4条</b> 給付金の請求手続</p> <p><b>第4条の2</b> 給付金支払の時期および場所</p> <p><b>第5条</b> 特約の保険料の払込免除</p> <p><b>第6条</b> 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込</p> <p><b>第7条</b> 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱</p> <p><b>第8条</b> 特約の失効</p> <p><b>第9条</b> 特約の復活</p> <p><b>第10条</b> 特約の減額</p> <p><b>第11条</b> 特約の保険期間または保険料払込期間の変更</p> <p><b>第12条</b> 特約の消滅</p> <p><b>第13条</b> 特約の解約</p> | <p><b>第14条</b> 特約の返戻金</p> <p><b>第15条</b> 告知義務および告知義務違反による解除</p> <p><b>第16条</b> 重大事由による解除</p> <p><b>第17条</b> 管轄裁判所</p> <p><b>第18条</b> 主約款の規定の準用</p> <p><b>第19条</b> 更新される契約に付加した場合の特則</p> <p><b>第20条</b> 特約の取消および無効</p> <p><b>第21条</b> 受取人の変更</p> <p><b>第22条</b> 遺言による受取人の変更</p> <p><b>第23条</b> 受取人による特約の存続</p> <p><b>第24条</b> 時効</p> |
|--|---|

**情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則**

**別表** 請求に必要な書類(○印は必要書類を示します)

## 無配当長期入院特約(01)条項

### (この特約の趣旨)

この特約は、被保険者が不慮の事故あるいは疾病により180日以上継続して入院した場合に、180日目からの入院日数に応じた入院給付金を支払うことを主な内容とするものです。

### (特約の締結および責任開始期)

- 第1条** この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます)締結の際または締結後、保険契約者から申出および被保険者の同意があり、かつ会社が承諾したときに、主契約に付加して締結します。
2. この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、主契約の締結後にこの特約を付加するときは、次のとおりとします。
- (1) 会社の定める方法により計算した金額を被保険者に関する告知以後に受け取ったときは、その金額を受け取った時
  - (2) 会社の定める方法により計算した金額を被保険者に関する告知の前に受け取ったときは、告知の時
3. 主契約締結後にこの特約を付加したときは、この特約の保険証券は発行しません。

### (給付金の支払)

**第2条** この特約の災害長期入院給付金、ガン・特定疾病長期入院給付金および疾病長期入院給付金(以下「給付金」といいます)は、次のとおりとします。

名称	給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます)	支払金額	受取人
災害長期入院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす入院をしたとき (1) この特約の責任開始期(復活の取扱が行なわれた後は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ)以後に生じた主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます)に定める不慮の事故(以下「不慮の事故」といいます)を直接の原因として、主約款に定める災害入院給付金の支払われる入院であること (2) その入院給付金の支払われる入院日数が継続して180日以上であること	入院1回につき、 (長期入院給付金日額) × (主約款の規定による災害入院給付金の支払日数から179日を差し引いた日数)	主契約の給付金の受取人

名称	給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます)	支払金額	受取人
ガン・特定疾病 長期入院 給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす入院をしたとき (1) この特約の責任開始期以後に生じた主約款に定めるガン・特定疾病を直接の原因として、主約款に定めるガン・特定疾病入院給付金の支払われる入院であること (2) その入院給付金の支払われる入院日数が継続して180日以上であること	入院1回につき、 (長期入院給付金日額) × (主約款の規定によるガン・特定疾病入院給付金の支払日数から179日を差し引いた日数)	主契約の給付金の受取人
疾病長期 入院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす入院をしたとき (1) この特約の責任開始期以後に生じた主約款に定める疾病を直接の原因として、主約款に定める疾病入院給付金の支払われる入院であること (2) その入院給付金の支払われる入院日数が継続して180日以上であること	入院1回につき、 (長期入院給付金日額) × (主約款の規定による疾病入院給付金の支払日数から179日を差し引いた日数)	主契約の給付金の受取人

- 被保険者が2回以上入院した場合で、主約款の規定により1回の入院とみなされる場合は、継続した入院とみなして第1項の規定を適用します。
- 被保険者の入院継続中にこの特約の保険期間が満了した場合には、その発生時を含んで継続している入院に限り、この特約の保険期間中の入院とみなして取り扱います。
- 被保険者が責任開始期前に生じたガン・特定疾病もしくは疾病の治療または不慮の事故もしくは不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的として入院をした場合でも、責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は、責任開始期以後の原因によるものとみなして第1項の規定を適用します。
- 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した主約款に定めるガン・特定疾病または疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後にガン・特定疾病長期入院給付金または疾病長期入院給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
  - その主約款に定めるガン・特定疾病または疾病について、この特約の締結または復活の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その主約款に定めるガン・特定疾病または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
  - その主約款に定めるガン・特定疾病または疾病について、この特約の責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されることがない場合。ただし、その主約款に定めるガン・特定疾病または疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- 被保険者の入院中に長期入院給付金日額が減額された場合には、給付金の支払額は、各日現在の長期入院給付金日額に応じて計算します。

#### (給付金の削減支払)

**第3条** 被保険者が、戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により給付金の支払事由に該当した場合に、その原因により給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認めるときは、その程度に応じ、給付金の金額の一部または全部を削減して支払います。

#### (給付金の請求手続)

**第4条** 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または給付金の受取人は、ただちに会社に通知してください。  
2. 支払事由が生じた給付金の受取人は、すみやかに必要書類(別表)を会社に提出して、給付金を請求してください。

#### (給付金支払の時期および場所)

**第4条の2** 給付金は、その請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所において支払います。

2. 給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から給付金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行いません。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

- 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合  
支払事由に該当する事実の有無
  - 告知義務違反に該当する可能性がある場合  
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
  - この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合  
前号に定める事項、第16条(重大事由による解除)第1項第4号(ア)から(オ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人の特約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する特約の締結時から給付金請求時までににおける事実
3. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、

給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。

- (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
  - (2) 前項第2号および第3号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
  - (3) 前項第1号または第3号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別の調査、分析または鑑定 180日
  - (4) 前項第1号または第3号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号または第3号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
  - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
4. 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。
5. 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、給付金を請求した者に、その旨を通知します。

#### (特約の保険料の払込免除)

**第5条** この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

#### (特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)

**第6条** この特約の保険期間および保険料払込期間は、主約款の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

2. この特約の保険料は、この特約の保険料払込期間中、主約款の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納および一括払込の場合も同様とします。
3. この特約の保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約当日以後末日までに給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を支払うべき金額から差し引きます。

#### (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

**第7条** 猶予期間中に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

2. 給付金が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、給付金を支払いません。

#### (特約の失効)

**第8条** 主約款が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

#### (特約の復活)

**第9条** 主約款の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2. この特約の復活を承諾したときは、主約款の復活の取扱に準じて、この特約の復活の取扱をします。

#### (特約の減額)

**第10条** 保険契約者は、この特約の長期入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の長期入院給付金日額は、会社の定める金額以上であることを要します。

2. 主約款の入院給付金日額が減額され、この特約の長期入院給付金日額が会社の定める限度を超える場合には、この特約の長期入院給付金日額は会社の定める限度まで減額されるものとします。
3. この特約の長期入院給付金日額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。

#### (特約の保険期間または保険料払込期間の変更)

**第11条** この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。

2. 主約款の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。

#### (特約の消滅)

**第12条** 主約款が解約その他の事由によって消滅したときには、この特約は消滅したものとみなします。

#### (特約の解約)

**第13条** 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

#### (特約の返戻金)

**第14条** この特約が、解約もしくは解除された場合または第12条(特約の消滅)の規定により消滅したものとみなされた場合に、会社の定める方法で計算したこの特約の解約返戻金があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

2. 前条の規定により支払われる解約返戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所において支払います。
3. 第1項の規定にかかわらず、被保険者の死亡により主約款が消滅した場合には、この特約の解約返戻金の払い戻しはあ



りません。

#### (告知義務および告知義務違反による解除)

- 第 15 条** この特約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で質問した事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知することを要します。ただし、会社指定の医師に告知するときは、口頭によるものとします。
2. 保険契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、この特約を解除することができます。
  3. 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合、会社は、給付金を支払わず、また保険料の払込を免除しません。また、すでに給付金を支払いまたは保険料の払込を免除していたときは、給付金の返還を請求し、また保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者または被保険者が証明したときは、給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
  4. この特約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金の受取人に解除の通知をします。
  5. この特約を解除したときは、この特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。
  6. 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
    - (1) 会社が特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき
    - (2) 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたと
    - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
    - (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日から1カ月以内に解除しなかったとき
    - (5) この特約の責任開始の日から起算して2年以内に給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じなかったとき
  7. 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたことと認められる場合には、適用しません。

#### (重大事由による解除)

- 第 16 条** 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
- (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金(災害長期入院給付金、ガン・特定疾病長期入院給付金、疾病長期入院給付金および保険料払込免除をいいます。本項において同じ)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます)をした場合
  - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます)があった場合
  - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
  - (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
    - (ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
    - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
    - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - (エ) 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、給付金の支払または保険料の払込の免除をしません。また、すでに給付金を支払い、または保険料の払込を免除していたときは、給付金の返還を請求し、または保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または給付金の受取人に通知します。
4. この特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。

#### (管轄裁判所)

- 第 17 条** この特約における給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

**(主約款の規定の準用)**

**第 18 条** この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

**(更新される契約に付加した場合の特則)**

- 第 19 条** 主契約が更新された場合、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約も同時に更新されたものとして取り扱います。ただし、更新時に会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
- 更新後のこの特約の保険期間および長期入院給付金日額は、更新前と同一とします。ただし、更新後のこの特約の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲を超える場合には、会社の定める短期の保険期間に変更して更新されることがあります。
  - 保険契約者は、更新前のこの特約の保険期間の満了する日の2週間前までに、会社の定める書類によって申し出ることにより、会社の定める範囲内で、保険期間の変更および長期入院給付金日額の減額を請求することができます。
  - 本条の規定によりこの特約が更新された場合には、第2条(給付金の支払)および第5条(特約の保険料の払込免除)の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは、継続したものとして取り扱います。
  - 第1項ただし書によりこの特約が更新されないときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加します。この場合、前項の規定を準用します。

**(特約の取消および無効)**

- 第 20 条** 保険契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結または復活が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。
- 保険契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結または復活した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

**(受取人の変更)**

**第 21 条** 給付金の受取人については、主契約の給付金の受取人以外の者に変更することはできません。

**(遺言による受取人の変更)**

**第 22 条** 保険契約者は、遺言によっても、給付金の受取人を、主契約の給付金の受取人以外の者に変更することはできません。

**(受取人による特約の存続)**

- 第 23 条** 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。
- 前項の解約が通知された場合でも、給付金の受取人である被保険者(通知の時ににおいて保険契約者が受取人でない場合に限る)は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
  - 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第 14 条(特約の返戻金)第2項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

**(時効)**

**第 24 条** 給付金もしくは解約返戻金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

**情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則**

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

**別表 請求に必要な書類(○印は必要書類を示します)**

項目	必要書類	会社所定の請求書	保険証券	最終保険料の払込を証する書類	受取人の印鑑証明書	被保険者の住民票(ただし会社が必要と認めた場合は戸籍抄本)
ガン・特定疾病長期入院給付金	○	○	○	○	○	○
疾病長期入院給付金	○	○	○	○	○	○

項目	必要書類	受取人の戸籍抄本	会社所定の様式による		その他
			診断書	入院証明書	
災害長期入院給付金	○	○	○	○	不慮の事故であることを証する書類
ガン・特定疾病長期入院給付金	○	○	○	○	

項目	必要書類	受取人の 戸籍抄本	会社所定の様式による		その他
			診断書	入院証明書	
疾病長期入院給付金		○	○	○	

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

## 無配当ガン治療給付特約(01)条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および保険期間の始期
- 第2条 特約の給付責任開始日
- 第3条 ガンの定義および診断確定
- 第4条 ガン治療給付金の支払
- 第5条 ガン治療給付金の請求手続
- 第5条の2 ガン治療給付金支払の時期および場所
- 第6条 特約の保険料の払込免除
- 第7条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込
- 第8条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第9条 特約の失効
- 第10条 特約の復活
- 第11条 特約の減額
- 第12条 特約の保険期間または保険料払込期間の変更
- 第13条 特約の消滅
- 第14条 特約の解約
- 第15条 特約の返戻金
- 第16条 給付責任開始日前のガン診断確定による無効

- 第17条 告知義務および告知義務違反による解除
- 第18条 重大事由による解除
- 第19条 管轄裁判所
- 第20条 主約款の規定の準用
- 第21条 更新される契約に付加した場合の特則
- 第22条 特約の取消および無効
- 第23条 受取人の変更
- 第24条 遺言による受取人の変更
- 第25条 受取人による特約の存続
- 第26条 時効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

(備考)

- 別表1 対象となる悪性新生物
- 別表2 病院または診療所
- 別表3 入院
- 別表4 請求に必要な書類(○印は必要書類を示します)

## 無配当ガン治療給付特約(01)条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者がこの特約の保険期間中に、悪性新生物(ガン)に罹患した場合、ガン治療給付金を支払うことを主な内容とするものです。

(特約の締結および保険期間の始期)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます)締結の際または締結後、保険契約者から申出および被保険者の同意があり、かつ会社が承諾したときに、主契約に付加して締結します。
- 2. この特約の保険期間の始期は、主契約の責任開始期と同一とします。ただし、主契約の締結後にこの特約を付加するときは、次のとおりとします。
  - (1) 会社の定める方法により計算した金額を被保険者に関する告知以後に受け取ったときは、その金額を受け取った時
  - (2) 会社の定める方法により計算した金額を被保険者に関する告知の前に受け取ったときは、告知の時
- 3. 主契約締結後にこの特約を付加したときは、この特約の保険証券は発行しません。

(特約の給付責任開始日)

- 第2条 会社は、前条に規定する特約の保険期間の始期から起算して90日を経過した日の翌日(以下「給付責任開始日」といいます)からこの特約上の責任を負います。ただし、保険料の払込免除については、この特約の保険期間の始期からこの特約上の責任を負います。

(ガンの定義および診断確定)

- 第3条 この特約において「ガン」とは、別表1に定める悪性新生物をいいます。
- 2. ガンの診断確定は、病理組織学的所見(剖検・生検)、細胞学的所見、理学的所見(X線、内視鏡等)、臨床学的所見および手術の全部またはいずれかにより日本の医師または歯科医師の資格を持つ者によってなされることを要します。

## (ガン治療給付金の支払)

**第4条** この特約のガン治療給付金は、次のとおりとします。

名称	給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます)	支払金額	受取人
ガン治療給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてに該当したとき (1) 次のいずれかに該当したこと ① 給付責任開始日(復活の場合は、最終の復活の責任開始期とします。以下同じ)以後に初めてガンと診断確定され、その治療を直接の目的とする入院を開始したこと ② 前①の初めて悪性新生物と診断確定された日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以後に、診断確定された悪性新生物の治療を目的とする入院を開始したこと (2) 別表2に定める病院または診療所への別表3に定める入院であること	ガン治療給付金額	主契約の給付金の受取人

- 被保険者がガン以外の事由による入院中にガンの治療を開始したものと会社が認めるときは、その治療を開始した日にガンの治療を直接の目的とする入院を開始したものとみなして取り扱います。
- 被保険者がガン治療給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日からその日を含めて2年以内にガン治療給付金の支払事由に該当したときは、第1項の規定にかかわらずガン治療給付金を支払いません。
- 被保険者がガン治療給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日からその日を含めて2年を経過した日の翌日にガン治療給付金の支払事由に該当する入院を継続していた場合には、その日に入院を開始したものとみなして、ガン治療給付金を支払います。

## (ガン治療給付金の請求手続)

**第5条** ガン治療給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはガン治療給付金の受取人は、ただちに会社に通知してください。

- 支払事由が生じたガン治療給付金の受取人は、すみやかに必要書類(別表4)を提出してください。
- 被保険者がガン治療給付金を請求できない特別な事情があるときは、被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている戸籍上の配偶者(配偶者がいない場合には、被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている3親等以内の親族)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、会社の承諾を得て、ガン治療給付金の受取人の代理人としてガン治療給付金を請求することができます。

## (ガン治療給付金支払の時期および場所)

**第5条の2** ガン治療給付金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所において支払います。

- ガン治療給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時からガン治療給付金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行いません。この場合には、前項の規定にかかわらず、ガン治療給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
  - ガン治療給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合  
支払事由に該当する事実の有無
  - 告知義務違反に該当する可能性がある場合  
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
  - この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合  
前号に定める事項、第18条(重大事由による解除)第1項第4号(ア)から(オ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくはガン治療給付金の受取人の特約締結の目的もしくはガン治療給付金請求の意図に関する特約の締結時からガン治療給付金請求時までにおける事実
- 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、ガン治療給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
  - 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
  - 前項第2号および第3号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
  - 前項第1号または第3号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
  - 前項第1号または第3号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者またはガン治療給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号または第3号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
  - 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者またはガン治療給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間はガン治療給付金を支払いません。

5. 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、ガン治療給付金を請求した者に、その旨を通知します。

#### (特約の保険料の払込免除)

**第6条** この特約の保険料の払込免除については、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます)の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

#### (特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)

- 第7条** この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。
2. この特約の保険料は、この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
  3. この特約の保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までにガン治療給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を支払うべき金額から差し引きます。

#### (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- 第8条** 猶予期間中にガン治療給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。
2. ガン治療給付金が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、ガン治療給付金を支払いません。

#### (特約の失効)

**第9条** 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

#### (特約の復活)

- 第10条** 主契約の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾したときは、保険契約者は、会社の指定した日までにこの特約の延滞保険料を払い込んでください。
  3. この特約の復活がなされた場合、次の時からこの特約上の責任を負います。
    - (1) この特約の保険期間の始期から給付責任開始日の前日までに復活がなされた場合  
ガン治療給付金の支払については給付責任開始日、保険料の払込免除については前項による延滞保険料が払い込まれた時
    - (2) 給付責任開始日以後に復活がなされた場合  
前項による延滞保険料が払い込まれた時

#### (特約の減額)

- 第11条** 保険契約者は、ガン治療給付金額を減額することができます。ただし、減額後のガン治療給付金額は、会社の定める金額以上であることを要します。
2. 主契約の入院給付金日額が減額され、この特約のガン治療給付金額が会社の定める限度を超える場合には、この特約のガン治療給付金額は会社の定める限度まで減額されるものとします。
  3. この特約のガン治療給付金額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。

#### (特約の保険期間または保険料払込期間の変更)

- 第12条** この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。

#### (特約の消滅)

**第13条** 主契約が解約その他の事由によって消滅したときは、この特約も消滅したものとみなします。

#### (特約の解約)

**第14条** 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

#### (特約の返戻金)

- 第15条** この特約が、解約もしくは解除された場合または第13条(特約の消滅)の規定により消滅したものとみなされた場合に、会社の定める方法で計算したこの特約の解約返戻金があるときは、これを保険契約者に払い戻します。
2. 前条の規定により支払われる解約返戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所において支払います。
  3. 第1項の規定にかかわらず、被保険者の死亡により主契約が消滅した場合には、この特約の解約返戻金の払い戻しはありません。

**(給付責任開始日前のガン診断確定による無効)**

- 第 16 条** 被保険者が告知日以前または給付責任開始日の前日までにガンと診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者のその事実の知・不知にかかわらず、この特約は無効とします。
2. 前項の場合、すでに払い込まれたこの特約の保険料は次のとおり取り扱います。
- (1) 告知日以前に被保険者がガンと診断確定されていた事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。
  - (2) 告知日以前に被保険者がガンと診断確定されていた事実を保険契約者または被保険者のいずれか1人でも知っているときは、払い戻しません。
  - (3) 告知の時から給付責任開始日の前日までに被保険者が初めてガンと診断確定されていたときは、保険契約者に払い戻します。
3. 本条が適用される場合には、第 17 条(告知義務および告知義務違反による解除)および第 18 条(重大事由による解除)の規定は適用しません。

**(告知義務および告知義務違反による解除)**

- 第 17 条** この特約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で質問した事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知することを要します。ただし、会社指定の医師に告知するときは、口頭によるものとします。
2. 保険契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、この特約を解除することができます。
3. 会社は、ガン治療給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合、会社は、ガン治療給付金を支払わず、また保険料の払込を免除しません。また、すでにガン治療給付金を支払いまたは保険料の払込を免除していたときは、ガン治療給付金の返還を請求し、また保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、ガン治療給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者または被保険者が証明したときは、ガン治療給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
4. この特約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者またはガン治療給付金の受取人に解除の通知をします。
5. この特約を解除したときは、この特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。
6. 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
- (1) 会社が保険契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき
  - (2) 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。 )が、保険契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたと
  - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
  - (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日から1カ月以内に解除しなかったとき
  - (5) この特約の保険期間の始期から起算して2年以内にガン治療給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じなかったとき
7. 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたことと認められる場合には、適用しません。

**(重大事由による解除)**

- 第 18 条** 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
- (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金(ガン治療給付金および保険料払込免除をいいます。本項において同じ)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます)をした場合
  - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます)があった場合
  - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
  - (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
    - (ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。 )に該当すると認められること
    - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
    - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - (エ) 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 会社はガン治療給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によってこの特約を

解除することができます。この場合、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、ガン治療給付金の支払または保険料の払込の免除をしません。また、すでにガン治療給付金を支払い、または保険料の払込を免除していたときは、ガン治療給付金の返還を請求し、または保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。

3. 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または給付金の受取人に通知します。
4. この特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。

#### (管轄裁判所)

**第 19 条** この特約におけるガン治療給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

#### (主約款の規定の準用)

**第 20 条** この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

#### (更新される契約に付加した場合の特則)

**第 21 条** 主契約が更新された場合、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約も同時に更新されたものとして取り扱います。ただし、更新時に会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。

2. 更新後のこの特約の保険期間およびガン治療給付金額は更新前と同一とします。ただし、更新後のこの特約の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲を超える場合には、会社の定める短期の保険期間に変更して更新されることがあります。
3. 保険契約者は、更新前のこの特約の満了する日の2週間前までに、会社の定める書類によって申し出ることにより、会社の定める範囲内で、保険期間の変更およびガン治療給付金額の減額を請求することができます。
4. 本条の規定によりこの特約が更新された場合には、第4条(ガン治療給付金の支払)および第6条(特約の保険料の払込免除)の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは、継続したものとして取り扱います。
5. 第1項ただし書によりこの特約が更新されないときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加します。この場合、前項の規定を準用します。

#### (特約の取消および無効)

**第 22 条** 保険契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結または復活が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

2. 保険契約者がガン治療給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人にガン治療給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結または復活した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

#### (受取人の変更)

**第 23 条** ガン治療給付金の受取人については、主契約の給付金の受取人以外の者に変更することはできません。

#### (遺言による受取人の変更)

**第 24 条** 保険契約者は、遺言によっても、ガン治療給付金の受取人を、主契約の給付金の受取人以外の者に変更することはできません。

#### (受取人による特約の存続)

**第 25 条** 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

2. 前項の解約が通知された場合でも、ガン治療給付金の受取人である被保険者(通知の時ににおいて保険契約者が受取人でない場合に限る)は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
3. 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第 15 条(特約の返戻金)第2項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

#### (時効)

**第 26 条** ガン治療給付金もしくは解約返戻金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

#### 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。



**(備考)**

治療を目的とした入院

美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術(避妊のための手術)、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。

### 別表1 対象となる悪性新生物

対象となる悪性新生物とは、平成 21 年3月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版)準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断確定日以前に新たな分類提要が施行された場合で、下記に掲げる疾病以外に新たに悪性新生物に分類された疾病があるときに、会社が特に認めた場合には、その疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
消化器の悪性新生物	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
腎尿路の悪性新生物	C64～C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00～D09
性状不詳または不明の新生物(D37～D48)中の	
・真正赤血球増加症<多血症>	D45
・骨髄異形成症候群	D46
・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D47)中の	
・慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
・本態性(出血性)血小板血症	D47.3
血液および造血器のその他の疾患(D70～D77)中の	
・リンパ細網組織および細網組織球系の疾患(D76)中の	
・ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0

### 別表2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

### 別表3 入院

医師による治療が必要であり、かつ自宅等(別表2に定める病院または診療所以外の施設を含みます。)での治療が困難なため、別表2に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

### 別表4 請求に必要な書類(○印は必要書類を示します)

項目	必要書類		最終保険料の払込を証する書類	受取人の印鑑証明書	被保険者の住民票(ただし会社が必要と認めた場合は戸籍抄本)
	会社所定の請求書	保険証券			
ガン治療給付金	○	○	○	○	○

項目	必要書類	受取人の戸籍抄本	会社所定の様式による	
			診断書	入院証明書
ガン治療給付金	○	○	○	○

(注)会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

# 無配当急性心筋梗塞・脳卒中診断給付特約(01)条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始期
- 第2条 急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金の支払
- 第3条 急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金の請求手続
- 第3条の2 急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金支払の時期および場所
- 第4条 特約の保険料の払込免除
- 第5条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込
- 第6条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第7条 特約の失効
- 第8条 特約の復活
- 第9条 特約の減額
- 第10条 特約の保険期間または保険料払込期間の変更
- 第11条 特約の消滅
- 第12条 特約の解約
- 第13条 特約の返戻金

- 第14条 告知義務および告知義務違反による解除
- 第15条 重大事由による解除
- 第16条 管轄裁判所
- 第17条 主約款の規定の準用
- 第18条 更新される特約に付加した場合の特則
- 第19条 特約の取消および無効
- 第20条 受取人の変更
- 第21条 遺言による受取人の変更
- 第22条 受取人による特約の存続
- 第23条 時効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

(備考)

- 別表1 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中
- 別表2 病院または診療所
- 別表3 入院
- 別表4 請求に必要な書類(○印は必要書類を示します)

## 無配当急性心筋梗塞・脳卒中診断給付特約(01)条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者がこの特約の保険期間中に、急性心筋梗塞または脳卒中に罹患した場合、急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金を支払うことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始期)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます)締結の際または締結後、保険契約者から申出および被保険者の同意があり、かつ会社が承諾したときに、主契約に付加して締結します。
- 2. この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、主契約の締結後にこの特約を付加するときは、次のとおりとします。
  - (1) 会社の定める方法により計算した金額を被保険者に関する告知以後に受け取ったときは、その金額を受け取った時
  - (2) 会社の定める方法により計算した金額を被保険者に関する告知の前に受け取ったときは、告知の時
- 3. 主契約締結後にこの特約を付加したときは、この特約の保険証券は発行しません。

(急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金の支払)

第2条 この特約の急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金は、次のとおりとします。

名称	給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます)	支払金額	受取人
急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてに該当したとき (1) この特約の責任開始期(復活の場合は、最後の復活の責任開始期とします。以下同じ)以後に生じた別表1に定める急性心筋梗塞または脳卒中(以下「急性心筋梗塞・脳卒中」といいます)と診断確定され、その治療を直接の目的とする入院を開始したこと (2) 別表2に定める病院または診療所への別表3に定める入院であること	急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金額	主契約の給付金の受取人

- 2. 急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金を支払ったときは、前項の支払事由に該当した時にさかのぼって、この特約は消滅します。
- 3. 被保険者が急性心筋梗塞・脳卒中以外の事由による入院中に急性心筋梗塞・脳卒中の治療を開始したものと会社が認めるときは、その治療を開始した日に急性心筋梗塞・脳卒中の治療を直接の目的とする入院を開始したものとみなして取り扱います。
- 4. 第1項の支払事由に該当せずに、被保険者が、この特約の責任開始期以後に生じた急性心筋梗塞・脳卒中を直接の原因として死亡したときは、急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金を主契約の給付金の受取人に支払います。

### (急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金の請求手続)

**第3条** 急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金の受取人は、ただちに会社に通知してください。

2. 支払事由が生じた急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金の受取人は、すみやかに必要書類(別表4)を会社に提出して、急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金を請求してください。

### (急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金支払の時期および場所)

**第3条の2** 急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所において支払います。

2. 急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行いません。この場合には、前項の規定にかかわらず、急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

(1) 急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合  
支払事由に該当する事実の有無

(2) 告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

(3) この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

前号に定める事項、第15条(重大事由による解除)第1項第4号(ア)から(オ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金の受取人の特約締結の目的もしくは急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金請求の意図に関する特約の締結時から急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金請求時までにおける事実

3. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。

(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日

(2) 前項第2号および第3号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日

(3) 前項第1号または第3号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別の調査、分析または鑑定 180日

(4) 前項第1号または第3号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号または第3号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日

(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日

4. 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金を支払いません。

5. 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金を請求した者に、その旨を通知します。

### (特約の保険料の払込免除)

**第4条** この特約の保険料の払込免除については、主契約の保険料の払込免除の規定を準用します。

### (特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)

**第5条** この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

2. この特約の保険料は、この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納および一括払込の場合も同様とします。

3. この特約の保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を支払うべき金額から差し引きます。

### (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

**第6条** 猶予期間中に急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

2. 急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金を支払いません。

#### (特約の失効)

**第7条** 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

#### (特約の復活)

**第8条** 主契約の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。  
2. この特約の復活を承諾したときは、主契約の復活の取扱いに準じて、この特約の復活の取扱いをします。

#### (特約の減額)

**第9条** 保険契約者は、この特約の急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金額を減額することができます。ただし、減額後の急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金額は、会社の定める金額以上であることを要します。  
2. 主契約の入院給付金日額が減額され、この特約の急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金額が会社の定める限度を超える場合には、この特約の急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金額は会社の定める限度まで減額されるものとします。  
3. この特約の急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。

#### (特約の保険期間または保険料払込期間の変更)

**第10条** この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。  
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。

#### (特約の消滅)

**第11条** 主契約が解約その他の事由によって消滅したときは、この特約も消滅したものとみなします。

#### (特約の解約)

**第12条** 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

#### (特約の返戻金)

**第13条** この特約が、失効した場合、もしくは解約された場合または第11条(特約の消滅)の規定により消滅したとみなされた場合に、会社の定める方法で計算したこの特約の解約返戻金があるときは、これを保険契約者に払い戻します。  
2. 前条の規定により支払われる解約返戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所において支払います。  
3. 第1項の規定にかかわらず、被保険者の死亡により主契約が消滅した場合には、この特約の解約返戻金の払い戻しはありません。

#### (告知義務および告知義務違反による解除)

**第14条** この特約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で質問した事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知することを要します。ただし、会社指定の医師に告知するときは、口頭によるものとします。  
2. 保険契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、この特約を解除することができます。  
3. 会社は、急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合、会社は、急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金を支払わず、また保険料の払込を免除しません。また、すでに急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金を支払いまたは保険料の払込を免除していたときは、急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金の返還を請求し、また保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者または被保険者が証明したときは、急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。  
4. この特約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金の受取人に解除の通知をします。  
5. この特約を解除したときは、この特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。  
6. 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。  
(1) 会社が特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき  
(2) 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げるとき  
(3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき  
(4) 会社が解除の原因となる事実を知った日から1カ月以内に解除しなかったとき  
(5) この特約の責任開始の日から起算して2年以内に急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じなかったとき  
7. 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

### (重大事由による解除)

**第 15 条** 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金(急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金および保険料払込免除をいいます。本項において同じ)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます)をした場合
  - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます)があった場合
  - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
  - (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
    - (ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
    - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
    - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - (エ) 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 会社は、急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金の支払または保険料の払込の免除をしません。また、すでに急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金を支払い、または保険料の払込を免除していたときは、急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金の返還を請求し、または保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または給付金の受取人に通知します。
4. この特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。

### (管轄裁判所)

**第 16 条** この特約における急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

### (主約款の規定の準用)

**第 17 条** この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

### (更新される特約に付加した場合の特則)

- 第 18 条** 主契約が更新された場合、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約も同時に更新されたものとして取り扱います。ただし、更新時に会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
2. 更新後のこの特約における保険期間および急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金額は、更新前と同一とします。ただし、更新後のこの特約の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲を超えるときは、会社の定める短期の保険期間に変更して更新されることがあります。
  3. 保険契約者は、更新前のこの特約の保険期間の満了する日の2週間前までに、会社の定める書類によって申し出ることにより、会社の定める範囲内で、保険期間の変更および急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金額の減額を請求することができます。
  4. 本条の規定によりこの特約が更新された場合には、第2条(急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金の支払)および第4条(特約の保険料の払込免除)の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは、継続したものとして取り扱います。
  5. 第1項ただし書によりこの特約が更新されないときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加します。この場合、前項の規定を準用します。

### (特約の取消および無効)

**第 19 条** 保険契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結または復活が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

2. 保険契約者が急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結または復活した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

#### (受取人の変更)

**第 20 条** 急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金の受取人については、主契約の給付金の受取人以外の者に変更することはできません。

#### (遺言による受取人の変更)

**第 21 条** 保険契約者は、遺言によっても、急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金の受取人を、主契約の給付金の受取人以外の者に変更することはできません。

#### (受取人による特約の存続)

**第 22 条** 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

- 前項の解約が通知された場合でも、急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金の受取人である被保険者(通知の時ににおいて保険契約者が受取人でない場合に限る)は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
- 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第 13 条(特約の返戻金)第2項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

#### (時効)

**第 23 条** 急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金もしくは解約返戻金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

#### 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

#### (備考)

治療を目的とした入院

美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術(避妊のための手術)、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。

### 別表1 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる急性心筋梗塞、脳卒中とは、下記に定義づけられる疾病とし、かつ、平成 21 年3月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版) 準拠」によるものとします。

疾病名	疾病の定義	分類項目	基本分類コード
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇	虚血性心疾患 (I20-I25) のうち ・急性心筋梗塞	I21
脳卒中	脳血管の異常(脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる)により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24 時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病	脳血管疾患 (I60-I69) のうち ・くも膜下出血 ・脳内出血 ・脳梗塞	I60 I61 I63

### 別表2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

### 別表3 入院

医師による治療が必要であり、かつ自宅等(別表2に定める病院または診療所以外の施設を含みます。)での治療が困難なため、別表2に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

### 別表4 請求に必要な書類(○印は必要書類を示します)

必要書類 項目	会社所定の請求書	保険証券	最終保険料の払込を証する書類	受取人の印鑑証明書	被保険者の住民票(ただし会社が必要と認めた場合は戸籍抄本)
急性心筋梗塞・脳卒中 診断給付金	○	○	○	○	○

必要書類 項目	受取人の戸籍抄本	会社所定の様式による	
		診断書	入院証明書
急性心筋梗塞・脳卒中 診断給付金	○	○	○

(注)会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。



# 無配当ガン入院特約(01)条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および保険期間の始期
- 第2条 特約の給付責任開始日
- 第3条 ガンの定義および診断確定
- 第4条 ガン入院給付金の支払
- 第5条 ガン入院給付金の請求手続
- 第5条の2 ガン入院給付金支払の時期および場所
- 第6条 特約の保険料の払込免除
- 第7条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込
- 第8条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第9条 特約の失効
- 第10条 特約の復活
- 第11条 特約の減額
- 第12条 特約の保険期間または保険料払込期間の変更
- 第13条 特約の消滅
- 第14条 特約の解約
- 第15条 特約の返戻金
- 第16条 給付責任開始日前のガン診断確定による無効

- 第17条 告知義務および告知義務違反による解除
- 第18条 重大事由による解除
- 第19条 管轄裁判所
- 第20条 主約款の規定の準用
- 第21条 更新される契約に付加した場合の特則
- 第22条 特約の取消および無効
- 第23条 受取人の変更
- 第24条 遺言による受取人の変更
- 第25条 受取人による特約の存続
- 第26条 時効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

(備考)

- 別表1 対象となる悪性新生物
- 別表2 病院または診療所
- 別表3 入院
- 別表4 請求に必要な書類(○印は必要書類を示します)

## 無配当ガン入院特約(01)条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者が悪性新生物(ガン)により2日以上継続して入院した場合に、入院日数に応じたガン入院給付金を支払うことを主な内容とするものです。

(特約の締結および保険期間の始期)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます)締結の際または締結後、保険契約者から申出および被保険者の同意があり、かつ会社が承諾したときに、主契約に付加して締結します。
- 2. この特約の保険期間の始期は、主契約の責任開始期と同一とします。ただし、主契約の締結後にこの特約を付加するときは、次のとおりとします。
  - (1) 会社の定める方法により計算した金額を被保険者に関する告知以後に受け取ったときは、その金額を受け取った時
  - (2) 会社の定める方法により計算した金額を被保険者に関する告知の前に受け取ったときは、告知の時
- 3. 主契約締結後にこの特約を付加したときは、この特約の保険証券は発行しません。

(特約の給付責任開始日)

- 第2条 会社は、前条に規定する特約の保険期間の始期から起算して90日を経過した日の翌日(以下「給付責任開始日」といいます)からこの特約上の責任を負います。ただし、保険料の払込免除については、この特約の保険期間の始期からこの特約上の責任を負います。

(ガンの定義および診断確定)

- 第3条 この特約において「ガン」とは、別表1に定める悪性新生物をいいます。
- 2. ガンの診断確定は、病理組織学的所見(剖検・生検)、細胞学的所見、理学的所見(X線、内視鏡等)、臨床学的所見および手術の全部またはいずれかにより日本の医師または歯科医師の資格を持つ者によってなされることを要します。

### (ガン入院給付金の支払)

**第4条** この特約のガン入院給付金は、次のとおりとします。

名称	給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます)	支払金額	受取人
ガン入院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす入院をしたとき (1) 給付責任開始日(復活の場合は、最終の復活の責任開始期とします。以下同じ)以後にガンと診断確定されたこと (2) その入院が給付責任開始日以後に、診断確定されたガンの治療を直接の目的とすること (3) その入院が別表2に定める病院または診療所における別表3に定める入院であること (4) その入院日数が継続して2日以上であること	入院1回につき、  (ガン入院給付金日額) × (入院日数)	主契約の給付金の受取人

2. 被保険者が転入院または再入院をした場合、退院日の翌日から起算して31日以内の転入院または再入院であり、かつ、入院の直接の原因が同一であると会社が認めるときは、継続した入院とみなして第1項の規定を適用します。
3. 被保険者がガン以外の原因による入院中にガンの治療を開始したと会社が認めるときは、その治療を開始した日にガンの治療を直接の目的とする入院を開始したものとみなして取り扱います。
4. 被保険者の入院継続中に、この特約の保険期間が満了したときは、その満了時を含む継続入院に限り、この特約の保険期間中の入院とみなします。
5. 被保険者の入院中に、ガン入院給付金日額が減額された場合には、ガン入院給付金の支払金額は、各日現在のガン入院給付金日額に応じて計算します。

### (ガン入院給付金の請求手続)

**第5条** ガン入院給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはガン入院給付金の受取人は、ただちに会社に通知してください。

2. 支払事由が生じたガン入院給付金の受取人は、すみやかに必要書類(別表4)を提出してください。
3. 被保険者がガン入院給付金を請求できない特別な事情があるときは、被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている戸籍上の配偶者(配偶者がいない場合には、被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている3親等以内の親族)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、会社の承諾を得て、ガン入院給付金の受取人の代理人としてガン入院給付金を請求することができます。

### (ガン入院給付金支払の時期および場所)

**第5条の2** ガン入院給付金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所において支払います。

2. ガン入院給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時からガン入院給付金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行いません。この場合には、前項の規定にかかわらず、ガン入院給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
  - (1) ガン入院給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合  
支払事由に該当する事実の有無
  - (2) 告知義務違反に該当する可能性がある場合  
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
  - (3) この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合  
前号に定める事項、第18条(重大事由による解除)第1項第4号(ア)から(オ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくはガン入院給付金の受取人の特約締結の目的もしくはガン入院給付金請求の意図に関する特約の締結時からガン入院給付金請求時までにおける事実
3. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、ガン入院給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
  - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
  - (2) 前項第2号および第3号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
  - (3) 前項第1号または第3号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
  - (4) 前項第1号または第3号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者またはガン入院給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号または第3号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
  - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
4. 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者またはガン入院給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、

- 会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間はガン入院給付金を支払いません。
5. 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、ガン入院給付金を請求した者に、その旨を通知します。

#### (特約の保険料の払込免除)

**第6条** この特約の保険料の払込免除については、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます)の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

#### (特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)

- 第7条** この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。
2. この特約の保険料は、この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
3. この特約の保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までにガン入院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を支払うべき金額から差し引きます。

#### (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- 第8条** 猶予期間中にガン入院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。
2. ガン入院給付金が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、ガン入院給付金を支払いません。

#### (特約の失効)

**第9条** 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

#### (特約の復活)

- 第10条** 主契約の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとし、ます。
2. 会社がこの特約の復活を承諾したときは、保険契約者は、会社の指定した日までにこの特約の延滞保険料を払い込んでください。
3. この特約の復活がなされた場合、次の時からこの特約上の責任を負います。
- (1) この特約の保険期間の始期から給付責任開始日の前日までに復活がなされた場合  
ガン入院給付金の支払については給付責任開始日、保険料の払込免除については、前項による延滞保険料が払い込まれた時
- (2) 給付責任開始日以後に復活がなされた場合  
前項による延滞保険料が払い込まれた時

#### (特約の減額)

- 第11条** 保険契約者は、ガン入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後のガン入院給付金日額は会社の定める金額以上であることを要します。
2. この特約のガン入院給付金日額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。

#### (特約の保険期間または保険料払込期間の変更)

- 第12条** この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。

#### (特約の消滅)

**第13条** 主契約が解約その他の事由によって消滅したときは、この特約も消滅したものとみなします。

#### (特約の解約)

**第14条** 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

#### (特約の返戻金)

- 第15条** この特約が、解約もしくは解除された場合または第13条(特約の消滅)の規定により消滅したものとみなされた場合に、会社の定める方法で計算したこの特約の解約返戻金があるときは、これを保険契約者に払い戻します。
2. 前条の規定により支払われる解約返戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所において支払います。
3. 第1項の規定にかかわらず、被保険者の死亡により主契約が消滅した場合には、この特約の解約返戻金の払い戻しはありません。

#### (給付責任開始日前のガン診断確定による無効)

- 第16条** 被保険者が告知日以前または給付責任開始日の前日までにガンと診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者のその事実の知・不知にかかわらず、この特約は無効とします。
2. 前項の場合、すでに払い込まれたこの特約の保険料は次のとおり取り扱います。

- (1) 告知日以前に被保険者がガンと診断確定されていた事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。
  - (2) 告知日以前に被保険者がガンと診断確定されていた事実を保険契約者または被保険者のいずれか1人でも知っているときは、払い戻しません。
  - (3) 告知の時から給付責任開始日の前日までに被保険者が初めてガンと診断確定されていたときは、保険契約者に払い戻します。
3. 本条が適用される場合には、第 17 条(告知義務および告知義務違反による解除)および第 18 条(重大事由による解除)の規定は適用しません。

#### (告知義務および告知義務違反による解除)

**第 17 条** この特約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で質問した事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知することを要します。ただし、会社指定の医師に告知するときは、口頭によるものとします。

2. 保険契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、この特約を解除することができます。
3. 会社は、ガン入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合、会社は、ガン入院給付金を支払わず、また保険料の払込を免除しません。また、すでにガン入院給付金を支払いまたは保険料の払込を免除していたときは、ガン入院給付金の返還を請求し、また保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、ガン入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者または被保険者が証明したときは、ガン入院給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
4. この特約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者またはガン入院給付金の受取人に解除の通知をします。
5. この特約を解除したときは、この特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。
6. 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
  - (1) 会社が保険契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき
  - (2) 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたと
  - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
  - (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日から1カ月以内に解除しなかったとき
  - (5) この特約の保険期間の始期から起算して2年以内にガン入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じなかったとき
7. 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたこと認められる場合には、適用しません。

#### (重大事由による解除)

**第 18 条** 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金(ガン入院給付金および保険料払込免除をいいます。本項において同じ)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます)をした場合
  - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます)があった場合
  - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
  - (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
    - (ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
    - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
    - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - (エ) 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 会社は、ガン入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、ガン入院給付金の支払または保険料の払込の免除をしません。また、すでにガン入院給付金を支払い、または保険料の払込を免除していたときは、ガン入院給付金の返還を請求し、または保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。

3. 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または給付金の受取人に通知します。
4. この特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。

#### (管轄裁判所)

**第 19 条** この特約におけるガン入院給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

#### (主約款の規定の準用)

**第 20 条** この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

#### (更新される契約に付加した場合の特則)

- 第 21 条** 主契約が更新された場合、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約も同時に更新されたものとして取り扱います。ただし、更新時に会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
2. 更新後のこの特約の保険期間およびガン入院給付金日額は、更新前と同一とします。ただし、更新後のこの特約の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲を超える場合には、会社の定める短期の保険期間に変更して更新されることがあります。
  3. 保険契約者は、更新前のこの特約の満了する日の2週間前までに、会社の定める書類によって申し出ることにより、会社の定める範囲内で、保険期間の変更およびガン入院給付金日額の減額を請求することができます。
  4. 本条の規定によりこの特約が更新された場合には、第4条(ガン入院給付金の支払)および第6条(特約の保険料の払込免除)の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは、継続したものとして取り扱います。
  5. 第1項ただし書によりこの特約が更新されないときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加します。この場合、前項の規定を準用します。

#### (特約の取消および無効)

- 第 22 条** 保険契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結または復活が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。
2. 保険契約者がガン入院給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人にガン入院給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結または復活した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

#### (受取人の変更)

**第 23 条** ガン入院給付金の受取人については、主契約の給付金の受取人以外の者に変更することはできません。

#### (遺言による受取人の変更)

**第 24 条** 保険契約者は、遺言によっても、ガン入院給付金の受取人を、主契約の給付金の受取人以外の者に変更することはできません。

#### (受取人による特約の存続)

- 第 25 条** 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約が通知された場合でも、ガン入院給付金の受取人である被保険者(通知の時ににおいて保険契約者が受取人でない場合に限る)は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
  3. 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第 15 条(特約の返戻金)第2項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

#### (時効)

**第 26 条** ガン入院給付金もしくは解約返戻金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

#### 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

#### (備考)

治療を目的とした入院

美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術(避妊のための手術)、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。

**別表1 対象となる悪性新生物**

対象となる悪性新生物とは、平成 21 年3月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版)準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断確定日より前に新たな分類提要が施行された場合で、下記に掲げる疾病以外に新たに悪性新生物に分類された疾病があるときに、会社が特に認めた場合には、その疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
消化器の悪性新生物	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
腎尿路の悪性新生物	C64～C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00～D09
性状不詳または不明の新生物(D37～D48)中の	
・真正赤血球増加症<多血症>	D45
・骨髄異形成症候群	D46
・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D47)中の	
・慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
・本態性(出血性)血小板血症	D47.3
血液および造血器のその他の疾患(D70～D77)中の	
・リンパ細網組織および細網組織球系の疾患(D76)中の	
・ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0

**別表2 病院または診療所**

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

**別表3 入院**

医師による治療が必要であり、かつ自宅等(別表2に定める病院または診療所以外の施設を含みます。)での治療が困難なため、別表2に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

**別表4 請求に必要な書類(○印は必要書類を示します)**

必要書類 項目	会社所定の請求書	保険証券	最終保険料の払込を証する書類	受取人の印鑑証明書	被保険者の住民票(ただし会社が必要と認めた場合は戸籍抄本)
ガン入院給付金	○	○	○	○	○

必要書類 項目	受取人の戸籍抄本	会社所定の様式による	
		診断書	入院証明書
ガン入院給付金	○	○	○

(注)会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

## 無配当特定疾病入院特約(01)条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始期
- 第2条 特定疾病入院給付金の支払
- 第3条 特定疾病入院給付金の請求手続
- 第3条の2 特定疾病入院給付金支払の時期および場所
- 第4条 特約の保険料の払込免除
- 第5条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込
- 第6条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第7条 特約の失効
- 第8条 特約の復活
- 第9条 特約の減額
- 第10条 特約の保険期間または保険料払込期間の変更
- 第11条 特約の消滅
- 第12条 特約の解約
- 第13条 特約の返戻金
- 第14条 告知義務および告知義務違反による解除

- 第15条 重大事由による解除
- 第16条 管轄裁判所
- 第17条 主約款の規定の準用
- 第18条 更新される契約に付加した場合の特則
- 第19条 特約の取消および無効
- 第20条 受取人の変更
- 第21条 遺言による受取人の変更
- 第22条 受取人による特約の存続
- 第23条 時効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

(備考)

- 別表1 対象となる心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患
- 別表2 病院または診療所
- 別表3 入院
- 別表4 請求に必要な書類(○印は必要書類を示します)

## 無配当特定疾病入院特約(01)条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者がこの特約の保険期間中に、心疾患、高血圧性疾患または脳血管疾患により2日以上継続して入院した場合に、入院日数に応じた特定疾病入院給付金を支払うことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始期)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます)締結の際または締結後、保険契約者から申出および被保険者の同意があり、かつ会社が承諾したときに、主契約に付加して締結します。
- 2. この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、主契約の締結後にこの特約を付加するときは、次のとおりとします。
  - (1) 会社の定める方法により計算した金額を被保険者に関する告知以後に受け取ったときは、その金額を受け取った時
  - (2) 会社の定める方法により計算した金額を被保険者に関する告知の前に受け取ったときは、告知の時
- 3. 主契約締結後にこの特約を付加したときは、この特約の保険証券は発行しません。

(特定疾病入院給付金の支払)

第2条 この特約の特定疾病入院給付金は、次のとおりとします。

名称	特定疾病入院給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます)	支払金額	受取人
特定疾病入院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす入院をしたとき (1) その入院が責任開始期(復活の場合は、最終の復活の責任開始期とします。以下同じ)以後に生じた別表1に定める心疾患、高血圧性疾患または脳血管疾患(以下「特定疾病」といいます)を直接の原因とする入院であること (2) その入院が特定疾病の治療を目的とすること (3) その入院が別表2に定める病院または診療所における別表3に定める入院であること (4) その入院日数が継続して2日以上であること	入院1回につき、 (特定疾病入院給付金日額) × (入院日数)	主契約の給付金の受取人

- 2. 被保険者が転入院または再入院をした場合、退院日の翌日から起算して31日以内の転入院または再入院であり、かつ、入院の直接の原因が同一であると会社が認めたときは、継続した入院とみなして第1項の規定を適用します。
- 3. 被保険者が特定疾病以外の原因による入院中に特定疾病の治療を開始したと会社が認めたときは、その治療を開始した日に特定疾病の治療を直接の目的とする入院を開始したものとみなして取り扱います。
- 4. 被保険者の入院継続中に、この特約の保険期間が満了したときは、その満了時を含む継続入院に限り、この特約の保険

期間中の入院とみなします。

5. 被保険者が責任開始期前に発病した特定疾病の治療を目的として入院した場合でも、責任開始期の日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は、責任開始期以後の原因によるものとみなして第1項の規定を適用します。
6. 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した特定疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に特定疾病入院給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
  - (1) その特定疾病について、この特約の締結または復活の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その特定疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
  - (2) その特定疾病について、この特約の責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その特定疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
7. 被保険者の入院中に、特定疾病入院給付金日額が減額された場合には、特定疾病入院給付金の支払金額は、各日現在の特定疾病入院給付金日額に応じて計算します。

#### (特定疾病入院給付金の請求手続)

- 第3条** 特定疾病入院給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または特定疾病入院給付金の受取人は、ただちに会社に通知してください。
2. 支払事由が生じた特定疾病入院給付金の受取人は、すみやかに必要書類(別表4)を提出して、特定疾病入院給付金を請求してください。

#### (特定疾病入院給付金支払の時期および場所)

- 第3条の2** 特定疾病入院給付金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所において支払います。
2. 特定疾病入院給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から特定疾病入院給付金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、特定疾病入院給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
    - (1) 特定疾病入院給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合  
支払事由に該当する事実の有無
    - (2) 告知義務違反に該当する可能性がある場合  
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
    - (3) この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合  
前号に定める事項、第15条(重大事由による解除)第1項第4号(ア)から(オ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは特定疾病入院給付金の受取人の特約締結の目的もしくは特定疾病入院給付金請求の意図に関する特約の締結時から特定疾病入院給付金請求時までにおける事実
  3. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、特定疾病入院給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
    - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
    - (2) 前項第2号および第3号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
    - (3) 前項第1号または第3号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別の調査、分析または鑑定 180日
    - (4) 前項第1号または第3号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または特定疾病入院給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号または第3号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
    - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
  4. 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または特定疾病入院給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特定疾病入院給付金を支払いません。
  5. 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、特定疾病入院給付金を請求した者に、その旨を通知します。

#### (特約の保険料の払込免除)

**第4条** この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

#### (特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)

- 第5条** この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。
2. この特約の保険料は、この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納



および一括払の場合も同様とします。

3. この特約の保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに特定疾病入院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を支払うべき金額から差し引きます。

#### (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

**第6条** 猶予期間中に特定疾病入院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

2. 特定疾病入院給付金が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、特定疾病入院給付金を支払いません。

#### (特約の失効)

**第7条** 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

#### (特約の復活)

**第8条** 主契約の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2. この特約の復活を承諾したときは、主契約の復活の取扱に準じて、この特約の復活の取扱をします。

#### (特約の減額)

**第9条** 保険契約者は、この特約の特定疾病入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の特定疾病入院給付金日額は、会社の定める金額以上であることを要します。

2. この特約の特定疾病入院給付金日額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。

#### (特約の保険期間または保険料払込期間の変更)

**第10条** この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。

2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。

#### (特約の消滅)

**第11条** 主契約が解約その他の事由によって消滅したときは、この特約も消滅したものとみなします。

#### (特約の解約)

**第12条** 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

#### (特約の返戻金)

**第13条** この特約が、解約もしくは解除された場合または第11条(特約の消滅)の規定により消滅したものとみなされた場合に、会社の定める方法で計算したこの特約の解約返戻金があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

2. 前条の規定により支払われる解約返戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所において支払います。
3. 第1項の規定にかかわらず、被保険者の死亡により主契約が消滅した場合には、この特約の解約返戻金の払い戻しはありません。

#### (告知義務および告知義務違反による解除)

**第14条** この特約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で質問した事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知することを要します。ただし、会社指定の医師に告知するときは、口頭によるものとします。

2. 保険契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、この特約を解除することができます。
3. 会社は、特定疾病入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合、会社は、特定疾病入院給付金を支払わず、また保険料の払込を免除しません。また、すでに特定疾病入院給付金を支払いまたは保険料の払込を免除していたときは、特定疾病入院給付金の返還を請求し、また保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、特定疾病入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者または被保険者が証明したときは、特定疾病入院給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
4. この特約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または特定疾病入院給付金の受取人に解除の通知をします。
5. この特約を解除したときは、この特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。
6. 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
  - (1) 会社が特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき
  - (2) 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたと
  - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告

げること勧めたとき

- (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日から1カ月以内に解除しなかったとき
  - (5) この特約の責任開始の日から起算して2年以内に特定疾病入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じなかったとき
7. 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

#### (重大事由による解除)

**第15条** 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金(特定疾病入院給付金および保険料払込免除をいいます。本項において同じ)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます)をした場合
  - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます)があった場合
  - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
  - (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
    - (ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
    - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
    - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - (エ) 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配したまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 会社は、特定疾病入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、特定疾病入院給付金の支払または保険料の払込の免除をしません。また、すでに特定疾病入院給付金を支払い、または保険料の払込を免除していたときは、特定疾病入院給付金の返還を請求し、または保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または特定疾病入院給付金の受取人に通知します。
4. この特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。

#### (管轄裁判所)

**第16条** この特約における特定疾病入院給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

#### (主約款の規定の準用)

**第17条** この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

#### (更新される契約に付加した場合の特則)

- 第18条** 主契約が更新された場合、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約も同時に更新されたものとして取り扱います。ただし、更新時に会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
2. 更新後のこの特約の保険期間および特定疾病入院給付金日額は更新前と同一とします。ただし、更新後のこの特約の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲を超える場合には、会社の定める短期の保険期間に変更して更新されることがあります。
  3. 保険契約者は、更新前のこの特約の満了する日の2週間前までに、会社の定める書類によって申し出ることにより、会社の定める範囲内で、保険期間の変更および特定疾病入院給付金日額の減額を請求することができます。
  4. 本条の規定によりこの特約が更新された場合には、第2条(特定疾病入院給付金の支払)および第4条(特約の保険料の払込免除)の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは、継続したものとして取り扱います。
  5. 第1項ただし書によりこの特約が更新されないときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加します。この場合、前項の規定を準用します。

#### (特約の取消および無効)

- 第19条** 保険契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結または復活が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。
2. 保険契約者が特定疾病入院給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に特定疾病入院給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結または復活した場合は、その特約は無効

とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

#### (受取人の変更)

**第20条** 特定疾病入院給付金の受取人については、主契約の給付金の受取人以外の者に変更することはできません。

#### (遺言による受取人の変更)

**第21条** 保険契約者は、遺言によっても、特定疾病入院給付金の受取人を、主契約の給付金の受取人以外の者に変更することはできません。

#### (受取人による特約の存続)

- 第22条** 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約が通知された場合でも、特定疾病入院給付金の受取人である被保険者(通知の時ににおいて保険契約者が受取人でない場合に限る)は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
  3. 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第13条(特約の返戻金)第2項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

#### (時効)

**第23条** 特定疾病入院給付金または解約返戻金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

#### 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

#### (備考)

治療を目的とした入院

美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術(避妊のための手術)、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。

### 別表1 対象となる心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患

この特約の対象となる心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患とは、平成 21 年3月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、かつ、明確な他覚所見のあるものとします。なお、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2003 年版) 準拠」によるものとします。

特定疾病の種類	分類項目	基本分類コード
心疾患	慢性リウマチ性心疾患	I05-I09
	虚血性心疾患	I20-I25
	その他の型の心疾患	I01-I02,I27, I30-I52
高血圧性疾患	高血圧性疾患 (I10-I15) 中の	
	・本態性(原発性<一次性>)高血圧(症)	I10
	・高血圧性心疾患	I11
	・高血圧性腎疾患	I12
	・高血圧性心腎疾患	I13
・二次性<続発性>高血圧(症)	I15	
脳血管疾患	脳血管疾患	I60-I69

### 別表2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

### 別表3 入院

医師による治療が必要であり、かつ自宅等(別表2に定める病院または診療所以外の施設を含みます。)での治療が困難なため、別表2に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

### 別表4 請求に必要な書類(○印は必要書類を示します)

項目	必要書類	会社所定の請求書	保険証券	最終保険料の払込を証する書類	受取人の印鑑証明書	被保険者の住民票(ただし会社が必要と認めた場合は戸籍抄本)
	特定疾病入院給付金	○	○	○	○	○

項目	必要書類	受取人の戸籍抄本	会社所定の様式による	
			診断書	入院証明書
特定疾病入院給付金	○	○	○	○

(注)会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

# 無配当女性入院特約(01)条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始期
- 第2条 女性入院給付金の支払
- 第3条 女性入院給付金の型
- 第4条 女性入院給付金の支払限度
- 第5条 女性入院給付金の請求手続
- 第5条の2 女性入院給付金支払の時期および場所
- 第6条 特約の保険料の払込免除
- 第7条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込
- 第8条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第9条 特約の失効
- 第10条 特約の復活
- 第11条 特約の減額
- 第12条 特約の保険期間または保険料払込期間の変更
- 第13条 特約の消滅
- 第14条 特約の解約
- 第15条 特約の返戻金

- 第16条 告知義務および告知義務違反による解除
- 第17条 重大事由による解除
- 第18条 管轄裁判所
- 第19条 主約款の規定の準用
- 第20条 更新される契約に付加した場合の特則
- 第21条 特約の取消および無効
- 第22条 受取人の変更
- 第23条 遺言による受取人の変更
- 第24条 受取人による特約の存続
- 第25条 時効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

(備考)

- 別表1 対象となる女性特定疾病
- 別表2 病院または診療所
- 別表3 入院
- 別表4 請求に必要な書類(○印は必要書類を示します)

## 無配当女性入院特約(01)条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者が女性特有の疾病により2日以上継続して入院した場合に、入院日数に応じた入院給付金を支払うことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始期)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます)締結の際または締結後、保険契約者から申出および被保険者の同意があり、かつ会社が承諾したときに、主契約に付加して締結します。
- 2. この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、主契約の締結後にこの特約を付加するときは、次のとおりとします。
  - (1) 会社の定める方法により計算した金額を被保険者に関する告知以後に受け取ったときは、その金額を受け取った時
  - (2) 会社の定める方法により計算した金額を被保険者に関する告知の前に受け取ったときは、告知の時
- 3. 主契約締結後にこの特約を付加したときは、この特約の保険証券は発行しません。

(女性入院給付金の支払)

第2条 この特約の女性入院給付金は、次のとおりとします。

名称	給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます)	支払金額	受取人
女性入院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす入院をしたとき (1) その入院がこの特約の責任開始期(復活の取扱が行なわれた後は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ)以後に生じた別表1に定める女性特定疾病(以下「女性特定疾病」といいます)を直接の原因とする入院であること (2) その入院が女性特定疾病の治療を目的とすること (3) その入院が別表2に定める病院または診療所における別表3に定める入院であること (4) その入院日数が継続して2日以上であること	入院1回につき、 (女性入院給付金日額) × (入院日数)	主契約の給付金の受取人

- 2. 被保険者が転入院または再入院をした場合、退院日の翌日から起算して31日以内の転入院または再入院であり、かつ、入院の直接の原因が同一であると会社が認めたときは、継続した入院とみなして第1項の規定を適用します。
- 3. 被保険者が女性特定疾病を直接の原因とする入院を開始した時に、異なる女性特定疾病を併発していた場合またはその入院中に異なる女性特定疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった女性特定疾病により継続して入院したものとみなして取り扱います。

4. 被保険者が女性特定疾病以外の原因により入院を開始し、その入院中に女性特定疾病の治療を開始したときは、女性特定疾病の治療を開始した日からその女性特定疾病の治療を目的として入院したものとみなして取り扱います。
5. 被保険者が女性入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった女性特定疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると会社が認めるときは、1回の入院とみなして本条および第4条(女性入院給付金の支払限度)の規定を適用します。ただし、女性入院給付金が支払われることとなった最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなして取り扱います。
6. 被保険者の入院継続中にこの特約の保険期間が満了した場合には、その発生時を含んで継続している入院に限り、この特約の保険期間中の入院とみなして取り扱います。
7. 被保険者が責任開始期前に生じた女性特定疾病の治療を目的として入院をした場合でも、責任開始の日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は、責任開始期以後の原因によるものとみなして第1項の規定を適用します。
8. 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した女性特定疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に女性入院給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
  - (1) その女性特定疾病について、この特約の締結または復活の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その女性特定疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
  - (2) その女性特定疾病について、この特約の責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その女性特定疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
9. 被保険者の入院中に女性入院給付金日額が減額された場合には、女性入院給付金の支払額は、各日現在の女性入院給付金日額に応じて計算します。

#### (女性入院給付金の型)

**第3条** この特約の女性入院給付金の型は次の各号のとおりとし、主契約で選択された入院給付金の型と同一とします。また、その型は、以後変更できません。

- (1) 60日型
- (2) 120日型
- (3) 365日型
- (4) 730日型
- (5) 1,095日型

#### (女性入院給付金の支払限度)

**第4条** 女性入院給付金の支払限度は前条に定める女性入院給付金の型により次のとおりとします。

女性入院給付金の型	支払限度日数	
	1回の入院	通算
60日型	60日	1,095日
120日型	120日	1,095日
365日型	365日	1,095日
730日型	730日	1,095日
1,095日型	1,095日	1,095日

#### (女性入院給付金の請求手続)

**第5条** 女性入院給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または女性入院給付金の受取人は、ただちに会社に通知してください。

2. 支払事由が生じた女性入院給付金の受取人は、すみやかに必要書類(別表4)を会社に提出して、女性入院給付金を請求してください。

#### (女性入院給付金支払の時期および場所)

**第5条の2** 女性入院給付金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所において支払います。

2. 女性入院給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から女性入院給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、女性入院給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

- (1) 女性入院給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合  
支払事由に該当する事実の有無
- (2) 告知義務違反に該当する可能性がある場合  
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
- (3) この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合  
前号に定める事項、第17条(重大事由による解除)第1項第4号(ア)から(オ)までに該当する事実の有無または保険契

約者、被保険者もしくは女性入院給付金の受取人の特約締結の目的もしくは女性入院給付金請求の意図に関する特約の締結時から女性入院給付金請求時までにおける事実

3. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、女性入院給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
  - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
  - (2) 前項第2号および第3号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
  - (3) 前項第1号または第3号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別の調査、分析または鑑定 180日
  - (4) 前項第1号または第3号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または女性入院給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号または第3号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
  - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
4. 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または女性入院給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は女性入院給付金を支払いません。
5. 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、女性入院給付金を請求した者に、その旨を通知します。

#### (特約の保険料の払込免除)

**第6条** この特約の保険料の払込免除については、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます)の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

#### (特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)

**第7条** この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

2. この特約の保険料は、この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納および一括払込の場合も同様とします。
3. この特約の保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに女性入院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を支払うべき金額から差し引きます。

#### (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

**第8条** 猶予期間中に女性入院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

2. 女性入院給付金が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、女性入院給付金を支払いません。

#### (特約の失効)

**第9条** 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

#### (特約の復活)

**第10条** 主契約の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2. この特約の復活を承諾したときは、主契約の復活の取扱に準じて、この特約の復活の取扱をします。

#### (特約の減額)

**第11条** 保険契約者は、この特約の女性入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の女性入院給付金日額は、会社の定める金額以上であることを要します。

2. 主契約の入院給付金日額が減額され、この特約の女性入院給付金日額が会社の定める限度を超える場合には、この特約の女性入院給付金日額は会社の定める限度まで減額されるものとします。
3. この特約の女性入院給付金日額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。

#### (特約の保険期間または保険料払込期間の変更)

**第12条** この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。

2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。

#### (特約の消滅)

**第13条** 次の各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) この特約の女性入院給付金の支払日数が第4条(女性入院給付金の支払限度)に定める通算支払限度に達したとき

### (特約の解約)

**第 14 条** 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

### (特約の返戻金)

**第 15 条** この特約が、解約もしくは解除された場合または第 13 条(特約の消滅)第1号の規定により消滅したものとみなされた場合に、会社の定める方法で計算したこの特約の解約返戻金があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

2. 前条の規定により支払われる解約返戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所において支払います。
3. 第1項の規定にかかわらず、被保険者の死亡により主契約が消滅した場合には、この特約の解約返戻金の払い戻しはありません。

### (告知義務および告知義務違反による解除)

**第 16 条** この特約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で質問した事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知することを要します。ただし、会社指定の医師に告知するときは、口頭によるものとします。

2. 保険契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、この特約を解除することができます。
3. 会社は、女性入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合、会社は、女性入院給付金を支払わず、また保険料の払込を免除しません。また、すでに女性入院給付金を支払いまたは保険料の払込を免除していたときは、女性入院給付金の返還を請求し、また保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、女性入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者または被保険者が証明したときは、女性入院給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
4. この特約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または女性入院給付金の受取人に解除の通知をします。
5. この特約を解除したときは、この特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。
6. 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
  - (1) 会社が特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき
  - (2) 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
  - (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日から1カ月以内に解除しなかったとき
  - (5) この特約の責任開始の日から起算して2年以内に女性入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じなかったとき
7. 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたこと認められる場合には、適用しません。

### (重大事由による解除)

**第 17 条** 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金(女性入院給付金および保険料払込免除をいいます。本項において同じ)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます)をした場合
  - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます)があった場合
  - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
  - (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
    - (ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
    - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
    - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - (エ) 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 会社は、女性入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免



除事由による、女性入院給付金の支払または保険料の払込の免除をしません。また、すでに女性入院給付金を支払い、または保険料の払込を免除していたときは、女性入院給付金の返還を請求し、または保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。

3. 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または給付金の受取人に通知します。
4. この特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。

#### (管轄裁判所)

**第 18 条** この特約における女性入院給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

#### (主約款の規定の準用)

**第 19 条** この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

#### (更新される契約に付加した場合の特則)

**第 20 条** 主契約が更新された場合、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約も同時に更新されたものとして取り扱います。ただし、更新時に会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。

2. 更新後のこの特約の保険期間および女性入院給付金日額は、更新前と同一とします。ただし、更新後のこの特約の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲を超える場合には、会社の定める短期の保険期間に変更して更新されることがあります。
3. 保険契約者は、更新前のこの特約の保険期間の満了する日の2週間前までに、会社の定める書類によって申し出ることにより、会社の定める範囲内で、保険期間の変更および女性入院給付金日額の減額を請求することができます。
4. 本条の規定によりこの特約が更新された場合には、第2条(女性入院給付金の支払)、第4条(女性入院給付金の支払限度)および第6条(特約の保険料の払込免除)の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは、継続したものとして取り扱います。
5. 第1項ただし書によりこの特約が更新されないときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加します。この場合、前項の規定を準用します。

#### (特約の取消および無効)

**第 21 条** 保険契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結または復活が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

2. 保険契約者が女性入院給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に女性入院給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結または復活した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

#### (受取人の変更)

**第 22 条** 女性入院給付金の受取人については、主契約の給付金の受取人以外の者に変更することはできません。

#### (遺言による受取人の変更)

**第 23 条** 保険契約者は、遺言によっても、女性入院給付金の受取人を、主契約の給付金の受取人以外の者に変更することはできません。

#### (受取人による特約の存続)

**第 24 条** 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

2. 前項の解約が通知された場合でも、女性入院給付金の受取人である被保険者(通知の時ににおいて保険契約者が受取人でない場合に限る)は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
3. 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じたまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、女性入院給付金の支払事由が生じ、会社が女性入院給付金を支払うことによりこの特約が消滅することとなるときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、女性入院給付金の受取人に支払います。
4. 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第 15 条(特約の返戻金)第2項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

#### (時効)

**第 25 条** 女性入院給付金もしくは解約返戻金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

### 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

#### (備考)

1. 治療を目的とした入院  
美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術(避妊のための手術)、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。
2. 医学上重要な関係  
「医学上重要な関係」とは、たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等の関係をいいます。

**別表1 対象となる女性特定疾病**

対象となる女性特定疾病とは、平成 21 年3月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版) 準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合には、会社が特に認めた場合に限り、下記に掲げる疾病以外の疾病を対象となる女性特定疾病に含めることがあります。

女性特定疾病の種類	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	○乳房の悪性新生物 ○女性生殖器の悪性新生物 ○腎尿路の悪性新生物	C50 C51～C58 C64～C68
良性新生物および性状不詳または不明の新生物	○良性新生物(D10～D36)中の ・乳房の良性新生物 ・子宮平滑筋腫 ・子宮のその他の良性新生物 ・卵巣の良性新生物 ・その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物 ・腎尿路の良性新生物 ・甲状腺の良性新生物 ○性状不詳または不明の新生物(D37～D48)中の ・女性生殖器の性状不詳または不明の新生物 ・腎尿路の性状不詳または不明の新生物 ・その他および部位不明の性状不詳または不明の新生物(D48)中の ・乳房	D24 D25 D26 D27 D28 D30 D34 D39 D41 D48.6
血液および造血器の疾患	○栄養性貧血 ○溶血性貧血(D55～D59)中の ・後天性溶血性貧血 ○無形成性貧血およびその他の貧血 ○凝固障害、紫斑病およびその他の出血性病態(D65～D69)中の ・紫斑病およびその他の出血性病態(D69)中の ・アレルギー性紫斑病 ・血小板機能異常症 ・その他の血小板非減少性紫斑病 ・特発性血小板減少性紫斑病 ・その他の原発性血小板減少症 ・続発性血小板減少症 ・血小板減少症、詳細不明	D50～D53 D59 D60～D64 D69.0 D69.1 D69.2 D69.3 D69.4 D69.5 D69.6
内分泌、栄養および代謝疾患	○甲状腺障害(E00～E07)中の ・ヨード欠乏による甲状腺障害および類縁病態 ・無症候性ヨード欠乏性甲状腺機能低下症 ・その他の甲状腺機能低下症(E03)中の ・びまん性甲状腺腫を伴う先天性甲状腺機能低下症 ・薬剤およびその他の外因性物質による甲状腺機能低下症 ・感染後甲状腺機能低下症 ・甲状腺萎縮(後天性) ・粘液水腫性昏睡 ・その他の明示された甲状腺機能低下症 ・甲状腺機能低下症、詳細不明 ・その他の非中毒性甲状腺腫 ・甲状腺中毒症[甲状腺機能亢進症] ・甲状腺炎 ・その他の甲状腺障害 ○その他の内分泌腺障害(E20～E35)中の ・クッシング<Cushing>症候群 ・卵巣機能障害 ○他に分類される疾患における内分泌障害(E35)中の ・他に分類される疾患における甲状腺障害 ○代謝障害(E70～E90)中の ・治療後内分泌および代謝障害、他に分類されないもの(E89)中の ・治療後甲状腺機能低下症 ・治療後卵巣機能不全(症)	E01 E02 E03.0 E03.2 E03.3 E03.4 E03.5 E03.8 E03.9 E04 E05 E06 E07 E24 E28 E35.0 E89.0 E89.4

女性特定疾病の種類	分類項目	基本分類コード
循環系の疾患	○静脈、リンパ管およびリンパ節の疾患、他に分類されないもの(I80～I89)中の	
	・下肢の静脈瘤	I83
	・その他の部位の静脈瘤(I86)中の	
	・外陰静脈瘤	I86.3
消化系の疾患	○胆のう<囊>、胆管および膵の障害(K80～K87)中の	
	・胆石症	K80
	・胆のう<囊>炎	K81
	・胆のう<囊>のその他の疾患	K82
・胆道のその他の疾患	K83	
・他に分類される疾患における胆のう<囊>、胆道および膵の障害(K87)中の		
・他に分類される疾患における胆のう<囊>および胆道の障害	K87.0	
筋骨格系および結合組織の疾患	○炎症性多発性関節障害(M05～M14)中の	
	・血清反応陽性関節リウマチ	M05
	・その他の関節リウマチ	M06
	・若年性関節炎	M08
・他に分類される疾患における若年性関節炎	M09	
・その他の明示された関節障害(M12)中の		
・リウマチ熱後慢性関節障害[ジャクー<Jaccoud>病]	M12.0	
○全身性結合組織障害(M30～M36)中の		
・その他のえ<壊>死性血管障害(M31)中の		
・大動脈弓症候群[高安病]	M31.4	
・全身性エリテマトーデス<紅斑性狼瘡><SLE>	M32	
・皮膚(多発性)筋炎	M33	
・全身性硬化症	M34	
・その他の全身性結合組織疾患(M35)中の		
・乾燥症候群[シェーグレン<Sjögren>症候群]	M35.0	
・その他の重複症候群	M35.1	
・リウマチ性多発筋痛症	M35.3	
・その他の明示された全身性結合組織疾患	M35.8	

女性特定疾病の種類	分類項目	基本分類コード
腎尿路生殖器系の疾患	○糸球体疾患 (N00～N08) 中の	
	・急性腎炎症候群	N00
	・急速進行性腎炎症候群	N01
	・反復性および持続性血尿	N02
	・慢性腎炎症候群	N03
	・ネフローゼ症候群	N04
	・詳細不明の腎炎症候群	N05
	・遺伝性腎症<ネフロパシー>, 他に分類されないもの	N07
	・他に分類される疾患における糸球体障害	N08
	○腎尿管間質性疾患	N10～N16
	○腎不全 (N17～N19) 中の	
	・慢性腎不全	N18
	○尿路結石症 (N20～N23) 中の	
	・腎結石および尿管結石	N20
	・下部尿路結石	N21
	・他に分類される疾患における尿路結石	N22
	○腎および尿管のその他の障害 (N25～N29) 中の	
	・腎および尿管のその他の障害、他に分類されないもの	N28
	・他に分類される疾患における腎および尿管のその他の障害	N29
	○尿路系のその他の疾患	N30～N39
	○乳房の障害	N60～N64
	○女性骨盤臓器の炎症性疾患	N70～N77
	○女性生殖器の非炎症性障害 (N80～N98) 中の	
	・子宮内膜症	N80
	・女性性器脱	N81
	・女性性器を含む瘻	N82
	・卵巣、卵管および子宮広間膜の非炎症性障害	N83
	・女性性器のポリープ	N84
	・子宮のその他の非炎症性障害、子宮頸(部)を除く	N85
	・子宮頸(部)のびらんおよび外反(症)	N86
	・子宮頸(部)の異形成	N87
	・子宮頸(部)のその他の非炎症性障害	N88
	・膣のその他の非炎症性障害	N89
	・外陰および会陰のその他の非炎症性障害	N90
	・無月経、過少月経および希発月経	N91
	・過多月経、頻発月経および月経不順	N92
・子宮および膣のその他の異常出血	N93	
・女性生殖器および月経周期に関連する疼痛およびその他の病態	N94	
・閉経期およびその他の閉経周辺期障害	N95	
・習慣流産	N96	
・女性不妊症	N97	

女性特定疾病の種類	分類項目	基本分類コード
妊娠、分娩および産じょく<褥>	○流産に終わった妊娠(O00～O08)中の	
	・子宮外妊娠	O00
	・胎状奇胎	O01
	・受胎のその他の異常生成物	O02
	・自然流産	O03
	・医学的人工流産	O04
	・詳細不明の流産	O06
	・不成功に終わった人工流産	O07
	・流産、子宮外妊娠および胎状奇胎妊娠に続発する合併症	O08
	○妊娠、分娩および産じょく<褥>における浮腫、たんぱく<蛋白>尿および高血圧性障害	O10～O16
	○主として妊娠に関連するその他の母体障害	O20～O29
	○胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	O30～O48
	○分娩の合併症	O60～O75
	○分娩(O80～O84)中の	
	・鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩	O81
・帝王切開による単胎分娩	O82	
・その他の介助単胎分娩	O83	
・多胎分娩	O84	
○主として産じょく<褥>に関連する合併症	O85～O92	
○その他の産科的病態、他に分類されないもの	O94～O99	
○その他の細菌性疾患(A30～A49)中の		
・産科的破傷風	A34	

#### 別表2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

#### 別表3 入院

医師による治療が必要であり、かつ自宅等(別表2に定める病院または診療所以外の施設を含みます。)での治療が困難なため、別表2に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

#### 別表4 請求に必要な書類(○印は必要書類を示します)

必要書類 項目	会社所定の請求書	保険証券	最終保険料の払込を証する書類	受取人の印鑑証明書	被保険者の住民票(ただし会社が必要と認めた場合は戸籍抄本)
女性入院給付金	○	○	○	○	○

必要書類 項目	受取人の戸籍抄本	会社所定の様式による	
		診断書	入院証明書
女性入院給付金	○	○	○

(注)会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

## 無配当通院特約(01)条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始期
- 第2条 通院給付金の支払
- 第3条 通院給付金の削減支払
- 第4条 通院給付金の支払限度
- 第5条 通院給付金の請求手続
- 第5条の2 通院給付金支払の時期および場所
- 第6条 特約の保険料の払込免除
- 第7条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込
- 第8条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第9条 特約の失効
- 第10条 特約の復活
- 第11条 特約の減額
- 第12条 特約の保険期間または保険料払込期間の変更
- 第13条 特約の消滅
- 第14条 特約の解約
- 第15条 特約の返戻金

- 第16条 告知義務および告知義務違反による解除
- 第17条 重大事由による解除
- 第18条 管轄裁判所
- 第19条 主約款の規定の準用
- 第20条 更新される契約に付加した場合の特則
- 第21条 特約の取消および無効
- 第22条 受取人の変更
- 第23条 遺言による受取人の変更
- 第24条 受取人による特約の存続
- 第25条 時効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

(備考)

- 別表1 対象となる不慮の事故
- 別表2 通院
- 別表3 病院または診療所
- 別表4 請求に必要な書類(○印は必要書類を示します)

## 無配当通院特約(01)条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者が主たる保険契約(以下「主契約」といいます)の入院給付金の支払対象となる入院の入院前または退院後に通院した場合に、通院日数に応じて通院給付金を支払うことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始期)

- 第1条 この特約は、主契約締結の際または締結後、保険契約者から申出および被保険者の同意があり、かつ会社が承諾したときに、主契約に付加して締結します。
- 2. この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、主契約の締結後にこの特約を付加するときは、次のとおりとします。
  - (1) 会社の定める方法により計算した金額を被保険者に関する告知以後に受け取ったときは、その金額を受け取った時
  - (2) 会社の定める方法により計算した金額を被保険者に関する告知の前に受け取ったときは、告知の時
- 3. 主契約締結後にこの特約を付加したときは、この特約の保険証券は発行しません。

(通院給付金の支払)

第2条 この特約の通院給付金は、次のとおりとします。

名称	通院給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます)	支払金額	受取人
通院給付金	<p>被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす通院をしたとき</p> <p>(1) その通院が次の①および②のいずれにも該当する入院の(4)に定めるいずれかの期間(以下「通院期間」といいます)における別表2に定める通院(往診を含み、以下「通院」といいます)であること</p> <p>① この特約の責任開始期(復活の取扱が行なわれた後は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ)以後に生じた事由を原因とする入院</p> <p>② 主契約の災害入院給付金、ガン・特定疾病入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院</p> <p>(2) その通院が(1)の入院の直接の原因となった別表1に定める不慮の事故(以下「不慮の事故」といいます)による傷害または疾病(ガン・特定疾病を含むもの)とします。以下同じ)の治療を目的とすること</p> <p>(3) その通院が別表3に定める病院または診療所への通院であること</p> <p>(4) その通院が次の通院期間中の通院であること</p> <p>① 第1号の入院の入院日の前日以前 60 日間</p> <p>② 第1号の入院の退院日の翌日から起算して 120 日間</p>	<p>1回の入院のその通院につき、</p> <p>(通院給付金日額) × (通院日数)</p>	主契約の給付金の受取人

- 主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金が主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます)に定める通算支払限度に達したことをもって支払われない入院は、主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院とみなして前項の規定を適用します。
- 前項により主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院とみなされる場合を含めて、被保険者が2回以上入院した場合で、主約款の規定により1回の入院とみなされるときは、その入院にかかわる通院については次のとおり取り扱います。
  - 最初の入院の入院日を第1項に定める入院日とします。
  - 最後の入院(1回の入院の入院給付金の支払限度を超える場合には、その超える日を含んだ入院をいいます。以下本条において同じ)の退院日を第1項に定める退院日とします。
- 前項の場合、最初の入院の退院日後最後の入院の入院日前までの間に、その入院開始と同一の事由で通院したときは、その通院については、第1項の通院とみなします。
- 被保険者が入院を開始した時に異なる不慮の事故による傷害または疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる不慮の事故による傷害または疾病を併発した場合で、それぞれの事由について入院の必要があると会社が認めるときは、その併発事由の治療を目的とする通院を第1項の通院に含めます。
- 被保険者の入院中の通院については、通院の原因がその入院の原因と同一であると否とにかかわらず、通院給付金は支払いません。
- 次の各号のいずれかに該当した場合には、通院給付金は重複して支払いません。
  - 被保険者が、第1項に定める通院を同一の日に2回以上したとき
  - 被保険者が2以上の事由の治療を目的とした1回の通院をしたとき
- 退院後の通院期間中に、この特約の保険期間が満了したときは、その満了時を含んで継続しているその退院後における通院期間中の通院は、この特約の保険期間中の通院とみなして取り扱います。
- 入院中に、この特約の保険期間が満了したときは、その満了時を含んで継続している入院は、この特約の保険期間中の入院とみなし、その入院の入院前における通院期間中の通院について、第1項の規定を適用します。
- 被保険者が、責任開始期前に生じた疾病の治療または不慮の事故もしくは不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的として入院した場合でも、責任開始の日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は、責任開始期以後の原因によるものとみなして第1項の規定を適用します。
- 前項の場合、責任開始の日から起算してその日を含めて2年以内の通院については通院給付金を支払いません。
- 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に通院給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
  - その疾病について、この特約の締結または復活の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
  - その疾病について、この特約の責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されなかった場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- 通院期間中に通院給付金日額が減額された場合には、通院給付金の支払金額は、各日現在の通院給付金日額に応じて計算します。



**(通院給付金の削減支払)**

**第3条** 被保険者が、戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により通院給付金の支払事由に該当した場合に、その原因により通院給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認めるときは、その程度に応じ、通院給付金の金額を一部または全部削減して支払います。

**(通院給付金の支払限度)**

**第4条** この特約の通院給付金の支払限度は、次のとおりとします。

- (1) 1回の入院(主約款の規定により1回の入院とみなされる場合を含みます)のその通院については、支払日数(通院給付金を支払う日数。以下同じ)は、45日をもって限度とします。
- (2) 通算支払限度は、支払日数を通算して1,095日とします。

**(通院給付金の請求手続)**

**第5条** 通院給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または通院給付金の受取人は、ただちに会社に通知してください。

2. 支払事由が生じた通院給付金の受取人は、すみやかに必要書類(別表4)を会社に提出して、通院給付金を請求してください。

**(通院給付金支払の時期および場所)**

**第5条の2** 通院給付金は、その請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所において支払います。

2. 通院給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から通院給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、通院給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
  - (1) 通院給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合  
支払事由に該当する事実の有無
  - (2) 通院給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合  
通院給付金の支払事由が発生した原因
  - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合  
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
  - (4) この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合  
前2号に定める事項、第17条(重大事由による解除)第1項第4号(ア)から(オ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは通院給付金の受取人の特約締結の目的もしくは通院給付金請求の意図に関する特約の締結時から通院給付金請求時までにおける事実
3. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、通院給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
  - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
  - (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
  - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別な調査、分析または鑑定 180日
  - (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または通院給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
  - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
4. 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または通院給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は通院給付金を支払いません。
5. 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、通院給付金を請求した者に、その旨を通知します。

**(特約の保険料の払込免除)**

**第6条** この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

**(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)**

**第7条** この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

2. この特約の保険料は、この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納および一括払込の場合も同様とします。
3. この特約の保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに通院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を支払うべき金額から差し引きます。

### (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- 第8条** 猶予期間中に通院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、支払うべき金額から未払込保険料を差し引きま  
す。
2. 通院給付金が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保  
険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、通院給付金を支払いません。

### (特約の失効)

- 第9条** 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

### (特約の復活)

- 第10条** 主契約の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとしま  
す。
2. この特約の復活を承諾したときは、主契約の復活の取扱に準じて、この特約の復活の取扱をします。

### (特約の減額)

- 第11条** 保険契約者は、この特約の通院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の通院給付金日額は、会  
社の定める金額以上であることを要します。
2. 主契約の入院給付金日額が減額され、この特約の通院給付金日額が会社の定める限度を超える場合には、この特約の  
通院給付金日額は会社の定める限度まで減額されるものとします。ただし、減額後のその通院給付金日額が会社の定め  
る金額未満となるときはこの特約は解約されたものとします。
3. この特約の通院給付金日額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。

### (特約の保険期間または保険料払込期間の変更)

- 第12条** この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に  
同じ期間に変更されるものとします。

### (特約の消滅)

- 第13条** 次の各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。
- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) この特約の通院給付金の支払日数が第4条(通院給付金の支払限度)に定める通算支払限度に達したとき

### (特約の解約)

- 第14条** 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

### (特約の返戻金)

- 第15条** この特約が、解約もしくは解除された場合または第13条(特約の消滅)第1号の規定により消滅したものとみなされ  
た場合に、会社の定める方法で計算したこの特約の解約返戻金があるときは、これを保険契約者に払い戻します。
2. 前条の規定により支払われる解約返戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に  
会社の本社または会社の指定した場所において支払います。
3. 第1項の規定にかかわらず、被保険者の死亡により主契約が消滅した場合には、この特約の解約返戻金の払い戻しはあ  
りません。

### (告知義務および告知義務違反による解除)

- 第16条** この特約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項の  
うち、会社が被保険者に関して書面で質問した事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知するこ  
とを要します。ただし、会社指定の医師に告知するときは、口頭によるものとします。
2. 保険契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、  
事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、この特約を解除することができます。
3. 会社は、通院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この  
場合、会社は、通院給付金を支払わず、また保険料の払込を免除しません。また、すでに通院給付金を支払いまたは保険  
料の払込を免除していたときは、通院給付金の返還を請求し、また保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。  
ただし、通院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が解除の原因となった事実によらなかつたことを、保険契約  
者または被保険者が証明したときは、通院給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
4. この特約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないません。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明  
であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または通院給付金の受取人に解除  
の通知をします。
5. この特約を解除したときは、この特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。
6. 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
- (1) 会社が特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失により知らなかつたとき
- (2) 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除  
きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたととき
- (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告

げること勧めたとき

- (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日から1カ月以内に解除しなかったとき
  - (5) 責任開始の日から起算して2年以内に通院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じなかったとき
7. 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたこと認められる場合には、適用しません。

#### (重大事由による解除)

**第17条** 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金(通院給付金および保険料払込免除をいいます。本項において同じ)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます)をした場合
  - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます)があった場合
  - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
  - (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
    - (ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。))に該当すると認められること
    - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
    - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - (エ) 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配したまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 会社は、通院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、通院給付金の支払または保険料の払込の免除をしません。また、すでに通院給付金を支払い、または保険料の払込を免除していたときは、通院給付金の返還を請求し、または保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または給付金の受取人に通知します。
4. この特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。

#### (管轄裁判所)

**第18条** この特約における通院給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

#### (主約款の規定の準用)

**第19条** この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

#### (更新される契約に付加した場合の特則)

- 第20条** 主契約が更新された場合、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約も同時に更新されたものとして取り扱います。ただし、更新時に会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
2. 更新後のこの特約の保険期間および通院給付金日額は、更新前と同一とします。ただし、更新後のこの特約の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲を超える場合には、会社の定める短期の保険期間に変更して更新されることがあります。
  3. 保険契約者は、更新前のこの特約の保険期間の満了する日の2週間前までに、会社の定める書類によって申し出ることにより、会社の定める範囲内で、保険期間の変更および通院給付金日額の減額を請求することができます。
  4. 本条の規定によりこの特約が更新された場合には、第2条(通院給付金の支払)、第4条(通院給付金の支払限度)および第6条(特約の保険料の払込免除)の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは、継続したものとして取り扱います。
  5. 第1項ただし書によりこの特約が更新されないときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加します。この場合、前項の規定を準用します。

#### (特約の取消および無効)

- 第21条** 保険契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結または復活が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。
2. 保険契約者が通院給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に通院給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結または復活した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

#### (受取人の変更)

**第 22 条** 通院給付金の受取人については、主契約の給付金の受取人以外の者に変更することはできません。

#### (遺言による受取人の変更)

**第 23 条** 保険契約者は、遺言によっても、通院給付金の受取人を、主契約の給付金の受取人以外の者に変更することはできません。

#### (受取人による特約の存続)

**第 24 条** 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

2. 前項の解約が通知された場合でも、通院給付金の受取人である被保険者(通知の時において保険契約者が受取人でない場合に限る)は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
3. 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、通院給付金の支払事由が生じ、会社が通院給付金を支払うことによりこの特約が消滅することとなるときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、通院給付金の受取人に支払います。
4. 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第 15 条(特約の返戻金)第2項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

#### (時効)

**第 25 条** 通院給付金もしくは解約返戻金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

#### 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

#### (備考)

治療を目的とした通院

「治療を目的とした通院」には、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取のみの通院は該当しません。

### 別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00～X59)	
・転倒・転落(W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露(W20～W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露(W42) ・振動への曝露(W43)
・生物による機械的な力への曝露(W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水(W65～W74)	
・その他の不慮の窒息(W75～W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引>(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引>(W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露(W85～W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94)(高山病など)
・煙、火および火炎への曝露(X00～X09)	
・熱および高温物質との接触(X10～X19)	
・有毒動植物との接触(X20～X29)	
・自然の力への曝露(X30～X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露(X30)(日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの  ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57)	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在(X52) ・食糧の不足(X53) ・水の不足(X54)

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露(X58～X59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡(X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為(Y35～Y36)	※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑(Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症(Y40～Y84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤(Y40～Y59)によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故(Y60～Y69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具(Y70～Y82)によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの(Y83～Y84)	

#### 備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

#### 別表2 通院

「通院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等(別表3に定める病院または診療所以外の施設を含みます。)での治療が困難なため、別表3に定める病院または診療所において、医師による治療を入院によらないで受けることをいいます。

#### 別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

- 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

#### 別表4 請求に必要な書類(○印は必要書類を示します)

必要書類 項目	会社所定の請求書	保険証券	最終保険料の払込を証する書類	受取人の印鑑証明書	被保険者の住民票(ただし会社が必要と認めた場合は戸籍抄本)
通院給付金	○	○	○	○	○

必要書類 項目	受取人の戸籍抄本	会社所定の様式による		不慮の事故であることを証する書類(不慮の事故による入院の場合)
		診断書	通院証明書	
通院給付金	○	○	○	○

(注)会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

# 無配当退院給付特約(01)条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始期
- 第2条 退院給付金の支払
- 第3条 退院給付金の削減支払
- 第4条 退院給付金の請求手続
- 第4条の2 退院給付金支払の時期および場所
- 第5条 特約の保険料の払込免除
- 第6条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込
- 第7条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第8条 特約の失効
- 第9条 特約の復活
- 第10条 特約の減額
- 第11条 特約の保険期間または保険料払込期間の変更
- 第12条 特約の消滅
- 第13条 特約の解約

- 第14条 特約の返戻金
- 第15条 告知義務および告知義務違反による解除
- 第16条 重大事由による解除
- 第17条 管轄裁判所
- 第18条 主約款の規定の準用
- 第19条 更新される契約に付加した場合の特則
- 第20条 特約の取消および無効
- 第21条 受取人の変更
- 第22条 遺言による受取人の変更
- 第23条 受取人による特約の存続
- 第24条 時効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

別表 請求に必要な書類(○印は必要書類を示します)

## 無配当退院給付特約(01)条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者が主たる保険契約(以下「主契約」といいます)の入院給付金の支払対象となる入院を30日以上継続し、かつ、生存して退院した場合に、退院給付金を支払うことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始期)

- 第1条 この特約は、主契約締結の際または締結後、保険契約者から申出および被保険者の同意があり、かつ会社が承諾したときに、主契約に付加して締結します。
- 2. この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、主契約の締結後にこの特約を付加するときは、次のとおりとします。
  - (1) 会社の定める方法により計算した金額を被保険者に関する告知以後に受け取ったときは、その金額を受け取った時
  - (2) 会社の定める方法により計算した金額を被保険者に関する告知の前に受け取ったときは、告知の時
- 3. 主契約締結後にこの特約を付加したときは、この特約の保険証券は発行しません。

(退院給付金の支払)

第2条 この特約の退院給付金は、次のとおりとします。

名称	退院給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます)	支払金額	受取人
退院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、次のすべてを満たす入院をした後、生存して退院したとき (1) この特約の責任開始期(復活の取扱が行なわれた後は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ)以後に発生した事由を直接の原因とする入院であること (2) 主契約の災害入院給付金、ガン・特定疾病入院給付金または疾病入院給付金(以下「入院給付金」といいます)が支払われる入院であること (3) 前号の入院が30日以上継続した入院であること	入院1回につき、 退院給付金額 (主契約の入院給付金日額の15倍とします)	主契約の給付金の受取人

- 2. 主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金が主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます)に定める通算支払限度に達したことをもって支払われない入院は、主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院とみなして前項の規定を適用します。
- 3. 被保険者が2回以上入院した場合で、主約款の規定により1回の入院とみなされるときは、継続した1回の入院とみなして第1項の規定を適用します。
- 4. 被保険者の入院継続中に、この特約の保険期間が満了したときは、その満了時を含む継続入院の退院に限り、この特約の保険期間中の退院とみなして取り扱います。
- 5. 被保険者の入院中に、主契約の入院給付金日額が減額された場合には、退院給付金の支払金額は、退院日現在の主

契約の入院給付金日額に応じて計算します。

6. 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した主約款に定めるガン・特定疾病または疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に退院給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
  - (1) その主約款に定めるガン・特定疾病または疾病について、この特約の締結または復活の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その主約款に定めるガン・特定疾病または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
  - (2) その主約款に定めるガン・特定疾病または疾病について、この特約の責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その主約款に定めるガン・特定疾病または疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

#### (退院給付金の削減支払)

**第3条** 被保険者が、戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により退院給付金の支払事由に該当した場合に、その原因により退院給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認めるときは、その程度に応じ、退院給付金の金額を一部または全部削減して支払います。

#### (退院給付金の請求手続)

**第4条** 退院給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または退院給付金の受取人は、ただちに会社に通知してください。

2. 支払事由が生じた退院給付金の受取人は、すみやかに必要書類(別表)を提出して、退院給付金を請求してください。

#### (退院給付金支払の時期および場所)

**第4条の2** 退院給付金は、その請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所において支払います。

2. 退院給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から退院給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、退院給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
  - (1) 退院給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合  
支払事由に該当する事実の有無
  - (2) 告知義務違反に該当する可能性がある場合  
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
  - (3) この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合  
前号に定める事項、第16条(重大事由による解除)第1項第4号(ア)から(オ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは退院給付金の受取人の特約締結の目的もしくは退院給付金請求の意図に関する特約の締結時から退院給付金請求時までにおける事実
3. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、退院給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
  - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
  - (2) 前項第2号および第3号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
  - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別な調査、分析または鑑定 180日
  - (4) 前項第1号または第3号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または退院給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号または第3号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
  - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
4. 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または退院給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は退院給付金を支払いません。
5. 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、退院給付金を請求した者に、その旨を通知します。

#### (特約の保険料の払込免除)

**第5条** この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

#### (特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)

**第6条** この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

2. この特約の保険料は、この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。



3. この特約の保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに退院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を支払うべき金額から差し引きます。

#### (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- 第7条** 猶予期間中に退院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。
2. 退院給付金が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、退院給付金を支払いません。

#### (特約の失効)

- 第8条** 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

#### (特約の復活)

- 第9条** 主契約の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. この特約の復活を承諾したときは、主契約の復活の取扱に準じて、この特約の復活の取扱をします。

#### (特約の減額)

- 第10条** この特約の退院給付金額のみの減額は取り扱いません。
2. 主契約の入院給付金日額が減額された場合には、この特約の退院給付金額も同じ割合で減額されるものとします。
  3. この特約の退院給付金額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。

#### (特約の保険期間または保険料払込期間の変更)

- 第11条** この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。

#### (特約の消滅)

- 第12条** 主契約が解約その他の事由によって消滅したときは、この特約も消滅したものとみなします。

#### (特約の解約)

- 第13条** 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

#### (特約の返戻金)

- 第14条** この特約が、解約もしくは解除された場合または第12条(特約の消滅)の規定により消滅したものとみなされた場合に、会社の定める方法で計算したこの特約の解約返戻金があるときは、これを保険契約者に払い戻します。
2. 前条の規定により支払われる解約返戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所において支払います。
  3. 第1項の規定にかかわらず、被保険者の死亡により主契約が消滅した場合には、この特約の解約返戻金の払い戻しはありません。

#### (告知義務および告知義務違反による解除)

- 第15条** この特約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で質問した事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知することを要します。ただし、会社指定の医師に告知するときは、口頭によるものとします。
2. 保険契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、この特約を解除することができます。
  3. 会社は、退院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合、会社は、退院給付金を支払わず、また保険料の払込を免除しません。また、すでに退院給付金を支払いまたは保険料の払込を免除していたときは、退院給付金の返還を請求し、また保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、退院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者または被保険者が証明したときは、退院給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
  4. この特約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないません。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または退院給付金の受取人に解除の通知をします。
  5. この特約を解除したときは、この特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。
  6. 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
    - (1) 会社が特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき
    - (2) 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき
    - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
    - (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日から1カ月以内に解除しなかったとき
    - (5) この特約の責任開始の日から起算して2年以内に通院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じなかつ

たとき

7. 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたことと認められる場合には、適用しません。

#### (重大事由による解除)

**第 16 条** 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金(退院給付金および保険料払込免除をいいます。本項において同じ)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます)をした場合
  - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます)があった場合
  - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
  - (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
    - (ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。))に該当すると認められること
    - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
    - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - (エ) 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配したまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 会社は、退院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、退院給付金の支払または保険料の払込の免除をしません。また、すでに退院給付金を支払い、または保険料の払込を免除していたときは、退院給付金の返還を請求し、または保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または給付金の受取人に通知します。
4. この特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。

#### (管轄裁判所)

**第 17 条** この特約における退院給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

#### (主約款の規定の準用)

**第 18 条** この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

#### (更新される契約に付加した場合の特則)

- 第 19 条** 主契約が更新された場合、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約も同時に更新されたものとして取り扱います。ただし、更新時に会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
2. 更新後のこの特約の保険期間および退院給付金額は更新前と同一とします。ただし、更新後のこの特約の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲を超える場合には、会社の定める短期の保険期間に変更して更新されることがあります。
  3. 保険契約者は、更新前のこの特約の満了する日の2週間前までに、会社の定める書類によって申し出ることにより、会社の定める範囲内で、保険期間の変更を請求することができます。
  4. 本条の規定によりこの特約が更新された場合には、第2条(退院給付金の支払)および第5条(特約の保険料の払込免除)の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは、継続したものとして取り扱います。
  5. 第1項ただし書によりこの特約が更新されないときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加します。この場合、前項の規定を準用します。

#### (特約の取消および無効)

- 第 20 条** 保険契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結または復活が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。
2. 保険契約者が退院給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に退院給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結または復活した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

**(受取人の変更)**

**第 21 条** 退院給付金の受取人については、主契約の給付金の受取人以外の者に変更することはできません。

**(遺言による受取人の変更)**

**第 22 条** 保険契約者は、遺言によっても、退院給付金の受取人を、主契約の給付金の受取人以外の者に変更することはできません。

**(受取人による特約の存続)**

**第 23 条** 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下、「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

- 前項の解約が通知された場合でも、退院給付金の受取人である被保険者(通知の時ににおいて保険契約者が受取人でない場合に限る)は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
- 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第 14 条(特約の返戻金)第2項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

**(時効)**

**第 24 条** 退院給付金もしくは解約返戻金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

**情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則**

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

**別表 請求に必要な書類(○印は必要書類を示します)**

項目 \ 必要書類	会社所定の請求書	保険証券	最終保険料の払込を証する書類	受取人の印鑑証明書	被保険者の住民票(ただし会社が必要と認めた場合は戸籍抄本)
退院給付金	○	○	○	○	○

項目 \ 必要書類	受取人の戸籍抄本	会社所定の様式による	
		診断書	入院証明書
退院給付金	○	○	○

(注)会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

## 無配当特定損傷特約(01)条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始期
- 第2条 特定損傷給付金の支払
- 第3条 特定損傷給付金の削減支払
- 第4条 特定損傷給付金の支払限度
- 第5条 特定損傷給付金の請求手続
- 第5条の2 特定損傷給付金支払の時期および場所
- 第6条 特約の保険料の払込免除
- 第7条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込
- 第8条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第9条 特約の失効
- 第10条 特約の復活
- 第11条 特約の減額
- 第12条 特約の保険期間または保険料払込期間の変更
- 第13条 特約の消滅
- 第14条 特約の解約
- 第15条 特約の返戻金

- 第16条 告知義務および告知義務違反による解除
- 第17条 重大事由による解除
- 第18条 管轄裁判所
- 第19条 主約款の規定の準用
- 第20条 更新される契約に付加した場合の特則
- 第21条 特約の取消および無効
- 第22条 受取人の変更
- 第23条 遺言による受取人の変更
- 第24条 受取人による特約の存続
- 第25条 時効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

- 別表1 対象となる不慮の事故
- 別表2 対象となる特定損傷
- 別表3 病院または診療所
- 別表4 治療
- 別表5 請求に必要な書類(○印は必要書類を示します)

## 無配当特定損傷特約(01)条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者が不慮の事故による骨折、関節脱臼または腱の断裂の治療を受けたときに、特定損傷給付金を支払うことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始期)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます)締結の際または締結後、保険契約者から申出および被保険者の同意があり、かつ会社が承諾したときに、主契約に付加して締結します。
- 2. この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、主契約の締結後にこの特約を付加するときは、次のとおりとします。
  - (1) 会社の定める方法により計算した金額を被保険者に関する告知以後に受け取ったときは、その金額を受け取った時
  - (2) 会社の定める方法により計算した金額を被保険者に関する告知の前に受け取ったときは、告知の時
- 3. 主契約締結後にこの特約を付加したときは、この特約の保険証券は発行しません。

### (特定損傷給付金の支払)

**第2条** この特約の特定損傷給付金は、次のとおりとします。

名称	特定損傷給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます)	支払金額	受取人	特定損傷給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます)
特定損傷給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす治療を受けたとき (1) その治療がこの特約の責任開始期(復活の取扱が行なわれた後は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ)以後に生じた別表1に定める不慮の事故(以下「不慮の事故」といいます)を直接の原因とする別表2に定める特定損傷(以下「特定損傷」といいます)に対して受けた治療であること (2) その治療が不慮の事故の日から起算して180日以内に受けた治療であること (3) その治療が別表3に定める病院または診療所における別表4に定める治療であること	特定損傷給付金額	主契約の給付金の受取人	被保険者が次のいずれかにより支払事由に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

2. 同一の不慮の事故を直接の原因とする特定損傷による特定損傷給付金の支払は、1回のみとします。

### (特定損傷給付金の削減支払)

**第3条** 被保険者が、戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により特定損傷給付金の支払事由に該当した場合に、その原因により特定損傷給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認めるときは、その程度に応じ、特定損傷給付金の金額の一部または全部を削減して支払います。

### (特定損傷給付金の支払限度)

**第4条** この特約による特定損傷給付金の支払は、支払回数を通算して10回を限度とします。

### (特定損傷給付金の請求手続)

**第5条** 特定損傷給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または特定損傷給付金の受取人は、ただちに会社に通知してください。

2. 支払事由が生じた特定損傷給付金の受取人は、すみやかに必要書類(別表5)を提出して、特定損傷給付金を請求してください。

### (特定損傷給付金支払の時期および場所)

**第5条の2** 特定損傷給付金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所において支払います。

2. 特定損傷給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から特定損傷給付金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、特定損傷給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

- 特定損傷給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合  
支払事由に該当する事実の有無
  - 特定損傷給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合  
特定損傷給付金の支払事由が発生した原因
  - 告知義務違反に該当する可能性がある場合  
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
  - この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合  
前2号に定める事項、第17条(重大事由による解除)第1項第4号(ア)から(オ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは特定損傷給付金の受取人の特約締結の目的もしくは特定損傷給付金請求の意図に関する特約の締結時から特定損傷給付金請求時までにおける事実
3. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、特定損傷給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
- 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
  - 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
  - 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日

- (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または特定損傷給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
  - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
4. 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または特定損傷給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特定損傷給付金を支払いません。
  5. 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、特定損傷給付金を請求した者に、その旨を通知します。

#### (特約の保険料の払込免除)

**第6条** この特約の保険料の払込免除については、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます)の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

#### (特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)

- 第7条** この特約の保険期間および保険料払込期間は、第1条(特約の締結および責任開始期)に規定する責任開始の日から被保険者の保険年齢が60歳となる年単位の契約応当日の前日までとします。ただし、この特約の保険期間の満了の日が主契約の保険料払込期間の満了の日を超える場合には、この特約の保険期間は主契約の保険料払込期間の満了の日までとします。
2. この特約の保険料は、この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納および一括払込の場合も同様とします。
  3. この特約の保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに特定損傷給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を支払うべき金額から差し引きます。

#### (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- 第8条** 猶予期間中に特定損傷給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。
2. 特定損傷給付金が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、特定損傷給付金を支払いません。

#### (特約の失効)

**第9条** 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

#### (特約の復活)

- 第10条** 主契約の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. この特約の復活を承諾したときは、主契約の復活の取扱に準じて、この特約の復活の取扱をします。

#### (特約の減額)

- 第11条** 保険契約者は、この特約の特定損傷給付金額を減額することができます。ただし、減額後の特定損傷給付金額は、会社の定める金額以上であることを要します。
2. この特約の特定損傷給付金額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。

#### (特約の保険期間または保険料払込期間の変更)

- 第12条** この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更は、会社の定める範囲内で取り扱います。

#### (特約の消滅)

- 第13条** 次の各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。
- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
  - (2) この特約の特定損傷給付金の支払回数が第4条(特定損傷給付金の支払限度)に定める通算支払限度に達したとき

#### (特約の解約)

**第14条** 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

#### (特約の返戻金)

**第15条** この特約の解約返戻金その他の返戻金はありません。

**(告知義務および告知義務違反による解除)**

- 第 16 条** この特約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で質問した事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知することを要します。ただし、会社指定の医師に告知するときは、口頭によるものとします。
2. 保険契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、この特約を解除することができます。
  3. 会社は、特定損傷給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合、会社は、特定損傷給付金を支払わず、また保険料の払込を免除しません。また、すでに特定損傷給付金を支払いまたは保険料の払込を免除していたときは、特定損傷給付金の返還を請求し、また保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、特定損傷給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者または被保険者が証明したときは、特定損傷給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
  4. この特約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または特定損傷給付金の受取人に解除の通知をします。
  5. 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
    - (1) 会社が特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき
    - (2) 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたと
    - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
    - (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日から1カ月以内に解除しなかったとき
    - (5) この特約の責任開始の日から起算して2年以内に特定損傷給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じなかったとき
  6. 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたことと認められる場合には、適用しません。

**(重大事由による解除)**

- 第 17 条** 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
- (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金(特定損傷給付金および保険料払込免除をいいます。本項において同じ)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます)をした場合
  - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます)があった場合
  - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
  - (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
    - (ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
    - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
    - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - (エ) 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 会社は、特定損傷給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、特定損傷給付金の支払または保険料の払込の免除をしません。また、すでに特定損傷給付金を支払い、または保険料の払込を免除していたときは、特定損傷給付金の返還を請求し、または保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または特定損傷給付金の受取人に通知します。

**(管轄裁判所)**

- 第 18 条** この特約における特定損傷給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

**(主約款の規定の準用)**

- 第 19 条** この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

#### (更新される契約に付加した場合の特則)

- 第 20 条** 主契約が更新された場合、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約も同時に更新されたものとして取り扱います。ただし、更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
- 更新後のこの特約の保険期間および特定損傷給付金額は、更新前と同一とします。ただし、更新後のこの特約の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲を超える場合には、会社の定める短期の保険期間に変更して更新されることがあります。
  - 保険契約者は、更新前のこの特約の保険期間の満了する日の2週間前までに、会社の定める書類によって申し出ることにより、会社の定める範囲内で、この特約の保険期間の変更および特定損傷給付金額の減額を請求することができます。
  - 本条の規定によりこの特約が更新された場合には、第2条(特定損傷給付金の支払)、第4条(特定損傷給付金の支払限度)および第6条(特約の保険料の払込免除)の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは、継続したものとして取り扱います。
  - 第1項ただし書によりこの特約が更新されないときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加します。この場合、前項の規定を準用します。

#### (特約の取消および無効)

- 第 21 条** 保険契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結または復活が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。
- 保険契約者が特定損傷給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に特定損傷給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結または復活した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

#### (受取人の変更)

- 第 22 条** 特定損傷給付金の受取人については、主契約の給付金の受取人以外の者に変更することはできません。

#### (遺言による受取人の変更)

- 第 23 条** 保険契約者は、遺言によっても、特定損傷給付金の受取人を、主契約の給付金の受取人以外の者に変更することはできません。

#### (受取人による特約の存続)

- 第 24 条** 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。
- 前項の解約が通知された場合でも、特定損傷給付金の受取人である被保険者(通知の時ににおいて保険契約者が受取人でない場合に限り)は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
  - 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、特定損傷給付金の支払事由が生じ、会社が特定損傷給付金を支払うことによりこの特約が消滅することとなるときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、特定損傷給付金の受取人に支払います。
  - 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合に、債権者等に支払うべき金額があるときは、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日の翌日を含めて5営業日以内に会社の本社で支払います。

#### (時効)

- 第 25 条** 特定損傷給付金もしくは解約返戻金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

#### 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。



**別表1 対象となる不慮の事故**

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

**表1 急激・偶発・外来の定義**

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

**表2 分類項目**

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00～X59)	
・転倒・転落(W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露(W20～W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露(W42) ・振動への曝露(W43)
・生物による機械的な力への曝露(W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水(W65～W74)	
・その他の不慮の窒息(W75～W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引>(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引>(W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露(W85～W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94)(高山病など)
・煙、火および火炎への曝露(X00～X09)	
・熱および高温物質との接触(X10～X19)	
・有毒動植物との接触(X20～X29)	
・自然の力への曝露(X30～X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露(X30)(日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの  ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57)	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在(X52) ・食糧の不足(X53) ・水の不足(X54)

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露(X58～X59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡(X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為(Y35～Y36)	※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑(Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症(Y40～Y84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤(Y40～Y59)によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故(Y60～Y69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具(Y70～Y82)によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの(Y83～Y84)	

#### 備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

#### 別表2 対象となる特定損傷

「特定損傷」とは、次のいずれかの損傷をいいます。

- 骨折
- 関節脱臼
- 腱の断裂

#### 備考

- 骨折  
「骨折」とは、骨の構造上の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、病的骨折および特発骨折を除きます。
- 関節脱臼  
「関節脱臼」とは、関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏位した状態をいいます。ただし、先天性脱臼、病的脱臼および反復性脱臼を除きます。
- 腱の断裂  
「腱の断裂」とは、腱の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、疾病を原因とする腱の断裂を除きます。

#### 別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

- 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折または関節脱臼に関し施術を受ける場合に限り、柔道整復師法に定める施術所を含みます。)。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

#### 別表4 治療

「治療」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます)による治療(柔道整復師による施術を含みます)をいいます。

#### 別表5 請求に必要な書類(○印は必要書類を示します)

必要書類	会社所定の請求書	保険証券	最終保険料の払込を証する書類	受取人の印鑑証明書	被保険者の住民票(ただし会社が必要と認めた場合は戸籍抄本)
項目					
特定損傷給付金	○	○	○	○	○

必要書類	受取人の戸籍抄本	会社所定の様式による診断書	不慮の事故であることを証する書類
項目			
特定損傷給付金	○	○	○

(注)会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

## 無配当無事故給付特約(01)条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始期
- 第2条 無事故給付金の支払
- 第3条 無事故給付金の請求手続
- 第3条の2 無事故給付金支払の時期および場所
- 第4条 特約の保険料の払込免除
- 第5条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込
- 第6条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第7条 特約の失効
- 第8条 特約の復活
- 第9条 特約の減額
- 第10条 特約の保険期間または保険料払込期間の変更
- 第11条 特約の消滅
- 第12条 特約の解約

- 第13条 特約の返戻金
- 第14条 告知義務および告知義務違反による解除
- 第15条 重大事由による解除
- 第16条 特約の更新
- 第17条 管轄裁判所
- 第18条 主約款の規定の準用
- 第19条 特約の取消および無効
- 第20条 受取人の変更
- 第21条 遺言による受取人の変更
- 第22条 受取人の死亡
- 第23条 時効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

別表 請求に必要な書類(○印は必要書類を示します)

## 無配当無事故給付特約(01)条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者がこの特約の保険期間の満了時に生存し、かつ、この特約の保険期間中に主たる保険契約(以下「主契約」といいます)に定める入院給付金の支払対象となる入院を開始しなかった場合に、無事故給付金を支払うことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始期)

- 第1条 この特約は、主契約締結または更新の際、保険契約者から申出があり、かつ会社が承諾したときに、主契約に付加して締結します。
- 2. この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、主契約の更新の際に、主契約に付加するときは、主契約の更新日からこの特約の責任を負います。

(無事故給付金の支払)

第2条 この特約の無事故給付金は、次のとおりとします。

名称	無事故給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます)	支払金額	受取人
無事故給付金	被保険者が、この特約の保険期間が満了する時に生存し、かつ、この特約の保険期間中に主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます)の規定による災害入院給付金、ガン・特定疾病入院給付金または疾病入院給付金(以下「入院給付金」といいます)が支払われる入院を開始しなかったとき	無事故給付金額 (主契約の入院給付金日額の5倍または10倍とし、この特約を締結する際に保険契約者の申出により定めるものとします)	保険契約者

- 2. 前項の規定により、無事故給付金が支払われた後に、その保険期間中の入院給付金の請求を受け、その入院給付金が支払われることとなったときは、会社は、支払われた無事故給付金を差し引いて入院給付金を支払います。ただし、入院給付金が無事故給付金に不足する場合には、保険契約者は、その不足する金額を返還してください。
- 3. この特約が更新される場合、無事故給付金については、次の各号のとおり取り扱います。
  - (1) 更新前の特約および更新後の特約のそれぞれの保険期間について第1項の規定を適用します。
  - (2) 被保険者が同一の事由により2回以上入院し、それらの入院が主約款の規定により、1回の入院とみなされる場合で、それらの入院の最初の入院日と最後の退院日との間に、この特約が更新されたときは、それらの入院は更新前の特約の保険期間における入院とみなします。
  - (3) 前号に該当する入院を除き、この特約の更新時を含んで継続している入院は、更新前の特約の保険期間における入院とみなします。

#### (無事故給付金の請求手続)

**第3条** 無事故給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者は、すみやかに必要書類(別表)を提出して、無事故給付金を請求してください。

#### (無事故給付金支払の時期および場所)

**第3条の2** 無事故給付金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所において支払います。

#### (特約の保険料の払込免除)

**第4条** この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

#### (特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)

**第5条** この特約の保険期間および保険料払込期間は、第1条(特約の締結および責任開始期)に規定する責任開始の日から主契約の保険料払込期間の満了する日までを限度とし、会社所定の範囲内で定めます。

2. この特約の保険料は、この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払込の場合も同様とします。

#### (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

**第6条** 猶予期間中に無事故給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を支払うべき金額から差し引きします。

2. 無事故給付金が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、無事故給付金を支払いません。

#### (特約の失効)

**第7条** 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

#### (特約の復活)

**第8条** 主契約の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2. この特約の復活を承諾したときは、主契約の復活の取扱に準じて、この特約の復活の取扱をします。

#### (特約の減額)

**第9条** この特約の無事故給付金額のみの減額は取り扱いません。

2. 主契約の入院給付金日額が減額された場合には、この特約の無事故給付金額も同じ割合で減額されるものとします。

3. この特約の無事故給付金額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。

#### (特約の保険期間または保険料払込期間の変更)

**第10条** この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。

2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更は、会社の定める範囲内で取り扱います。

#### (特約の消滅)

**第11条** 主契約が解約その他の事由によって消滅したときは、この特約は消滅したものとみなします。

#### (特約の解約)

**第12条** この特約のみの解約は取り扱いません。

#### (特約の返戻金)

**第13条** この特約が、解約もしくは解除された場合または第11条(特約の消滅)の規定により消滅したものとみなされた場合に、会社の定める方法で計算したこの特約の解約返戻金があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

2. 前条の規定により支払われる解約返戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所において支払います。

3. 第1項の規定にかかわらず、次の各号の場合には、この特約の解約返戻金の払い戻しはありません。

- (1) 主契約の入院給付金が支払われたとき
- (2) 被保険者の死亡により主契約が消滅したとき

#### (告知義務および告知義務違反による解除)

**第14条** この特約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち、会社が被保険者の書面で質問した事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知することを要します。ただし、会社指定の医師に告知するときは、口頭によるものとします。

2. 保険契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、この特約を解除することができます。

3. 会社は、無事故給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合、会社は、無事故給付金を支払わず、また保険料の払込を免除しません。また、すでに無事故給付金を支払いまた

は保険料の払込を免除していたときは、無事故給付金の返還を請求し、また保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、無事故給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者または被保険者が証明したときは、無事故給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。

4. この特約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または無事故給付金の受取人に解除の通知をします。
5. 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
  - (1) 会社が特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき
  - (2) 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。 )が、保険契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたと
  - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
  - (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日から1カ月以内に解除しなかったとき
  - (5) 責任開始の日から起算して2年以内に保険料の払込免除事由が生じなかったとき
6. 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたこと認められる場合には、適用しません。

### (重大事由による解除)

**第15条** 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者がこの特約の給付金(保険料払込免除をいいます。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます)をした場合
  - (2) この特約の給付金(第1号の給付金および無事故給付金をいいます。以下本項において同じ)の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます)があった場合
  - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
  - (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
    - (ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。 )に該当すると認められること
    - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
    - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - (エ) 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 会社は、無事故給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、無事故給付金の支払または保険料の払込の免除をしません。また、すでに無事故給付金を支払い、または保険料の払込を免除していたときは、無事故給付金の返還を請求し、または保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または給付金の受取人に通知します。
  4. この特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。

### (特約の更新)

**第16条** この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者が、この特約の保険期間の満了する日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約(この特約の保険期間の満了する日までの特約保険料が払い込まれていることを要します)は、この特約の保険期間の満了する日の翌日に更新されるものとし、この日をこの特約の更新日とします。ただし、次のいずれかに該当するときは、この特約は更新できません。

- (1) 更新後のこの特約の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が、会社の定める範囲を超えるとき
  - (2) 更新後のこの特約の保険期間の満了する日が、主契約の保険料払込期間が満了する日後となるとき
  - (3) この特約の保険料の払込が免除されているとき
2. 更新後のこの特約の保険期間および無事故給付金額は、更新前と同一とします。ただし、前項第1号の規定に該当する場合には、会社の定める短期の保険期間に変更して更新されることがあります。
  3. 保険契約者は、この特約の保険期間の満了する日の2週間前までに、会社の定める書類によって申し出ることにより、会社の定める範囲内で、この特約の保険期間の変更および無事故給付金額の減額を請求できるものとします。
  4. 更新したこの特約の保険料は、この特約の更新日における被保険者の年齢によるものとします。
  5. 更新したこの特約の第1回保険料は、この特約の更新日の属する月の末日までに主契約の保険料とともに払い込んでください。この場合には、第6条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定および主約款の保険料払込の猶予期間の

規定を準用します。

6. 猶予期間中に保険料の払込がなかったときは、この特約は、特約の更新日にさかのぼって消滅するものとします。
7. 第4条(特約の保険料の払込免除)の適用に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続したものとして取り扱います。
8. 更新後のこの特約には、この特約の更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
9. 更新後の特約の保険証券は、主契約の保険証券と更新の通知書をもって新保険証券に代えます。この場合、更新の通知書には、次の各号に定める事項を記載します。
  - (1) 被保険者の氏名および更新時の年齢
  - (2) 更新された特約の名称、終期(保険期間)および保険金額等
  - (3) 更新後の特約の保険料
10. 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。この場合、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、更新の取扱に準じて、会社の定める他の同種類の特約を更新時に付加します。
11. 前項の取扱に際しては、第7項の規定を準用します。

#### (管轄裁判所)

**第17条** この特約における無事故給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

#### (主約款の規定の準用)

**第18条** この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

#### (特約の取消および無効)

- 第19条** 保険契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結または復活が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。
2. 保険契約者が無事故給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に無事故給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結または復活した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

#### (受取人の変更)

**第20条** 無事故給付金の受取人については、保険契約者以外の者に変更することはできません。

#### (遺言による受取人の変更)

**第21条** 保険契約者は、遺言によっても、無事故給付金の受取人を、保険契約者以外の者に変更することはできません。

#### (受取人の死亡)

- 第22条** 無事故給付金の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を無事故給付金の受取人とします。
2. 前項の規定により無事故給付金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により無事故給付金の受取人となった者のうち生存している他の無事故給付金の受取人を無事故給付金の受取人とします。
  3. 前2項により無事故給付金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

#### (時効)

**第23条** 無事故給付金もしくは解約返戻金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

#### 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

#### 別表 請求に必要な書類(○印は必要書類を示します)

項目	必要書類	会社所定の請求書	保険証券	最終保険料の払込を証する書類	受取人の印鑑証明書	被保険者の住民票(ただし会社が必要と認めた場合は戸籍抄本)
無事故給付金		○	○	○	○	○

項目	必要書類	受取人の戸籍抄本	会社所定の様式による	
			診断書	入院証明書
無事故給付金		○		

(注)会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

# 無配当こども入院特約(01)条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始期
- 第2条 特約の被保険者の資格の得喪
- 第3条 こども入院給付金日額
- 第4条 給付金の支払
- 第5条 給付金の削減支払
- 第6条 こども入院給付金の型
- 第7条 給付金の支払限度
- 第8条 給付金の請求手続
- 第8条の2 給付金支払の時期および場所
- 第9条 特約の保険料の払込免除
- 第10条 主契約の被保険者が死亡した場合の特別取扱
- 第11条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込
- 第12条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第13条 特約の失効
- 第14条 特約の復活
- 第15条 特約の減額
- 第16条 特約の保険期間または保険料払込期間の変更
- 第17条 特約の消滅
- 第18条 特約の解約
- 第19条 特約の返戻金

- 第20条 告知義務
- 第21条 告知義務違反による解除
- 第22条 特約を解除できない場合
- 第23条 重大事由による解除
- 第24条 管轄裁判所
- 第25条 主約款の規定の準用
- 第26条 更新される契約に付加した場合の特則
- 第27条 特約の取消および無効
- 第28条 受取人の変更
- 第29条 遺言による受取人の変更
- 第30条 受取人の死亡
- 第31条 受取人による特約の存続
- 第32条 時効

## 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

(備考)

- 別表1 対象となる不慮の事故
- 別表2 病院または診療所
- 別表3 入院
- 別表4 対象となる悪性新生物、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患
- 別表5 対象となる手術および給付倍率表
- 別表6 請求に必要な書類(○印は必要書類を示します)

# 無配当こども入院特約(01)条項

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます)の被保険者の子が、不慮の事故あるいは疾病等により、2日以上継続して入院した場合には入院日数に応じた入院給付金を、また所定の手術を受けた場合には所定の手術給付金を支払うことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始期)

- 第1条 この特約は、主契約締結の際または締結後、保険契約者から申出およびこの特約の被保険者の同意があり、かつ会社が承諾したときに、主契約に付加して締結します。
- 2. この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、主契約の締結後にこの特約を付加するときは、次のとおりとします。
  - (1) 会社の定める方法により計算した金額を被保険者に関する告知以後に受け取ったときは、その金額を受け取った時
  - (2) 会社の定める方法により計算した金額を被保険者に関する告知の前に受け取ったときは、告知の時
- 3. 主契約締結後にこの特約を付加したときは、この特約の保険証券は発行しません。

(特約の被保険者の資格の得喪)

- 第2条 この特約の被保険者は、この特約の締結の際、主契約の被保険者と同一戸籍に、その子として記載されている生後15日以上満20歳未満の者(以下「子」といいます)とし、この特約の締結時にこの特約の被保険者の資格を取得します。
- 2. 前項の規定にかかわらず、この特約の締結の際、前項に定める子のうち、会社が告知書に基づく選択上、引き受けられないと認めた子があった場合には、保険契約者の同意を得て、この特約の被保険者からその子を除きます。
- 3. この特約の締結後に子に該当することになった者がある場合には、保険契約者は、必要書類(別表6)を提出してください。会社が承諾した場合には、必要書類を提出した時に、この特約の被保険者の資格を取得したものとします。
- 4. 前項の規定にかかわらず、この特約の締結後に、新たに出生した子については、出生日よりその日を含めて2週間が経過した日の翌日から自動的にこの特約の被保険者の資格を取得します。
- 5. 前項の規定によって、この特約の締結後に新たに出生した子がいる場合には、保険契約者はその旨通知してください。
- 6. この特約の締結後に次のいずれかの事由が生じたときは、その事由に該当した時から、この特約の被保険者の資格を喪



失します。

- (1) 戸籍上の異動により主契約の被保険者と同一戸籍でなくなったとき。ただし、主契約の被保険者の死亡による場合を除きます。(養子縁組の解消、婚姻または離婚により戸籍の異動があった場合には資格を喪失しません。この場合でも、保険契約者は申出により、その被保険者の資格の喪失を請求することができます)
  - (2) 子が満20歳に達した日の直後に到来する主契約の年単位の契約応当日をむかえたとき
7. 前項の規定によって、すべての子がこの特約の被保険者としての資格を失ったときは、保険契約者は、その事実を証する書類を添えて、すみやかに会社に通知してください。

**(子ども入院給付金日額)**

**第3条** この特約の子の入院給付金日額(以下「子ども入院給付金日額」といいます)は、主契約の被保険者の入院給付金日額の60%の金額とします。

**(給付金の支払)**

**第4条** この特約の子ども災害入院給付金、子どもガン・特定疾病入院給付金、子ども疾病入院給付金および子ども手術給付金(以下「給付金」といいます)は、次のとおりとします。

名称	給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます)	支払金額	受取人	給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます)
子ども災害入院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす入院をしたとき (1) その入院がその被保険者の責任開始期(復活の取扱が行なわれた後は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ)以後に生じた別表1に定める不慮の事故(以下「不慮の事故」といいます)を直接の原因とする入院であること (2) その入院が傷害の治療を目的とすること (3) その入院が不慮の事故の日から起算して180日以内に開始した入院であること (4) その入院が別表2に定める病院または診療所における別表3に定める入院であること (5) その入院日数が継続して2日以上であること	同一の不慮の事故による入院1回につき、  (子ども入院給付金日額) × (入院日数)	主契約の給付金の受取人	被保険者が次のいずれかにより支払事由に該当したとき (1) 保険契約者、主契約の被保険者またはその被保険者の故意または重大な過失 (2) その被保険者の犯罪行為 (3) その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 (4) その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
子どもガン・特定疾病入院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす入院をしたとき (1) その入院がその被保険者の責任開始期以後に生じた別表4に定める悪性新生物、心疾患、高血圧性疾患または脳血管疾患(以下「ガン・特定疾病」といいます)を直接の原因とする入院であること (2) その入院がガン・特定疾病の治療を目的とすること (3) その入院が別表2に定める病院または診療所における別表3に定める入院であること (4) その入院日数が継続して2日以上であること	入院1回につき、  (子ども入院給付金日額) × (入院日数)	主契約の給付金の受取人	—

名称	給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます)	支払金額	受取人	給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます)
子ども疾病入院給付金	<p>被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす入院をしたとき</p> <p>(1) その入院がその被保険者の責任開始期以後に生じた疾病(ガン・特定疾病を除きます。以下同じ)を直接の原因とする入院であること</p> <p>(2) その入院が疾病の治療を目的とすること</p> <p>(3) その入院が別表2に定める病院または診療所における別表3に定める入院であること</p> <p>(4) その入院日数が継続して2日以上であること</p>	<p>入院1回につき、</p> <p>(子ども入院給付金日額) × (入院日数)</p>	主契約の給付金の受取人	<p>被保険者が次のいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <p>(1) 保険契約者、主契約の被保険者またはその被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(2) その被保険者の犯罪行為</p> <p>(3) その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</p> <p>(4) その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(5) その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(6) その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>(7) その被保険者の薬物依存</p>
子ども手術給付金	<p>被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす手術を受けたとき</p> <p>(1) その手術が次のいずれかに該当する手術であること</p> <p>① その被保険者の責任開始期以後に生じた次のいずれかを直接の原因とし、その傷害または疾病もしくはガン・特定疾病の治療を直接の目的とする手術であること</p> <p>(ア) 疾病またはガン・特定疾病</p> <p>(イ) 不慮の事故</p> <p>(ウ) 不慮の事故以外の外因</p> <p>② 組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的としてその被保険者の責任開始の日から起算して1年を経過した日以後に行なわれた骨髄幹細胞採取手術(末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含みます。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。)であること</p> <p>(2) その手術が別表2に定める病院または診療所における手術であること</p> <p>(3) その手術が別表5に定めるいずれかの種類の手術であること</p>	<p>手術1回につき、</p> <p>(子ども入院給付金日額) × (受けた手術に対応する別表5に定める給付倍率)</p>	主契約の給付金の受取人	<p>被保険者が次のいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <p>(1) 保険契約者、主契約の被保険者またはその被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(2) その被保険者の犯罪行為</p> <p>(3) その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</p> <p>(4) その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(5) その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(6) その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>(7) その被保険者の薬物依存</p>

2. 同一の被保険者が転入院または再入院をした場合、退院日の翌日から起算して31日以内の転入院または再入院であり、かつ、入院の直接の原因が同一であると会社が認めるときは、継続した入院とみなして第1項の規定を適用します。
3. 同一の被保険者が子ども災害入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故が同一であるときは、1回の入院とみなして本条および第7条(給付金の支払限度)の規定を適用します。ただし、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。
4. 同一の被保険者が2以上の不慮の事故により入院した場合は、入院開始の直接の原因となった不慮の事故(以下本項において「主たる不慮の事故」といいます)に対する子ども災害入院給付金を支払い、主たる不慮の事故以外の不慮の事故(以下本項において「異なる不慮の事故」といいます)に対する子ども災害入院給付金は支払いしません。ただし、入院中に主たる不慮の事故により子ども災害入院給付金が支払われる期間が終了したときは、異なる不慮の事故により子ども災害入院給付金を支払います。この場合、異なる不慮の事故に対する子ども災害入院給付金の支払金額は、主たる不慮の事故により子ども災害入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に子ども入院給付金日額を乗じた金額とします。
5. 次の各号のいずれかに該当する入院は、疾病を直接の原因とする入院とみなして第1項の規定を適用します。
  - (1) この特約の責任開始期以後に生じた不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して180日を経過して開始した入院
  - (2) この特約の責任開始期以後に生じた不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的とする入院
  - (3) この特約の責任開始期以後に開始した異常分娩(分娩のうち公的医療保険制度の法律に定める「療養の給付」の対象

- となるもの。以下同じ。)のための入院。
6. 同一の被保険者がこども疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった疾病、不慮の事故、不慮の事故以外の外因による傷害または異常分娩が同一かまたは医学上重要な関係があると会社が認めるときは、1回の入院とみなして本条および第7条(給付金の支払限度)の規定を適用します。ただし、こども疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなして取り扱います。
  7. 同一の被保険者が疾病を直接の原因とする入院を開始した時に、異なる疾病を併発していた場合またはその入院中に異なる疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなして取り扱います。
  8. 同一の被保険者がこどもガン・特定疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となったガン・特定疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると会社が認めるときは、1回の入院とみなして本条および第7条(給付金の支払限度)の規定を適用します。ただし、こどもガン・特定疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなして取り扱います。
  9. 同一の被保険者がガン・特定疾病を直接の原因とする入院を開始した時に、異なるガン・特定疾病を併発していた場合またはその入院中に異なるガン・特定疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となったガン・特定疾病により継続して入院したものとみなして取り扱います。
  10. 次のいずれかの場合でも、会社は第1項の規定にかかわらず、同一の被保険者について、こどもガン・特定疾病入院給付金、こども災害入院給付金またはこども疾病入院給付金を重複して支払いません。
    - (1) こどもガン・特定疾病入院給付金とこども災害入院給付金の支払事由が重複したとき
      - (ア) こども災害入院給付金の支払われる入院中に、こどもガン・特定疾病入院給付金の支払事由に該当した場合は、こどもガン・特定疾病入院給付金が支払われる期間に対しては、こども災害入院給付金は支払いません。その場合のこどもガン・特定疾病入院給付金の支払額は、ガン・特定疾病の治療を開始した日からその日を含めた入院日数にこども入院給付金日額を乗じた金額とします。
      - (イ) こどもガン・特定疾病入院給付金が支払われる入院中に、こども災害入院給付金の支払事由に該当した場合は、こどもガン・特定疾病入院給付金が支払われる期間に対しては、こども災害入院給付金は支払いません。
    - (2) こどもガン・特定疾病入院給付金とこども疾病入院給付金の支払事由が重複したとき
      - (ア) こども疾病入院給付金の支払われる入院中に、こどもガン・特定疾病入院給付金の支払事由に該当した場合は、こどもガン・特定疾病入院給付金が支払われる期間に対しては、こども疾病入院給付金は支払いません。その場合のこどもガン・特定疾病入院給付金の支払額は、ガン・特定疾病の治療を開始した日からその日を含めた入院日数にこども入院給付金日額を乗じた金額とします。
      - (イ) こどもガン・特定疾病入院給付金が支払われる入院中に、こども疾病入院給付金の支払事由に該当した場合は、こどもガン・特定疾病入院給付金が支払われる期間に対しては、こども疾病入院給付金は支払いません。
    - (3) こども災害入院給付金とこども疾病入院給付金の支払事由が重複したとき
      - (ア) こども疾病入院給付金の支払われる入院中に、こども災害入院給付金の支払事由に該当した場合は、こども災害入院給付金が支払われる期間に対しては、こども疾病入院給付金は支払いません。その場合のこども災害入院給付金の支払額は、不慮の事故により治療を開始した日からその日を含めた入院日数にこども入院給付金日額を乗じた金額とします。
      - (イ) こども災害入院給付金が支払われる入院中に、こども疾病入院給付金の支払事由に該当した場合は、こども災害入院給付金が支払われる期間に対しては、こども疾病入院給付金は支払いません。
  11. 同一の被保険者が、同時に2種類以上の手術を受けた場合には、別表5に定める給付倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみ、こども手術給付金を支払います。
  12. 同一の被保険者の入院継続中に次の各号に定める事由が発生した場合には、それらの事由の発生時を含んで継続している入院は、この特約の保険期間中の入院とみなして取り扱います。
    - (1) この特約の保険期間が満了した時
    - (2) 第2条(特約の被保険者の資格の得喪)第6項の規定により、この特約の被保険者の資格を喪失した時
  13. 同一の被保険者がその被保険者の責任開始期前に生じたガン・特定疾病もしくは疾病の治療または不慮の事故もしくは不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的として入院または手術を受けた場合でも、その被保険者の責任開始の日から起算して2年を経過した後に入院を開始または手術を受けたときは、その入院または手術は、その被保険者の責任開始期以後の原因によるものとみなして第1項の規定を適用します。
  14. 次の各号のいずれかに該当する場合には、同一の被保険者がその被保険者の責任開始期前に発病したガン・特定疾病または疾病を直接の原因としてその被保険者の責任開始期以後にこどもガン・特定疾病入院給付金またはこども疾病入院給付金の支払事由に該当したときでも、その被保険者の責任開始期以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。ただし、不慮の事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院によりこども疾病入院給付金の支払事由に該当した場合は除きます。
    - (1) そのガン・特定疾病または疾病について、この特約の締結、復活または被保険者資格の取得の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、そのガン・特定疾病または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
    - (2) そのガン・特定疾病または疾病について、その被保険者の責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されることがない場合。ただし、そのガン・特定疾病または疾病による症状について保険契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
  15. 被保険者の入院中に、こども入院給付金日額が減額された場合には、給付金の支払金額は、各日現在のこども入院給

付金日額に応じて計算します。

16. 第5項および第14項の規定は、子ども手術給付金の場合に準用します。

#### (給付金の削減支払)

**第5条** 被保険者が、戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により給付金の支払事由に該当した場合に、その原因により給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認めるときは、その程度に応じ、給付金の金額を一部または全部削減して支払います。

#### (子ども入院給付金の型)

**第6条** この特約の子ども入院給付金の型は次の各号のとおりとし、主契約で選択された入院給付金の型と同一とします。また、その型は、以後変更できません。

- (1) 60日型
- (2) 120日型
- (3) 365日型
- (4) 730日型
- (5) 1,095日型

#### (給付金の支払限度)

**第7条** 子ども入院給付金の支払限度は前条に定める子ども入院給付金の型により次のとおりとします。

入院給付金の型	給付金の種類	支払限度日数	
		1回の入院	通算
60日型	子ども災害入院給付金	60日	1,095日
	子ども疾病入院給付金	60日	1,095日
	子どもガン・特定疾病入院給付金	60日	支払限度はありません。
120日型	子ども災害入院給付金	120日	1,095日
	子ども疾病入院給付金	120日	1,095日
	子どもガン・特定疾病入院給付金	120日	支払限度はありません。
365日型	子ども災害入院給付金	365日	1,095日
	子ども疾病入院給付金	365日	1,095日
	子どもガン・特定疾病入院給付金	365日	支払限度はありません。
730日型	子ども災害入院給付金	730日	1,095日
	子ども疾病入院給付金	730日	1,095日
	子どもガン・特定疾病入院給付金	730日	支払限度はありません。
1,095日型	子ども災害入院給付金	1,095日	1,095日
	子ども疾病入院給付金	1,095日	1,095日
	子どもガン・特定疾病入院給付金	支払限度はありません。	支払限度はありません。

2. 第4条(給付金の支払)第1項に定める子ども手術給付金の支払事由(1)②の規定により支払われる子ども手術給付金の支払限度は、同一の被保険者について1回とします。

#### (給付金の請求手続)

**第8条** 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または給付金の受取人は、ただちに会社に通知してください。

2. 支払事由が生じた給付金の受取人は、すみやかに必要書類(別表6)を会社に提出して、給付金を請求してください。

#### (給付金支払の時期および場所)

**第8条の2** 給付金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所において支払います。

2. 給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から給付金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行いません。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

- (1) 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合  
支払事由に該当する事実の有無
- (2) 給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合  
給付金の支払事由が発生した原因
- (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合  
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
- (4) この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

前2号に定める事項、第23条(重大事由による解除)第1項第4号(ア)から(オ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人の特約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する特約の締結時から給付金請求時までに於ける事実

3. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、

給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。

- (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60 日
  - (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和 24 年法律第 205 号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180 日
  - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180 日
  - (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180 日
  - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180 日
4. 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。
5. 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、給付金を請求した者に、その旨を通知します。

#### (特約の保険料の払込免除)

**第9条** 主契約の被保険者について、この特約の保険料払込期間中に主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます)に規定する保険料の払込免除事由が生じたときは、会社は主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。

#### (主契約の被保険者が死亡した場合の特別取扱)

- 第10条** 主契約の被保険者の死亡により主契約が消滅した場合には、この特約は消滅することなく、当初定めた保険期間の満了する日まで有効に継続します。
2. この特約の保険料払込期間中に前項の規定に該当したときは、会社は、主契約の消滅事由が生じた払込期月の次に到来する払込期月以後のこの特約の保険料の払込を免除します。この場合、この特約の保険料は以後払込期月ごとに払込があったものとして取り扱います。
  3. 第1項の規定に該当したときは、保険契約者は、ただちに必要書類(別表6)を会社に提出して通知してください。
  4. 本条の特別取扱により有効に継続されることとなった特約については、以後、第15条(特約の減額)および第16条(特約の保険期間または保険料払込期間の変更)の規定は適用しません。

#### (特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)

- 第11条** この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。
2. この特約の保険料は、この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納および一括払込の場合も同様とします。
  3. この特約の保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を支払うべき金額から差し引きます。

#### (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- 第12条** 猶予期間中に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。
2. 給付金が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、給付金を支払いません。

#### (特約の失効)

**第13条** 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

#### (特約の復活)

- 第14条** 主契約の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. この特約の復活を承諾したときは、主契約の復活の取扱に準じて、この特約の復活の取扱をします。

#### (特約の減額)

- 第15条** この特約のこども入院給付金日額のみ減額は取り扱いません。
2. 主契約の入院給付金日額が減額された場合には、この特約のこども入院給付金日額も同じ割合で減額されるものとします。
  3. この特約のこども入院給付金日額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。

#### (特約の保険期間または保険料払込期間の変更)

- 第16条** この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。

### (特約の消滅)

**第 17 条** 次の各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。ただし、主契約の被保険者が死亡したことにより、主契約が消滅した場合を除きます。
- (2) 第2条(特約の被保険者の資格の得喪)第6項の規定により、すべての子が被保険者の資格を喪失したとき

### (特約の解約)

**第 18 条** 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

### (特約の返戻金)

**第 19 条** この特約が、解約もしくは解除された場合または第 17 条(特約の消滅)の規定により消滅したものとみなされた場合に、会社の定める方法で計算したこの特約の解約返戻金があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

2. 前条の規定により支払われる解約返戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所において支払います。
3. この特約の保険料払込期間と保険期間が同一の場合、この特約の解約返戻金その他の返戻金はありません。

### (告知義務)

**第 20 条** 会社が、この特約の締結、復活または被保険者資格の取得の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、この特約の被保険者に関し会社所定の書面で質問した事項について、保険契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社指定の医師に告知するときは、口頭によるものとします。

### (告知義務違反による解除)

**第 21 条** 保険契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約(被保険者資格の取得の際の告知義務違反のときは、その被保険者に関する部分とします。以下、本条において同じ)を解除することができます。

2. 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても、保険契約を解除することができます。この場合、会社は、給付金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、すでに給付金を支払い、または保険料の払込を免除していたときは、給付金の返還を請求し、または保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が証明したときは、給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
3. この特約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者に解除の通知をします。
4. この特約を解除したときは、解約返戻金を保険契約者に支払います。

### (特約を解除できない場合)

**第 22 条** 会社は、次の場合には、前条の規定にかかわらず、この特約を解除できないものとします。

- (1) 会社が、この特約の締結、復活または被保険者資格の申込の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき
  - (2) 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。))が、保険契約者または被保険者が第 20 条の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第 20 条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
  - (4) 会社が、解除の原因となる事実を知った日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき
  - (5) この特約の責任開始の日から起算して2年以内に給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じなかったとき
2. 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第 20 条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

### (重大事由による解除)

**第 23 条** 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、主契約の被保険者、この特約の被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金(こども災害入院給付金、こどもガン・特定疾病入院給付金、こども疾病入院給付金、こども手術給付金および保険料払込免除をいいます。本項において同じ)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます)をした場合
- (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます)があった場合
- (3) 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
  - (ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係

- 企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
- (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
  - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
  - (エ) 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
  - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 会社は、こども災害入院給付金、こどもガン・特定疾病入院給付金、こども疾病入院給付金もしくはこども手術給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、こども災害入院給付金、こどもガン・特定疾病入院給付金、こども疾病入院給付金もしくはこども手術給付金の支払または保険料の払込の免除をしません。また、すでにこども災害入院給付金、こどもガン・特定疾病入院給付金、こども疾病入院給付金もしくはこども手術給付金を支払い、または保険料の払込を免除していたときは、こども災害入院給付金、こどもガン・特定疾病入院給付金、こども疾病入院給付金もしくはこども手術給付金の返還を請求し、または保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、主契約の被保険者、この特約の被保険者または給付金の受取人に通知します。
4. この特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。

#### (管轄裁判所)

**第24条** この特約における給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

#### (主約款の規定の準用)

**第25条** この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

#### (更新される契約に付加した場合の特則)

- 第26条** 主契約が更新された場合、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約も同時に更新されたものとして取り扱います。ただし、更新時に会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
2. 更新後のこの特約の保険期間およびこども入院給付金日額は、更新前と同一とします。ただし、主契約が短期の保険期間に変更して更新された場合には、この特約も同時に短期の保険期間に変更して更新されます。
3. 保険契約者は、更新前のこの特約の保険期間の満了する日の2週間前までに、会社の定める書類によって申し出ることにより、会社の定める範囲内で、保険期間の変更を請求することができます。
4. 本条の規定によりこの特約が更新された場合には、第4条(給付金の支払)、第7条(給付金の支払限度)および第9条(特約の保険料の払込免除)の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは、継続したものとして取り扱います。
5. 第1項ただし書によりこの特約が更新されないときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加します。この場合、前項の規定を準用します。

#### (特約の取消および無効)

- 第27条** 保険契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結または復活が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。
2. 保険契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結または復活した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

#### (受取人の変更)

**第28条** 給付金の受取人については、主契約の給付金の受取人以外の者に変更することはできません。

#### (遺言による受取人の変更)

**第29条** 保険契約者は、遺言によっても、給付金の受取人を、主契約の給付金の受取人以外の者に変更することはできません。

#### (受取人の死亡)

- 第30条** 給付金の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を給付金の受取人とします。
2. 前項の規定により給付金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により給付金の受取人となった者のうち生存している他の給付金の受取人を給付金の受取人とします。
3. 前2項により給付金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

### (受取人による特約の存続)

- 第31条** 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。
- 前項の解約が通知された場合でも、給付金の受取人である主契約の被保険者(通知の時ににおいて保険契約者が受取人でない場合に限る)は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
  - 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第19条(特約の返戻金)第2項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

### (時効)

- 第32条** この特約の給付金もしくは解約返戻金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

### 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

### (備考)

- 治療を目的とした入院  
美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術(避妊のための手術)、治療処置を伴わない人間ドック検査などによる入院、入院治療を必要としない介護を主たる目的とする入院は、「治療を目的とした入院」には該当しません。
- 治療を直接の目的とした手術  
美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術(避妊のための手術)、診断、検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術などは、「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。
- 手術を受けたとき  
手術開始後、手術中に死亡した場合でも、手術を受けたものとして取り扱います。単なる麻酔処理の段階は手術給付の対象といたしません。
- 医学上重要な関係  
「医学上重要な関係」とは、たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等の関係をいいます。
- 薬物依存  
「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F19.2



**別表1 対象となる不慮の事故**

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

**表1 急激・偶発・外来の定義**

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

**表2 分類項目**

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00～X59)	
・転倒・転落(W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露(W20～W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露(W42) ・振動への曝露(W43)
・生物による機械的な力への曝露(W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水(W65～W74)	
・その他の不慮の窒息(W75～W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引>(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引>(W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露(W85～W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94)(高山病など)
・煙、火および火炎への曝露(X00～X09)	
・熱および高温物質との接触(X10～X19)	
・有毒動植物との接触(X20～X29)	
・自然の力への曝露(X30～X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露(X30)(日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの  ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57)	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在(X52) ・食糧の不足(X53) ・水の不足(X54)

分類項目 (基本分類コード)	除外項目等
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露 (X58～X59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡 (X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為 (Y35～Y36)	※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑 (Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症 (Y40～Y84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤 (Y40～Y59) によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故 (Y60～Y69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具 (Y70～Y82) によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの (Y83～Y84)	

### 備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

### 別表2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

- 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

### 別表3 入院

医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下同じ)が必要であり、かつ自宅等(別表2に定める病院または診療所以外の施設を含みます。)での治療が困難なため、別表2に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

**別表4 対象となる悪性新生物、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患**

対象となる悪性新生物、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版) 準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合には、会社が特に認めた場合に限り、下記に掲げる疾病以外の疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

疾病名	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	消化器の悪性新生物	C15～C26
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
	中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	乳房の悪性新生物	C50
	女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
	男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
	腎尿路の悪性新生物	C64～C68
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
	上皮内新生物	D00～D09
	性状不詳または不明の新生物(D37～D48)中の	
	・真正赤血球増加症<多血症>	D45
・骨髄異形成症候群	D46	
・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D47)中の		
・慢性骨髄増殖性疾患	D47.1	
・本態性(出血性)血小板血症	D47.3	
血液および造血器のその他の疾患(D70～D77)中の		
・リンパ細網組織および細網組織球系の疾患(D76)中の		
・ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0	
心疾患	慢性リウマチ性心疾患	I05～I09
	虚血性心疾患	I20～I25
	その他の型の心疾患	I01,I02,I27, I30～I52
高血圧性疾患	高血圧性疾患(I10-I15)中の	
	・本態性(原発性<一次性>)高血圧(症)	I10
	・高血圧性心疾患	I11
	・高血圧性腎疾患	I12
	・高血圧性心腎疾患	I13
・二次性<続発性>高血圧(症)	I15	
脳血管疾患	脳血管疾患	I60～I69

**別表5 対象となる手術および給付倍率表**

「手術」とは、治療または組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞もしくは末梢血幹細胞を移植することを直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表手術番号1. ～89. を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

手術の種類	給付倍率
<b>●皮膚・乳房の手術</b>	
1. 植皮術(25 cm <sup>2</sup> 未満は除く)	30
2. 乳房切断術	30
<b>●筋骨の手術(抜釘術は除く)</b>	
3. 骨移植術	30
4. 骨髄炎・骨結核手術(膿瘍の単なる切開は除く)	30
5. 頭蓋骨観血手術(鼻骨・鼻中隔を除く)	30
6. 鼻骨観血手術(鼻中隔彎曲症手術を除く)	20
7. 上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術(歯・歯肉の処置に伴うものを除く)	30
8. 脊椎・骨盤観血手術	30

手術の種類	給付倍率
9. 鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術	20
10. 四肢切断術(手指・足指を除く)	30
11. 切断四肢再接合術(骨・関節の離断に伴うもの)	30
12. 四肢骨・四肢関節観血手術(手指・足指を除く)	20
13. 筋・腱・靭帯観血手術(手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く)	20
<b>●呼吸器・胸部の手術</b>	
14. 慢性副鼻腔炎根本手術	20
15. 喉頭全摘除術	30
16. 気管・気管支・肺・胸膜手術(開胸術を伴うもの)	30
17. 胸郭形成術	30
18. 縦隔腫瘍摘出術	50
<b>●循環器・脾の手術</b>	
19. 観血的血管形成術(血液透析用外シャント形成術を除く)	30
20. 静脈瘤根本手術	20
21. 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術(開胸・開腹術を伴うもの)	50
22. 心膜切開・縫合術	30
23. 直視下心臓内手術	50
24. 体内用ペースメーカー埋込術	30
25. 脾摘除術	30
<b>●消化器の手術</b>	
26. 耳下腺腫瘍摘出術	30
27. 顎下腺腫瘍摘出術	20
28. 食道離断術	50
29. 胃切除術	50
30. その他の胃・食道手術(開胸・開腹術を伴うもの)	30
31. 腹膜炎手術	30
32. 肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術	30
33. ヘルニア根本手術	20
34. 虫垂切除術、盲腸縫縮術	20
35. 直腸脱根本手術	30
36. その他の腸・腸間膜手術(開腹術を伴うもの)	30
37. 痔瘻・脱肛・痔核根本手術(根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く)	20
<b>●尿・性器の手術</b>	
38. 腎移植手術(受容者に限る)	50
39. 腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術(経尿道的操作は除く)	30
40. 尿道狭窄観血手術(経尿道的操作は除く)	30
41. 尿瘻閉鎖観血手術(経尿道的操作は除く)	30
42. 陰茎切断術	50
43. 睾丸・副睾丸・精管・精索・精囊・前立腺手術	30
44. 陰嚢水腫根本手術	20
45. 子宮広汎全摘除術(単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く)	50
46. 子宮頸管形成術、子宮頸管縫縮術	20
47. 帝王切開娩出術	20
48. 子宮外妊娠手術	30
49. 子宮脱・膣脱手術	30
50. その他の子宮手術(子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く)	30
51. 卵管・卵巣観血手術(経膈的操作は除く)	30
52. その他の卵管・卵巣手術	20
<b>●内分泌器の手術</b>	
53. 下垂体腫瘍摘除術	50
54. 甲状腺手術	30
55. 副腎全摘除術	30
<b>●神経の手術</b>	
56. 頭蓋内観血手術	50
57. 神経観血手術(形成術、移植術、切除術、減圧術、開放術、捻除術)	30
58. 観血的脊髄腫瘍摘出手術	50
59. 脊髄硬膜内外観血手術	30
<b>●感覚器・視器の手術(視力矯正を直接の目的とする手術を除く。)</b>	
60. 眼瞼下垂症手術	20
61. 涙小管形成術	20
62. 涙嚢鼻腔吻合術	20

手術の種類	給付倍率
63. 結膜嚢形成術	20
64. 角膜移植術	20
65. 観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	20
66. 虹彩前後癒着剥離術	20
67. 緑内障観血手術	30
68. 白内障・水晶体観血手術	30
69. 硝子体観血手術	20
70. 網膜剥離症手術	20
71. レーザー・冷凍凝固による眼球手術(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする)	20
72. 眼球摘除術・組織充填術	30
73. 眼窩腫瘍摘出術	30
74. 眼筋移植術	20
●感覚器・聴器の手術	
75. 観血的鼓膜・鼓室形成術	30
76. 乳様洞削開術	20
77. 中耳根本手術	30
78. 内耳観血手術	30
79. 聴神経腫瘍摘出術	50
●悪性新生物の手術	
80. 悪性新生物根治手術	50
81. 悪性新生物温熱療法(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする)	20
82. その他の悪性新生物手術	30
●上記以外の手術	
83. 上記以外の開頭術	30
84. 上記以外の開胸術	30
85. 上記以外の開腹術	20
86. 衝撃波による体内結石破碎術(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする)	30
87. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術(検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする)	20
●新生物根治放射線照射	
88. 新生物根治放射線照射(50グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする)	20
●骨髄幹細胞採取手術	
89. 組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした骨髄幹細胞採取手術(末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含む。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除く。)	30

**(備考)**

視力矯正を直接の目的とする手術

「視力矯正を直接の目的とする手術」とは、屈折異常・調整障害(近視、遠視、老眼等)に対する視力矯正のみを目的とする手術をいい、例えば、LASIK・フェイクIOL等が含まれます。

**別表6 請求に必要な書類(○印は必要書類を示します)**

項目	必要書類	会社所定の請求書	保険証券	最終保険料の払込を証する書類	印鑑証明書		被保険者の住民票(ただし会社が必要と認めた場合は戸籍抄本)	受取人の戸籍抄本
					保険契約者	受取人		
子ども災害入院給付金		○	○	○		○	○	○
子どもガン・特定疾病入院給付金		○	○	○		○	○	○
子ども疾病入院給付金		○	○	○		○	○	○
子ども手術給付金		○	○	○		○	○	○
被保険者資格の申込			○		○		○	
主契約の被保険者が死亡した場合の特別取扱		○	○	○			○ (主契約の被保険者)	

項目	必要書類	会社所定の様式による			その他
		診断書・証明書	入院証明書	手術証明書	
子ども災害入院給付金		○	○		不慮の事故であることを証する書類

項目	必要書類	会社所定の様式による			その他
		診断書・証明書	入院証明書	手術証明書	
こどもガン・特定疾病入院給付金	○	○			
こども疾病入院給付金	○	○			
こども手術給付金	○		○		
被保険者資格の申込				会社所定の申込書・告知書	
主契約の被保険者が死亡した場合の特別取扱	○ (主契約の被保険者)				

**(注)**

1. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
2. 被保険者資格の申込および主契約の被保険者が死亡した場合の特別取扱について、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ない、または会社の指定した医師の診断を求めることがあります。

# 無配当通院特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の型および被保険者の範囲
- 第2条 妻または子の通院給付金日額
- 第3条 給付金の支払
- 第4条 戦争その他の変乱の場合の特例
- 第5条 通院給付金の請求手続
- 第6条 通院給付金支払の時期および場所
- 第7条 特約の保険料の払込免除
- 第8条 特約の締結および責任開始期
- 第9条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第11条 特約の失効
- 第12条 特約の復活
- 第13条 特約の減額
- 第14条 特約の型の変更
- 第14条の2 特約の保険期間または保険料払込期間の変更
- 第15条 特約の消滅

- 第16条 特約の解約
- 第17条 特約の返戻金
- 第18条 告知義務および告知義務違反による解除
- 第19条 重大事由による解除
- 第20条 管轄裁判所
- 第21条 主約款の規定の準用
- 第22条 更新される契約に付加した場合の特則
- 第23条 特約の取消および無効
- 第24条 受取人の変更
- 第25条 遺言による受取人の変更
- 第26条 受取人による特約の存続
- 第27条 時効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

別表1 通院

別表2 請求に必要な書類(○印は必要書類を示します)

## 無配当通院特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者が主たる保険契約(以下「主契約」といいます)に定める入院給付金の支払事由に該当し、その入院の入院前または退院後に通院した場合に、通院日数に応じて通院給付金を支払うことを主な内容とするものです。

(特約の型および被保険者の範囲)

第1条 保険契約者は、この特約の締結の際、会社の定める範囲内で、次のいずれかの型を選択してください。

型	被保険者の範囲
本人型	主契約の主たる被保険者
家族Ⅰ型	主契約の主たる被保険者および妻
家族Ⅱ型	主契約の主たる被保険者および子
家族Ⅲ型	主契約の主たる被保険者、妻および子

2. この特約において「妻」、「子」とは次の者をいいます。

(1) 「妻」

主契約の主たる被保険者と同一戸籍に、その妻として記載されている者(この特約の締結後に、妻としてその戸籍に記載された者を含みます。以下同じ)

(2) 「子」

主契約の主たる被保険者と同一戸籍に、その子として記載されている満20歳未満の者(この特約の締結後に、子としてその戸籍に記載された満20歳未満のものを含みます。以下同じ)

3. この特約が第1項に規定する家族Ⅰ型ないし家族Ⅲ型(以下「家族型」といいます)の場合、その締結後に前2項の規定に該当することとなった者については、会社は、第8条第2項の規定にかかわらず、次の時から特約上の責任を負います。

(1) 新たに妻となった者または縁組等により子となった者については、妻または子として戸籍法上の届出を行なった時

(2) 主契約の主たる被保険者の妻(家族Ⅱ型の場合において、主契約の主たる被保険者が女性のときは主契約の主たる被保険者)が新たに出生した子については、出生した時

4. この特約が家族型の場合、その締結後に次のいずれかの事由が生じたときは、その事由に該当した時から、この特約の被保険者でなくなります。

(1) 妻または子が、戸籍上の異動により主契約の主たる被保険者と同一戸籍でなくなったとき

(2) 子が満20歳になったとき

(妻または子の通院給付金日額)

第2条 この特約が家族型のときの妻または子の通院給付金日額は、主たる被保険者の通院給付金日額の60%の金額とします。

(給付金の支払)

第3条 この特約の通院給付金は、次のとおりとします。

名称	通院給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます)	支払金額	受取人	通院給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます)
通院給付金	<p>被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす通院をしたとき</p> <p>(1) 主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金(以下「入院給付金」といいます)の支払事由に該当し、その入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病の治療を目的とする通院(別表1に定めるものをいいます。また、往診を含みます。以下同じ)であること</p> <p>(2) 主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます)に定める病院または診療所(ただし、患者を収容する施設を有しないものを含みます)への通院であること</p> <p>(3) 次のいずれかの期間(以下「通院期間」といいます)における通院であること</p> <p>① 第1号の入院の入院日の前日以前 60 日間</p> <p>② 第1号の入院の退院日の翌日から起算して 120 日間</p>	<p>1回の入院のその通院につき、</p> <p>(通院給付金日額) × (通院日数)</p>	主契約の給付金の受取人	<p>被保険者が次のいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <p>(1) 保険契約者、主たる被保険者またはその被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(2) その被保険者の犯罪行為</p> <p>(3) その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</p> <p>(4) その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(5) その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(6) その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>(7) その被保険者の薬物依存</p>

2. この特約の通院給付金の支払限度は、次のとおりとします。

- (1) 1回の入院(主約款の規定により1回の入院とみなされる場合を含みます)のその通院については、同一被保険者につき支払日数(通院給付金を支払う日数。以下同じ)は、45日をもって限度とします。
- (2) 通算支払限度は、同一被保険者につき支払日数を通算して700日とします。
3. 被保険者が、第1項に定める通院(以下「通院」といいます)を同一の日に2回以上したときは、1回の通院とみなして取り扱い、通院給付金は重複して支払いません。この場合、支払わないこととなる通院については、通院日数には含めません。
4. 被保険者の入院(入院給付金の支払事由に該当する入院をいいます。以下、本条において同じ)中の通院については、通院の原因がその入院の原因と同一であると否にかかわらず、通院給付金は支払いません。
5. 被保険者が同一の事由により2回以上入院した場合で、主約款の規定により1回の入院とみなされるときは、その入院にかかわる通院については次のとおり取り扱いします。
  - (1) 最初の入院の入院日を第1項に定める入院日とします。
  - (2) 最後の入院の退院日(1回の入院の支払日数が120日を超える場合は、その支払日数が120日となる日を含んだ入院の退院日)を第1項に定める退院日とします。
6. 前項の場合、最初の入院の退院日後最後の入院の入院日前までの間に、その入院開始と同一の事由で通院したときは、その通院については、第1項の通院とみなします。
7. 被保険者が入院を開始した時に異なる不慮の事故による傷害または疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる不慮の事故による傷害または疾病を併発した場合で、それぞれの事由について入院の必要があると会社が認めるときは、その併発事由の治療を目的とする通院を第1項の通院に含めます。
8. 通院期間中に通院給付金日額の変更があった場合には、通院給付金の支払金額は、各日現在の通院給付金日額に応じて計算します。
9. 退院後の通院期間中に、次の事由が生じた場合、それらの事由が生じた時を含んで継続しているその退院後における通院期間中の通院は、この特約の保険期間中の通院とみなして取り扱いします。
  - (1) この特約の保険期間が満了したとき
  - (2) 主たる被保険者が死亡し、または主契約の高度障害保険金が支払われたことにより主契約が消滅し、この特約が消滅したとき
  - (3) この特約が家族型の場合で、妻または子の退院後における通院期間中に、主たる被保険者についての通院給付金の支払日数が通算支払限度に達したことにより、この特約が消滅したとき
  - (4) この特約が家族Ⅱ型または家族Ⅲ型の場合で、子の退院後における通院期間中に、その子が第1条(特約の型および被保険者の範囲)第4項第2号の規定により、この特約の被保険者でなくなったとき
10. 入院中に、次の事由が生じた場合、それらの事由が生じた時を含んで継続している入院は、この特約の保険期間中の入院とみなし、その入院の入院前における通院期間中の通院について、第1項の規定を適用します。
  - (1) この特約の保険期間が満了したとき
  - (2) 主たる被保険者が死亡し、または主契約の高度障害保険金が支払われたことにより主契約が消滅し、この特約が消滅したとき
  - (3) この特約が家族型の場合で、妻または子の入院期間中に、主たる被保険者についての通院給付金の支払日数が通算支払限度に達したことにより、この特約が消滅したとき
  - (4) この特約が家族Ⅱ型または家族Ⅲ型の場合で、子の入院期間中に、その子が第1条(特約の型および被保険者の範囲)第4項第2号の規定により、この特約の被保険者でなくなったとき



11. 被保険者が、責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故もしくはそれ以外の外因による傷害の治療を目的として入院した場合でも、責任開始の日から起算して、2年を経過して開始した入院については、責任開始期後の原因によるものとみなします。
12. 前項の場合、責任開始の日から起算してその日を含めて2年以内の通院については、通院給付金を支払いません。

#### (戦争その他の変乱の場合の特例)

**第4条** 被保険者が、戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により通院給付金の支払事由に該当した場合に、その原因により通院給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認めるときは、その程度に応じ、通院給付金の金額を削減して支払い、またはその金額の全額を支払いません。

#### (通院給付金の請求手続)

**第5条** 通院給付金の支払事由が生じたときは、通院給付金の受取人は、すみやかに必要書類(別表2)を提出して、通院給付金を請求してください。

#### (通院給付金支払の時期および場所)

**第6条** 通院給付金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所において支払います。

2. 通院給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から通院給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、通院給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
  - (1) 通院給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合  
支払事由に該当する事実の有無
  - (2) 通院給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合  
通院給付金の支払事由が発生した原因
  - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合  
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
  - (4) この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合  
前2号に定める事項、第19条(重大事由による解除)第1項第4号(ア)から(オ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは通院給付金の受取人の特約締結の目的もしくは通院給付金請求の意図に関する特約の締結時から通院給付金請求時までにおける事実
3. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、通院給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
  - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
  - (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
  - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別な調査、分析または鑑定 180日
  - (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または通院給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
  - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
4. 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または通院給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は通院給付金を支払いません。
5. 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、通院給付金を請求した者に、その旨を通知します。

#### (特約の保険料の払込免除)

**第7条** この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

#### (特約の締結および責任開始期)

- 第8条** この特約は、主契約締結の際または締結後、保険契約者から申出および被保険者の同意があり、かつ会社が承諾したときに、主契約に付加して締結します。
2. この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、主契約の締結後にこの特約を付加するときは、次のとおりとします。
    - (1) 会社の定める方法により計算した金額(この特約の保険料払込方法<回数>が一時払のときはこの特約の保険料相当額とします。以下、本項において同じ)を被保険者に関する告知以後に受け取ったときは、その金額を受け取った時
    - (2) 会社の定める方法により計算した金額を被保険者に関する告知の前に受け取ったときは、告知の時
  3. 主契約締結後にこの特約を付加したときは、この特約の保険証券は発行しません。

### (特約の保険期間および保険料の払込)

**第9条** この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

2. この特約の保険料は、この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納および一括払込の場合も同様とします。
3. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込方法〈回数〉が一時払の場合には、この特約の保険料は一時払とするか、または会社の定める方法により前納することを要します。
4. この特約の保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに通院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を支払うべき金額から差し引きます。

### (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

**第10条** 猶予期間中に通院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

2. 通院給付金が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、通院給付金を支払いません。

### (特約の失効)

**第11条** 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

### (特約の復活)

**第12条** 主契約の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとし

2. この特約の復活を承諾したときは、主契約の復活の取扱に準じて、この特約の復活の取扱をします。

### (特約の減額)

**第13条** 保険契約者は、主たる被保険者の通院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の通院給付金日額は、会社の定める金額以上であることを要します。

2. この特約の型が家族型の場合で、主たる被保険者の通院給付金日額が減額されたときは、妻および子の通院給付金日額も同じ割合で減額されるものとします。
3. 主契約の入院給付金日額が減額され、この特約の通院給付金日額が会社の定める限度をこえる場合には、この特約の通院給付金日額は会社の定める限度まで減額されるものとします。ただし、減額後のその通院給付金日額が会社の定める金額未満となるときはこの特約は解約されたものとします。

### (特約の型の変更)

**第14条** 保険契約者は、被保険者の同意(新たに被保険者になる者に限ります。)および会社の承諾を得て、会社の定める範囲内で、将来に向かってこの特約の型を変更することができます。ただし、この特約の保険料の払込が免除された場合には、この特約の保険料の払込免除事由発生時以後、本条の規定は適用しません。

2. 主契約の型が変更され、この特約の型が会社の定める範囲外となった場合には、この特約の型は主契約の型の変更時に会社の定める型に変更されたものとします。
3. この特約の型の変更を会社が承諾したときは、次の時から変更の効力が生じます。
  - (1) 家族型から本人型への変更の場合または家族Ⅲ型から家族Ⅰ型もしくは家族Ⅱ型への変更の場合  
会社が承諾したとき
  - (2) 前号以外の変更の場合  
会社が、会社の定める金額を受け取った時(新たに被保険者となる者の告知の前に受け取ったときは、告知の時)
4. 前項第2号の変更の場合、新たに被保険者となる者については、会社は、変更の効力が生じた時からこの特約上の責任を負います。
5. 第3項第1号の変更または家族Ⅰ型と家族Ⅱ型の相互変更により被保険者から除かれる妻または子は、変更の効力が生じた時から被保険者でなくなります。この場合、会社は、変更前の解約返戻金から変更後の解約返戻金を差し引いた金額を、保険契約者に支払います。
6. この特約の型を変更するときは、保険契約者は、必要書類(別表2)を提出してください。
7. この特約の型を変更したときは、将来に向かって保険料を変更します。

### (特約の保険期間または保険料払込期間の変更)

**第14条の2** この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取扱いません。

2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。

### (特約の消滅)

**第15条** 次の各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) この特約の主たる被保険者について通院給付金の支払日数が通算して700日に達したとき

## (特約の解約)

**第 16 条** 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

## (特約の返戻金)

**第 17 条** この特約が、失効した場合、もしくは解約された場合または第 15 条第 1 号の規定により消滅したものとみなされた場合(主契約の保険金が支払われるときを除きます)に、この特約の解約返戻金があるときは、これを保険契約者に払い戻します。ただし、主契約が免責事由に該当した場合で、責任準備金が支払われるときには、これとあわせて、この特約の責任準備金(会社の定める方法によって計算されるこの特約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ)を支払います。

2. 前条の規定により支払われる解約返戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所において支払います。

## (告知義務および告知義務違反による解除)

**第 18 条** この特約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で質問した事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知することを要します。ただし、会社指定の医師に告知するときは、口頭によるものとします。

2. 保険契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、この特約を解除することができます。

3. 会社は、通院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合、会社は、通院給付金を支払わず、また保険料の払込を免除しません。また、すでに通院給付金を支払いまたは保険料の払込を免除していたときは、通院給付金の返還を請求し、また保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、通院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者または被保険者が証明したときは、通院給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。

4. この特約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または通院給付金の受取人に解除の通知をします。

5. この特約を解除したときは、この特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。

6. 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。

- (1) 会社が保険契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき
- (2) 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第 1 項の告知をすることを妨げたと
- (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第 1 項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日から1カ月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日から起算して2年以内に通院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じなかったとき

7. 前項第 2 号および第 3 号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第 1 項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたこと認められる場合には、適用しません。

## (重大事由による解除)

**第 19 条** 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金(通院給付金および保険料払込免除をいいます。本項において同じ)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます)をした場合
- (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます)があった場合
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
  - (ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
  - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
  - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
  - (エ) 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
  - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第 1 号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合

2. 会社は、通院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、通院給付金の支払または保険料の払込の免除をしません。また、すでに通院給付金を支払いまたは保険料の払込を免除していたときは、通院給付金の返還を請求し、また保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。

3. この特約を解除した場合は、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
4. 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または通院給付金の受取人に通知します。

#### (管轄裁判所)

**第 20 条** この特約における通院給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

#### (主約款の規定の準用)

**第 21 条** この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

#### (更新される契約に付加した場合の特則)

- 第 22 条** 主契約が更新された場合、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約も同時に更新されたものとして取り扱います。ただし、更新時に会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
2. 更新後のこの特約の保険期間および通院給付金日額は、更新前と同一とします。ただし、更新後のこの特約の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲を超える場合には、会社の定める短期の保険期間に変更して更新されることがあります。
  3. 保険契約者は、更新前のこの特約の保険期間の満了する日の2週間前までに、会社の定める書類によって申し出ることにより、会社の定める範囲内で、保険期間の変更および通院給付金日額の減額を請求することができます。
  4. 本条の規定によりこの特約が更新された場合には、第3条(給付金の支払)および第7条(特約の保険料の払込免除)の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは、継続したものとして取り扱います。
  5. 第1項ただし書によりこの特約が更新されないときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加します。この場合、前項の規定を準用します。

#### (特約の取消および無効)

- 第 23 条** 保険契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結または復活が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。
2. 保険契約者が通院給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に通院給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結または復活した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

#### (受取人の変更)

**第 24 条** 通院給付金の受取人については、主契約の給付金の受取人以外の者に変更することはできません。

#### (遺言による受取人の変更)

**第 25 条** 保険契約者は、遺言によっても、通院給付金の受取人を、主契約の給付金の受取人以外の者に変更することはできません。

#### (受取人による特約の存続)

- 第 26 条** 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約が通知された場合でも、通院給付金の受取人である主たる被保険者(通知の時ににおいて保険契約者が受取人でない場合に限る)は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
  3. 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、通院給付金の支払事由が生じ、会社が通院給付金を支払うことによりこの特約が消滅することとなるときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、通院給付金の受取人に支払います。
  4. 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第 17 条(特約の返戻金)第2項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

#### (時効)

**第 27 条** 通院給付金、解約返戻金もしくは責任準備金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

#### 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

**別表1 通院**

1. 通院

「通院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等（主約款に定める病院または診療所以外の施設を含みます。）での治療が困難なため、主約款に定める病院または診療所において、医師による治療を入院によらないで受けることをいいます。

2. 治療を目的とする通院

「治療を目的とする通院」には、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取のみの通院は該当しません。

3. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版) 準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F19.2

**別表2 請求に必要な書類(○印は必要書類を示します)**

項目	必要書類	会社所定の請求書	保険証券	最終保険料の払込を証する書類	印鑑証明書	
					保険契約者	受取人
通院給付金		○	○	○		○
特約の解約		○	○	○	○	
特約の減額		○	○	○	○	
特約の型の変更		○	○		○	
特約の保険期間または保険料払込期間の変更		○	○	○	○	

項目	必要書類	被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本)	受取人の戸籍抄本	会社所定の様式による			不慮の事故であることを証する書類(不慮の事故による入院の場合)
				告知書	診断書	通院証明書	
通院給付金		○	○		○	○	○
特約の解約							
特約の減額							
特約の型の変更				○			
特約の保険期間または保険料払込期間の変更							

**(注)**

1. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
2. 特約の型の変更について、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ない、または会社の指定した医師の診断を求めることがあります。

## 無配当女性特定疾病特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 この特約の被保険者
- 第2条 給付金の支払
- 第3条 給付金の請求手続
- 第4条 給付金支払の時期および場所
- 第5条 特約の保険料の払込免除
- 第6条 特約の締結および責任開始期
- 第7条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第8条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第9条 特約の失効
- 第10条 特約の復活
- 第11条 特約の減額
- 第11条の2 特約の保険期間または保険料払込期間の変更
- 第12条 特約の消滅
- 第13条 特約の解約
- 第14条 特約の返戻金
- 第15条 告知義務

- 第15条の2 告知義務違反による解除
- 第15条の3 特約を解除できない場合
- 第16条 重大事由による解除
- 第17条 管轄裁判所
- 第18条 主約款の規定の準用
- 第19条 更新される契約に付加した場合の特則
- 第20条 特約の取消および無効
- 第21条 受取人の変更
- 第22条 遺言による受取人の変更
- 第23条 受取人による特約の存続
- 第24条 時効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

- 別表1 対象となる女性特定疾病
- 別表2 手術給付倍率表
- 別表3 請求に必要な書類

## 無配当女性特定疾病特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、女性を被保険者とする主たる保険契約(以下「主契約」といいます)に付加し、次の給付を行なうことを主な内容とするものです。

名称	給付事由	給付額
女性入院給付金	被保険者が、女性特定疾病により8日以上継続して入院したとき	女性入院給付金日額の入院日数倍
女性手術給付金	被保険者が、女性特定疾病により所定の手術を受けたとき	女性入院給付金日額の20倍、30倍または50倍
女性療養給付金	被保険者が、女性特定疾病により30日以上継続して入院し退院したとき	女性入院給付金日額の15日分

(この特約の被保険者)

第1条 この特約の被保険者は、主契約の主たる被保険者となります。

**(給付金の支払)**

**第2条** この特約の女性入院給付金、女性手術給付金および女性療養給付金(以下「給付金」といいます)は、次のとおりとします。

名称	給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます)	支払金額	受取人
女性入院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす入院をしたとき (1) この特約の責任開始期(復活の場合は、最終の復活の責任開始期とします。以下同じ)以後に生じた女性特定疾病(別表1に定めるものとします。以下同じ)を直接の原因とする入院であること (2) 主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます)に定める病院または診療所における入院であること (3) その入院が、治療を直接の目的とした入院であり、かつ、その入院日数が継続(転入院および再入院した場合でも、退院日の翌日から起算して31日以内の転入院または再入院であり、かつ、入院の直接の原因が同一であると会社が認めたときを含みます)して8日以上であること	入院1回につき、 (女性入院給付金日額) × (入院日数)	主契約の給付金の受取人
女性手術給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす手術を受けたとき (1) この特約の責任開始期以後に生じた女性特定疾病を直接の原因とする、別表2に定める手術であること (2) その手術が、治療を直接の目的とした主約款に定める病院または診療所における手術であること	手術1回につき、 (女性入院給付金日額) × (別表2に定める給付倍率)	
女性療養給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、この特約の女性入院給付金の支払事由に該当する入院を30日以上継続した後、生存して退院したとき	入院1回につき、 (女性入院給付金日額) × (15日)	

2. この特約の女性入院給付金の支払限度は、次のとおりとします。

- (1) 1回の入院については、支払日数(女性入院給付金を支払う日数。以下同じ)は120日をもって限度とします。
- (2) 通算支払限度は、支払日数を通算して700日とします。
3. 被保険者が第1項に規定する入院を開始した時にすでに異なる女性特定疾病を併発していたとき、またはその入院中に異なる女性特定疾病を併発したときには、その入院開始の直接の原因となる女性特定疾病により継続して入院したものとみなして第1項の規定を適用します
4. 被保険者が女性特定疾病以外の原因により入院を開始し、その入院中に女性特定疾病の治療を開始したときは、女性特定疾病の治療を開始した日からその女性特定疾病の治療を目的として入院したものとみなして第1項の規定を適用します。
5. 被保険者が、同一の女性特定疾病(これと因果関係があると会社が認めた女性特定疾病を含みます。以下同じ)を直接の原因として、女性入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合は、1回の入院とみなします。ただし、女性入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については、新たな入院として取り扱います。
6. 被保険者の入院継続中に次のいずれかの事由が生じた場合は、その発生時を含んで継続している入院に限り、この特約の保険期間中の入院とみなして取り扱います。
  - (1) この特約の保険期間が満了したとき
  - (2) 主契約の高度障害保険金が支払われたことにより主契約が消滅し、この特約が消滅したとき
7. 被保険者が、同時に2種類以上の手術を受けた場合には、別表2に定める給付倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみ、女性手術給付金を支払います。
8. 被保険者が、同一の女性特定疾病を直接の原因として、女性療養給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合は、1回の入院とみなして第1項の規定を適用します。ただし、女性療養給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については、新たな入院として取り扱います。
9. 被保険者が、責任開始期前に発病した女性特定疾病の治療を目的として入院または手術した場合でも、責任開始期の属する日から起算して、2年を経過して開始した入院または手術については、責任開始期以後の原因によるものとみなします。
10. 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した女性特定疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に女性入院給付金または女性手術給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
  - (1) その女性特定疾病について、この特約の締結または復活の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その女性特定疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
  - (2) その女性特定疾病について、この特約の責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことが

なく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その女性特定疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

11. 入院中に女性入院給付金日額の変更があった場合には、給付金の支払金額は、各日現在の女性入院給付金日額に応じて計算します。

#### (給付金の請求手続)

**第3条** 給付金の支払事由が生じたときは、給付金の受取人は、すみやかに必要書類(別表3)を提出して、給付金を請求してください。

#### (給付金支払の時期および場所)

**第4条** 給付金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所において支払います。

2. 給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から給付金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行いません。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

- (1) 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合

支払事由に該当する事実の有無

- (2) 告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

- (3) この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

前号に定める事項、第16条(重大事由による解除)第1項第4号(ア)から(オ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人の特約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する特約の締結時から給付金請求時までににおける事実

3. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。

- (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日

- (2) 前項第2号および第3号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日

- (3) 前項第1号または第3号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別の調査、分析または鑑定 180日

- (4) 前項第1号または第3号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号または第3号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日

- (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日

4. 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。

5. 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、給付金を請求した者に、その旨を通知します。

#### (特約の保険料の払込免除)

**第5条** この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

#### (特約の締結および責任開始期)

**第6条** この特約は、主契約締結の際または締結後、保険契約者から申出および被保険者の同意があり、かつ会社が承諾したときに、主契約に付加して締結します。

2. この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、主契約の締結後にこの特約を付加するときは、次のとおりとします。

- (1) 会社の定める方法により計算した金額(この特約の保険料払込方法<回数>が一時払のときはこの特約の保険料相当額)とします。以下、本項において同じ)を被保険者に関する告知以後に受け取ったときは、その金額を受け取った時

- (2) 会社の定める方法により計算した金額を被保険者に関する告知の前に受け取ったときは、告知の時

3. 主契約締結後にこの特約を付加したときは、この特約の保険証券は発行しません。

#### (特約の保険期間および保険料の払込)

**第7条** この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

2. この特約の保険料は、この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納および一括払込の場合も同様とします。

3. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込方法<回数>が一時払の場合には、この特約の保険料は一時払とするか、または会社の定める方法により前納することを要します。

4. この特約の保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに給付金の支払事由が生じた場合



には、会社は、未払込保険料を支払うべき金額から差し引きます。

#### (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

**第8条** 猶予期間中に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

2. 給付金が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、給付金を支払いません。

#### (特約の失効)

**第9条** 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

#### (特約の復活)

**第10条** 主契約の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとしす。

2. この特約の復活を承諾したときは、主契約の復活の取扱に準じて、この特約の復活の取扱をします。

#### (特約の減額)

**第11条** 保険契約者は、この特約の女性入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の女性入院給付金日額は、会社の定める金額以上であることを要します。

2. 主契約が減額され、この特約の女性入院給付金日額が会社の定める限度をこえる場合には、この特約の女性入院給付金日額は会社の定める限度まで減額されるものとします。

3. この特約の女性入院給付金日額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。

#### (特約の保険期間または保険料払込期間の変更)

**第11条の2** この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取扱いません。

2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。

#### (特約の消滅)

**第12条** 主契約が解約その他の事由によって消滅したときは、この特約は消滅したものとみなします。

#### (特約の解約)

**第13条** 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

#### (特約の返戻金)

**第14条** この特約が、失効した場合、もしくは解約された場合または第12条の規定により消滅したものとみなされた場合(主契約の保険金が支払われるときを除きます)に、この特約の解約返戻金があるときは、これを保険契約者に払い戻します。ただし、主契約が免責事由に該当した場合で、責任準備金が支払われるときには、これとあわせて、この特約の責任準備金(会社の定める方法によって計算されるこの特約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ)を支払います。

2. 前条の規定により支払われる解約返戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所において支払います。

#### (告知義務)

**第15条** 会社が、この特約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で質問した事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社指定の医師に告知するときは、口頭によるものとします。

#### (告知義務違反による解除)

**第15条の2** 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。

2. 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても、保険契約を解除することができます。この場合、会社は、給付金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、すでに給付金を支払い、または保険料の払込を免除していたときは、給付金の返還を請求し、または保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または給付金受取人が証明したときは、給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。

3. 保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金の受取人に解除の通知をします。

4. 保険契約を解除したときは、解約返戻金を保険契約者に支払います。

#### (特約を解除できない場合)

**第15条の3** 会社は、次の場合には、前条の規定にかかわらず、この特約を解除できないものとします。

(1) 会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき

- (2) 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。))が、保険契約者または被保険者が第 15 条の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第 15 条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
  - (4) 会社が、解除の原因となる事実を知った日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき
  - (5) この特約の責任開始の日から起算して2年以内に給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じなかったとき
2. 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第 15 条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

#### (重大事由による解除)

**第 16 条** 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金(女性入院給付金、女性手術給付金、女性療養給付金および保険料払込免除をいいます。本項において同じ)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます)をした場合
  - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
  - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
  - (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
    - (ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。))に該当すると認められること
    - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
    - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - (エ) 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配したまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 会社は、女性入院給付金、女性手術給付金または女性療養給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によってこの保険契約を解除することができます。前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、女性入院給付金、女性手術給付金および女性療養給付金の支払または保険料の払込の免除をしません。また、すでに女性入院給付金、女性手術給付金または女性療養給付金を支払い、または保険料の払込を免除していたときは、女性入院給付金、女性手術給付金および女性療養給付金の返還を請求し、または保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または給付金の受取人に通知します。
4. この保険契約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。

#### (管轄裁判所)

**第 17 条** この特約における給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

#### (主約款の規定の準用)

**第 18 条** この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

#### (更新される契約に付加した場合の特則)

- 第 19 条** 主契約が更新された場合、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約も同時に更新されたものとして取り扱います。ただし、更新時に会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
2. 更新後のこの特約の保険期間および女性入院給付金日額は、更新前と同一とします。ただし、更新後のこの特約の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲を超える場合には、会社の定める短期の保険期間に変更して更新されることがあります。
  3. 保険契約者は、更新前のこの特約の保険期間の満了する日の2週間前までに、会社の定める書類によって申し出ることにより、会社の定める範囲内で、保険期間の変更および女性入院給付金日額の減額を請求することができます。
  4. 本条の規定によりこの特約が更新された場合には、第2条(給付金の支払)および第5条(特約の保険料の払込免除)の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは、継続したものとして取り扱います。
  5. 第1項ただし書によりこの特約が更新されないときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加します。この場合、前項の規定を準用します。

#### (特約の取消および無効)

- 第 20 条** 保険契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結または復活が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。
2. 保険契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結または復活した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

#### (受取人の変更)

- 第 21 条** 給付金の受取人については、主契約の給付金の受取人以外の者に変更することはできません。

#### (遺言による受取人の変更)

- 第 22 条** 保険契約者は、遺言によっても、給付金の受取人を、主契約の給付金の受取人以外の者に変更することはできません。

#### (受取人による特約の存続)

- 第 23 条** 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約が通知された場合でも、給付金の受取人である被保険者(通知の時ににおいて保険契約者が受取人でない場合に限る)は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
3. 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第 14 条(特約の返戻金)第2項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

#### (時効)

- 第 24 条** 給付金、解約返戻金もしくは責任準備金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

#### 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

**別表1 対象となる女性特定疾病**

対象となる女性特定疾病とは、平成 21 年3月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版) 準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合には、会社が特に認めた場合に限り、下記に掲げる疾病以外の疾病を対象となる女性特定疾病に含めることがあります。

女性特定疾病の種類	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	○口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	○消化器の悪性新生物	C15～C26
	○呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	○骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	○皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
	○中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	○乳房の悪性新生物	C50
	○女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
	○腎尿路の悪性新生物	C64～C68
	○眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
	○甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	○部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	○リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	○独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
	○上皮内新生物(D00～D09)中の	
	・口腔、食道および胃の上皮内癌	D00
	・その他および部位不明の消化器の上皮内癌	D01
	・中耳および呼吸器系の上皮内癌	D02
	・上皮内黒色腫	D03
	・皮膚の上皮内癌	D04
	・乳房の上皮内癌	D05
	・子宮頸(部)の上皮内癌	D06
	・その他および部位不明の生殖器の上皮内癌(D07)中の	
	・子宮内膜	D07.0
	・外陰部	D07.1
	・陰	D07.2
	・その他および部位不明の女性生殖器	D07.3
	・その他および部位不明の上皮内癌	D09
	○性状不詳または不明の新生物(D37～D48)中の	
	・真正赤血球増加症<多血症>	D45
	・骨髓異形成症候群	D46
	・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D47)中の	
	・慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
・本態性(出血性)血小板血症	D47.3	
○血液および造血器のその他の疾患(D70～D77)中の		
・リンパ細網組織および細網組織球系の疾患(D76)中の		
・ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0	
良性新生物および性状不詳または不明の新生物	○良性新生物(D10～D36)中の	
	・乳房の良性新生物	D24
	・子宮平滑筋腫	D25
	・子宮のその他の良性新生物	D26
	・卵巣の良性新生物	D27
	・その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物	D28
	・腎尿路の良性新生物	D30
	・甲状腺の良性新生物	D34
	○性状不詳または不明の新生物(D37～D48)中の	
	・女性生殖器の性状不詳または不明の新生物	D39
	・腎尿路の性状不詳または不明の新生物	D41
	・その他および部位不明の性状不詳または不明の新生物(D48)中の	
・乳房	D48.6	

女性特定疾病の種類	分類項目	基本分類コード
血液および造血器の疾患	○栄養性貧血	D50～D53
	○溶血性貧血(D55～D59)中の ・後天性溶血性貧血	D59
	○無形成性貧血およびその他の貧血	D60～D64
	○凝固障害、紫斑病およびその他の出血性病態(D65～D69)中の ・紫斑病およびその他の出血性病態(D69)中の ・アレルギー性紫斑病	D69.0
	・血小板機能異常症	D69.1
	・その他の血小板非減少性紫斑病	D69.2
	・特発性血小板減少性紫斑病	D69.3
	・その他の原発性血小板減少症	D69.4
	・続発性血小板減少症	D69.5
	・血小板減少症、詳細不明	D69.6
	内分泌、栄養および代謝疾患	○甲状腺障害(E00～E07)中の ・ヨード欠乏による甲状腺障害および類縁病態
・無症候性ヨード欠乏性甲状腺機能低下症		E02
・その他の甲状腺機能低下症(E03)中の ・びまん性甲状腺腫を伴う先天性甲状腺機能低下症		E03.0
・薬剤およびその他の外因性物質による甲状腺機能低下症		E03.2
・感染後甲状腺機能低下症		E03.3
・甲状腺萎縮(後天性)		E03.4
・粘液水腫性昏睡		E03.5
・その他の明示された甲状腺機能低下症		E03.8
・甲状腺機能低下症、詳細不明		E03.9
・その他の非中毒性甲状腺腫		E04
・甲状腺中毒症[甲状腺機能亢進症]		E05
・甲状腺炎		E06
・その他の甲状腺障害		E07
○その他の内分泌腺障害(E20～E35)中の ・クッシング<Cushing>症候群		E24
・卵巣機能障害		E28
○代謝障害(E70～E90)中の ・治療後内分泌および代謝障害、他に分類されないもの(E89)中の ・治療後甲状腺機能低下症		E89.0
・治療後卵巣機能不全(症)		E89.4
循環系の疾患	○慢性リウマチ性心疾患	I05～I09
	○静脈、リンパ管およびリンパ節の疾患、他に分類されないもの(I80～I89)中の ・下肢の静脈瘤	I83
	・その他の部位の静脈瘤(I86)中の ・外陰静脈瘤	I86.3
	○循環器系のその他および詳細不明の障害(I95～I99)中の ・低血圧(症)	I95
	・循環器系の処置後障害、他に分類されないもの(I97)中の ・乳房切断後リンパ浮腫症候群	I97.2
	消化系の疾患	○胆のう<嚢>、胆管および膵の障害(K80～K87)中の ・胆石症
・胆のう<嚢>炎		K81
・胆のう<嚢>のその他の疾患		K82
・胆道のその他の疾患		K83
・他に分類される疾患における胆のう<嚢>、胆道および膵の障害(K87)中の ・他に分類される疾患における胆のう<嚢>および胆道の障害		K87.0
○消化器系のその他の疾患(K90～K93)中の ・消化器系の処置後障害、他に分類されないもの(K91)中の ・胆のう<嚢>摘出<除>後症候群		K91.5

女性特定疾病の種類	分類項目	基本分類コード
筋骨格系および結合組織の疾患	○炎症性多発性関節障害 (M05～M14) 中の	
	・血清反応陽性関節リウマチ	M05
	・その他の関節リウマチ	M06
	・若年性関節炎	M08
	・他に分類される疾患における若年性関節炎	M09
	・その他の明示された関節障害 (M12) 中の	
	・リウマチ熱後慢性関節障害 [ジャクー <Jaccoud> 病]	M12.0
	○全身性結合組織障害 (M30～M36) 中の	
	・その他のえく壊 > 死性血管障害 (M31) 中の	
	・大動脈弓症候群 [高安病]	M31.4
	・全身性エリテマトーデス < 紅斑性狼瘡 > < SLE >	M32
	・皮膚 (多発性) 筋炎	M33
	・全身性硬化症	M34
	・その他の全身性結合組織疾患 (M35) 中の	
	・乾燥症候群 [シェーグレン < Sjögren > 症候群]	M35.0
	・その他の重複症候群	M35.1
・リウマチ性多発筋痛症	M35.3	
・その他の明示された全身性結合組織疾患	M35.8	
・全身性結合組織疾患、詳細不明	M35.9	
腎尿路生殖器系の疾患	○糸球体疾患	N00～N08
	○腎尿細管間質性疾患	N10～N16
	○腎不全 (N17～N19) 中の	
	・慢性腎不全	N18
	○尿路結石症 (N20～N23) 中の	
	・腎結石および尿管結石	N20
	・下部尿路結石	N21
	・他に分類される疾患における尿路結石	N22
	○腎および尿管のその他の障害 (N25～N29) 中の	
	・腎および尿管のその他の障害、他に分類されないもの	N28
	・他に分類される疾患における腎および尿管のその他の障害	N29
	○尿路系のその他の疾患	N30～N39
	○乳房の障害	N60～N64
	○女性骨盤臓器の炎症性疾患	N70～N77
	○女性生殖器の非炎症性障害 (N80～N98) 中の	
	・子宮内膜症	N80
	・女性性器脱	N81
	・女性性器を含む瘻	N82
	・卵巣、卵管および子宮広間膜の非炎症性障害	N83
	・女性性器のポリープ	N84
	・子宮のその他の非炎症性障害、子宮頸 (部) を除く	N85
	・子宮頸 (部) のびらんおよび外反 (症)	N86
	・子宮頸 (部) の異形成	N87
	・子宮頸 (部) のその他の非炎症性障害	N88
	・膣のその他の非炎症性障害	N89
	・外陰および会陰のその他の非炎症性障害	N90
	・無月経、過少月経および希発月経	N91
	・過多月経、頻発月経および月経不順	N92
	・子宮および膣のその他の異常出血	N93
	・女性生殖器および月経周期に関連する疼痛およびその他の病態	N94
	・閉経期およびその他の閉経周辺期障害	N95
	・習慣流産	N96
	・女性不妊症	N97
○腎尿路生殖器系のその他の障害	N99	

女性特定疾病の種類	分類項目	基本分類コード
妊娠、分娩および産じょく<<褥>>	○流産に終わった妊娠(O00～O08)中の	
	・子宮外妊娠	O00
	・胎状奇胎	O01
	・受胎のその他の異常生成物	O02
	・自然流産	O03
	・医学的人工流産	O04
	・詳細不明の流産	O06
	・不成功に終わった人工流産	O07
	・流産、子宮外妊娠および胎状奇胎妊娠に続発する合併症	O08
	○妊娠、分娩および産じょく<<褥>>における浮腫、たんぱく<<蛋白>>尿および高血圧性障害	O10～O16
	○主として妊娠に関連するその他の母体障害	O20～O29
	○胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	O30～O48
	○分娩の合併症	O60～O75
	○分娩(O80～O84)中の	
	・鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩	O81
	・帝王切開による単胎分娩	O82
	・その他の介助単胎分娩	O83
・多胎分娩	O84	
○主として産じょく<<褥>>に関連する合併症	O85～O92	
○その他の産科的病態、他に分類されないもの	O94～O99	
○その他の細菌性疾患(A30～A49)中の		
・産科的破傷風	A34	

別表2 手術給付倍率表

手術の種類	給付倍率
<b>●乳房の手術</b>	
1. 乳房切断術	30
<b>●筋骨の手術</b>	
2. 四肢骨・四肢関節観血手術(手指・足指を除く)	20
3. 筋・腱・靭帯観血手術(手指・足指、筋炎・結節腫・粘液腫瘍除く)	20
<b>●循環器・脾の手術</b>	
4. 観血的血管形成術(血液透析用シャント形成術を除く)	30
5. 静脈瘤根本手術	20
6. 直視下心臓内手術	50
7. 脾摘除術	30
<b>●消化器の手術</b>	
8. 腹膜炎手術	30
9. 胆嚢・胆道観血手術	30
<b>●尿・性器の手術</b>	
10. 腎移植手術(受容者に限る)	50
11. 腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術(経尿道的操作は除く)	30
12. 尿道狭窄観血手術(経尿道的操作は除く)	30
13. 尿瘻閉鎖観血手術(経尿道的操作は除く)	30
14. 子宮広汎全摘除術(単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く)	50
15. 子宮頸管形成術、子宮頸管縫縮術	20
16. 帝王切開娩出術	20
17. 子宮外妊娠手術	30
18. 子宮脱・膣脱手術	30
19. その他の子宮手術(子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く)	30
20. 卵管・卵巣観血手術(経腔的操作は除く)	30
21. その他の卵管・卵巣手術	20
<b>●内分泌器の手術</b>	
22. 下垂体腫瘍摘除術	50
23. 甲状腺手術	30
24. 副腎全摘除術	30
<b>●悪性新生物の手術</b>	
25. 悪性新生物根治手術	50
26. 悪性新生物温熱療法(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする)	20
27. その他の悪性新生物手術	30

手術の種類	給付倍率
●上記以外の手術	
28. 上記以外の開頭術	30
29. 上記以外の開胸術	30
30. 上記以外の開腹術	20
31. 衝撃波による体内結石破碎術(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする)	30
32. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術(検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする)	20
●新生物根治放射線照射	
33. 新生物根治放射線照射(50グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする)	20

### 別表3 請求に必要な書類

項目	必要書類 会社所定の請求書	保険証券	最終保険料の払込を証する書類	印鑑証明書		被保険者の住民票(ただし会社が必要と認めた場合は戸籍抄本)
				保険契約者	受取人	
女性入院給付金	○	○	○		○	○
女性手術給付金	○	○	○		○	○
女性療養給付金	○	○	○		○	○
特約の解約	○	○	○	○		
特約の減額	○	○	○	○		
特約の保険期間または保険料払込期間の変更	○	○	○	○		

項目	必要書類 受取人の戸籍抄本	会社所定の様式による		
		診断書	入院証明書	手術証明書
女性入院給付金	○	○	○	
女性手術給付金	○	○		○
女性療養給付金	○	○	○	
特約の解約				
特約の減額				
特約の保険期間または保険料払込期間の変更				

(注)会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。



# リビング・ニーズ特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約保険金の支払
- 第2条 特約保険金を支払わない場合
- 第3条 戦争その他の変乱の場合の特例
- 第4条 特約保険金の請求手続
- 第5条 特約保険金支払の時期および場所
- 第6条 特約の締結および責任開始期
- 第7条 特約の保険料の払込
- 第8条 特約の失効
- 第9条 特約の復活
- 第10条 特約の復旧
- 第11条 特約の消滅
- 第12条 特約の解約
- 第13条 特約の返戻金
- 第14条 告知義務および告知義務違反による解除
- 第15条 重大事由による解除
- 第16条 保険契約者配当金の特別支払
- 第17条 主約款に定める配当契約の取扱
- 第18条 管轄裁判所
- 第19条 主約款の規定の準用
- 第20条 主契約が終身保険の場合の特則
- 第21条 主契約が定期保険の場合の特則
- 第21条の2 主契約が通増定期保険の場合の特則

- 第21条の3 主契約が家族生活定期保険の場合の特則
- 第22条 主契約が基本保障保険の場合の特則
- 第23条 主契約が個人年金保険の場合の特則
- 第24条 主契約に定期保険特約または生存給付金付定期保険特約が付加されている場合の特則
- 第25条 主契約に付加されている災害入院特約等の取扱
- 第26条 主契約に特別条件特約が付加されている場合の特則
- 第27条 主契約が積立利率変動型保険の場合の特則
- 第28条 特約の取消および無効
- 第29条 受取人の変更
- 第30条 遺言による受取人の変更
- 第31条 受取人による主契約の存続
- 第32条 時効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

別表 請求に必要な書類(○印は必要書類を示します)

## リビング・ニーズ特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者の余命が6カ月以内と判断される場合に、主たる保険契約の死亡保険金の全部または一部について、保険金を支払うことを内容とします。

(特約保険金の支払)

- 第1条 会社は、被保険者の余命が6カ月以内と判断される場合に、会社の定める範囲内で、特約保険金を被保険者に支払います。ただし、特約保険金の請求日(第4条(特約保険金の請求手続)第1項に定める必要書類が会社に到達した日をいいます。以下同じ)が主たる保険契約(以下「主契約」といいます)の保険期間の満了前1年以内である場合には、会社は、特約保険金を支払いません。
- 2. 前項の特約保険金の保険金額は、会社の定める範囲内で、主契約の死亡保険金額のうち、被保険者が指定した金額(以下「指定保険金額」といいます)とします。
- 3. 特約保険金の支払に際しては、指定保険金額から、会社の定める方法により計算した、特約保険金の請求日から6カ月間の指定保険金額に対応する利息および保険料を差し引くものとします。
- 4. 主契約の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、保険契約は、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。この場合、主契約に付加されている特約も同時に消滅するものとします。
- 5. 主契約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、保険契約は、指定保険金額分だけ特約保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとします。
- 6. 第4項および第5項の定めにより、特約保険金が支払われた場合には、特約条項および主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます)の規定にかかわらず、解約返戻金は支払いません。
- 7. 会社は、主約款に定める保険金を支払ったかまたは支払うこととした場合には、その後に特約保険金の請求を受けても、これを支払いません。
- 8. 特約保険金を支払う前に、主約款に定める保険金の請求を受けた場合には、特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。
- 9. 主約款に規定する貸付金があるときは、会社は、支払うべき金額からその元利合計額を差し引きます。

### (特約保険金を支払わない場合)

**第2条** 被保険者が次のいずれかによって前条第1項の規定に該当した場合には、会社は、特約保険金を支払いません。

- (1) 主契約の責任開始の日から起算して1年以内における被保険者の犯罪行為
- (2) 保険契約者、被保険者または第4条(特約保険金の請求手続)第2項に定める指定代理請求人の故意

### (戦争その他の変乱の場合の特例)

**第3条** 被保険者が戦争その他の変乱により第1条(特約保険金の支払)第1項の規定に該当した場合に、その原因により第1条(特約保険金の支払)第1項の規定に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認めるときは、その程度に応じ、特約保険金を削減して支払い、またはその金額の全額を支払いません。

### (特約保険金の請求手続)

**第4条** 被保険者は、特約保険金を請求(第1条(特約保険金の支払)第2項の保険金額の指定を含みます)する場合には、必要書類(別表)を提出してください。

2. 被保険者が特約保険金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した次の第1号(第1号に該当する者がいないときは第2号)に該当する者(以下「指定代理請求人」といいます)が必要書類(別表)および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、特約保険金を請求することができます。この請求があった場合には、会社はその請求者を被保険者の特約保険金の請求に関する代理人として、特約保険金を支払うことができます。
  - (1) 請求時において、被保険者と同居しまたは被保険者と生計を一にしている、被保険者の戸籍上の配偶者
  - (2) 請求時において、被保険者と同居しまたは被保険者と生計を一にしている、被保険者の3親等内の親族
3. 前項の規定により、会社が指定代理請求人に特約保険金を支払った場合には、その後重複して特約保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

### (特約保険金支払の時期および場所)

**第5条** 特約保険金は、その請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所において支払います。

2. 特約保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から特約保険金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、特約保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
  - (1) 特約保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合  
支払事由に該当する事実の有無
  - (2) 特約保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合  
特約保険金の支払事由が発生した原因
  - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合  
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
  - (4) この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合  
前2号に定める事項、第15条(重大事由による解除)第1項第4号(ア)から(オ)までに該当する事実の有無または保険契約者もしくは被保険者の特約締結の目的もしくは特約保険金請求の意図に関する特約の締結時から特約保険金請求時までにおける事実
3. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、特約保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
  - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
  - (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
  - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別な調査、分析または鑑定 180日
  - (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者または被保険者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
  - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
4. 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または指定代理請求人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金を支払いません。
5. 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、特約保険金を請求した者に、その旨を通知します。

### (特約の締結および責任開始期)

**第6条** この特約は、主契約の締結の際または締結後、被保険者の同意を得て、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに、主契約に付加して締結します。

2. この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、主契約の締結後にこの特約を付加するときは、会社がこの特約の付加を承諾した時とします。
3. 主契約の締結後、この特約を主契約に付加したときは、この特約の保険証券は発行しません。

#### (特約の保険料の払込)

**第7条** この特約は保険料の払込を要しません。

#### (特約の失効)

**第8条** 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

#### (特約の復活)

**第9条** 主契約の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。  
2. この特約の復活を承諾したときは、主契約の復活の取扱いに準じて、この特約の復活の取扱いをします。

#### (特約の復旧)

**第10条** 主契約の復旧の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。  
2. この特約の復旧を承諾したときは、主契約の復旧の取扱いに準じて、この特約の復旧の取扱いをします。

#### (特約の消滅)

**第11条** 次の各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 特約保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が延長保険に変更されたとき
- (3) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき

#### (特約の解約)

**第12条** 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

#### (特約の返戻金)

**第13条** この特約の解約返戻金その他の返戻金はありません。

#### (告知義務および告知義務違反による解除)

**第14条** この特約の締結、復活または復旧の際、支払事由の発生に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関し書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社指定の医師に告知するときは、口頭によるものとします。  
2. 保険契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、この特約を解除することができます。  
3. 会社は、特約保険金の支払事由が生じた後でも、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合、会社は、特約保険金を支払いません。また、すでに特約保険金を支払っていたときは、特約保険金の返還を請求します。ただし、特約保険金の支払事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者または被保険者が証明したときは、特約保険金を支払います。  
4. 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。  
(1) 会社が特約の締結、復活または復旧の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき  
(2) 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき  
(3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき  
(4) 会社が解除の原因となる事実を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき  
(5) この特約の責任開始の日から起算して2年以内に特約保険金の支払事由が生じなかったとき  
5. 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたこと認められる場合には、適用しません。  
6. この特約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または指定代理請求人に解除の通知をします。

#### (重大事由による解除)

**第15条** 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人がこの特約の特約保険金を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます)をした場合
- (2) この特約の特約保険金の請求に関し、特約保険金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます)があった場合
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- (4) 保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が次のいずれかに該当する場合  
(ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係

- 企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
- (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
  - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
  - (エ) 保険契約者または特約保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
  - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは特約保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 会社は、特約保険金の支払事由が生じた後でも、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による、特約保険金の支払をしません。また、すでに特約保険金を支払っていたときは、特約保険金の返還を請求します。
3. この特約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または指定代理請求人に解除の通知をします。

#### (保険契約者配当金の特別支払)

**第16条** 主約款および特約条項で保険契約者配当金を支払う旨を定めてある場合には、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 会社は、第1条(特約保険金の支払)に定める特約保険金が支払われる場合、指定保険金額分に対しては、主約款および特約条項に定める保険契約者配当金の支払の規定にかかわらず、特約保険金の請求日の直前の事業年度末に計算した保険契約者配当金を、特約保険金とともに特約保険金の受取人に現金で支払います。
- (2) 第1条(特約保険金の支払)第4項の規定により主契約と同時に消滅する特約の保険契約者配当金については、前号の規定を準用し、前号の保険契約者配当金に加えて支払います。

#### (主約款に定める配当契約の取扱)

**第17条** 主契約に、主約款に定める配当契約が付加されている場合で、第1条(特約保険金の支払)第4項の規定により主契約が消滅したときは、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 配当契約が増加終身保険の場合  
死亡保険金額から、会社の定める方法により、特約保険金の請求日から6カ月間の増加終身保険の死亡保険金に対応する利息を差し引いた金額を特約保険金とともに特約保険金の受取人に支払います。
- (2) 配当契約が増加養老保険の場合  
死亡保険金額から、会社の定める方法により、特約保険金の請求日から6カ月間の増加養老保険の死亡保険金に対応する利息を差し引いた金額を特約保険金とともに特約保険金の受取人に支払います。ただし、特約保険金の請求日が増加養老保険の保険期間の満了前1年以内のときは、会社は、該当する増加養老保険については、特約保険金を支払いません。

#### (管轄裁判所)

**第18条** この特約における特約保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

#### (主約款の規定の準用)

**第19条** この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

#### (主契約が終身保険の場合の特則)

**第20条** 主契約が利益配当付ライフサイクル終身保険または5年ごと利差配当付ライフサイクル終身保険の場合で、主契約に年金移行特約または介護保障移行特約が付加されたときは、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の全部が年金または介護保障に移行された場合  
この特約は消滅します。
- (2) 主契約の一部が年金または介護保障に移行された場合  
この特約の保険金の支払は、移行後の死亡保険金についてのみ行ないます。

#### (主契約が定期保険の場合の特則)

**第21条** 主契約が定期保険の場合には、第1条(特約保険金の支払)第1項中「保険期間の満了前1年以内」とあるのを「保険期間の満了(主約款の規定により主契約が更新される場合、および主約款の規定によりライフサイクル無配当定期保険に自動変更される場合を除きます)前1年以内」と読み替えます。

#### (主契約が増定期保険の場合の特則)

**第21条の2** 主契約が増定期保険の場合には、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1条(特約保険金の支払)第2項に定める主契約の死亡保険金の金額は、特約保険金の請求日における死亡保険金額とします。
- (2) 第1条(特約保険金の支払)第5項の規定により主契約の保険金額が減額される場合には、減額された特約保険金額に対応する基本保険金額が減額されたものとして取り扱います。

**(主契約が家族生活定期保険の場合の特則)**

**第 21 条の 3** 主契約が家族生活定期保険の場合には、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1条(特約保険金の支払)第2項に定める主契約の死亡保険金の金額は、特約保険金の請求日の翌日から起算して6カ月間の満了する日における家族年金額の現価とします。
- (2) 第1条(特約保険金の支払)第5項の規定により主契約の保険金額が減額される場合には、減額された特約保険金額に対応する家族年金額が減額されたものとして取り扱います。

**(主契約が基本保障保険の場合の特則)**

**第 22 条** 主契約が基本保障保険の場合で、特約保険金の請求日が高額保障期間の満了前1年以内のときは、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1条(特約保険金の支払)中「死亡保険金額」とあるのを「基礎終身保険金額」と読み替えます。
- (2) 主契約の基礎終身保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、第1条(特約保険金の支払)第5項の規定にかかわらず、会社の定める方法により、支払われた基礎終身保険金額と同一割合で高額保障期間の死亡保険金額も減額されたものとします。

**(主契約が個人年金保険の場合の特則)**

**第 23 条** 主契約が個人年金保険の場合には、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 会社は、主契約に定期保険特約または生存給付金付定期保険特約が付加されている場合に、この特約の付加を取り扱います。
- (2) この特約の保険金の支払は、定期保険特約および生存給付金付定期保険特約の死亡保険金についてのみ行ないません。
- (3) 付加されている定期保険特約および生存給付金付定期保険特約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約も消滅します。

**(主契約に定期保険特約または生存給付金付定期保険特約が付加されている場合の特則)**

**第 24 条** 主契約に定期保険特約または生存給付金付定期保険特約が付加されている場合には、次の各号のとおり取り扱います。ただし、特約保険金の請求日が付加されている定期保険特約または生存給付金付定期保険特約の保険期間の満了(各特約条項の規定により各特約が更新される場合を除きます)前1年以内のときは、該当する定期保険特約または生存給付金付定期保険特約については、本条の規定を適用しません。

- (1) 第1条(特約保険金の支払)第2項に定める死亡保険金額は、主契約の死亡保険金額に定期保険特約および生存給付金付定期保険特約の死亡保険金額を加えたものとします。
  - (2) 第1条(特約保険金の支払)第2項に定める指定保険金額は、会社の定める方法により、特約保険金の請求日における主契約、定期保険特約および生存給付金付定期保険特約の死亡保険金額の割合に応じて、主契約、定期保険特約および生存給付金付定期保険特約の死亡保険金額から指定されたものとします。
  - (3) 特約保険金の支払にあたっては、第1条(特約保険金の支払)第3項ないし第9項の規定を準用します。
2. 定期保険特約に保険金買増特則が付加されている場合には、次の各号のとおり取り扱います。
- (1) 保険金買増特則(養老保険型)が付加されているときは、第1項中「定期保険特約」とあるのを「定期保険特約(付加されている保険金買増特則(養老保険型)を含みます)」と読み替えます。
  - (2) 保険金買増特則(生存保険型)が付加されている場合で、定期保険特約からこの特約の保険金が支払われたことにより、保険金買増特則(生存保険型)が減額されたときは、保険金買増特則条項の規定にかかわらず、解約返戻金を支払いません。

**(主契約に付加されている災害入院特約等の取扱)**

**第 25 条** 主契約に付加されている特約については、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 災害入院特約または疾病入院特約が、第1条(特約保険金の支払)第4項の規定により消滅した場合には、消滅時から継続している入院は、災害入院特約または疾病入院特約の保険期間中の入院とみなします。
- (2) 次の特約については、第1条(特約保険金の支払)第5項の規定により主契約(付加されている定期保険特約および生存給付金付定期保険特約を含む。以下本条において同じ)の保険金額が減額された場合で、主契約と各特約の割合が会社の定める限度をこえるときでも、各特約条項の減額の規定にかかわらず、各特約は減額されないものとします。
  - ① 災害入院特約
  - ② 疾病入院特約
  - ③ 傷害特約
  - ④ 災害割増特約

**(主契約に特別条件特約が付加されている場合の特則)**

**第 26 条** 主契約に特別条件特約条項に定める保険金の削減支払条件が適用されている場合で、削減期間内に特約保険金の請求があったときには、会社は、第1条(特約保険金の支払)第3項の規定により支払われる金額に、特約保険金の請求日における特別条件特約条項に定める所定の割合を乗じた金額を支払います。

**(主契約が積立利率変動型保険の場合の特則)**

**第 27 条** 主契約がライフサイクル積立利率変動型終身保険の場合には、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1条(特約保険金の支払)中「死亡保険金額」とあるのを「基本保険金額」と読み替えます。
- (2) 主契約の基本保険金額の全部または一部が指定保険金額と指定され、特約保険金が支払われた場合に、特約保険

金の請求日の属する月に増加保険金があるときは、基本保険金額に対する指定保険金額の割合に応じて、増加保険金を特約保険金として支払います。この場合、増加保険金は、支払われた金額分だけ特約保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。

(3) この特約が付加されている主契約に年金移行特約または介護保障移行特約が付加された場合には、第20条(主契約が終身保険の場合の特則)の規定を準用して取り扱います。

**(特約の取消および無効)**

**第28条** 保険契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活または復旧が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。

2. 保険契約者が特約保険金を不法に取得する目的または他人に特約保険金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活または復旧した場合は、その特約は無効とします。

**(受取人の変更)**

**第29条** この特約の特約保険金の受取人については、被保険者以外の者に変更することはできません。

**(遺言による受取人の変更)**

**第30条** 保険契約者は、遺言によっても、この特約の特約保険金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。

**(受取人による主契約の存続)**

**第31条** 保険契約者以外の者で主契約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による主契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時にこの特約の保険金の受取人である被保険者は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

3. 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、この特約の保険金の支払事由が生じ、会社が保険金等を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額があるときは、この特約の保険金の受取人に支払います。

**(時効)**

**第32条** 特約保険金および保険契約者配当金を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

**情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則**

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

**別表 請求に必要な書類(○印は必要書類を示します)**

項目	必要書類	会社所定の請求書	保険証券	最終保険料の払込を証する書類	印鑑証明書		
					保険契約者	被保険者	指定代理請求人
特約保険金		○	○	○		○	
特約保険金 (指定代理請求人が請求する場合)		○	○	○			○

項目	必要書類	住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本)		会社所定の様式による診断書	その他の書類
		被保険者	指定代理請求人		
特約保険金		○		○	
特約保険金 (指定代理請求人が請求する場合)		○	○	○	被保険者または指定代理請求人の健康保険証の写し

**(注)**

1. 会社は、上記以外の書類(約款に記載の必要書類)の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
2. 特約保険金(指定代理請求人が請求する場合)について、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ない、または会社の指定した医師の診断を求めることがあります。

## 個人年金保険料税制適格特約(60)条項

### (この特約の趣旨)

この特約は、個人年金保険契約に付加することにより、付加された個人年金保険契約の保険料が、所得税法に定める「個人年金保険料」に該当して、所得控除の適用が受けられることを目的とした特約です。なお、付加されている一時払年金増額特約以外の特約の保険料は「個人年金保険料」に該当しません。

### (特約の付加)

**第1条** この特約は、主たる保険契約の締結の際または締結後に、保険契約者の申出により主契約に付加して締結します。ただし、主契約が次のいずれも満たす場合に限りです。

- (1) 年金受取人は保険契約者またはその配偶者のいずれかであること
- (2) 年金受取人は被保険者と同一人であること
- (3) 保険料払込期間が10年以上であること
- (4) 年金の種類が確定年金であるときは、年金支払開始日における被保険者の満年齢が59歳6か月をこえ、かつ、年金支払期間が10年以上であること

### (税制適格のための特別取扱)

**第2条** この特約が付加されている主たる保険契約(この特約以外の付加されている特約を含み、以下「主契約」といいます)については、主契約の普通保険約款(この特約以外の付加されている特約の特約条項を含み、以下「主約款」といいます)の規定にかかわらず、次のとおり取り扱います。

- (1) 年金支払開始日前に割り当てた保険契約者配当金の取扱  
主約款の規定により、年金支払開始日前に割り当てた保険契約者配当金は、次の事業年度の契約応当日から会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、年金支払開始日前に保険契約が消滅したときは保険契約者(死亡給付金支払のときは死亡給付金受取人)に支払い、年金支払開始日まで保険契約が継続したときは年金支払開始日に基本年金額の増額のための一時払保険料に充当します。
- (2) 年金支払開始日以後に割り当てた保険契約者配当金の取扱  
主約款の規定により、年金支払開始日以後に割り当てた保険契約者配当金の支払方法について、保険契約者が「利息をつけて積み立てる方法」を選択した場合、その積み立てられた保険契約者配当金は、保険契約が消滅したときに年金受取人に支払います。また、年金の種類が保証期間付終身年金の場合で、年金の一時支払を行なった保険契約については、一時支払された保証期間中は、次の事業年度の契約応当日から会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、被保険者が保証期間中に死亡したときは被保険者の死亡時の法定相続人に支払い、被保険者が保証期間満了時に生存していたときは、保証期間経過後最初に到来する年金支払日に増加年金額の増額のための一時払保険料に充当します。
- (3) 返戻金その他の払戻金の取扱  
会社が支払うべき次の金銭があるときは、これを支払うべき日から会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、年金支払開始日前に保険契約が消滅したときは保険契約者(死亡給付金支払のときは死亡給付金受取人)に支払い、年金支払開始日まで保険契約が継続したときは年金支払開始日に基本年金額の増額のための一時払保険料に充当します。
  - (ア) 主契約の内容の変更が行なわれた場合に支払うべき金銭
  - (イ) 主契約に付加されている特約が解約または減額された場合に支払うべき返戻金
  - (ウ) 保険料の前納期間が終了した場合または主契約が払済年金保険に変更された場合に支払うべき前納保険料の残額
- (4) 貸付金が年金支払開始日前に返済されない場合の取扱  
主約款に定める貸付金があるままで年金支払開始日が到来した場合は、保険契約者の申出により、次のいずれかの方法で貸付金の返済を取り扱います。ただし、貸付金の元利金が会社の定める金額をこえる場合は、保険契約は年金支払開始日の前日に解約されたものとして取り扱います。
  - (ア) 貸付金の元利金を会社が支払うべき年金の全部または一部から差し引く方法。この場合の返済金額は、会社の定める範囲内で保険契約者の申出により定めます。
  - (イ) 年金の一時支払を請求し、貸付金の元利金を支払額から差し引く方法
- (5) 保険契約の内容の変更等の取扱  
主契約の内容の変更等については、次のとおり制限します。
  - (ア) 第1条(特約の付加)の第2号から第4号までに定めるこの特約の締結時の条件に反することとなる主契約の内容の変更等は取り扱いません。
  - (イ) 契約の日から10年間は、払済年金保険への変更は取り扱いません。
  - (ウ) 主契約の内容の変更等を行なう場合は、支払うべき金額から貸付金の元利金を差し引かないものとし、主契約の内容の変更等により、貸付金の元利金が会社の定める返戻金の一定割合をこえることとなる場合は、主契約の内容の変更等は取り扱いません。
- (6) 複数の年金種類および型に変更した場合の年金の一時支払の取扱  
複数の年金種類および型に変更した場合、変更後の年金部分のうち一部の一時支払を請求することはできません。

#### (特約の消滅)

**第3条** 次の場合には、この特約は消滅します。

- (1) 主契約が消滅したとき
  - (2) 保険料の払込の免除事由が生じたとき
  - (3) 保険契約者が変更され、第1条(特約の付加)第1号に定めるこの特約の締結時の条件に反することとなったとき
2. 前項第2号または第3号によりこの特約が消滅した場合、前条第3号の規定により積み立てられた金銭があるときは、保険契約者に支払います。この場合、主約款に定める貸付金があるときは、支払うべき金額から貸付金の元利金を差し引きま
- す。

#### (特約の解約)

**第4条** この特約のみの解約はできません。

#### (夫婦年金特約を付加した場合の特則)

**第5条** この特約が付加されている主契約に夫婦年金特約を付加した場合には、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約の第1条第2号は、「年金受取人は主たる被保険者(被保険者の一方が死亡した後は生存配偶者)と同一人であること」と読み替えます。
- (2) この特約の第2条の規定のうち、「基本年金額」とあるのは「夫婦基本年金額」と読み替えます。



# ライフサイクル特約条項

## (この特約の趣旨)

この特約は、保険契約者が、保険契約者およびその家族の生活設計に応じて、会社と2以上のライフサイクル保険契約を組み合わせる場合に、保険料の払込方法を統一して取り扱うことにより、特別の保険料率を適用し、保険契約者の便宜をおはかりすることを主な内容とするものです。

### (契約の締結)

**第1条** この特約は、ライフサイクル保険契約締結の際、保険契約者から申出があり、かつ会社が承諾した場合に適用します。

### (基本となる保険契約の指定)

**第2条** 保険契約者は、2以上のライフサイクル保険契約のうち、いずれかひとつを基本となる保険契約(以下「基本契約」といいます)に指定することを要します。この場合、基本契約以外の保険契約を追加契約とします。

2. 基本契約が消滅した場合には、会社は、追加契約のうちいずれかひとつを、保険契約者の指定により基本契約とします。また、保険料の払込を要しなくなった追加契約(前納または一括払を除く)が、保険契約者の保有する唯一の契約となった後、保険契約者が、新たに会社と保険契約を締結する場合には、この新たな契約を基本契約とします。
3. 第1項の規定にかかわらず、ライフサイクル無配当家族定期保険は、基本契約に指定することはできません。

### (追加契約の契約日の特例)

**第3条** この特約を付加して締結した追加契約の契約日は、普通保険約款(以下「主約款」といいます)に定める「責任開始の日」の直後に到来する基本契約の月の契約応当日とし、契約年齢および保険期間はこの日を基準として計算します。

### (追加契約の保険料の払込方法)

**第4条** 追加契約の保険料の払込方法は、主約款の規定にかかわらず、基本契約の保険料の払込方法と同一とします。

### (特別の保険料率)

**第5条** 追加契約の保険料については、利益配当付ライフサイクル終身保険契約および利益配当付ライフサイクル養老保険契約を除き、特別の保険料率を適用します。

2. 第2条第2項の規定により基本契約となった場合には、保険料は、基本契約となった日の直後に到来する契約応当日(半年払契約の場合には、半年ごとの契約応当日、月払契約の場合には、月の契約応当日)から一般の保険料率になります。

### (情報の提供)

**第6条** 保険契約者は、会社から、保険契約者およびその家族の生活設計に合わせて、最も適切で価値のあるライフサイクル保険契約を組み合わせ、家族の安泰と保障を図ることができるように、各種の資料および情報の提供並びにその活用方法に関する相談等を無料で受けることができます。

### (積立利率変動型保険契約の場合の特則)

**第7条** この特約がライフサイクル積立利率変動型終身保険契約に付加されているときは、第3条(追加契約の契約日の特例)の規定を適用しません。

## 保険料口座振替特約条項

### (特約の適用)

- 第1条** この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から申出があり、かつ会社がこれを承諾した場合に適用します。
2. この特約を適用するには次の条件を満たすことを要します。
- (1) 保険契約者の指定する口座(以下「指定口座」といいます)が、会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等(以下「提携金融機関」といいます)に設置してあること
  - (2) 保険契約者が提携金融機関に対し、指定口座から会社の口座へ保険料の口座振替を委任すること

### (契約日の特例)

- 第2条** 保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合、契約日は普通保険約款(以下「主約款」といいます)に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間の計算は、この日を基準として行ないます。ただし、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、保険金、年金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた場合には、責任開始の日を契約日として、保険契約上の責任を負い、契約年齢および保険期間は、この日を基準として再計算します。
2. 前項の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、主約款の規定により契約日を定めます。

### (保険料率)

- 第3条** この特約を適用する月払保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。
2. 保険料の一括払を行なうときは、前項の規定にかかわらず、普通保険料率を基準として、主約款に規定するところにより取り扱います。
3. 保険料の自動振替貸付を行なうときは、第1項の規定にかかわらず、普通保険料率を基準として、主約款に規定するところにより取り扱います。

### (保険料の振替)

- 第3条の2** 保険料の振替は、次のとおり取り扱います。
- (1) 保険契約締結の際、この特約を付加する場合  
第1回保険料から保険料の振替を行ないます。ただし、第1回保険料または第1回保険料相当額を直接会社に払い込んだ場合には、第2回目の保険料から振替を行ないます。
  - (2) 保険期間の中途において、この特約を付加する場合  
この特約付加の申出があった月の翌期の払込期月分から保険料の振替を行ないます。ただし、この特約付加の申出があった月前に、すでに払込期月の到来している未払込保険料(保険料の自動振替貸付を行なっている保険契約については、その貸付元利金を含みます)があるときは、この特約を付加する際、これを会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。

### (保険料の払込)

- 第4条** 保険料は主約款の規定にかかわらず、払込期月中の会社の定めた日(以下「振替日」といいます。ただし、この定められた日が提携金融機関の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします)に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。
2. 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
  3. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は会社に対しその振替順序を指定できないものとします。
  4. 保険契約者はあらかじめ払込保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。
  5. 削除

### (保険料口座振替が不能な場合の取扱)

- 第5条** 振替日に保険料の口座振替が不能となった場合には、次のとおり取り扱います。
- (1) 月払契約の場合、翌月の振替日に翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行ないます。
  - (2) 年払契約または半年払契約の場合、翌月の振替当日に再度口座振替を行ないます。
2. 前項の規定による保険料口座振替が不能の場合には、保険契約者は主約款に定める猶予期間内に払込期月を過ぎた保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。

### (諸変更)

- 第6条** 保険契約者は指定口座を同一の提携金融機関の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している提携金融機関を他の提携金融機関に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出てください。
2. 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出て、他の払込方法を選択してください。
  3. 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は指定口座を他の提携金融機関に変更するか、他の払込方法を選択してください。

4. 会社は、会社または提携金融機関の止むを得ない事情により振替日を変更することがあります。この場合、会社はその旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

#### (特約の消滅)

**第7条** 次の事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約が消滅したとき
- (2) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (3) 他の保険料の払込方法<経路>に変更したとき
- (4) 第1条第2項に該当しなくなったとき

#### (主約款の適用)

**第8条** この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を適用します。

#### (医療保障保険(個人型)契約の場合の特則)

**第9条** 第3条の規定にかかわらず、この特約を付加した医療保障保険(個人型)契約については、普通保険料率を適用します。

#### (積立利率変動型保険契約の場合の特則)

**第10条** この特約がライフサイクル積立利率変動型終身保険契約に付加されているときは、第2条(契約日の特例)の規定を適用しません。

#### (ガン保険契約の場合の特則)

**第11条** この特約がガン入院保障付無配当定期保険、新ガン保障付無配当定期保険または無配当終身ガン保険に付加されているときは、次の各号のとおり取り扱うものとし、第2条第1項の規定は適用しません。

- (1) 保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合、契約日は主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間の計算は、この日を基準として行ないます。
- (2) 保険期間の始期から契約日の前日までの間に、主約款の規定に基づく保険金の支払をなすべき保険事故(無配当終身ガン保険に付加されているときはガン以外の事由による被保険者の死亡)が発生したとき、または保険料の払込免除事由が生じたときは、前号の規定にかかわらず、保険期間の始期を契約日とし、契約年齢および保険期間は、この日を基準として再計算します。

## クレジットカード払特約条項

### (特約の適用)

**第1条** この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から申出があり、かつ会社がこれを承諾した場合に適用します。

2. この特約を適用するには次の条件を満たすことを要します。

- (1) 保険契約者の指定するクレジットカードが、会社と保険料決済の取扱を提携しているクレジットカード発行会社(以下「提携カード会社」といいます)のクレジットカードであること
- (2) クレジットカードが有効であり、かつ保険料がその利用限度額の範囲内(以下「クレジットカードの有効性等」といいます)であること
- (3) 保険契約者と、クレジットカードの名義人(提携カード会社の会員規約等により、クレジットカードの使用が認められている人を含みます)が同一であること

### (契約日の特例)

**第2条** 月払保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合、契約日は普通保険約款(以下「主約款」といいます)に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間の計算は、この日を基準として行ないます。ただし、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、保険金、年金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた場合には、責任開始の日を契約日として、保険契約上の責任を負い、契約年齢および保険期間は、この日を基準として再計算します。

2. 前項の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、主約款の規定により契約日を定めます。

### (保険料率)

**第3条** この特約を適用する保険契約の保険料率は、クレジットカード払保険料率とします。

### (保険料)

**第4条** 保険契約締結の際にこの特約を付加する場合は、第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます)から、クレジットカードにより払い込んでください。この場合、クレジットカードの有効性等を会社が確認し、クレジットカードによる保険料の払込を承諾した時(会社所定のクレジットカード利用票を使用する場合は、会社がクレジットカード利用票を作成した時)に、その払込があったものとみなします。

2. 前項の場合において会社が保険契約の申込を承諾したときは、会社の責任開始の日を保険契約者に通知します。ただし、会社所定のクレジットカード利用票を使用した場合を除きます。
3. 保険料払込期間の中途においてこの特約を付加する場合は、この特約付加の申出があった月の翌期の払込期月分から、クレジットカードによる取扱を行ないます。ただし、この特約付加の申出があった月前に、すでに払込期月の到来している未払込保険料(保険料の自動振替貸付を行なっている保険契約については、その貸付元利金を含みます)があるときは、この特約を付加する際、これを会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。
4. この特約による第2回以後の保険料については、会社がクレジットカードの有効性等を確認し、提携カード会社に保険料を請求した時に、その払込があったものとします。
5. この特約により払い込まれた保険料については、保険契約者から特段の申出がない限り、会社は、領収証を発行しません。

### (諸変更)

**第5条** 保険契約者は、クレジットカード払の取扱を停止するときにはあらかじめ会社に申し出て、他の払込方法を選択してください。

2. 提携カード会社がクレジットカードによる保険料払込の取扱を停止したときには、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合、他の払込方法を選択してください。

### (特約の消滅)

**第6条** 次の事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約が消滅したとき
- (2) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (3) 他の保険料の払込方法<経路>に変更したとき
- (4) 第1条第2項に該当しなくなったとき

### (保険料の一括払および前納)

**第7条** この特約を付加した保険契約については、主約款の規定にかかわらず、保険料の一括払および前納の取扱は行ないません。

### (主約款の適用)

**第8条** この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を適用します。

**(医療保障保険(個人型)契約の場合の特則)**

**第9条** 第3条の規定にかかわらず、この特約を付加した医療保障保険(個人型)契約については、普通保険料率を適用します。

**(ガン保険契約の場合の特則)**

**第10条** この特約が新ガン保障付無配当定期保険または無配当終身ガン保険に付加されているときは、次の各号のとおり取り扱うものとし、第2条第1項の規定は適用しません。

- (1) 保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合、契約日は主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間の計算は、この日を基準として行ないます。
- (2) 保険期間の始期から契約日の前日までの間に、主約款の規定に基づく保険金の支払をなすべき保険事故(無配当終身ガン保険に付加されているときはガン以外の事由による被保険者の死亡)が発生したとき、または保険料の払込免除事由が生じたときは、前号の規定にかかわらず、保険期間の始期を契約日とし、契約年齢および保険期間は、この日を基準として再計算します。

**(積立利率変動型保険契約の場合の特則)**

**第11条** この特約がライフサイクル積立利率変動型終身保険契約に付加されているときは、第2条(契約日の特例)の規定を適用しません。

## 団体扱特約(年払・半年払)条項

### (特約の取扱)

**第1条** 会社と団体取扱協約を締結した次の各号の団体(以下「団体」といいます)に所属または加盟する者(以下「団体所属員」といい、団体所属員が会社・商店等である場合には、当該団体所属員の役職員を含みます)を保険契約者とする保険契約(以下「個別保険」といいます)または団体を保険契約者とし、団体所属員を被保険者とする保険契約(以下「事業保険」といいます)で、団体の承認を受けて取り扱う保険契約は、この特約の定めにより年払または半年払の方法で保険料を払い込む取扱をします。

- (1) 官公署、会社、工場その他の給与の支給関係のある団体(その事業所を含みます)
  - (2) 組合、連合会、同業団体等その団体において保険料の一括集金ができる団体(その事業所を含みます)
2. 前項の団体は、保険契約者または被保険者の数が10名以上であることを要します。

### (保険料率)

**第2条** 前条第1項第1号の団体で、個別保険の保険契約者または事業保険の被保険者の数が20名以上の場合には、半年払保険料は団体保険料率Aを適用します。ただし、個別保険の保険契約者または事業保険の被保険者の数が20名に満たなくなった後、6カ月を経過するまでにこれを補充することができないときは、団体保険料率Aは適用しません。

2. 前項の場合において、事業保険と個別保険契約があり、それぞれ被保険者の数と保険契約者の数とを名寄せのうえ合算して20名以上の場合には、団体保険料率Aを適用することができます。
3. 保険料の自動振替貸付を行なうときは、前2項の規定にかかわらず、普通保険料率を基準として、普通保険約款(以下「主約款」といいます)に規定するところにより取り扱います。

### (保険料の払込)

**第3条** 第2回以後の保険料は、団体の代表者がとりまとめて一括して会社に払い込むものとします。この場合、団体が会社に払い込んだ日をもって保険料の払込があった日とします。

2. 第2回以後の保険料については前項により払い込まれた保険料総額に対する領収証をもって団体所属員に対する領収証にかえます。

### (特約の更新)

**第4条** 保険契約更新の際、保険契約者から反対の申出がない限り、この特約も保険契約とともに更新されます。

2. 第6条第4号および第7条の規定は、この特約の更新の場合に準用します。

### 第5条 削除

### (特約の失効)

**第6条** 次の場合には、この特約は効力を失います。

- (1) 個別保険の保険契約者または事業保険の被保険者が団体を脱退したとき。ただし、個別保険の保険契約者が団体を脱退した場合においても、団体を通じて保険料を払い込むことができる期間については、その者は第1条に規定するこの特約の適用要件を満たす者とみなして取扱い、この特約は効力を失いません。
- (2) 保険料の払込方法をこの特約による年払または半年払以外の方法に変更したとき
- (3) 会社と団体で締結した団体取扱協約が解除されたとき
- (4) 第2回以後の保険料が猶予期間の満了の日までに払い込まれなかったとき
- (5) 第1条第2項に規定する人数に満たなくなった後、6カ月を経過するまでにこれを補充することができないとき
- (6) 保険契約が保険料の払込を要しなくなったとき

### (特約の効力がなくなった保険契約の取扱)

**第7条** 前条の規定によってこの特約が効力を失った保険契約は、一般扱の保険料、年払または半年払の保険契約となって主約款だけが適用されます。ただし、保険契約者より別段の申出がないときは、保険料の払込方法<経路>は、郵便振替または銀行振込により払い込む方法に変更されたものとします。

### (主約款の適用)

**第8条** この特約において別段の定めのない事項については、主約款の規定を適用します。

### (医療保障保険(個人型)契約の場合の特則)

**第9条** 第2条の規定にかかわらず、この特約を付加した医療保障保険(個人型)契約については、普通保険料率を適用します。

## 団体扱特約(月払)条項

### (特約の取扱)

**第1条** 会社と団体取扱協約を締結した次の各号の団体(以下「団体」といいます)に所属または加盟する者(以下「団体所属員」といい、団体所属員が会社・商店等である場合には、当該団体所属員の役職員を含みます)を保険契約者とする保険契約(以下「個別保険」といいます)または団体を保険契約者とし、団体所属員を被保険者とする保険契約(以下「事業保険」といいます)で、団体の承認を受けて取り扱う保険契約は、この特約の定めにより月払の方法で保険料を払い込む取扱をします。

- (1) 官公署、会社、工場その他の給与の支給関係のある団体(その事業所を含みます)
  - (2) 組合、連合会、同業団体等その団体において保険料の一括集金ができる団体(その事業所を含みます)
2. 前項の団体は、保険契約者または被保険者の数が10名以上であることを要します。

### (契約日の特例)

**第2条** 保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合、契約日は普通保険約款(以下「主約款」といいます)に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間の計算は、この日を基準として行ないます。ただし、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、保険金、年金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた場合には、責任開始の日を契約日として、保険契約上の責任を負い、契約年齢および保険期間は、この日を基準として再計算します。

2. 前項の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、主約款の規定により契約日を定めます。

### (保険料率)

**第3条** この特約を適用する保険契約の保険料率は、団体保険料率Bとします。

2. 第1条第1項第1号の団体で、個別保険の保険契約者または事業保険の被保険者の数が20名以上の場合には、保険料率は前項の規定にかかわらず、団体保険料率Aを適用します。ただし、個別保険の保険契約者または事業保険の被保険者の数が20名に満たなくなった後、6カ月を経過するまでにこれを補充することができないときは、団体保険料率Aは適用しません。
3. 前項の場合において、事業保険と個別保険契約があり、それぞれ被保険者の数と保険契約者の数とを名寄せのうえ合算して20名以上の場合には、団体保険料率Aを適用することができます。
4. 団体保険料率Bが適用されている保険契約について、保険料の一括払を行なうときは、第1項の規定にかかわらず、普通保険料率を基準として、主約款に規定するところにより取り扱います。
5. 保険料の自動振替貸付を行なうときは、第1項ないし第3項の規定にかかわらず、普通保険料率を基準として、主約款に規定するところにより取り扱います。

### (保険料の払込)

**第4条** 第2回以後の保険料は、団体の代表者がとりまとめて一括して会社に払い込むものとします。この場合、団体が会社に払い込んだ日をもって保険料の払込があった日とします。

2. 第2回以後の保険料については、前項により払い込まれた保険料総額に対する領収証をもって団体所属員に対する領収証にかえます。

### (特約の更新)

**第5条** 保険契約の更新の際、保険契約者から反対の申出がない限り、この特約も保険契約とともに更新されます。

2. 第7条第4号および第8条の規定は、この特約の更新の場合に準用します。

### 第6条 削除

### (特約の失効)

**第7条** 次の場合には、この特約は効力を失います。

- (1) 個別保険の保険契約者または事業保険の被保険者が団体を脱退したとき。ただし、個別保険の保険契約者が団体を脱退した場合においても、団体を通じて保険料を払い込むことができる期間については、その者は第1条に規定するこの特約の適用要件を満たす者とみなして取扱い、この特約は効力を失いません。
- (2) 保険料の払込方法をこの特約による月払以外の方法に変更したとき
- (3) 会社と団体で締結した団体取扱協約が解除されたとき
- (4) 第2回以後の保険料が猶予期間の満了の日までに払い込まれなかったとき
- (5) 第1条第2項に規定する人数に満たなくなった後、3カ月を経過するまでにこれを補充することができないとき
- (6) 保険契約が保険料の払込を要しなくなったとき

### (特約の効力がなくなった保険契約の取扱)

**第8条** 前条の規定によってこの特約が効力を失った保険契約は、一般扱の保険料、年払、半年払または月払の保険契約となって主約款だけが適用されます。ただし、保険契約者より別段の申出がないときは、保険料の払込方法<経路>は、郵便振替または銀行振込により払い込む方法に変更されたものとします。

2. 年払または半年払の方法に変更する場合には、その保険年度の保険料の未払込分を会社の定める方法により払い込む

てください。その保険料の未払込分の払込がなかったときは、保険契約は効力がなくなります。

**(主約款の適用)**

**第9条** この特約において別段の定めのない事項については、主約款の規定を適用します。

**(医療保障保険(個人型)契約の特則)**

**第10条** 第3条の規定にかかわらず、この特約を付加した医療保障保険(個人型)契約については、普通保険料率を適用します。

**(積立利率変動型保険契約の特則)**

**第11条** この特約がライフサイクル積立利率変動型終身保険契約に付加されているときは、第2条(契約日の特例)の規定を適用しません。

**(ガン保険契約の特則)**

**第12条** この特約がガン入院保障付無配当定期保険、新ガン保障付無配当定期保険または無配当終身ガン保険に付加されているときは、次の各号のとおり取り扱うものとし、第2条第1項の規定は適用しません。

- (1) 保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合、契約日は主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間の計算は、この日を基準として行ないます。
- (2) 保険期間の始期から契約日の前日までの間に、主約款の規定に基づく保険金の支払をなすべき保険事故(無配当終身ガン保険に付加されているときはガン以外の事由による被保険者の死亡)が発生したとき、または保険料の払込免除事由が生じたときは、前号の規定にかかわらず、保険期間の始期を契約日とし、契約年齢および保険期間は、この日を基準として再計算します。



## 特別集団扱特約条項

### (特約の適用範囲)

**第1条** この特約は、会社と特別集団扱協約を締結した、預金利息を保険料に充当することをあらかじめ約束された預金の預金者集団または集団の主たる目的が物品等の購入に際し信用供与を受けるものである集団(以下「集団」といいます)で、保険契約が次の条件を備える場合に限り適用します。

- (1) 集団または集団の代表者もしくは集団に所属する者を保険契約者とする事
- (2) その集団において保険料の一括払込が可能であること
- (3) 被保険者は集団の所属員またはその同居の親族もしくは使用人であること
- (4) 保険種類ごとの被保険者の数が20名以上であること。ただし、集団の所属員を保険契約者とする場合には、保険契約者および被保険者の数がいずれも20名以上であること

### (特約を適用する手続)

**第2条** この特約は、保険契約者または保険契約申込人から集団の取扱責任者を通じて会社に申出があった場合、その保険契約に適用します。

### (契約日の特例)

**第3条** 保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合、契約日は普通保険約款(以下「主約款」といいます)に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間の計算は、この日を基準として行ないます。ただし、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、保険金、年金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた場合には、責任開始の日を契約日として、保険契約上の責任を負い、契約年齢および保険期間は、この日を基準として再計算します。

2. 前項の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、主約款の規定により契約日を定めます。

### (保険料率)

**第4条** この特約を適用する保険契約に対する保険料率は、集団扱の保険料率によります。

### (保険料の払込)

**第5条** 保険料の払込方法は、年払または半年払もしくは月払とします。ただし、集団を通じて同一であることを要します。

2. 第2回以後の保険料(更新保険料を含みます)は集団を経由して払い込んでください。保険料の払込は集団が会社に払い込んだ日をもって、払込のあった日とします。
3. 第2回以後の保険料については、集団から払い込まれた保険料総額に対する領収証を集団に交付し、個々の保険契約に対する領収証は発行しません。

### (特約の失効)

**第6条** この特約は、次の場合には、将来に向かってその効力を失います。

- (1) 会社と集団の間で締結した特別集団扱協約が消滅したとき
- (2) 保険契約者または被保険者が第1条に該当しなくなったとき
2. 被保険者の数(集団の所属員を保険契約者とする場合には、保険契約者および被保険者の数)が20名未満となり、6カ月を経過してもなお20名以上とならなかった場合には残存する保険契約についてこの特約は効力を失います。

### (特約が効力を失った保険契約の取扱)

**第7条** この特約が効力を失った保険契約については、一般扱の保険料率にもとづく年払、半年払または月払の保険契約となって主約款だけが適用されます。

2. 年払、半年払の方法に変更する場合、その保険年度の保険料に未払込分があるときは、この特約が効力を失ってから2カ月以内にその未払込保険料を一時に払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれないときは、保険契約は効力を失います。

### (特約の更新)

**第8条** この特約を適用する保険契約が更新されたときは、その保険契約とともにこの特約も更新して継続されます。

### (主約款の不適用)

**第9条** この特約を適用する保険契約については、インフレ・ガードとしての保険金額の増額に関する主約款の規定は適用しません。

### (ライフサイクル特約条項の不適用)

**第10条** この特約を適用する保険契約については、ライフサイクル特約条項の規定は適用しません。

### (協議内容の決定および変更)

**第 11 条** 次の各号の事項については、特別集団扱協約締結の際、保険契約者(集団の所属員を保険契約者とする場合にはその代表者とし、以下本条において同じとします)と会社とが協議のうえ定めます。

- (1) 被保険者の加入に関する事項
  - (2) 被保険者の選択に関する事項
  - (3) 被保険者の脱退に関する事項
  - (4) 保険金額に関する事項
  - (5) 保険期間に関する事項
  - (6) 保険料に関する事項
  - (7) その他必要な事項
2. 前項の規定によって定められた事項については、特別集団扱協約締結後においても保険契約者と会社とが協議のうえ、会社の定めた範囲内で変更することができるものとします。
3. 本条の規定によって定められた事項は、協約内容の一部となるものとします。

### (主約款の準用)

**第 12 条** この特約に別段の定めのない事項については、主約款の規定を準用します。

### (ガン保険契約の場合の特則)

**第 13 条** この特約がガン入院保障付無配当定期保険または新ガン保障付無配当定期保険に付加されているときは、次の各号のとおり取り扱うものとし、第3条第1項の規定は適用しません。

- (1) 保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合、契約日は主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間の計算は、この日を基準として行ないます。
- (2) 保険期間の始期から契約日の前日までの間に、主約款の規定に基づく保険金の支払をなすべき保険事故が発生したとき、または保険料の払込免除事由が生じたときは、前号の規定にかかわらず、保険期間の始期を契約日とし、契約年齢および保険期間は、この日を基準として再計算します。

## 指定代理請求特約条項

### (この特約の趣旨)

この特約は、給付金等の受取人が給付金等を請求できない会社所定の事情がある場合に、給付金等の受取人に代わって指定代理請求人または代理請求人が請求を行なうことを可能とするものを主な内容とするものです。

### (特約の締結)

**第1条** この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の締結の際、主契約の被保険者(以下「被保険者」といいます。)の同意を得て、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出により、主契約に付加して締結します。

- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、被保険者の同意を得て、契約者から申出があった場合、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ 前項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

### (特約の対象となる給付金等)

**第2条** この特約の対象となる給付金等(以下「給付金等」といいます。)は、主契約および付加されている特約の給付のうち、次に定めるものとします。ただし、生存給付金、無事故給付金および健康祝金を除きます。

1. 主契約の普通保険約款(付加されている特約の特約条項を含みます。以下「主約款」といいます。)の規定により、受取人が被保険者と定められている給付(受取人が主契約の被保険者と定められている給付および法人が受け取ることとなる給付を除き、付加されている特約について、給付の受取人を主契約の給付の受取人としていることにより、被保険者が受取人となる給付を含みます。)
  2. 主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されていることにより、被保険者が受け取ることとなる給付
  3. 被保険者と契約者が同一人である場合で、主約款の規定により、受取人が契約者と定められている給付(付加されている特約について、給付の受取人を主契約の給付の受取人としていることにより、契約者が受取人となる給付を含みます。)
  4. 主約款の規定により、受取人が給付金受取人、入院給付金受取人、治療給付金受取人または介護年金受取人と定められている給付で、契約者がその受取人を被保険者と指定している給付またはその受取人が指定されないことにより被保険者が受取人となること定められている給付
  5. 被保険者と契約者が同一人である場合の保険料の払込免除
- ② 主約款に定める次の取扱が行なわれたことにより、前項各号の要件に該当しなくなった給付については、この特約の適用はありません。
1. 給付金の受取人に関する特約が解約されたこと
  2. 契約者、給付金受取人、入院給付金受取人、治療給付金受取人または介護年金受取人の指定または変更が行なわれたこと
  3. 給付金等の受取人が被保険者から法人である契約者に変更されたこと

### (指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求)

**第3条** 前条に定める給付金等の受取人が、給付金等を請求できない第2項に定める特別な事情があるときは、契約者が被保険者の同意を得て、あらかじめ指定または第6条(指定代理請求人の変更または撤回)の規定により変更した次の各号に定める範囲内の一人の者(以下「指定代理請求人」といいます。))が、別表に定める書類およびその特別な事情の存在を証明する書類を提出して、給付金等の受取人の代理人として給付金等を請求することができます。

1. 被保険者の戸籍上の配偶者
  2. 被保険者の3親等内の親族
  3. 被保険者と同居し、または生計を一にしている前2号に準ずる者として会社が認めた者
  4. 前3号のほか、被保険者のために給付金等を請求すべき相当な関係があると会社が認めた者
- ② 前項に定める特別な事情はつぎのとおりとします。
1. 給付金等の請求を行なう意思表示が困難であると会社が認めた場合
  2. 悪性新生物等のため傷病名の告知を受けていない場合または余命の告知を受けていない場合
  3. その他これに準じる状態であると会社が認めた場合
- ③ 指定代理請求人が第1項の請求を行なう場合、指定代理請求人は請求時において第1項各号の範囲内であることを要します。
- ④ 指定代理請求人が第1項に該当しているが第3項に該当しないことにより給付金等を請求できない場合、もしくは第1項および第3項に該当しているが請求できない特別な事情がある場合には、次に定める者(以下「代理請求人」といいます。))は、会社の承諾を得たうえで、第1項に定める書類を提出して、給付金等の受取人の代理人として給付金等を請求することができます。
1. 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
  2. 前号に規定する者がいない場合、または前号に規定する者に給付金等を請求できない特別な事情がある場合には、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にする被保険者の3親等内の親族
  3. 前2号に規定する者がいない場合、または、前2号に規定する者に給付金等を請求できない特別な事情がある場合には、第1号以外の戸籍上の配偶者または前号以外の3親等内の親族
- ⑤ 指定代理請求人の指定がない場合に、給付金等の受取人が第2項に定める特別な事情により給付金等の請求ができないときは、前項各号に規定する代理請求人は、会社の承諾を得たうえで、第1項に定める書類を提出して、給付金等の受取人の代理人として給付金等を請求することができます。

- ⑥ 本条の規定に基づき、会社が指定代理請求人もしくは代理請求人に対して給付金等を支払った場合には、その後重複して給付金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ⑦ 本条の規定にかかわらず、故意または重大な過失により、給付金等の支払事由(保険料の払込免除事由を含みます。)を生じさせた者または故意に給付金等の受取人を給付金等を請求できない状態にさせた者は、指定代理請求人または代理請求人としての取扱を受けることができません。

#### (告知義務違反による解除および重大事由による解除)

**第4条** 主契約にこの特約が付加されている場合において、主契約または付加されている特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除については、主約款の告知義務違反による解除に関する規定および重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって契約者、被保険者または給付金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

#### (特約の解約)

**第5条** 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

#### (指定代理請求人の変更または撤回)

**第6条** 契約者は、被保険者の同意を得て、第3条(指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求)第1項に定める範囲内で指定代理請求人を変更し、指定代理請求人の指定を撤回することができます。この場合、契約者は別表に定める書類を提出してください。

② 前項の場合、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対して効力を生じません。

#### (主契約の被保険者が変更された場合の取扱)

**第7条** 主約款の規定によって、主契約が被保険者の夫を被保険者とする保険契約に変更された場合には、指定代理請求人の指定は撤回されたものとします。この場合、契約者は新たな指定代理請求人を指定してください。

#### (主約款の指定代理請求または代理請求に関する規定の不適用)

**第8条** この特約を主契約に付加した場合には、主約款における指定代理請求または代理請求についての規定は適用しません。

#### (主約款の規定の準用)

**第9条** この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

#### (主契約が無配当愛児成長保険等の場合の特則)

**第10条** この特約が、愛児成長保険、新愛児成長保険、自由設計愛児成長保険または無配当愛児成長保険に付加されている場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

- 第2条(特約の対象となる給付金等)第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。  
「この特約の対象となる給付金等(以下「給付金等」といいます。)は、主契約および付加されている特約の給付のうち次に定めるものとします。
  - 被保険者が保険金受取人に指定されている養護見舞金および養護年金
  - 契約者が保険金受取人に指定されている養育一時金および養育年金
  - 特約の被保険者が保険金受取人に指定されている特約高度障害給付金
  - 主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されていることにより被保険者が受け取ることとなる給付
  - 契約者が払込免除事由に該当したときの保険料の払込免除」
- 第2条第2項第2号の適用に際しては、次のとおり読み替えます。  
「2. 契約者または保険金受取人の変更が行われたこと」
- 第1号2. および5. の適用に際しては、第3条(指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求)および第6条(指定代理請求人の変更または撤回)中、「被保険者」とあるのを「契約者」と読み替え、第1号3. の適用に際しては、第3条および第6条中、「被保険者」とあるのを「特約の被保険者」と読み替えます。

#### (主契約が利益配当付こども成長保険等の場合の特則)

**第11条** この特約が、ライフサイクル無配当こども成長保険または利益配当付こども成長保険に付加されている場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

- 第2条(特約の対象となる給付金等)第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。  
「この特約の対象となる給付金等(以下「給付金等」といいます。)は、契約者が払込免除事由に該当したときの保険料の払込免除とします。」
- 前号の適用に際しては、第3条(指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求)および第6条(指定代理請求人の変更または撤回)中、「被保険者」とあるのを「契約者」と読み替えます。

#### (主契約が医療給付金付無配当定期保険(95)等の場合の特則)

**第12条** この特約が医療給付金付無配当定期保険または医療給付金付無配当定期保険(95)に付加されている場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

- 第1条(特約の締結)第1項中、「主契約の被保険者(以下「被保険者」といいます。)」とあるのは「主契約の主たる被保険者(以下「主たる被保険者」といいます。)」と読み替え、同条第2項、第3条(指定代理請求人または代理請求人による

給付金の請求)および第6条(指定代理請求人の変更または撤回)中、「被保険者」とあるのは「主たる被保険者」と読み替えます。

2. 第2条(特約の対象となる給付金等)第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。  
「この特約の対象となる給付金等(以下「給付金等」といいます。)は、主契約および付加されている特約の給付のうち次に定めるものとします。
  1. 主契約の普通保険約款(付加されている特約の特約条項を含みます。以下「主約款」といいます。)の規定により、受取人が主たる被保険者と定められている給付(付加されている特約について、給付の受取人を主契約の給付の受取人としていることにより、主たる被保険者が受取人となる給付を含みます。)のうち、主たる被保険者が支払事由に該当したときの給付(法人が受け取ることとなる給付を除きます。)
  2. 主たる被保険者と契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

**(主契約がライフサイクル無配当入院保険(01)の場合の特則)**

**第13条** この特約がライフサイクル無配当入院保険(01)に付加されている場合には、第2条(特約の対象となる給付金等)第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

「この特約の対象となる給付金等(以下「給付金等」といいます。)は、主契約および付加されている特約の給付のうち次に定めるものとします。

1. 主契約の普通保険約款(付加されている特約の特約条項を含みます。以下「主約款」といいます。)の規定により、受取人が被保険者と定められている給付(付加されている特約について、給付の受取人を主契約の給付の受取人としていることにより、被保険者が受取人となる給付を含みます。)のうち、被保険者が支払事由に該当したときの給付(法人が受け取ることとなる給付を除きます。)
2. 被保険者と契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

**情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則**

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

**別表 請求書類**

項目	提出書類
指定代理請求(代理請求)による給付金等の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 最終の保険料領収証 (4) 被保険者の住民票 (5) 会社所定の診断書・証明書 (6) 会社所定の入院・手術証明書 (7) 被保険者と指定代理請求人(代理請求人)の続柄が確認できる戸籍謄本 (8) 指定代理請求人(代理請求人)の住民票と印鑑証明書 (9) 被保険者または指定代理請求人(代理請求人)の健康保険被保険者証の写し (10) 代理請求の場合で、指定代理請求人が請求できない特別な状態のとき、その状態を証明する会社が認めた書類
指定代理請求人の変更または撤回	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 契約者の印鑑証明書
(注)会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。また、指定代理請求(代理請求)による給付金等の支払について、会社が必要と認めた場合には、事実の確認を行ない、または会社の指定する医師の診断を行なわせることがあります。	







ジブラルタ生命は  
ベルマーク運動に  
協賛しています

## ジブラルタ生命保険株式会社

本社/〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

**0120-981-088** **通話料無料**

ジブラルタ生命のホームページ <https://www.gib-life.co.jp/>

お問い合わせ先（担当者）